

平成 27 年 度

年 次 報 告

公正取引委員会

本書は再生紙を使用しております

この報告書は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
第44条第1項の規定に基づき、公正取引委員会の平成27年度にお
けるこの法律の施行状況を国会に報告するものである。

平成28年9月

・ 凡 例 ・

独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）
下請法	下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
景品表示法	不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）
独占禁止法施行令	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号）
入札談合等関与行為防止法	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）
消費税転嫁対策特別措置法	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）

目 次

第1部 総論	3
第2部 各論	19
第1章 独占禁止法制等の動き	21
第1 独占禁止法の改正	21
第2 その他の所管政令等の改正等	22
第3 独占禁止法と他の経済法令等の調整	24
第4 独占禁止法研究会の開催	25
第2章 違反被疑事件の審査及び処理	27
第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況	27
第2 法的措置	36
第3 警 告	50
第4 告 発	51
第3章 審 判	53
第1 概 説	53
第2 審 決	57
第4章 訴 訟	85
第1 審決取消請求訴訟	85
第2 その他の公正取引委員会関係訴訟	94
第3 独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟	95
第4 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟	97
第5章 競争環境の整備	101
第1 「公的再生支援に関する競争政策上の考え方」の策定・公表	101
第2 「適正な電力取引についての指針」の改定	105
第3 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改定	106
第4 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の一部改正	107
第5 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の一部改正	108
第6 その他のガイドライン等の策定・公表	109
第7 独占禁止法適用除外の見直し等	109
第8 競争評価に関する取組	121
第9 入札談合の防止への取組	122
第10 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組	122
第11 独占的状态調査	123
第12 ガソリンの取引に関するフォローアップ調査	124
第6章 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備	141
第7章 株式取得、合併等に関する業務	145
第1 概 説	145
第2 独占禁止法第9条の規定による報告・届出	145

第3	銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有	145
第4	株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等	146
第5	主要な事例	159
第8章	不公正な取引方法への取組	181
第1	概説	181
第2	不当廉売に対する取組	181
第3	優越的地位の濫用に対する取組	182
第9章	下請法に関する業務	199
第1	概説	199
第2	違反事件の処理	199
第3	下請法の普及・啓発	208
第10章	消費税転嫁対策特別措置法に関する業務	211
第1	概説	211
第2	消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置	211
第3	消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置	216
第4	消費税転嫁対策特別措置法の普及・啓発	217
第11章	国際関係業務	219
第1	独占禁止協力協定等	219
第2	競争当局間協議	220
第3	経済連携協定への取組	220
第4	多国間関係	222
第5	海外の競争当局等に対する技術支援	227
第6	海外調査	228
第7	海外への情報発信	229
第12章	広報・広聴等に関する業務	231
第1	広報・広聴	231
第2	政策評価	234
第13章	景品表示法に関する業務	235
第1	概説	235
第2	景品表示法違反事件の調査	236
第3	公正競争規約の認定	240
第14章	相談その他の業務	241
第1	独占禁止法及び関係法令に関する相談等	241
第2	事業活動に関する相談状況	241

第 1 部

総 論

公正取引委員会は、平成27年度において、次のような施策に重点を置いて競争政策の運営に積極的に取り組んだ。

1 独占禁止法改正等

(1) 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（独占禁止法の一部改正を含む）の提出

平成28年2月4日に我が国を含む12か国により署名された環太平洋パートナーシップ（TPP）協定には「各締約国は、自国の国の競争当局に対し、違反の疑いについて、当該国の競争当局とその執行の活動の対象となる者との間の合意により自主的に解決する権限を与える。」とする規定が含まれているところ（第16.2条5）、同規定は、現行の独占禁止法上担保されていないことから、同規定を担保するため、独占禁止法を改正し、「合意により自主的に解決する」制度である確約手続を導入することとした。確約手続の導入を内容とする独占禁止法の一部改正を含む環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案は、平成28年3月8日に第190回通常国会へ提出され、同年3月24日に衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会へ付託された後、同年6月1日に衆議院において閉会中審査とされた。

(2) 独占禁止法審査手続に関する指針の策定・公表

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第100号。以下「平成25年独占禁止法改正法」という。）附則第16条において、「政府は、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い、この法律の公布後一年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする」こととされた。

平成25年独占禁止法改正法附則第16条の規定に鑑み、内閣府特命担当大臣の下で開催された「独占禁止法審査手続についての懇談会」が取りまとめた報告書の提言を受け、行政調査手続の適正性をより一層確保する観点から、これまでの実務を踏まえて行政調査手続の標準的な実施手順や留意事項等を明確化した「独占禁止法審査手続に関する指針」を策定し、審査官等に周知徹底するとともに、調査手続の透明性を高め、円滑な調査の実施に資するよう、同指針を公表した（平成27年12月25日策定・公表。平成28年1月4日から適用）。

(3) 独占禁止法研究会の開催

公正取引委員会は、法定された算定方法に従って一律かつ画一的に算定・賦課する制度である現行課徴金制度の問題点を解消する観点から、課徴金制度の在り方について検討を行うため、平成28年2月以降、「独占禁止法研究会」（座長 岸井大太郎 法政大学法学部教授）を開催している。

2 厳正・的確な法運用

(1) 独占禁止法違反行為の積極的排除

ア 公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整，中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売など，社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

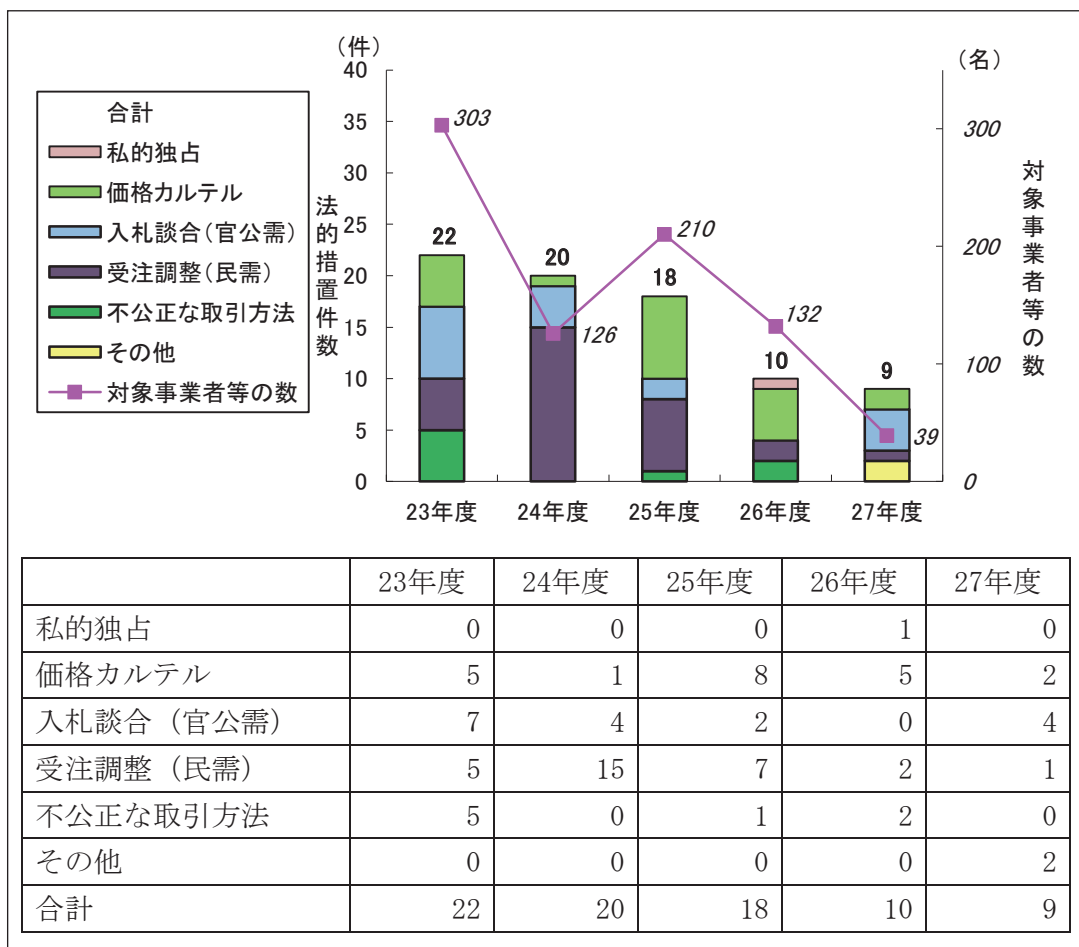
イ 独占禁止法違反被疑事件として平成27年度に審査を行った事件は138件である。そのうち同年度内に審査を完了したものは123件であった。

ウ 平成27年度においては，9件の法的措置を採った（詳細は第2部第2章第2を参照）。これを行為類型別にみると，価格カルテルが2件，入札談合（官公需）が4件，受注調整（民需）が1件，その他が2件となっている（第1図参照）。また，総額85億1076万円の課徴金の納付を命じた（第2図参照）。

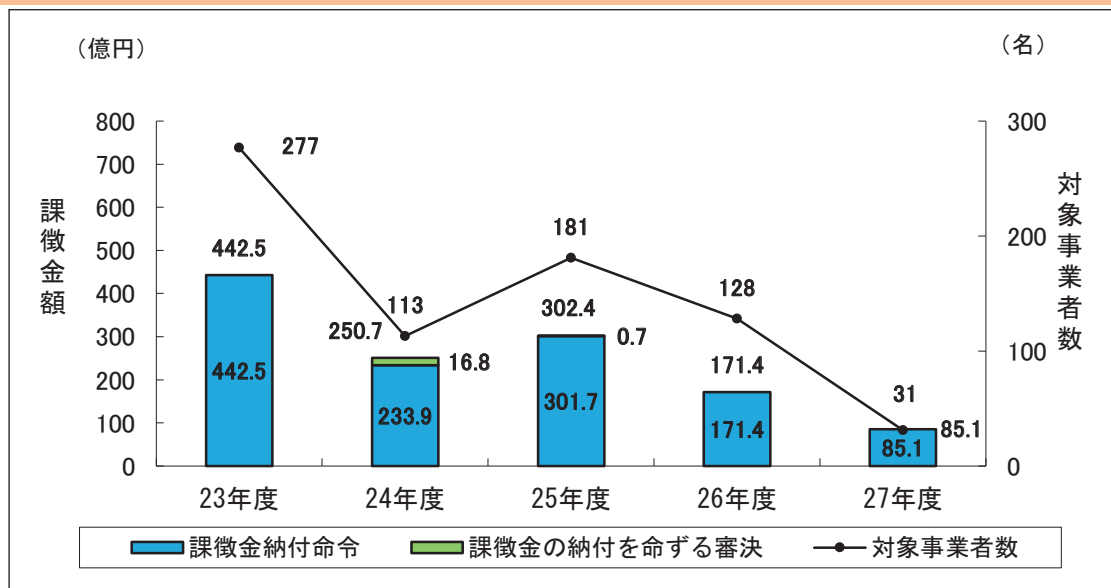
なお，平成27年度においては，課徴金減免制度に基づき事業者が自らの違反行為に係る事実の報告等を行った件数は102件であった。

＜平成27年度における法的措置事件＞	
価格カルテル	○ アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの製造販売業者らによる価格カルテル事件
入札談合（官公需）	○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線消融雪設備工事の入札参加業者らによる入札談合事件 ○ 東北地区，新潟地区及び北陸地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者による入札談合事件
受注調整（民需）	○ 農業協同組合等が北海道の区域において発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設工事等の施工業者による受注調整事件
事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限	○ 水先人会による構成事業者の機能又は活動の不当な制限事件

第1図 法的措置件数等の数の推移



第2図 課徴金額等の推移



(注1) 平成17年独占禁止法改正法（独占禁止法の一部を改正する法律〔平成17年法律第35号〕をいう。以下同じ。）による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係る金額を含む。

(注2) 平成17年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法に基づく課徴金納付命令については当初命令額を記載している。

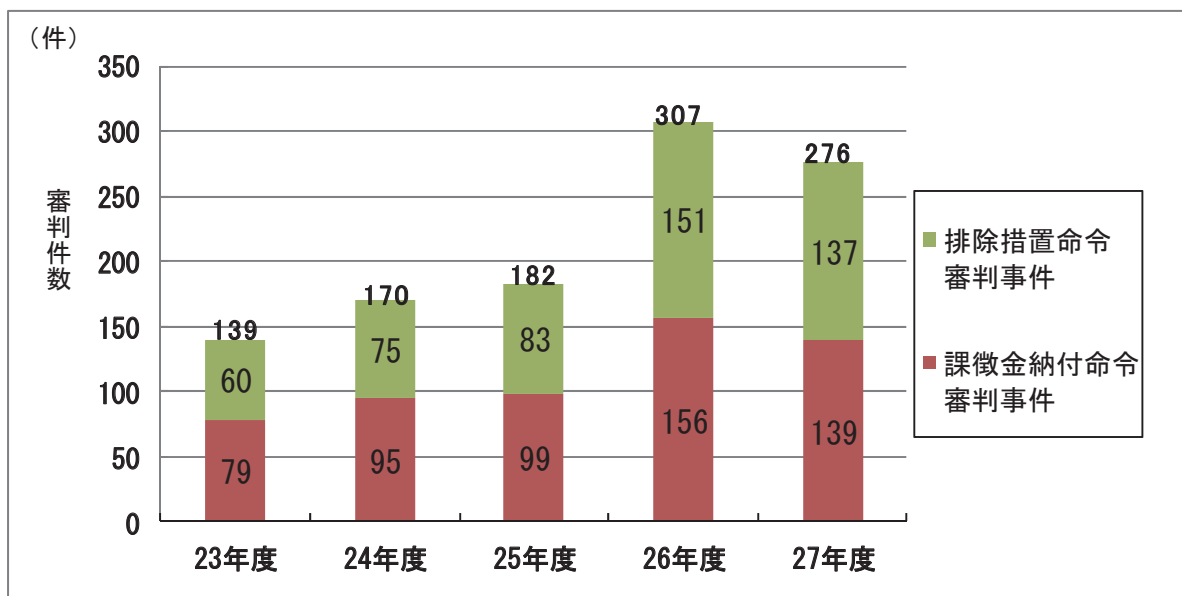
エ このほか、違反するおそれのある行為に対する警告6件（詳細は第2部第2章第3を参照）、違反につながるおそれのある行為に対する注意106件（不当廉売事案について迅速処理による注意を行った841件を除く。）を行うなど、適切かつ迅速な法運用に努めた。

オ 公正取引委員会は、独占禁止法違反行為についての審査の過程において、競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について、事業者団体等に申入れや要請を行っている。

平成27年度においては、日本水先人会連合会及び国土交通省に対して要請を行った。

カ 平成27年度における審判件数は、前年度から繰り越されたもの275件、平成27年度中に審判再開を行ったもの1件の合計276件（排除措置命令に係るものが137件、課徴金納付命令に係るものが139件）であった（第3図参照）。これらのうち、平成27年度中に平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審決を16件（排除措置命令に係る審決7件、課徴金納付命令に係る審決9件）を行った。この結果、平成27年度末における審判件数（平成28年度に繰り越すもの）は260件となった。

第3図 審判件数の推移



(注1) 審判件数は、行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

(注2) 「課徴金納付命令審判事件」には、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審判事件を含む。

(2) 公正な取引慣行の推進

ア 優越的地位の濫用に対する取組

(ア) 公正取引委員会は、以前から、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する優越的地位の濫用行為が行われないよう監視を行うとともに、独占禁止法に違反する行為については厳正に対処している。

また、優越的地位の濫用行為に係る審査を効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、審査を行っている。

平成27年度においては、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして51件の注意を行った。

(イ) 公正取引委員会は、中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野について、実態調査等を実施し、普及・啓発に努めている。

平成27年度においては、「テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書」(平成27年7月29日公表。詳細は第2部第8章第3 **5** を参照) を公表した。

(ロ) 公正取引委員会は、過去に優越的地位の濫用規制に対する違反がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習会を実施している。

平成27年度においては、業種別講習会を30回実施した。

(ハ) 公正取引委員会は、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、当委

員会事務総局の職員が出向いて、下請法等の内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成27年度においては、「中小事業者のための移動相談会」を全国63か所で実施した。このほか、事業者団体が開催する研修会等に職員を21回講師として派遣するとともに、優越的地位の濫用規制に係るパンフレット、DVD等の資料を提供した。

イ 不当廉売に対する取組

公正取引委員会は、小売業における不当廉売について、迅速に処理を行うとともに、大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案であって、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、周辺の販売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い、問題がみられた事案については、法的措置を採るなど厳正に対処している。

平成27年度においては、不当廉売のおそれがあるとして、レギュラーガソリンについて2件の警告を行った。また、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業において、不当廉売につながるおそれがあるとして841件（酒類490件、石油製品341件、家庭用電気製品3件、その他7件）の事案に対して注意を行った。

ウ 下請法違反行為の積極的排除等

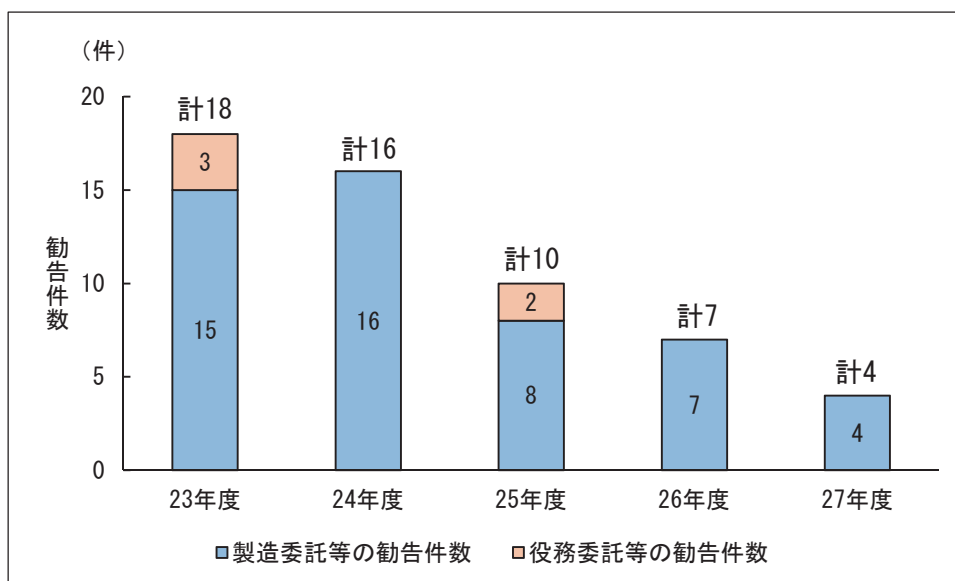
(ア) 公正取引委員会は、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくいという下請取引の実態に鑑み、中小企業庁と協力し、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的に書面調査を実施するなど違反行為の発見に努めている。また、中小事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況において、中小事業者の自主的な事業活動が阻害されることのないよう、下請法の迅速かつ効果的な運用により、下請取引の公正化及び下請事業者の利益の保護に努めている。

平成27年度においては、親事業者39,101名及びこれらと取引している下請事業者214,000名を対象に書面調査を行い、書面調査等の結果、下請法に基づき4件の勧告を行い、5,980件の指導を行った（第4図参照。詳細は第2部第9章第2 6を参照）。

＜平成27年度における勧告事件＞

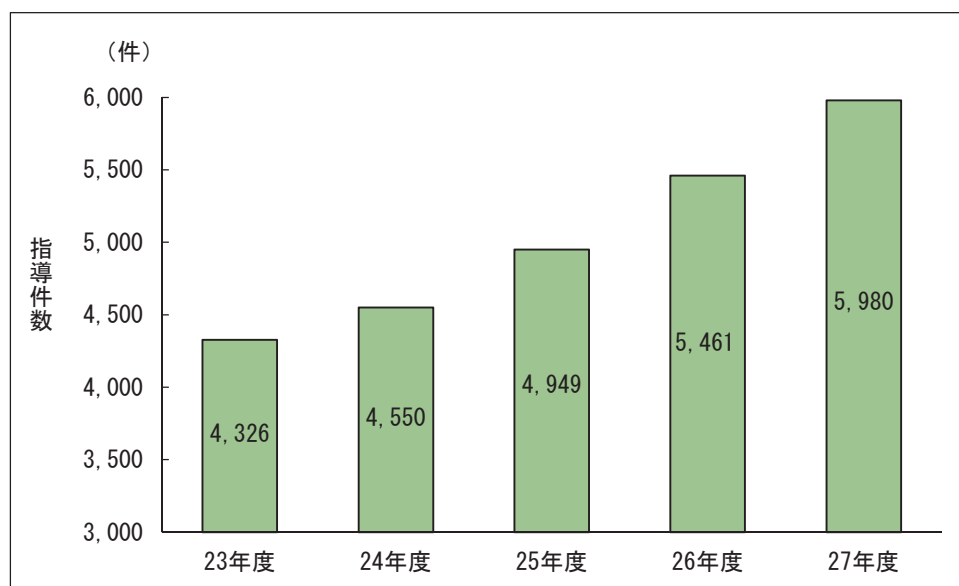
- 婦人靴の卸・小売業者（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額事件
- スポーツ用品等の小売業者（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額及び返品事件
- 給排水部材等の卸売業者（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額事件
- 食料品及び日用品の小売業者（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額事件

第4図 下請法の事件処理件数の推移



(注1) 勧告を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本図においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

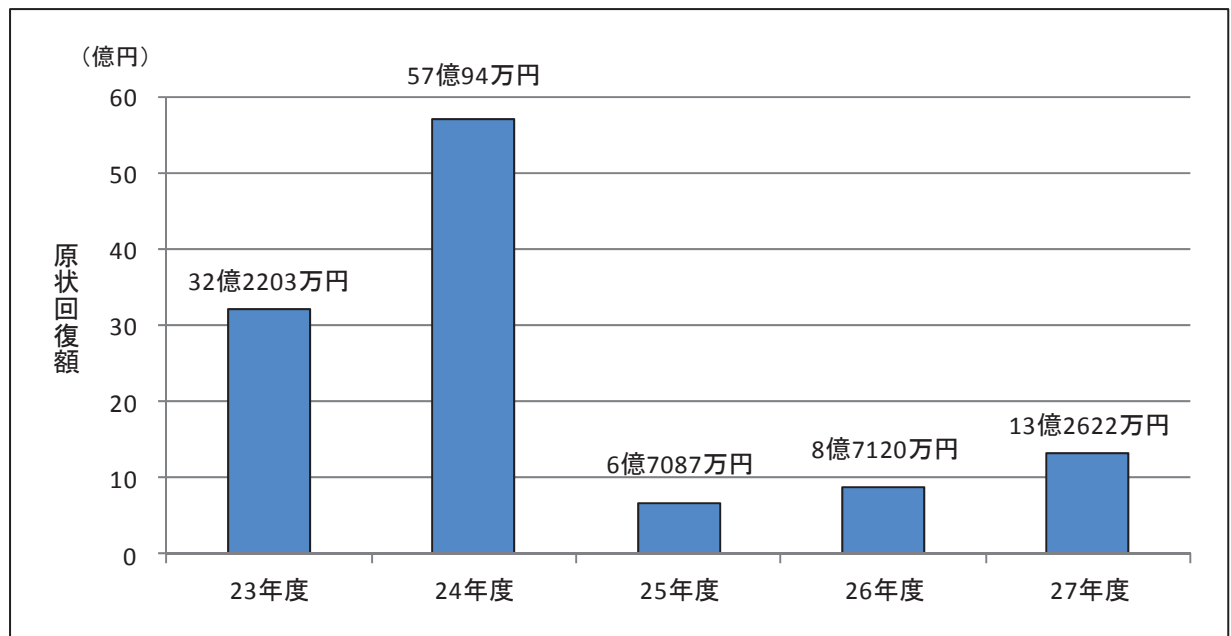
(注2) 「製造委託等」とは、製造委託及び修理委託をいい、「役務委託等」とは、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。



- (イ) 平成27年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者236名から、下請事業者7,760名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額13億2622万円相当の原状回復が行われた（第5図参照）。このうち、主なものとしては①下請代金の減額事件においては、親事業者は総額7億7050万円を下請事業者に返還し、②下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は総額3億2691万円の遅延利息を下請事業者に支払い、③返品事件においては、親事業者は下請事業者から総額1億7896万円相当の商品を引き取り、④不当な経済上の利益の提供要請事件においては、親

事業者は総額3078万円の利益提供分を下請事業者に返還した。

第5図 原状回復の状況



(㊦) 公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が、下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表）。

平成27年度においては、前記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は52件であった。また、同年度に処理した自発的な申出は45件であり、そのうちの2件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。

(㊦) 公正取引委員会は、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買いたたき等の行為が行われることのないよう、平成27年11月13日、約205,000名の親事業者及び約650の関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書をもって要請を行った。

エ 消費税転嫁対策に関する取組

(㊦) 公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）に関する情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に実施している。これらの調査の結果、転嫁拒否行為が認められた事業者に対しては、転嫁拒否行為に係る不利益の回復などの必要な改善指導を迅速に行っている。

平成27年度においては、中小企業庁と合同で、中小企業・小規模事業者等（売手

側。約290万名）に対する^{しつぱいてき}悉皆的な書面調査を実施した。また、中小企業庁と合同で、個人事業者（売手側。約350万名）に対する書面調査を実施した。さらに、中小企業庁と合同で、大規模小売事業者及び大企業等（買手側。約8万名）に対して、報告義務を課した書面調査を実施した。書面調査等の結果、消費税転嫁対策特別措置法に基づき勧告を行ったものは13件、指導を行ったものは349件であった。

- (イ) 公正取引委員会は、転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けるための相談窓口を設置し、平成27年度において、543件の相談に対応した。また、事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するための移動相談会については、平成27年度において、全国各地で52回実施した。
- (ロ) 公正取引委員会は、転嫁拒否行為を受けた事業者にとって、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を受動的に待つだけでなく、中小企業庁と合同で書面調査を実施し、転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行った。また、様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、平成27年度においては、4,344名の事業者及び682の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。
- (ハ) 公正取引委員会は、平成27年度においては、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為11件の届出を受け付けたほか、事業者又は事業者団体からの届出書の記載方法等に関する相談に対応した。
- (ニ) 公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施している。

平成27年度においては、51回の説明会を実施した。また、商工会議所、商工会及び事業者団体が開催する説明会等に公正取引委員会事務総局の職員を講師として27回派遣した。

(3) 企業結合審査の充実

独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる会社の株式取得・所有、合併等を禁止している。公正取引委員会は、我が国における競争的な市場構造が確保されるよう、企業結合規制の的確な運用に努めている。

平成27年度においては、独占禁止法第9条から第16条までの規定に基づく企業結合規制に関する業務として、銀行又は保険会社の議決権取得・保有について3件の認可を行い、持株会社等について104件の報告、会社の株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等について295件の届出をそれぞれ受理し、必要な審査を行った。

また、平成27年度に届出のあった主な企業結合事案としては、次のようなものがあり、的確に処理するとともに、その内容を公表した（詳細は第2部第7章第5を参照）。

<平成27年度に届出のあった主な企業結合事案>

- 大阪製鐵(株)による東京鋼鐵(株)の株式取得
- 日本製紙(株)と特種東海製紙(株)による段ボール原紙等の共同販売会社の設立等

3 競争環境の整備に向けた調査等

(1) 「公的再生支援に関する競争政策上の考え方」の策定・公表

「競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会」が平成26年12月19日に行った中間取りまとめにおいて、「公正取引委員会が、公的再生支援を行うに当たって支援機関が競争政策の観点から留意すべき点を盛り込んだ業種横断的なガイドラインを作成」することが適当であるとされたことを受け、公正取引委員会は、平成28年3月31日に「公的再生支援に関する競争政策上の考え方」を策定・公表した。

同考え方は、公的再生支援が競争に与える影響を最小化するという観点から、公的再生支援機関が公的再生支援を実施するに当たっては、①民間だけでは円滑な事業再生が不可能であり、支援機関が公的な支援を行わざるを得ない場合に限って、民間の機能を補完するために実施すべきという「補完性の原則」、②様々な政策目的を達成するために事業再生が必要である場合において、当該事業再生のために必要最小限となるような規模・手法等で行うべきという「必要最小限の原則」及び③公的再生支援が市場メカニズムにどのような影響を与えるのかを明確にし、競争事業者がその影響について意見を提出することなどができるよう、可能な限り、個別の事案に関する情報について、迅速性や情報へのアクセスの容易性に配慮しつつ開示すべきという「透明性の原則」の三つの原則を踏まえるべきであるとした上で、公的再生支援が競争に与える影響やその影響を最小化するための考慮事項等を明らかにしている（詳細は第2部第5章第1を参照）。

(2) 「適正な電力取引についての指針」の改定

平成23年3月に発生した東日本大震災とこれに伴う原子力事故を契機に、電力の安定供給の確保や電気料金の抑制等に向けた電力システム改革について検討が行われ、平成25年4月に「電力システムに関する改革方針」が閣議決定されたところ、当該改革方針を受け、平成25年から平成27年にかけて電気事業法（昭和39年法律第170号）が3段階に分けて改正された。そのうち、平成28年4月に電気の小売業への参入が全面自由化されることを主な内容とする第2段階の改正電気事業法が施行されることに伴い、公正取引委員会は、平成28年3月7日に経済産業省と共同して「適正な電力取引についての指針」を改定した。

独占禁止法の観点から行った指針の改定内容として、セット販売における不当な取扱い、契約の切替えにおける不当な取扱い及び相対取引や卸電力取引所での取引を通じた電気の調達における不当な取扱いについて、独占禁止法上の考え方を新たに示している（詳細は第2部第5章第2を参照）。

(3) 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改定

公正取引委員会は、電気通信事業分野における最近の市場実態の変化等を踏まえ、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の独占禁止法部分について所要の改定を行い、平成28年5月20日に電気通信事業法（昭和59年法律第86号）部分の改定内容と合わせて公表した。

同改定により、接続における不当な取扱い、セット提供における不当な取扱い、卸電気通信役務における不当な取扱いなどについて、独占禁止法上の考え方の補充を行うと

ともに、個別の事例に対応したより具体的な想定例の追加等を行っている（詳細は第2部第5章第3を参照）。

(4) 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の一部改正

公正取引委員会は、「規制改革に関する第3次答申～多様で活力ある日本へ～」(平成27年6月16日規制改革会議)を受けて策定された「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)を踏まえ、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(平成3年7月11日公表。以下「流通・取引慣行ガイドライン」という。)に関し同実施計画において検討することとされたいわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について所要の検討を行い、流通・取引慣行ガイドラインを一部改正し、平成28年5月27日に公表した。今回の改正は、流通・取引慣行ガイドライン第1部及び第2部ともに、いわゆるセーフ・ハーバーの基準を、改正前の「市場におけるシェアが10%未満であり、かつ、その順位が上位4位以下」から「市場におけるシェアが20%以下」(順位基準は廃止)に改めるものである(詳細は第2部第5章第4を参照)。

(5) 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の一部改正

公正取引委員会は、標準規格必須特許(規格の実施に当たり必須となる特許等をいう。以下同じ。)を有する者が、当該標準規格必須特許を利用する者に対して差止請求訴訟を提起する等の事例が国内外で生じていることを踏まえ、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(平成19年9月28日公表)を一部改正し、平成28年1月21日に公表した。

具体的には、FRAND宣言をした標準規格必須特許を有する者が、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起すること等は、規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を行う者の取引機会を排除し又はその競争機能を低下させる場合があり、当該製品の市場における競争を実質的に制限する場合には、私的独占に該当し、私的独占に該当しない場合であっても、公正競争阻害性を有するときには、不公正な取引方法(独占禁止法第19条〔一般指定第2項、第14項〕)に該当すること等を明らかにした(詳細は第2部第5章第5を参照)。

(6) 外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の見直し

外航海運については、海上運送法(昭和24年法律第187号)に基づき、船社による運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船等を内容とする協定の締結について、国土交通大臣への事前届出を前提として、独占禁止法適用除外制度が設けられているところ、平成22年度における国土交通省による見直しの検討の結果、平成27年度に再度検討を行うこととなっていた。公正取引委員会は平成28年2月4日に、実態調査を踏まえて、外航海運に係る独占禁止法適用除外制度を維持する理由が存在するかどうかについて検討を行い、検討結果を取りまとめた報告書「外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の在り方について」を公表し、同月以降、国土交通省と協議を行ってきた。

国土交通省は、公正取引委員会との協議を踏まえ、平成28年6月14日に、外航海運に

係る海上運送法上の独占禁止法適用除外制度は当面維持するが、運賃又は料金について加盟船社を拘束するいわゆる運賃同盟については、運賃同盟の締結件数が減少し、国際海上輸送サービスの安定的提供に支障が生じないと判断される場合には廃止の方向で見直しを行うこととし、運賃同盟以外の船社間協定については、諸外国における競争法適用除外制度、荷主の利益への影響や船社間協定の類型ごとの状況を踏まえ、必要と認められる場合には、公正取引委員会と協議しつつ見直しを行っていくとの再検討結果を公表した（詳細は第2部第5章第7 **2** を参照）。

(7) 競争評価に関する取組

平成19年10月以後、各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする際、原則として、規制の事前評価の実施が義務付けられ、その際、規制による競争状況への影響分析（以下「競争評価」という。）についても行うこととされ、平成22年4月から試行的に実施されている。競争評価については、各府省は、規制等に関して、競争状況への影響・分析に関するチェックリスト（以下「競争評価チェックリスト」という。）の記入を行い、評価書と共に総務省に提出し、総務省は競争評価チェックリストを公正取引委員会へ送付することとされている。

平成27年度においては、総務省から88件の競争評価チェックリストを受領し、内容を精査した。

(8) 入札談合の防止への取組

入札談合の防止を徹底するためには、発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から、公正取引委員会は、地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに、国、地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。

平成27年度においては、研修会を全国で28回開催するとともに、国、地方公共団体等に対して289件の講師の派遣を行った。

(9) 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組

独占禁止法コンプライアンスの向上に関連した企業の取組を促していく観点から、公正取引委員会では、企業における独占禁止法に関するコンプライアンス活動の状況を調査し、改善のための方策等と併せて、報告書の取りまとめ・公表を行うとともに、その周知に努めている。

平成27年度においては、平成27年3月27日に公表した、外国競争法に関するコンプライアンスを推進するために有効と考えられる方策や留意点を取りまとめた報告書「我が国企業における外国競争法コンプライアンスに関する取組状況について～グローバル・ルールとしての取組を目指して～」について、経済団体等12団体における講演等を通じて周知を行った。

(10) ガソリンの取引に関するフォローアップ調査

公正取引委員会は、平成25年7月、「ガソリンの取引に関する調査報告書」を公表し

た。その後、ガソリン販売業者に対するガソリンの仕切価格の決定方法に変更があったことなどガソリンの流通市場における競争環境に変化がうかがわれることから、改めてガソリンの流通実態を把握するためにフォローアップ調査を実施し、平成28年4月28日に「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査報告書」を公表した（詳細は第2部第5章第12を参照）。

4 競争政策の運営基盤の強化

(1) 競争政策に関する理論的・実証的な基盤の整備

競争政策研究センターは、平成15年6月の発足以降、独占禁止法等の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するための活動を展開している。

平成27年度においては、三つの研究テーマに取り組んだほか、公開セミナーを3回、ワークショップを5回開催した。

(2) 経済のグローバル化への対応

近年、複数の国・地域の競争法に抵触する事案、複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど、競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定、経済連携協定等に基づき、関係国の競争当局と連携して執行活動を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。

また、公正取引委員会は、国際競争ネットワーク（ICN）、経済協力開発機構（OECD）、アジア太平洋経済協力（APEC）、国連貿易開発会議（UNCTAD）等といった多国間会議にも積極的に参加している。

さらに、発展途上国において、既存の競争法制を強化する動きや新たに競争法制を導入する動きが活発になっていることを受け、公正取引委員会は、これら諸国の競争当局等に対し、当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等による技術支援活動を行っている。

このほか、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため、英文ウェブサイトに掲載する報道発表資料の一層の充実、海外の弁護士会等が主催するセミナー等へのスピーカーの派遣等を行っている。

平成27年度においては、主に以下の事項に取り組んだ。

ア 競争当局間における連携強化

オーストラリア連邦の競争消費者委員会との間における二国間取決めの締結を行った。同取決めは、公正取引委員会が締結した、審査過程で得た情報の共有について規定した、初めての取決めである。また、中華人民共和国の国家発展改革委員会及び商務部との間において二国間覚書の締結を行った。

イ 多国間協議への参加

国際競争ネットワーク（ICN）においては、その設立以来運営委員会メンバーを務めるとともに、平成24年度からはカルテル作業部会サブグループ1の共同議長も担当している。また、公正取引委員会主導のもと設立された「（カルテルに関する）非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」及び「企業結合審査に係る国際協力のためのフレームワーク」を運用するなど各作業部会の取組に参画している。

経済協力開発機構（OECD）においては、競争委員会の本会合及び各作業部会に参加し、寡占市場の問題点、定期船輸送市場等のテーマに即して、公正取引委員会の過去の経験、取組について紹介するなど、議論に参画した。

このほか、ベトナムにおいて東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスを共催した。

ウ 経済連携協定への取組

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に関し、競争政策章を中心として、その締結に関する取組に参画した。

エ 技術支援

ベトナム競争当局に公正取引委員会職員を派遣するとともに、ベトナム、フィリピン、インドネシア、モンゴル等の競争当局職員を招いて研修を行う等により、競争政策に関する技術支援を実施している。

(3) 競争政策の普及啓発に関する広報・広聴活動

競争政策に関する意見・要望等を聴取して施策の実施の参考とし、併せて競争政策への理解の促進に資するため、独占禁止政策協力委員から意見聴取を行った。

また、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を開催しており、平成27年度においては、3回開催した。

さらに、全国9都市において、公正取引委員会委員と各地の有識者との懇談会を、また、全国各地において、地方事務所長等の当委員会事務総局の職員と各地区の有識者との懇談会を、全国14都市において、公正取引委員会委員等による弁護士会や経済界等に対する講演会等を、それぞれ開催した。

前記以外の活動として、本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、「一日公正取引委員会」を開催するとともに、一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動を紹介する「消費者セミナー」を開催した。

加えて、中学校、高等学校及び大学（短期大学等を含む。）に職員を講師として派遣し、経済活動における競争の役割等について授業を行う独占禁止法教室（出前授業）の開催など、学校教育等を通じた競争政策の普及啓発に努めた。

<平成27年度における主な取組>

- 独占禁止政策協力委員150名に対する意見聴取の実施
- 独占禁止懇話会の開催（3回）
- 地方有識者との懇談会の開催（函館市，仙台市，前橋市，名古屋市，和歌山市，松江市，松山市，熊本市及び那覇市）
- その他の地方有識者との懇談会の開催（87回）
- 弁護士会や経済界等に対する講演会等の開催（33回）
- 一日公正取引委員会の開催（函館市，福島市，横浜市，岐阜市，和歌山市，岡山市，高知市及び長崎市）
- 消費者セミナーの開催（57回）
- 独占禁止法教室の開催（中学生向け61回，高校生向け27回，大学生等向け76回）

第 2 部

各 論

第1章 独占禁止法制等の動き

第1 独占禁止法の改正

1 平成25年独占禁止法改正法の施行等

公正取引委員会が行う審判制度の廃止，排除措置命令等を行う際の処分前手続として実施される意見聴取手続の整備等を内容とする「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第100号。以下「平成25年独占禁止法改正法」という。）は，平成25年12月7日，第185回臨時国会において成立し，同月13日に公布された後，平成27年4月1日に施行された。

2 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（独占禁止法の一部改正を含む）

(1) 法律案の提出

平成28年2月4日に我が国を含む12か国により署名された環太平洋パートナーシップ（TPP）協定には「各締約国は、自国の国の競争当局に対し、違反の疑いについて、当該国の競争当局とその執行の活動の対象となる者との間の合意により自主的に解決する権限を与える。」とする規定が含まれているところ（第16.2条5），同規定は，現行の独占禁止法上担保されていないことから，同規定を担保するため，独占禁止法を改正し，「合意により自主的に解決する」制度である確約手続を導入することとした。確約手続の導入を内容とする独占禁止法の一部改正を含む環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案は，平成28年3月8日に第190回通常国会へ提出され，同年3月24日に衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会へ付託された後，同年6月1日に衆議院において閉会中審査とされた。

(2) 法律案の内容

ア 通知

公正取引委員会は，私的独占の禁止等の規定に違反する事実があると思料する場合において，その疑いの理由となった行為について，公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときは，当該行為をしている者に対し，当該行為の概要及び違反する疑いのある法令の条項を書面により通知することができることとする。

イ 申請

前記アの通知を受けた者は，疑いの理由となった行為を排除するために必要な措置を自ら策定し，実施しようとするときは，その実施しようとする措置（以下「排除措置」という。）に関する計画（以下「排除措置計画」という。）を作成し，これを当該通知の日から60日以内に公正取引委員会に提出して，その認定を申請することができることとする。

ウ 認定

公正取引委員会は、前記イの申請があった場合において、当該排除措置が、疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであり、かつ、確実に実施されると見込まれると認めるときは、その認定をすることとする。

エ 却下

公正取引委員会は、前記イの申請があった場合において、当該排除措置計画が前記ウの要件のいずれかに適合しないと認めるときは、決定でこれを却下しなければならないこととする。

オ 変更

前記ウの認定を受けた者は、当該認定に係る排除措置計画を変更しようとするときは、公正取引委員会の認定を受けなければならないこととする。

カ 認定の効果

前記ウ及びオの認定をした場合において、当該認定に係る疑いの理由となった行為及び排除措置に係る行為については、排除措置命令又は課徴金納付命令をしないこととする。

キ 認定の取消し

公正取引委員会は、前記ウ及びオの認定を受けた排除措置計画に従って排除措置が実施されていないと認めるとき又は前記ウ及びオの認定を受けた者が虚偽若しくは不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したときは、認定を取り消さなければならないこととする。

第2 その他の所管政令等の改正等

1 独占禁止法施行令等の改正

平成25年独占禁止法改正法の施行に伴い、「独占禁止法施行令」、「公正取引委員会の審判費用等に関する政令」、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第47条第2項の審査官の指定に関する政令」及び「公正取引委員会事務総局組織令」について、所要の改正を行った（平成27年政令第15号〔平成27年1月21日公布，4月1日施行〕，平成27年政令第82号〔平成27年3月25日公布，4月1日施行〕及び平成27年政令第181号〔平成27年4月10日公布・施行〕）。概要は以下のとおりである。

(1) 独占禁止法施行令

平成25年独占禁止法改正法の施行により審判制度に関係する条文が削除されることに伴い、引用条文の削除及び修正を行った。

(2) 公正取引委員会の審判費用等に関する政令

平成25年独占禁止法改正法の施行に伴い、独占禁止法第75条の参考人及び鑑定人の旅費等について規定した本政令の題名を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令」と改めた。

(3) **私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第47条第2項の審査官の指定に関する政令**

平成25年独占禁止法改正法の施行に伴い、審査官に指定する者の要件から、「審判に立ち会う」ために必要な法律及び経済の知識経験に係るものを削除した。

(4) **公正取引委員会事務総局組織令**

平成25年独占禁止法改正法の施行に伴い、公正取引委員会事務総局の官房、局及び課の所掌事務の範囲につき所要の改正を行ったほか、当委員会の訟務体制を強化するため、審査局訟務官を新設する改正を行った。

2 独占禁止法審査手続に関する指針の策定・公表

(1) **経緯**

平成25年独占禁止法改正法附則第16条において、「政府は、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い、この法律の公布後一年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする」こととされた。

平成25年独占禁止法改正法附則第16条の規定に鑑み、内閣府特命担当大臣の下で開催された「独占禁止法審査手続についての懇談会」が取りまとめた報告書の提言を受け、行政調査手続の適正性をより一層確保する観点から、これまでの実務を踏まえて行政調査手続の標準的な実施手順や留意事項等を明確化した「独占禁止法審査手続に関する指針」を策定し、審査官等に周知徹底するとともに、調査手続の透明性を高め、円滑な調査の実施に資するよう、同指針を公表した（平成27年12月25日策定・公表。平成28年1月4日から適用）。

(2) **内容**

ア 総論

独占禁止法の目的と公正取引委員会の使命、公正取引委員会における事件調査の体制と監督者の責務及び独占禁止法違反被疑事件の調査に携わる職員の心構えを示した。

イ 事件調査手続

立入検査、供述聴取、報告命令などの行政調査手続の進行段階に応じて、審査官等の調査権限の根拠・法的性格、当該権限の行使時等における手続・説明事項、調査実施の際の留意事項について明確化した。

また、行政調査手続に関する不服申立ての仕組みとして、独占禁止法第47条の規定

に基づく審査官の処分に対する異議の申立てや、新たに創設した任意の供述聴取に関する苦情の申立てがあれば、審査官等は当該申立てに係る調査に誠実に対応することを明確化した。

3 消費税転嫁対策特別措置法の失効期限の延長に伴う消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則の一部改正等

(1) 消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則の一部改正

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から、経済再生と財政健全化を両立するための消費税率の引上げの施行日の変更等、所要の措置を一体として講ずる必要があるため、「所得税法等の一部を改正する法律案」が第189回通常国会に提出された。同法律案は、消費税転嫁対策特別措置法の所要の改正（同法の失効期限の平成29年3月31日から平成30年9月30日への延長等）を含むものであるところ、平成27年3月31日に可決・成立し、同日公布された（平成27年法律第9号〔一部の規定を除き、平成27年4月1日施行〕）。

消費税転嫁対策特別措置法の失効期限が平成29年3月31日から平成30年9月30日に延長されたことを踏まえ、平成27年4月1日より前に公正取引委員会に消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為の届出をした者の事務負担の軽減を図るため、「消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則」について所要の改正を行った（平成27年公正取引委員会規則第6号〔平成27年5月29日公布、同日施行〕）。

(2) 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方の改正

消費税転嫁対策特別措置法の改正に伴い、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」（平成25年9月10日公表）について所要の改正を行った（平成27年4月1日改正）。

4 公正取引委員会事務総局組織令の改正

官房にサイバーセキュリティ・情報化参事官を新設することを内容とする公正取引委員会事務総局組織令の改正が行われた（公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（平成28年政令第109号〔平成28年3月31日公布、同年4月1日施行〕））。

第3 独占禁止法と他の経済法令等の調整

1 法令協議

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から経済法令の制定又は改正を行おうとする際に、これら法令に独占禁止法の適用除外や競争制限的効果をもたらすおそれのある行政庁の処分に係る規定を設けるなどの場合には、その企画・立案の段階で、当該行政機関からの協議を受け、独占禁止法及び競争政策との調整を図っている。

2 行政調整

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から行う行政措置等について、独占禁止法及び競争政策上の問題が生じないように、当該行政機関と調整を行っている。

第4 独占禁止法研究会の開催

公正取引委員会は、法定された算定方法に従って一律かつ画一的に算定・賦課する制度である現行課徴金制度の問題点を解消する観点から、課徴金制度の在り方について検討を行うため、平成28年2月以降、「独占禁止法研究会」（座長 岸井大太郎 法政大学法学部教授）を開催している。

現行課徴金制度の主な問題点は、以下のとおりである。

- 経済活動のグローバル化・多様化・複雑化等の進展に対応して適正な課徴金の額を柔軟に算定することができない。
- 諸外国のように事業者の調査への協力・非協力の程度等を勘案して課徴金額を決定することができないため、事業者の調査協力インセンティブが働かない。
- 主要な諸外国の制度と比べて整合性に欠けている。

第2章 違反被疑事件の審査及び処理

第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況

1 排除措置命令等

独占禁止法は、事業者が私的独占又は不当な取引制限をすること、不公正な取引方法を用いること等を禁止している。公正取引委員会は、一般から提供された情報、自ら探知した事実、違反行為をした事業者からの課徴金減免申請等を検討し、これらの禁止規定に違反する事実があると思料するときは、独占禁止法違反被疑事件として必要な審査を行っている。

平成27年4月に施行された平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成25年法律第100号〕をいう。以下同じ。）により、意見聴取手続の制度が導入されたところ、平成27年度においては、審査事件のうち必要なものについては独占禁止法の規定に基づく権限を行使して審査を行い（第47条）、違反する事実があると認められ、排除措置命令等をしようとするときは、意見聴取を行い（第49条等）、意見聴取官が作成した意見聴取調書及び意見聴取報告書の内容を参酌し（第60条）、排除措置命令等を行っている。

なお、平成25年独占禁止法改正法施行前に、平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第49条第5項に基づき排除措置命令の名宛人となるべき者に対し、予定される排除措置命令の内容等を通知し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会の付与を行った（第49条第3項）審査事件については、提出された意見や証拠を踏まえて、排除措置命令を行っている（平成25年独占禁止法改正法附則第2条）。

また、排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合であっても、違反の疑いがあるときは、関係事業者等に対して警告を行い、是正措置を採るよう指導している（注）。

さらに、違反行為の存在を疑うに足る証拠は得られなかったが、違反につながるおそれのある行為がみられた場合には、未然防止を図る観点から注意を行っている。

なお、法的措置又は警告をしたときは、その旨公表している。また、注意及び打切りについては、競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり、かつ、関係事業者から公表する旨の了解を得た場合又は違反被疑対象となった事業者が公表を望む場合は、公表している。

平成27年度における審査件数（不当廉売事案で迅速処理したもの〔第1－2表〕を除く。）は、前年度からの繰越しとなっていたもの11件及び年度内に新規に着手したもの127件の合計138件であり、このうち年度内に処理した件数は123件であった。123件の内訳は、排除措置命令が9件、警告が6件、注意が106件及び違反事実が認められなかったため審査を打ち切ったものが2件となっている（第1－1表参照）。

（注） 公正取引委員会は、警告を行う場合にも、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）に基づき、事前手続を経ることとしている。

第1－1表 審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理（注1）を行ったものを除く。）

年 度			23	24	25	26	27	
審査 件数	前年度からの繰越し		23	9	13	10	11	
	年度内新規着手		157	266	137	118	127	
	合 計		180	275	150	128	138	
処理 件数	措 置	法 的	排除措置命令	22	20	18	10	9
			関係人数	303	126	210	132	39
	そ の 他	警 告	2	6	1	1	6	
		注 意	138	208	114	102	106	
		打 切 り	9	28	7	4	2	
		小 計	149	242	122	107	114	
	合 計		171	262	140	117	123	
次年度への繰越し			9	13	10	11	15	
命 課 令 徴 金 納 付	関係人数		280	108	176	128	31	
	(審判開始決定 (注2))		(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	課徴金の納付を命ずる審決		0	5	5	0	0	
	課徴金額 (円) (注3)		442億5784万	250億7644万	302億4283万	171億4303万	85億1076万	
告 発			0	1	1	0	1	

（注1） 申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

（注2） （ ）内の数字は、平成17年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成17年法律第35号〕をいう。以下同じ。）による改正前の独占禁止法に基づく課徴金納付命令に係る審判開始決定を行った関係人数である。

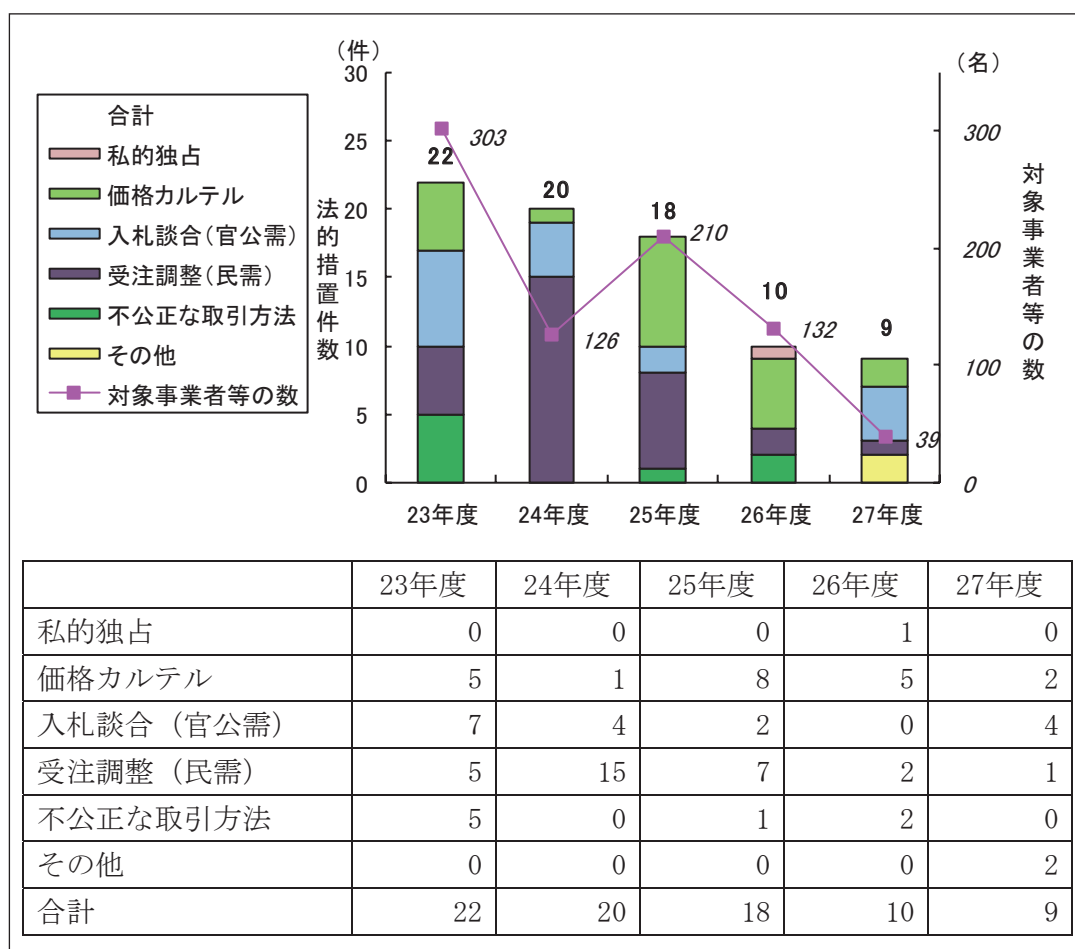
（注3） 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係る金額を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令に係る金額を除く。

（注4） 平成17年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法に基づく課徴金納付命令については当初命令額を記載している。

第1－2表 不当廉売事案における注意件数（迅速処理によるもの）の推移

年 度	23	24	25	26	27
不当廉売事案における注意件数 （迅速処理によるもの）	1,772	1,736	1,366	982	841

第1図 法的措置件数と対象事業者等の数の推移



平成27年度における処理件数を行為類型別にみると、価格カルテル7件、入札談合（官公需）4件、受注調整（民需）1件、その他のカルテル8件、不公正な取引方法90件、その他13件となっている（第2表参照）。法的措置は9件であり、この内訳は、価格カルテル2件、入札談合（官公需）4件、受注調整（民需）1件、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限2件となっている（第2表及び第3表参照）。

第2表 平成27年度審査事件（行為類型別）一覧表

内容（注1）		処理別	法的措置	警告	注意	打切り	合計
私的独占			0	0	0	0	0
不当な取引制限	価格カルテル（注2）		2	0	5	0	7
	入札談合（官公需）		4	0	0	0	4
	受注調整（民需）		1	0	0	0	1
	その他のカルテル		0	4	4	0	8
	小 計		7	4	9	0	20
不正な取引方法（注3）	再販売価格の拘束		0	0	17	1	18
	その他の拘束・排他条件付取引		0	0	11	0	11
	取引妨害		0	0	1	0	1
	優越的地位の濫用		0	0	51	0	51
	不当廉売		0	2	4	1	7
	その他		0	0	2	0	2
	小 計		0	2	86	2	90
そ の 他（注4）			2	0	11	0	13
合 計			9	6	106	2	123

（注1） 複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

（注2） 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。

（注3） 事業者団体が事業者にとって公正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法8条第5号）は、不正な取引方法に分類している。

（注4） 「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

第3表 法的措置件数（行為類型別）の推移

内容（注1）		年度	23	24	25	26	27	合計
私的独占			0	0	0	1	0	1
不当な取引制限	価格カルテル（注2）		5	1	8	5	2	21
	入札談合（官公需）		7	4	2	0	4	17
	受注調整（民需）		5	15	7	2	1	30
	小 計		17	20	17	7	7	68
不正な取引方法	再販売価格の拘束		1	0	0	0	0	1
	その他の拘束・排他条件付取引		0	0	0	0	0	0
	取引妨害		1	0	0	1	0	2
	優越的地位の濫用		3	0	1	1	0	5
	小 計		5	0	1	2	0	8
その他（注3）			0	0	0	0	2	2
合 計			22	20	18	10	9	79

（注1） 複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

（注2） 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。

（注3） 「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

2 課徴金納付命令等

(1) 課徴金納付命令の概要

独占禁止法は、カルテル・入札談合等の未然防止という行政目的を達成するために、行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対して金銭的不利益である課徴金の納付を命ずることを規定している（第7条の2第1項、第2項及び第4項、第8条の3、第20条の2、第20条の3、第20条の4、第20条の5並びに第20条の6）。

課徴金の対象となる行為は、①事業者又は事業者団体の行うカルテルのうち、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務について供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、②いわゆる支配型私的独占で被支配事業者が供給する商品若しくは役務について、その対価に係るもの又は供給量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、③いわゆる排除型私的独占のうち供給に係るもの、④独占禁止法で定められた不公正な取引方法である、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売及び再販売価格の拘束のうち、一定の要件を満たしたもの並びに優越的地位の濫用のうち継続して行われたものである。

平成27年度においては、延べ31名に対し総額85億1076万円の課徴金納付命令を行った（第5表参照）。このうち、違反行為において主導的な役割を果たした場合の割増算定率が適用された事業者は2事件における4名であった。また、早期に違反行為をやめた場合の軽減算定率が適用された事業者は3事件における11名であった。

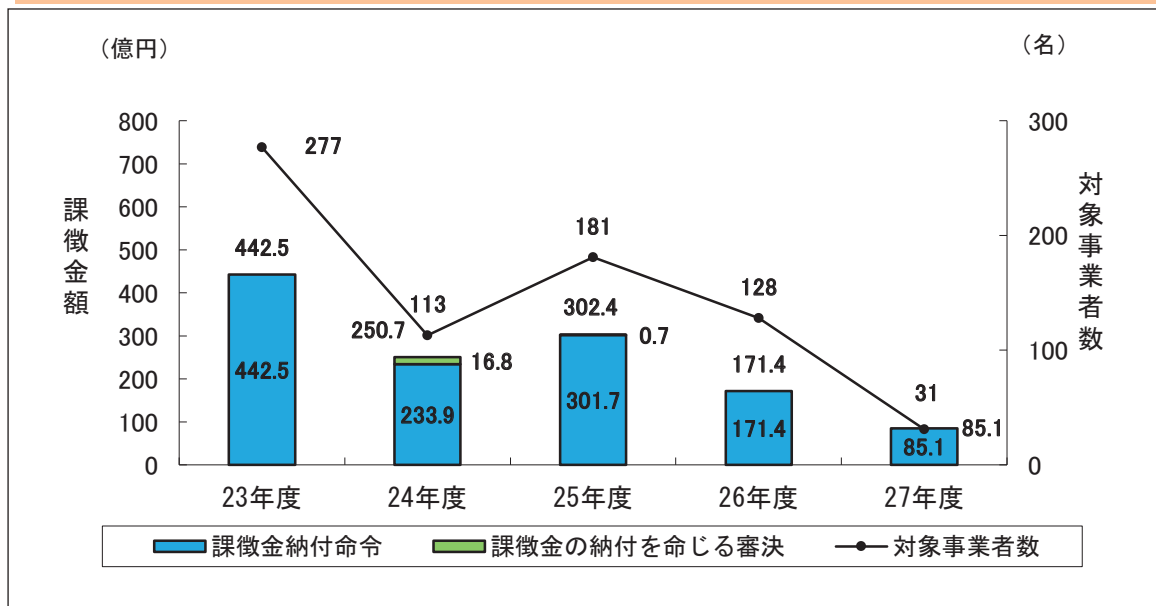
(2) 課徴金減免制度の運用状況

平成27年度における課徴金減免制度に基づく事業者からの報告等の件数は102件であった（課徴金減免制度導入〔平成18年1月〕以降の件数は938件）。

なお、平成27年度においては、7事件19名の課徴金減免申請事業者について、当該事業者からの申出により、これらの事業者の名称、免除の事実又は減額の率等を公表した（注）。

（注）公正取引委員会は、課徴金減免制度の適用を受けた事業者から公表の申出がある場合には、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイト（<http://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>）に、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしていたが、平成28年6月1日以降に課徴金減免制度に基づく報告等を行い同制度の適用を受けた事業者については、課徴金納付命令を行った際に、当委員会の上記ウェブサイト等に、上記の内容を一律に公表することとした。

第2図 課徴金額等の推移



(注1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係る金額を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令に係る金額を除く。

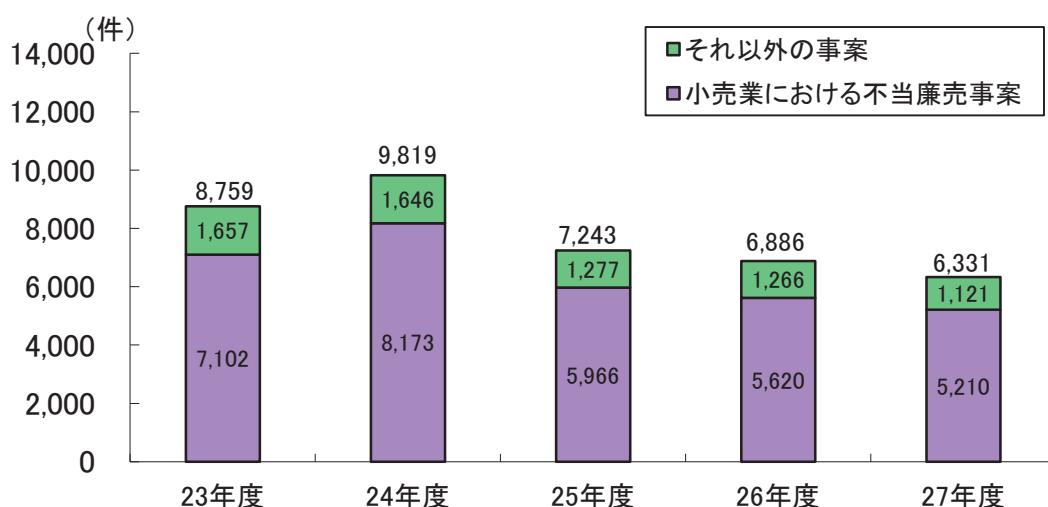
(注2) 平成17年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法に基づく課徴金納付命令については、当初命令額を記載している。

3 申告

平成27年度においては、独占禁止法の規定に違反する事実があると思われ、公正取引委員会に報告（申告）された件数は6,331件であった（第3図参照）。この報告が書面で具体的な事実を摘示して行われた場合には、措置結果を通知することとされており（第45条第3項）、平成27年度においては、5,826件の通知を行った。

また、公正取引委員会は、独占禁止法違反被疑行為の端緒情報をより広く収集するため、平成14年4月からインターネットを利用した申告が可能となる電子申告システムを当委員会のウェブサイト上に設置しているところ、平成27年度においては、同システムを利用した申告が1,100件あった。

第3図 申告件数の推移



4 事業者団体等への要請・申入れ等

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為についての審査の過程において、競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について、事業者団体等に要請や申入れを行っている。平成27年度においては、以下のとおり要請を行った。

日本水先人会連合会及び国土交通省に対する要請（平成27年4月15日）（事件詳細については後記第2 [2](#) 参照）

東京湾水先区水先人会及び伊勢三河湾水先区水先人会による構成事業者の機能又は活動の不当な制限事件において、日本水先人会連合会が、水先の引受けに関する事務要領の雛形に水先の利用者からの指名の制限につながる受付条件を規定し、水先人会に示した行為は、東京湾水先区水先人会及び伊勢三河湾水先区水先人会の違反行為の一部の行為を誘発したものと認められることから、同連合会に対し、雛形を見直すとともに、今後、水先人会が違反行為と同様の行為を行うことのないように、全国の水先人会に対する指導方要請した。

さらに、全国の水先人会を所管する国土交通省に対し、今後、水先人会が違反行為と同様の行為を行うことのないように、全国の水先人会を指導するよう要請を行った。

5 審査官の処分に対する異議申立て及び任意の供述聴取に係る苦情申立て

独占禁止法第47条の規定に基づいて審査官がした立入検査、審尋等の処分を受けた者が、当該処分に不服があるときは、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）第22条第1項の規定により、当該処分を受けた日から1週間以内に、その理由を記載した文書をもって、公正取引委員会に異議の申立てをすることができる。

また、任意の供述聴取については、聴取対象者等が、聴取において独占禁止法審査手続に関する指針（平成27年12月25日公正取引委員会決定。以下 [5](#) において「指針」と

いう。)第2の「2 供述聴取」に反する審査官等による言動等があったとする場合には、原則として、当該聴取を受けた日から1週間以内に、書面により、公正取引委員会に苦情を申し立てることができる(指針第2の4)。

平成27年度において申し立てられた苦情に係る処理状況については第4表のとおりであり、異議の申立てについてはなかった。

第4表 任意の供述聴取に係る苦情申立ての状況

苦情申立ての 処理状況	苦情申立て の類型	供述聴取時の手続・ 説明事項に関するもの (指針第2の2(2))	威迫・強要など審査 官等の言動等に関するもの (指針第2の2(3)ア)	聴取時間・休憩時間 に関するもの (指針第2の2(4))	供述調書の作成・署名 押印の際の手続に関するもの (指針第2の2(5))	合計
苦情申立て件数		0	1	0	0	1
	却下したもの	0	1	0	0	1
	必要な措置を講じたもの	0	0	0	0	0

第5表 平成27年度法的措置一覧表

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	課徴金の総額 (最低額～最高額) (円)	法的措置 対象 事業者数	違反法条 号	排除措置 命令 年月日
1	27 (措) 6	東京湾水先区水先人会对する件	各会員が自らの判断により水先の利用者と契約して水先を引き受けることを制限し、各会員に代わって水先の利用者から収受した水先料をプールし、頭割りを基本とする計算方法により各会員に配分することにより、構成事業者の機能又は活動を不当に制限している。	-	1	第8条第4号	27.4.15
2	27 (措) 7	伊勢三河湾水先区水先人会对する件	各会員が自らの判断により水先の利用者と契約して水先を引き受けることを制限し、各会員に代わって水先の利用者から収受した水先料をプールし、頭割りを基本とする計算方法により各会員に配分することにより、構成事業者の機能又は活動を不当に制限している。	-	1	第8条第4号	27.4.15
3	27 (措) 8	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線消融雪設備工事の入札参加者らに対する件	北陸新幹線消融雪設備工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように合意していた。	10億3499万 (1467万～ 3億4288万)	11	第3条後段	27.10.9
4	28 (措) 1	東北地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件	東北地区におけるポリ塩化アルミニウムについて、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	7570万 (148万～ 3158万)	5	第3条後段	28.2.5
5	28 (措) 2	新潟地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件	新潟地区におけるポリ塩化アルミニウムについて、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	1479万 (213万～ 645万)	5	第3条後段	28.2.5

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	課徴金の総額 (最低額～最高額) (円)	法的措置 対象 事業者数	違反法条	排除措置 命令 年月日
6	28 (措) 3	北陸地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件	北陸地区におけるポリ塩化アルミニウムについて、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	1581万 (233万～780万)	4	第3条後段	28.2.5
7	28 (措) 4	農業協同組合等が北海道の区域において発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等の製造請負工事等の施工業者に対する件	穀物の乾燥・調製・貯蔵施設工事等について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	6億7151万 (2742万～2億352万)	6	第3条後段	28.2.10
8	28 (措) 5	アルミ電解コンデンサの製造販売業者らに対する件	アルミ電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた。	58億6521万 (10億6774万～33億6223万)	3	第3条後段	28.3.29
9	28 (措) 6	タンタル電解コンデンサの製造販売業者らに対する件	タンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた。	8億3275万 (1億2715～4億2765万)	4	第3条後段	28.3.29
合 計				85億1076万	31 (注)		

(注) 課徴金納付命令対象事業者数の合計(延べ数)である。

第6表 課徴金制度の運用状況(注1)

年度	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
昭和52年度	0	0
53年度	4	507万円
54年度	134	15億7174万円
55年度	203	13億3111万円
56年度	148	37億3020万円
57年度	166	4億8354万円
58年度	93	14億9257万円
59年度	5	3億5310万円
60年度	38	4億747万円
61年度	32	2億7554万円
62年度	54	1億4758万円
63年度	84	4億1899万円
平成元年度	54	8億349万円
2年度	175	125億6214万円
3年度	101	19億7169万円
4年度	135	26億8157万円
5年度	406	35億5321万円
6年度	512	56億6829万円
7年度	741	64億4640万円
8年度	368	74億8616万円
9年度	369	(注2) 28億2322万円
10年度	576	31億4915万円
11年度	335	54億5891万円
12年度	719	85億1668万円
13年度	248	21億9905万円

14年度	561	43億3400万円
15年度	468	(注3) 38億6712万円
16年度	219	111億5029万円
17年度	399	188億7014万円
18年度	158	92億6367万円
19年度	162	112億9686万円
20年度	87	(注4) 270億2546万円
21年度	106	360億7471万円
22年度	156	720億8706万円
23年度	277	(注5, 6) 411億9965万円
24年度	113	250億7644万円
25年度	181	302億4283万円
26年度	128	171億4303万円
27年度	31	85億1076万円
合計	8,746	3896億7889万円

(注1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。

(注2) 平成15年9月12日、協業組合カンセイに係る審決取消請求事件について、審決認定（平成10年3月11日、課徴金額1934万円）の課徴金額のうち967万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が出された（同判決は確定した。）。

(注3) 平成16年2月20日、土屋企業㈱に係る審決取消請求事件について、審決認定（平成15年6月13日、課徴金額586万円）の課徴金額のうち302万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が出された（同判決は確定した。）。

(注4) 三菱樹脂㈱に対する審判事件について、平成28年2月24日、課徴金納付命令（平成21年2月18日、課徴金額37億2137万円）のうち、37億1041万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注5) エア・ウォーター㈱に係る審決取消請求事件について、審決を取り消す旨の判決が出され、同判決が確定したことを受け、平成26年10月14日、課徴金納付命令（平成23年5月26日、課徴金額36億3911万円）のうち、7億2782万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注6) 日本トイザらス㈱に対する審判事件について、平成27年6月4日、課徴金納付命令（平成23年12月13日、課徴金額3億6908万円）のうち、2億2218万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

第2 法的措置

平成27年度においては、9件について法的措置を採った。これら9件の違反法条をみると、独占禁止法第3条後段（不当な取引制限の禁止）違反7件、及び同法第8条4号（事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限）違反2件となっている。

これら9件の概要は次のとおりである。

1 独占禁止法第3条後段違反事件

(1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線消融雪設備工事

(注1) の入札参加業者らに対する件（平成27年（措）第8号）

排除措置年月日	違反法条
27.10.9	独占禁止法第3条後段

(注1) 「北陸新幹線消融雪設備工事」とは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）が、北陸新幹線の長野・金沢間の軌道上における雪害対策を目的として、平成23年10月以降、条件付一般競争入札の方法により発注する融雪基地機械設備工事（注2）及び消雪基地機械設備工事（注3）（これらの工事が併せて発注されるもの及びこれらの工事以外の工事が併せて発注されるものを含む。）をいう。

(注2) 「融雪基地機械設備工事」とは、温めた不凍液を、線路脇に設置した融雪パネルの内部に流すこ

とで、融雪パネルの上に積もった雪をとかす設備を設置する工事をいう。

(注3) 「消雪基地機械設備工事」とは、河川等から取水した水を温めて、線路脇に設置したスプリンクラーから散水することで、軌道上に降った雪をとかす設備を設置する工事をいう。

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	ダイダン(株)※	大阪市西区江戸堀一丁目9番25号	代表取締役 北野 晶平	○	3億4288万円
2	高砂熱学工業(株)※	東京都新宿区新宿六丁目27番30号	代表取締役 大内 厚	○	1億7908万円
3	東洋熱工業(株)※	東京都中央区京橋二丁目5番12号	代表取締役 芝 一治	○	1億7772万円
4	(株)三晃空調※	大阪市北区西天満三丁目13番20号	代表取締役 齋藤 昌宏	○	1億2816万円
5	(株)大氣社※	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号	代表取締役 上山 悟	○	1億2060万円
6	三建設工業(株)※	東京都中央区新川一丁目17番21号	代表取締役 松井 栄一	○	7188万円
7	(株)朝日工業社※	東京都港区三田三丁目13番12号	代表取締役 高須 康有	○	1467万円
8	三機工業(株)	東京都中央区明石町8番1号	代表取締役 長谷川 勉	○	—
9	(株)柿本商会	金沢市藤江南二丁目28番地	代表取締役 柿本 自如	○	—
10	新日本空調(株)	東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号	代表取締役 夏井 博史	○	—
11	新菱冷熱工業(株)	東京都新宿区四谷二丁目4番地	代表取締役 加賀美 猛	○	—
合計				11社	10億3499万円

(注4) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象であることを示している。

(注5) 表中の「—」は、その事業者が課徴金納付命令の対象ではないことを示している。

(注6) 表中の「※」を付した事業者は、本件と同一の事件について不当な取引制限の罪により罰金の刑に処せられ、同裁判が確定していることから、独占禁止法第7条の2第19項の規定に基づき、当該罰金額の2分の1に相当する金額を控除した額を課徴金額としている。

イ 違反行為の概要

前記アの表記載の11社（以下「11社」という。）は、平成23年9月14日、東京都内の飲食店において開催した会合において、北陸新幹線消融雪設備工事について、受注価格の低落防止等を図るため

- (ア) 11社を順番に受注予定者とする事及びその順番
 - (イ) 前記(ア)の順番を変更する場合は、関係各社間の協議によること
 - (ウ) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力すること
- を合意することにより、公共の利益に反して、北陸新幹線消融雪設備工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

ウ 排除措置命令の概要

- (ア) 11社は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

- a 前記イの合意が消滅していることを確認すること。
- b 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、鉄道・運輸機構が北陸新幹線の軌道上における雪害対策を目的として発注する融雪基地機械設備工事及び消雪基地機械設備工事（これらの工事が併せて発注されるもの及びこれらの工事以外の工事が併せて発注されるものを含む。）について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。
- (イ) 11社は、それぞれ、前記(ア)に基づいて採った措置を、自社を除く10社及び鉄道・運輸機構に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (ウ) 11社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記(ア) b 記載の工事について、受注予定者を決定してはならない。
- (エ) 11社のうちダイダン(株)、(株)三晃空調、三機工業(株)、(株)柿本商会及び新菱冷熱工業(株)を除く6社は、次のaからdまでの事項を行うために必要な措置を、ダイダン(株)、三機工業(株)及び(株)柿本商会は、次のa、b及びdの事項を行うために必要な措置を、(株)三晃空調及び新菱冷熱工業(株)は、次のa及びbの事項を行うために必要な措置を、それぞれ、講じなければならない。
 - a 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の自社の従業員に対する周知徹底（(株)朝日工業社にあっては当該行動指針の作成及び自社の従業員に対する周知徹底、ダイダン(株)にあっては当該行動指針の改定及び自社の従業員に対する周知徹底）
 - b 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての、前記(ア) b 記載の工事の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査
 - c 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の作成又は改定
 - d 独占禁止法違反行為に係る通報又は調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成又は改定

エ 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成28年5月10日までに、それぞれ別表「課徴金額」欄記載の額（総額10億3499万円）を支払わなければならない。

なお、ダイダン(株)及び高砂熱学工業(株)は、新日本空調(株)と共同して（以下、ダイダン(株)、高砂熱学工業(株)及び新日本空調(株)のことを「3社」という。）、前記イの違反行為をすることを企て、かつ、11社のうち3社を除く8社に対し当該違反行為をすることを唆すことにより、当該違反行為をさせたことが認められたため、独占禁止法第7条の2第8項第1号に該当する者であることから、同項の規定に基づき、5割加算した算定率を適用している。

- (2) 東北地区（注1）、新潟地区（注2）及び北陸地区（注3）の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウム（注4）の製造販売業者に対する件（平成28年（措）第1号・第2号・第3号）

排除措置年月日	違反法条
28.2.5	独占禁止法第3条後段

(注1) 「東北地区」とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域をいう。

(注2) 「新潟地区」とは、新潟県の区域をいう。

(注3) 「北陸地区」とは、富山県、石川県及び福井県の区域をいう。

(注4) 「ポリ塩化アルミニウム」とは、水酸化アルミニウムと塩酸を主な原料として製造される液体の化学薬品であり、水中の微小な土砂等の浮遊物質を凝集沈殿させる効果を有するものをいう。

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令及び課徴金額 (上段：排除措置命令，下段：課徴金額)			合計
				東北地区	新潟地区	北陸地区	
1	ラサ工業(株)	東京都中央区京橋一丁目1番1号	代表取締役 庄司 宇秀	○	○		2件
				3158万円	645万円		3803万円
2	多木化学(株)	兵庫県加古川市別府町緑町2番地	代表取締役 多木 隆元	○	○	○	3件
				1782万円	406万円	568万円	2756万円
3	大明化学工業(株)	長野県上伊那郡南箕輪村3685番地2	代表取締役 福島 士郎	○	○	○	3件
				1523万円	213万円	233万円	1969万円
4	エンテツ化工(株)	さいたま市北区土呂町一丁目46番地2	代表取締役 吉田 友久	○			1件
				956万円			959万円
5	(株)北陸化成工業所	富山県高岡市石瀬1928番地	代表取締役 中山 浩光			○	1 件
						780万円	780万円
6	日本軽金属(株)	東京都品川区東品川二丁目2番20号	代表取締役 岡本 一郎		○		1件
					215万円		215万円
7	セントラル硝子(株)	山口県宇部市大字沖宇部5253番地	代表取締役 皿澤 修一	○			1件
				148万円			148万円
8	浅田化学工業(株)	兵庫県姫路市飾磨区宮180番地	代表取締役 朝倉 悟			○	1件
						—	—
9	東信化学工業(株)	東京都中央区日本橋本石町四丁目5番19号	代表取締役 日野 一夫		○		1 件
					—		—
10	水澤商事(株)	東京都中央区日本橋小舟町6番3号	代表取締役 佐藤 茂己	—	—	—	—
				—	—	—	—
違反事業者数				6社	6社	5社	延べ17社 (実数10社)
排除措置命令対象事業者数				5社	5社	4社	延べ14社 (実数9社)
課徴金納付命令対象事業者数				5社	4社	3社	延べ12社 (実数7社)
課徴金額				7575万円	1479万円	1581万円	1億630万円

(注5) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注6) 表中の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

(注7) 表中の「/」は、その事業者が当該地区における違反事業者ではないことを示している。

イ 違反行為の概要

(7) 東北地区における特定ポリ塩化アルミニウム (注8)

違反事業者6社(前記アの表の番号1ないし4, 7及び10記載の事業者)は、遅くとも平成23年3月10日以降、東北地区における特定ポリ塩化アルミニウムについて、販売価格の低落防止を図るため

- a 納入先浄水施設（注9）ごとに、毎年度
 - (a) 順番に該当する者を供給すべき者（以下「供給予定者」という。）とする
 - (b) 入札等の時点で当該納入先浄水施設に供給している者を供給予定者とする
- b 前記aを原則としつつ、年度ごとに一定数量等の供給を希望する者に対しては、多木化学㈱（以下「多木化学」という。）及び大明化学工業㈱（以下「大明化学工業」という。）が、納入先浄水施設の購入予定数量等を勘案し、納入先浄水施設を指定して供給予定者とする

などにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、東北地区における特定ポリ塩化アルミニウムの販売分野における競争を実質的に制限していた。

（注8）「特定ポリ塩化アルミニウム」とは、地方公共団体が一般競争入札、指名競争入札及び見積り合わせ（以下「入札等」という。）の方法により発注する、浄水施設で使用されるポリ塩化アルミニウムであって、受注者（受注者が販売業者である場合には、当該販売業者を介して入札等に参加したポリ塩化アルミニウムの製造販売業者（水澤商事㈱を含む。）が自社又は製造委託先等の製造拠点又は出荷拠点から、直接、当該施設に供給するもの（特定の製造販売業者1社又は特定の一つの製品名を指定して発注されるものを除く。）をいう。また、新潟地区及び北陸地区の「特定ポリ塩化アルミニウム」には、浄水施設以外で使用されるものが併せて発注される場合には当該浄水施設以外で使用されるものを含む。

（注9）「納入先浄水施設」とは、入札等において納入先として定められた一又は複数の浄水施設をいう。

(イ) 新潟地区における特定ポリ塩化アルミニウム

違反事業者6社（前記アの表の番号1ないし3、6、9及び10記載の事業者）は、遅くとも平成23年3月15日以降、新潟地区における特定ポリ塩化アルミニウムについて、販売価格の低落防止を図るため、納入先浄水施設ごとに、毎年度

- a 順番に該当する者を供給予定者とする
- b 入札等の時点で当該納入先浄水施設に供給している者を供給予定者とする

などにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、新潟地区における特定ポリ塩化アルミニウムの販売分野における競争を実質的に制限していた。

(ウ) 北陸地区における特定ポリ塩化アルミニウム

違反事業者5社（前記アの表の番号2、3、5、8及び10記載の事業者）は、遅くとも平成23年3月15日以降、北陸地区における特定ポリ塩化アルミニウムについて、販売価格の低落防止を図るため、納入先浄水施設ごとに、毎年度

- a 順番に該当する者を供給予定者とする
- b 入札等の時点で当該納入先浄水施設に供給している者を供給予定者とする

などにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、北陸地区における特定ポリ塩化アルミニウムの販売分野における競争を実質的に制限していた。

ウ 排除措置命令の概要

前記イの違反行為ごとに、次のとおり排除措置命令を行った。

- (ア) 排除措置命令の対象事業者（以下「名宛人」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会等において決議しなければならない。

- a 前記イの行為を取りやめていることを確認すること。
- b 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、各地区における特定ポリ塩化アルミニウムについて、供給予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に販売活動を行うこと。
- (イ) 名宛人は、それぞれ、前記(ア)に基づいて採った措置を、自社を除く名宛人、特定ポリ塩化アルミニウムを発注する各地区の地方公共団体及び自社の取引先である各地区における特定ポリ塩化アルミニウムの販売業者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (ロ) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、各地区における特定ポリ塩化アルミニウムについて、供給予定者を決定してはならない。

エ 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成28年9月6日までに、それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（総額1億630万円）を支払わなければならない。

なお、多木化学及び大明化学工業は、東北地区における特定ポリ塩化アルミニウムについて、年度ごとに一定数量等の供給を希望する者の取引の相手方となる地方公共団体を指定していたことが認められたため、独占禁止法第7条の2第8項第2号に該当する者であることから、同項の規定に基づき、5割加算した算定率を適用している。

- (3) 農業協同組合等（注1）が北海道の区域において発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等（注2）の製造請負工事等（注3）の施工業者に対する件（平成28年（措）4号）

排除措置年月日	違反法条
28.2.10	独占禁止法第3条後段

- (注1) 「農業協同組合等」とは、農業協同組合、地方公共団体、農業協同組合連合会、任意組合及び事業協同組合をいう（以下「農協等」という。）。
- (注2) 「穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等」とは、穀物を乾燥、調製若しくは貯蔵する設備のいずれか又は複数を有する施設（低温で貯蔵する施設を除き、玄米の糠層を除去して白米に加工する施設を含む。）をいう。
- (注3) 「製造請負工事等」とは、施工業者が、一定の性能等を有する機械、設備、装備等の工場製作、現場での組立て、据付け、調整等を一括して請け負って完成させる製造請負工事並びに当該工事及び建設工事が併せて発注される工事をいう。

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	北斗工機(株)	札幌市西区八軒十条東四丁目3番10号	代表取締役 工藤 博司	○	2億352万円
2	井関農機(株)	松山市馬木町700番地	代表取締役 木村 典之	○	1億5192万円
3	(株)キセキ北海道	札幌市手稲区新発寒五条一丁目5番1号	代表取締役 山田 浩	○	1億1810万円
4	(株)サタケ	東京都千代田区外神田四丁目7番2号	代表取締役 佐竹 利子	○	1億1330万円

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
5	ヤンマーグリーンシステム(株)	大阪市北区鶴野町1番9号	代表取締役 森山 弘寿	○	5725万円
6	ナラサキ産業(株)	札幌市中央区北一条西七丁目1番地	代表取締役 中村 克久	○	2742万円
7	エム・エス・ケー農業機械(株)	北海道恵庭市戸磯193番地8	代表取締役 杉野 俊樹	—	—
合計				6社	6億7151万円

(注4) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象であることを示している。

(注5) 表中の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象ではないことを示している。

イ 違反行為の概要

前記アの表記載の7社（以下「7社」という。）は、遅くとも平成23年4月5日以降、特定農業施設工事（注6）について、受注価格の低落防止等を図るため

(ア) a 受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定する

b 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

(イ) 7社の営業責任者等による会合を開催するなどして、当該工事それぞれについて、受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）は、受注を希望する旨を表明し、

a (a) 受注希望者が1社のときは、その者を受注予定者とする

(b) 受注希望者が複数社のときは、施主である農協等に対する設計等への協力状況、対象となる穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等の建設等又は保守点検の実績等を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する

b 受注予定者が提示する入札価格又は見積価格（以下「入札価格等」という。）

は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が連絡した入札価格等以上の入札価格等を提示する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定農業施設工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注6) 「特定農業施設工事」とは、農協等が、北海道の区域において、一般競争入札、一般競争見積、指名競争入札、指名競争見積又は見積り合わせの方法により発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等の製造請負工事等をいう。

ウ 排除措置命令の概要

(ア) 排除措置命令の対象事業者（以下「名宛人」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

a 前記イの行為を取りやめていることを確認すること。

b 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定農業施設工事について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

(イ) 名宛人は、それぞれ、前記(ア)に基づいて採った措置を、自社を除く名宛人に通知するとともに、特定農業施設工事の施主である農協等に周知し、かつ、自社の従業員

員に周知徹底しなければならない。

- (ウ) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定農業施設工事について、受注予定者を決定してはならない。

エ 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成28年9月12日までに、それぞれ別表の「課徴金額」欄記載の額（総額6億7151万円）を支払わなければならない。

- (4) アルミ電解コンデンサ（注1）及びタンタル電解コンデンサ（注2）の製造販売業者らに対する件（平成28年（措）5号・6号）

排除措置年月日	違反法条
28.3.29	独占禁止法第3条後段

（注1）「アルミ電解コンデンサ」とは、アルミニウム箔表面に形成する酸化皮膜を誘電体とするコンデンサ（陰極に導電性ポリマーを利用するものを除く。）をいう。

（注2）「タンタル電解コンデンサ」とは、タンタル粉体の焼結体表面に形成する酸化皮膜を誘電体とするコンデンサ（陰極に導電性ポリマーを利用するものを除く。）をいう。

ア 関係人

(ア) アルミ電解コンデンサに係る違反事業者

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	ニチコン(株)	京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町551番地	代表取締役 吉田 茂雄	○	33億6223万円
2	日本ケミコン(株)	東京都品川区大崎五丁目6番4号	代表取締役 内山 郁夫	○	14億3524万円
3	ルビコン(株)	長野県伊那市西箕輪1938番地1	代表取締役 勝山 修一	○	10億6774万円
4	日立エーアイシー(株)	栃木県真岡市久下田1065番地	代表取締役 市村 滋朗	—	—
合計				3社	58億6521万円

（注3）表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象であることを示す。

（注4）表中の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象ではないことを示す。

(イ) タンタル電解コンデンサに係る違反事業者

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額（円）
1	松尾電機(株)	大阪府豊中市千成町三丁目5番3号	代表取締役 常俊 清治	○	4億2765万円
2	ニチコン(株)	京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町551番地	代表取締役 吉田 茂雄	—	2億7795万円
3	NECトーキン(株)	仙台市太白区郡山六丁目7番1号	代表取締役 小山 茂典	○	1億2715万円
4	ビシエイポリテック(株)	福島県田村郡三春町大字熊耳字大平16番地	代表取締役 佐藤 健	○	—
合計				3社	8億3275万円

（注5）表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象であることを示す。

（注6）表中の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象ではないことを示す。

イ 違反行為の概要

(7) アルミ電解コンデンサ

a (a) 違反事業者4社（前記ア「(7) アルミ電解コンデンサに係る違反事業者」の番号1ないし4記載の事業者。後記bにおいて同じ。）のうち日立エーアイシー(株)（以下「日立エーアイシー」という。）を除く3社は、「マーケット研究会」などと称する会合を毎月開催するなどして、アルミ電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を伝え合うなど（注7）により、遅くとも平成22年2月18日までに、アルミ電解コンデンサの販売価格を共同して引き上げることを合意した。

b) 日立エーアイシーは、他の違反事業者との間でアルミ電解コンデンサの販売価格を引き上げること等を伝え合うことにより、遅くとも平成22年3月2日までに、前記(a)の合意に参加した。

（注7） ただし、ニチコン(株)は当該会合には参加せず、営業責任者級の者による連絡を通じて上記の行為を行っていた。

b 違反事業者4社は、前記(a)の合意をすることにより、公共の利益に反して、我が国におけるアルミ電解コンデンサの販売分野における競争を実質的に制限していた。

(4) タンタル電解コンデンサ

a 違反事業者4社（前記ア「(4) タンタル電解コンデンサに係る違反事業者」の番号1ないし4記載の事業者。後記bにおいて同じ。）は、「マーケット研究会」などと称する会合を毎月開催するなどして、タンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を伝え合うなど（注8）により、遅くとも平成22年6月17日までに、タンタル電解コンデンサの販売価格を共同して引き上げることを合意した。

（注8） ただし、ニチコン(株)は当該会合には参加せず、営業責任者級の者による連絡を通じて上記の行為を行っていた。

b 違反事業者4社は、前記aの合意をすることにより、公共の利益に反して、我が国におけるタンタル電解コンデンサの販売分野における競争を実質的に制限していた。

ウ 排除措置命令の概要

前記イの違反行為ごとに、次のとおり排除措置命令を行った。

(7) 排除措置命令の対象事業者（以下「名宛人」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

a 前記イの合意が消滅していることを確認すること。

b 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、アルミ電解コンデンサ又はタンタル電解コンデンサの販売価格を決定せず、各社がそれぞれ自主的に決めること。

c 今後、相互に、又は他の事業者と、アルミ電解コンデンサ又はタンタル電解コンデンサの販売価格の改定に関して情報交換を行わないこと。

(4) 名宛人は、それぞれ、前記(7)に基づいて採った措置を、自社を除く名宛人に通知するとともに、自社のアルミ電解コンデンサ又はタンタル電解コンデンサの需要者

及び取引先である商社等に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

- (ウ) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、アルミ電解コンデンサ又はタンタル電解コンデンサの販売価格を決定してはならない。
- (エ) 名宛人は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、アルミ電解コンデンサ又はタンタル電解コンデンサの販売価格の改定に関して情報交換を行ってはならない。
- (オ) 名宛人（ビシエイポリテック㈱を除く。）は、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
 - a 自社の商品の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の改定及び自社の従業員に対する周知徹底（ルビコン㈱にあっては当該行動指針の作成及び自社の従業員に対する周知徹底、NECトーキン㈱にあっては自社の従業員に対する当該行動指針の周知徹底）
 - b アルミ電解コンデンサ又はタンタル電解コンデンサの販売活動に関する独占禁止法の遵守についての、当該商品の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

エ 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成28年10月31日までに、それぞれ別表の「課徴金額」欄記載の額（総額66億9796万円）を支払わなければならない。

2 独占禁止法第8条違反事件

(1) 東京湾水先区（注1）水先人（注2）会に対する件（平成27年（措）第6号）

排除措置年月日	違反法条
27.4.15（注3）	独占禁止法第8条第4号

（注1）「東京湾水先区」とは、水先法施行令別表第一において東京湾水先区とされる区域をいう。

（注2）「水先人」とは、水先法第2条第2項に規定される「一定の水先区について水先人の免許を受けた者」をいう。

（注3）本件の排除措置命令に係る手続については、平成25年独占禁止法改正法附則第2条の規定によりなお従前の例による。

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	会員
1	東京湾水先区水先人会	横浜市中区山下町1番2	会長 石橋 武	東京湾水先区の免許を受けている水先人

イ 違反行為の概要

- (ア) a 東京湾水先区水先人会（以下「東京湾水先人会」という。）は、平成20年3月26日に開催した総会において、会員が当直表（注6）上の休暇中でないこと、1日ごとに水先（注7）に係る指名（注8）を受け付ける数について同会が定める上限を超えないこと等の水先に係る指名を受け付ける条件を、設立に伴い定めた引

受事務要領（注10）に加えることを決定し、同年4月1日から当該引受事務要領を適用することにより、水先の利用者が、水先に係る指名により水先を利用することを困難にしている。

- b 東京湾水先人会は、平成21年7月7日に開催した常勤役員会（注11）において、グループ指名（注12）については同会が指定した会員から成るグループに属していることを条件とするものを受け付ける一方、個人指名（注13）については受け付けないことを決定し、その旨を、同月8日以降、水先の利用者に伝達した。東京湾水先人会は、同月15日頃以降の水先について、個人指名を受け付けていない。
 - c 東京湾水先人会は、遅くとも平成22年8月頃までに、会員のほとんどを単一のグループに属するよう指定し、それ以降、グループ指名については当該グループに属していることを条件とするもののみを受け付けて輪番制（注14）により配乗している。
- (イ) 東京湾水先人会は、水先をする船舶によって水先料（注15）が異なるため、輪番制による配乗の結果、会員間で収入の格差が生じることのないよう、遅くとも平成20年3月11日までに開催した常勤役員会において、各会員に代わって水先の利用者から収受した水先料をプールし、頭割りを基本とする計算方法により各会員に配分すること（以下「水先料の調整配分」という。）を決定し、平成20年4月頃以降、当該決定に基づき、会員を構成員とする複数の組合を通じて水先料の調整配分を実施している。
- (ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、東京湾水先人会は、各会員が自らの判断により水先の利用者と契約して水先を引き受けることを制限し、水先料の調整配分を行うことにより、構成事業者の機能又は活動を不当に制限している。
- (注6) 「当直表」とは、水先人会が、会員の就業時間帯及び場所を定めた表をいう。
- (注7) 「水先」とは、水先法第2条第1項に規定される「水先区において、船舶に乗り込み当該船舶を導くこと」をいう。
- (注8) 「水先に係る指名」とは、水先の利用者（注9）が、水先を求めるに当たって、水先人について一定の条件を付すことをいう。
- (注9) 本項において「水先の利用者」とは、船舶の運行会社、その代理店等、東京湾水先区において水先を利用する者をいう。
- (注10) 「引受事務要領」とは、水先人会が、会則の規定に基づき定めている、会員のする水先の引受けに関する事務を統合して行うに当たっての事務要領をいう。
- (注11) 「常勤役員会」とは、総会及び理事会の決議の対象としていない会務の執行に関する事項について決定していた、会長、副会長等で構成する会合をいう。
- (注12) 「グループ指名」とは、水先に係る指名のうち、当該指名を行う水先の利用者と事前に契約を締結した複数の水先人から成るグループに属していることを条件とするものをいう。
- (注13) 「個人指名」とは、水先に係る指名のうち、特定の水先人を指定するものをいう。
- (注14) 本項において「輪番制」とは、東京湾水先人会が、当直表を作成し、水先の利用者から求めがあった水先に対し、当該当直表に基づき、当該水先が行われる時間帯及び場所で就業する会員を当該水先を行う水先人として選任する方法をいう。
- (注15) 「水先料」とは、水先人が水先の対価として、水先法第46条第1項において、船舶所有者又は船長に対して請求することができることとされているものをいう。

ウ 排除措置命令の概要

- (ア) 東京湾水先人会は、各会員が自らの判断により水先の利用者と契約して水先を引

き受けることを制限している行為及び水先料の調整配分を取りやめなければならない。

- (イ) 東京湾水先人会は、前記(ア)の行為を取りやめる旨及び今後、前記(ア)の行為と同様の行為を行わない旨を、理事会において決議しなければならない。
- (ロ) 東京湾水先人会は、前記(ア)の行為を取りやめるに当たり設定する水先に係る指名を受け付ける条件について、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- (ハ) 東京湾水先人会は、前記(ア)及び(イ)に基づいて採った措置を会員に通知し、かつ、水先の利用者に周知しなければならない。
- (ニ) 東京湾水先人会は、今後、前記(ア)の行為と同様の行為を行ってはならない。

エ 日本水先人会連合会に対する要請について

本件及び後記(2)の審査の過程において、以下の(ア)及び(イ)の事実が認められた。

- (ア) 日本水先人会連合会は、平成20年3月頃、水先人会の引受事務要領の雛形となる標準引受事務要領に水先人会が水先に係る指名を受け付ける条件（以下「指名受付条件」という。）として水先人会の会員が当直表上の休暇中でないこと等を規定し、水先人会に示した。
- (イ) 東京湾水先人会及び伊勢三河湾水先区水先人会は、それぞれ、前記1の標準引受事務要領の内容も踏まえて、平成20年3月頃、水先人会の会員が当直表上の休暇中でないこと等の指名受付条件を引受事務要領に加えることを決定し、同年4月1日から当該引受事務要領を適用することにより、水先の利用者が、水先に係る指名により水先を利用することを困難にしている。

以上のことから、前記(ア)の行為は、前記イ及び後記(2)の伊勢三河湾水先区水先人会におけるイの違反行為を誘発したものと認められる。よって、公正取引委員会は、日本水先人会連合会に対し、標準引受事務要領を見直すとともに、今後、水先人会が前記(ア)の行為と同様の行為を行うことのないように、全国の水先人会を指導するよう要請した。

オ 国土交通省に対する要請について

公正取引委員会は、国土交通省に対し、今後、水先人会が前記イ及び後記(2)イの行為と同様の行為を行うことのないように、全国の水先人会を指導するよう要請した。

(2) 伊勢三河湾水先区（注1）水先人会に対する件（平成27年（措）第7号）

排除措置年月日	違反法条
27.4.15（注2）	独占禁止法第8条第4号

（注1） 「伊勢三河湾水先区」とは、水先法施行令別表第一において伊勢三河湾水先区とされる区域をいう。

（注2） 本件の排除措置命令に係る手続については、平成25年独占禁止法改正法附則第2条の規定によりなお従前の例による。

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	会員
1	伊勢三河湾水先区水先人会	愛知県半田市十一号地1番5	会長 佐々木 功	伊勢三河湾水先区の免許を受けている水先人

イ 違反行為の概要

(7) a 伊勢三河湾水先人会は、平成20年3月25日に開催した臨時総会において、会員が当直表上の休暇中でないこと、1日ごとに水先に係る指名を受け付ける数について同会が定める上限を超えないこと等の水先に係る指名を受け付ける条件を、設立に伴い定めた引受事務要領に加えることを決定し、同年4月1日から当該引受事務要領を適用することにより、水先の利用者が、水先に係る指名により水先を利用することを困難にしている。

b (a) 伊勢三河湾水先人会は、平成21年7月23日付けの同会会長名の文書により、グループ指名については同会が指定した会員から成るグループに属していることを条件とするものを受け付けることを会員に通知する一方、遅くとも同月31日に開催した理事会までに、特定の水先の利用者との間で独自に事前の契約を締結していた会員から成る複数の既存のグループを、同会が指定した会員から成るグループに併合することとし、同年8月頃以降、グループ指名については同会が指定した会員から成るグループに属していることを条件とするもののみを受け付けている。

(b) 伊勢三河湾水先人会は、遅くとも平成22年9月頃までに、会員の大部分を単一のグループに属するよう指定し、それ以降、グループ指名については当該グループに属していることを条件とするもののみを受け付けて輪番制（注3）により配乗している。

(i) 伊勢三河湾水先人会は、水先をする船舶によって水先料が異なるため、輪番制による配乗の結果、会員間で収入の格差が生じることのないよう、平成23年1月頃以降、伊勢三河湾パイロット（注5）を通じて、各会員に代わって水先の利用者（注4）から収受した水先料をプールし、頭割りを基本とする計算方法により各会員に配分すること（以下「水先料の調整配分」という。）を実施している。

(ii) 前記(7)及び(i)によれば、伊勢三河湾水先人会は、各会員が自らの判断により水先の利用者と契約して水先を引き受けることを制限し、水先料の調整配分を行うことにより、構成事業者の機能又は活動を不当に制限している。

（注3） 本項において「輪番制」とは、伊勢三河湾水先人会が、当直表を作成し、水先の利用者から求めがあった水先に対し、当該当直表に基づき、当該水先が行われる時間帯及び場所で就業する会員を当該水先を行う水先人として選任する方法をいう。

（注4） 本項において「水先の利用者」とは、船舶の運行会社、その代理店等、伊勢三河湾水先区において水先を利用する者をいう。

（注5） 「伊勢三河湾パイロット」とは、水先料の調整配分を伊勢三河湾水先人会に代わり、同会の会員について実施すること等を目的として、平成23年1月1日、同会の全ての会員を構成員として設立された組合をいう。

ウ 排除措置命令の概要

- (ア) 伊勢三河湾水先人会は、各会員が自らの判断により水先の利用者と契約して水先を引き受けることを制限している行為及び水先料の調整配分を取りやめなければならない。
- (イ) 伊勢三河湾水先人会は、前記(ア)の行為を取りやめる旨及び今後、前記(ア)の行為と同様の行為を行わない旨を、理事会において決議しなければならない。
- (ウ) 伊勢三河湾水先人会は、前記(ア)の行為を取りやめるに当たり設定する水先に係る指名を受け付ける条件について、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- (エ) 伊勢三河湾水先人会は、前記(ア)及び(イ)に基づいて採った措置を会員に通知し、かつ、水先の利用者に周知しなければならない。
- (オ) 伊勢三河湾水先人会は、今後、前記(ア)の行為と同様の行為を行ってはならない。

第3 警告

平成27年度において警告を行ったものの概要は、次のとおりである。

第7表 平成27年度警告事件一覧表

一連 番号	件 名	内 容	関係法条	警告年月日
1	西日本私立小学校連合会に対する件	加盟校間における児童の転出入を制限し、また、小学校の新設を予定していた学校法人に対し、当該小学校の転入学試験の実施に際して、京都府及びその近隣府県の私立小学校からの児童の転入を受け入れないことを要望し、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県における私立小学校が提供する教育サービスの取引分野における競争を実質的に制限していた疑い。	第8条第1号	27. 6. 30
2	京都私立小学校連合会に対する件	加盟校間における児童の転出入を制限し、また、小学校の新設を予定していた学校法人に対し、当該小学校の転入学試験の実施に際して、京都府の私立小学校からの児童の転入を受け入れないことを要望し、京都府における私立小学校が提供する教育サービスの取引分野における競争を実質的に制限していた疑い。	第8条第1号	27. 6. 30
3	大阪府私立小学校連合会に対する件	加盟校間における児童の転出入を制限し、また、小学校の新設を予定していた学校法人に対し、当該小学校の転入学試験の実施に際して、大阪府の私立小学校からの児童の転入を受け入れないことを要望し、大阪府における私立小学校が提供する教育サービスの取引分野における競争を実質的に制限していた疑い。	第8条第1号	27. 6. 30
4	兵庫県私立小学校連合会に対する件	加盟校間における児童の転出入を制限し、また、小学校の新設を予定していた学校法人に対し、当該小学校の転入学試験の実施に際して、兵庫県の私立小学校からの児童の転入を受け入れないことを要望し、兵庫県における私立小学校が提供する教育サービスの取引分野における競争を実質的に制限していた疑い。	第8条第1号	27. 6. 30
5	バロン・パーク(株)に対する件	愛知県常滑市に所在する給油所において、平成27年11月18日から同月27日までの10日間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。	第19条（第2条第9項第3号）	27. 12. 24
6	コストコホールセールジャパン(株)に対する件	愛知県常滑市に所在する給油所において、平成27年11月18日から同月27日までの10日間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。	第19条（第2条第9項第3号）	27. 12. 24

第4 告発

私的独占、カルテルなどの重大な独占禁止法違反行為については、排除措置命令等の行政上の措置のほか罰則が設けられているところ、これらについては公正取引委員会による告発を待って論ずることとされている（第96条及び第74条第1項）。

公正取引委員会は、平成17年10月、平成17年独占禁止法改正法の趣旨を踏まえ、「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」を公表し、独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から、積極的に刑事処罰を求めて告発を行っていくこと等を明らかにしている。

平成27年度においては、東日本高速道路㈱（以下「東日本高速道路」という。）東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札談合事件について、以下のとおり、検事総長に告発した。

東日本高速道路㈱東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札談合事件に係る告発（平成28年2月29日告発）

(1) 告発について

ア 被告発人

- (ア) 被告発会社（下表記載の10社）
- (イ) 前記被告発会社10社で道路工事の請負等の業務に従事していた者11名（以下「被告発人11名」という。）

被告発会社	代 表 者	本店の所在地
㈱NIPPPO	代表取締役 岩田 裕美	東京都中央区八重洲一丁目2番16号
前田道路㈱	代表取締役 今枝 良三	東京都品川区大崎一丁目11番3号
日本道路㈱	代表取締役 山口 宣男	東京都港区新橋一丁目6番5号
大成ロテック㈱	代表取締役 藪田 英俊	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
大林道路㈱	代表取締役 長谷川 仁	東京都千代田区猿樂町二丁目8番8号
東亜道路工業㈱	代表取締役 吉原 健一	東京都港区六本木七丁目3番7号
㈱佐藤渡辺	代表取締役 上河 忍	東京都港区南麻布一丁目18番4号
㈱ガイアートT・K	代表取締役 前山 俊彦	東京都新宿区新小川町8番27号
三井住建道路㈱	代表取締役 松井 隆幸	東京都新宿区余丁町13番27号
北川ヒューテック㈱	代表取締役 北川 隆明	金沢市神田一丁目13番1号

イ 告発の根拠

(ア) 事実

被告発会社10社は、いずれも道路工事の請負等の事業を営む事業者であり、被告発人11名は、それぞれの所属する被告発会社の従業者として、東日本高速道路東北支社が発注する東北自動車道等の舗装工事の受注等に関する業務に従事していたものであるが、被告発人11名は、それぞれその所属する被告発会社の他の従業者及び被告発会社10社と同様の事業を営む他の事業者の従業者らと共謀の上、被告発会社の業務に関し、平成23年7月上旬頃から同年9月中旬頃までの間、仙台市所在の被告発会社の東北支店等において、面談等の方法により、同年7月以降に東日本高速道路東北支社が条件付一般競争入札の方法により順次発注する東日本大震災に係る

舗装災害復旧工事について、受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記舗装災害復旧工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって被告発会社等が共同して、前記舗装災害復旧工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記舗装災害復旧工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したものである。

(イ) 罰条

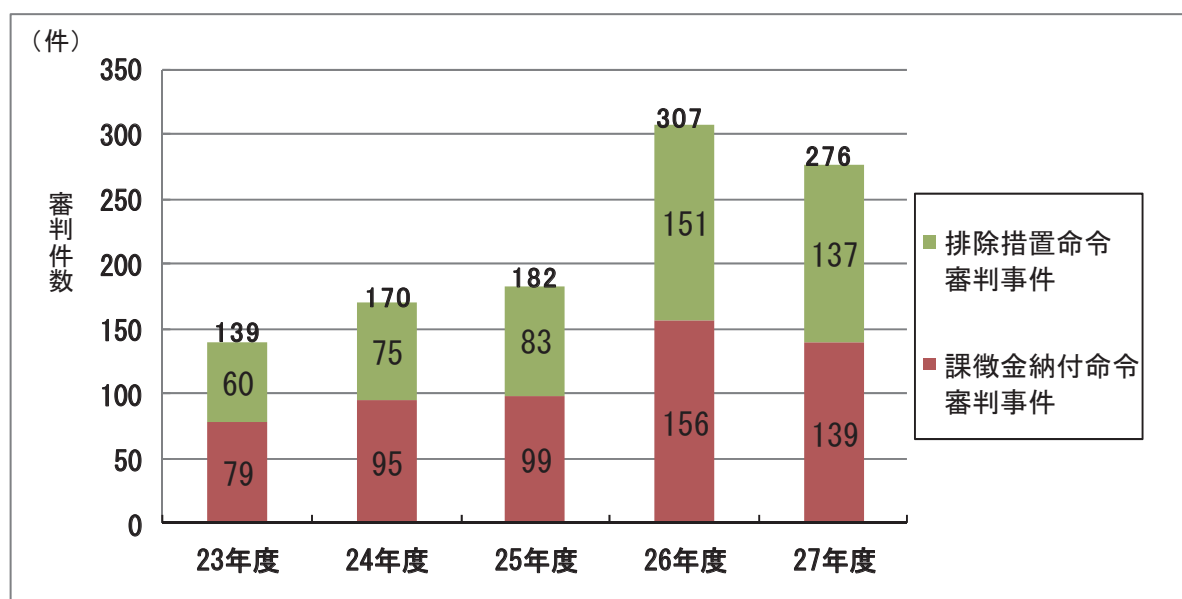
独占禁止法第89条第1項第1号、第95条第1項第1号及び第3条並びに刑法第60条

第3章 審判

第1 概説

平成27年度における審判件数は、前年度から繰り越されたものの275件、平成27年度中に審判再開を行ったものの1件の合計276件（排除措置命令に係るものが137件、課徴金納付命令に係るものが139件）であった。平成27年度においては、審判開始を行った事件はなく、平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成25年法律第100号〕）による改正前の独占禁止法（以下、特段の断りがない限り第3章において単に「独占禁止法」という。）に基づく審決を16件（排除措置命令に係る審決7件、課徴金納付命令に係る審決9件）行った。この結果、平成27年度末における審判件数（平成28年度に繰り越すもの）は260件となった。

図 審判件数の推移



（注1） 審判件数は、行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

（注2） 「課徴金納付命令審判事件」には、平成17年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成17年法律第35号〕をいう。）による改正前の独占禁止法に基づく審判事件を含む。

表 平成27年度末における係属中の審判事件一覧

一連 番号	事件 番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (28.3.31現 在)
1	21 (判) 17	(一社) 日本 音楽著作権協 会	放送事業者に対する放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野において、他の管理事業者の事業活動を排除している。 (排除措置命令審判事件)	独占禁止法 第3条前段	21.5.25 27.6.12 再開決定	18回開催
2	22 (判) 1	クアルコム・ インコーポレ イテッド	クアルコム・インコーポレイテッド等が保有し又は保有することとなるCDMA携帯無線通信に係る知的財産権について、国内端末等製造販売業者等に対してその実施権等を一括して許諾する契約を締結するに当たり、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権について実施権等は無償で許諾することを余儀なくさせ、かつ、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権に基づく権利主張を行わない旨を約することを余儀なくさせていた。 (排除措置命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (一般指定 第12項 (注1))	22.1.5	27回開催
3 ゝ 14	22 (判) 17 ゝ 28	三 和 シ ャ ッ タ ー 工 業 (株) ほ か3名	共同して全国におけるシャッターの需要者向け販売価格を引き上げる旨を合意していた。近畿地区におけるシャッターについて、共同して受注予定者を決定していた。 (22(判)17ないし21につき排除措置命令審判事件、22(判)22ないし28につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	22.10.4	25回開催
15 ゝ 59	23 (判) 8 ゝ 52	植野興業(株)ほ か22名	山梨県発注の塩山地区土木一式工事について、共同して受注予定者を決定していた。 (23(判)8ないし29につき排除措置命令審判事件、23(判)30ないし52につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	23.7.27	20回開催

一連 番号	事件 番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (28. 3. 31現在)
60 ～ 80	23 (判) 53 ～ 57 ・ 59 ～ 69 ・ 71 ～ 75	(株)飯塚工業ほか10名	山梨県発注の石和地区土木一式工事について、共同して受注予定者を決定していた。 (23 (判) 53ないし57及び59ないし64につき排除措置命令審判事件, 23 (判) 65ないし69及び71ないし75につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	23. 7. 27	25回開催
81 ・ 82	23 (判) 82 ・ 83	(株)山陽マルナカ	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、新規開店、全面改装、棚替え等に際し、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品について、当該納入業者の従業員等有する技術又は能力を要しない商品の移動、陳列、補充、接客等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、その費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為等を行っていた。 (23 (判) 82につき排除措置命令審判事件, 23 (判) 83につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号 (注2)) 及び第20条の6	23. 10. 19	14回開催
83 ・ 84	24 (判) 40 ・ 41	(株)エディオン	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、当該納入業者の従業員等有する販売に関する技術又は能力を要しない作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、その費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為を行っていた。 (24 (判) 40につき排除措置命令審判事件, 24 (判) 41につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号 (注2)) 及び第20条の6	24. 4. 24	23回開催

一連 番号	事件 番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (28. 3. 31現在)
85 ～ 93	25 (判) 1 ～ 9	積水化成成品工業(株)ほか4名	建設資材商社を通じて建設業者に販売するE P Sブロックについて、共同して受注予定者を決定していた。 (25 (判) 1ないし4につき排除措置命令審判事件, 25 (判) 5ないし9につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25. 1. 21	15回開催
94 ～ 103	25 (判) 11 ～ 20	(株)小糸製作所	自動車メーカーが発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して受注予定者を決定していた。 (25 (判) 11, 13, 15, 17及び19につき排除措置命令審判事件, 25 (判) 12, 14, 16, 18及び20につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25. 7. 17	12回開催
104 ・ 105	25 (判) 21 ・ 22	N T N(株)	産業機械用軸受及び自動車用軸受について、共同して販売価格を引き上げる旨を合意していた。 (25 (判) 21につき排除措置命令審判事件, 25 (判) 22につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25. 7. 17	6回開催
106	25 (判) 23	日本精工(株)	産業機械用軸受及び自動車用軸受について、共同して販売価格を引き上げる旨を合意していた。 (課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第7条の2 (第3条後段)	25. 7. 17	9回開催
107 ～ 110	25 (判) 24 ～ 27	加藤化学(株)	異性化糖及び水あめ・ぶどう糖について、共同して販売価格を引き上げる旨合意していた。 (25 (判) 24及び26につき排除措置命令審判事件, 25 (判) 25及び27につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25. 10. 9	13回開催
111 ・ 112	25 (判) 28 ・ 29	(株)ラルズ	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、新規開店又は改装開店に際し、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列, 補充, 撤去等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、派遣のために必要な費用のほとんど全てを負担せずに、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為等を行っていた。 (25 (判) 28につき排除措置命令審判事件, 25 (判) 29につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号 (注2)) 及び第20条の6	25. 10. 17	9回開催

一連 番号	事件 番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (28. 3. 31現 在)
113 ～ 118	25 (判) 30 ～ 35	王子コーンスターチ(株)ほか 2名	段ボール用でん粉について、共同して需要者渡し価格を引き上げる旨を合意していた。 (25 (判) 30ないし32につき排除措置命令審判事件, 25 (判) 33ないし35につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25. 11. 7	9回開催
119 ・ 120	26 (判) 1 ・ 2	ダイレックス (株)	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、新規開店又は改装開店に際し、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動、陳列等の作業を開店前に行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為等を行っていた。 (26 (判) 1につき排除措置命令審判事件, 26 (判) 2につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号 (注2)) 及び第20条の6	26. 8. 27	5回開催
121 ～ 260	26 (判) 3 ～ 142	レンゴー(株)ほか 36名	特定段ボールシート、特定段ボールケース又は特定ユーザー向け段ボールケースについて、共同して販売価格等を引き上げる旨合意した。 (26 (判) 3ないし34, 65ないし101並びに139及び140は排除措置命令審判事件, 26 (判) 35ないし64, 102ないし138並びに141及び142は課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	26. 11. 7	5回開催

(注1) 平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前は、一般指定（不公正な取引方法〔昭和57年公正取引委員会告示第15号〕をいう。以下同じ。）第13項

(注2) 平成21年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成21年法律第51号〕をいう。以下同じ。）施行日前の行為については、平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の一般指定第14項

第2 審決

1 富士電線工業(株)に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決（VVFケーブルの製造業者及び販売業者による価格カルテル）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（万円）
平成23年（判）第84号及び第86号	23. 11. 14	14	27. 5. 22	161718

(1) 被審人

名 称	代 表 者	所 在 地
富士電線工業㈱	永野 隆彦	大阪府柏原市本郷五丁目5番48号

(2) 事件の経過

本件は、平成23年7月22日、公正取引委員会が、富士電線工業㈱（以下(2)及び(3)において「被審人」という。）に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人は、両命令に対して審判請求を行ったので、被審人に対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人に対して審決案と同じ内容（審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人は、他の事業者と共同して、遅くとも平成18年6月1日までに、販売業者に対して販売されるVVFケーブル（注1）（以下「特定VVFケーブル」という。）の販売価格（注2）を決定していく旨を合意することにより（以下、この合意を「本件合意」という。）、公共の利益に反して、我が国における特定VVFケーブルの販売分野における競争を実質的に制限していた（以下、この行為を「本件違反行為」という。）。

（注1）「VVFケーブル」とは、600ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブル平形のうち、次に掲げる品目をいう。VVFケーブルは、主にビル、家屋等の建物に設置されるブレーカーから建物内部のコンセント等までの屋内配線として使用されるものである。

- 1 線心数が2本で導体径が1.6ミリメートルのもの
- 2 線心数が2本で導体径が2.0ミリメートルのもの
- 3 線心数が2本で導体径が2.6ミリメートルのもの
- 4 線心数が3本で導体径が1.6ミリメートルのもの
- 5 線心数が3本で導体径が2.0ミリメートルのもの
- 6 線心数が3本で導体径が2.6ミリメートルのもの
- 7 線心数が4本で導体径が1.6ミリメートルのもの
- 8 線心数が4本で導体径が2.0ミリメートルのもの

（注2）被審人にとっては富士電線販賣㈱（以下「富士電線販賣」という。）の販売価格をいう。富士電線販賣は、被審人の販売部門を分離して設立され、VVFケーブルの販売事業を行っていた。本件では、本件違反行為の主体は被審人が富士電線販賣かについて争いがあった。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

(7) 被審人は本件違反行為の主体か否か（本件違反行為の主体は被審人か富士電線販賣か）

- a 認定事実によれば、被審人と富士電線販賣は資本関係、人的関係及び取引関係等において極めて密接なつながりを持っており、被審人は、製造したVVFケーブルの全てを富士電線販賣に販売し、富士電線販賣もその販売するVVFケーブルの全てを被審人から購入していた。また、富士電線販賣が販売するVVFケー

ブルの販売方針等は、被審人の社内会議等で検討及び指示され、富士電線販賣は、被審人の社内会議等で策定された販売方針等に従ってVVFケーブルを販売業者に販売していたことなどから、被審人と富士電線販賣は、法形式上は別個の法人格を有しているものの、実態としては、富士電線販賣は被審人社内のVVFケーブルの販売業務を所掌する組織とほぼ同一の組織であったと認められることから、被審人は、富士電線販賣を通じて自ら特定VVFケーブルの販売事業を行っていたと認められる。

b 前記aのとおり、特定VVFケーブルの販売事業を行っていたのは被審人であるところ、認定事実によれば、販売業者に対する具体的な特定VVFケーブルの販売価格を設定していたのも被審人であると認められ、また、本件合意が形成された場に出席していたのは被審人であると認められることから、本件合意の主体は被審人であると認められる。

c したがって、被審人は本件合意の主体であり、かつ、被審人の行為は我が国における特定VVFケーブルの取引分野における競争を実質的に制限したと認められることから、被審人は本件違反行為の主体であると認められる。

(イ) 被審人に「当該商品」（独占禁止法第7条の2第1項）の売上額が存在するか否か

a 独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」とは、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって、違反行為である相互拘束を受けたものをいうと解すべきであり、また、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品については、一定の商品につき、違反行為を行った事業者又は事業者団体が、明示的又は黙示的に当該違反行為の対象から除外するなど当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情が認められない限り、違反行為による拘束が及んでいるものとして「当該商品」に該当すると解される。

b 前記(イ)のとおり被審人は本件違反行為を行っていたこと、被審人は富士電線販賣を通じて特定VVFケーブルの販売事業を行っていたことが認められ、本件違反行為の対象商品である特定VVFケーブルは「販売業者に対して販売される」VVFケーブルであるところ、被審人が富士電線販賣を通じて販売業者に販売したVVFケーブルは特定VVFケーブルに該当するものである。

c したがって、被審人が富士電線販賣を通じて販売業者に販売したVVFケーブルは、本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって、かつ、本件違反行為による拘束が及んだ商品であるから、被審人には「当該商品」の売上額が存在すると認められる。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項

2 MT映像ディスプレイ(株)ほか5社に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決（テレビ用ブラウン管の製造販売業者らによる価格カルテル）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（万円）
平成22年（判）第2号ないし第5号	22. 1. 27	18	27. 5. 22	179724

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（万円）
平成22年（判）第6号	22. 5. 12	19	27. 5. 22	—
平成22年（判）第7号	22. 7. 26	14	27. 5. 22	137362

(1) 被審人

事件番号	名 称	略 称	代 表 者	所 在 地
平成22年 (判) 第2号	MT映像ディスプレイ(株)	MT映像ディスプレイ	久米 基夫	大阪府門真市松生町1番15号
平成22年 (判) 第3号	ピーティー・エム ティー・ピク チャー・ディスプレ イ・インドネシア	MT映像ディスプレイ・インドネシア	家垣 吉孝	インドネシア共和国 ブカシカ ブパテン スラタン チカラン ケカマタン スカレスミ デサ イージェイアイピー インダス トリアル パーク プロット3ー G カワサン
平成22年 (判) 第4号	エムティー・ピク チャー・ディスプレ イ（マレーシア）・ エスディーエヌ・ ビーエイチディー	MT映像ディスプレイ・マレーシア	ユー・サウ・ イン	マレーシア セランゴール ペ タリング ジャヤ 47400 デマ ンサラ ジャヤ エスエス 22 ／21 ジャラン セカンドフロ アー 60 62 アンド 64 ウイスマ ゴシェン
平成22年 (判) 第5号	エムティー・ピク チャー・ディスプレ イ（タイランド）・ カンパニー・リミ テッド	MT映像ディスプレイ・タイ	チョムマニー ・カンカム	タイ王国 ノンタブリ プロビ ンス アンファー ムアン ノ ンタブリ タンボル タラナン ムー 6 ナンバー81／3
平成22年 (判) 第6号	サムスン・エス ディーアイ・カンパ ニー・リミテッド	サムスン・エス ディーアイ	パク・サンジ ン	大韓民国 キョンギド ヨンイ ンシ キフング コンセロ150ー 20（コンセドン）
平成22年 (判) 第7号	サムスン・エス ディーアイ（マレー シア）・ビーイー アールエイチエー ディー	サムスン・エス ディーアイ（マレー シア）	チャン テ ウン	マレーシア ネグリ センビラ ン ダルール クサス 71450 スンガイ ガドゥッ カワサン ペルインドストリアン トゥア ンク ジャファー ロット 635 &660

(2) 事件の経過

本件は、平成21年10月7日、公正取引委員会が、前記(1)の被審人6名（以下(2)及び(3)において「被審人ら」という。）のうち、MT映像ディスプレイ及びサムスン・エスディーアイに対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、MT映像ディスプレイ・インドネシア、MT映像ディスプレイ・マレーシア、MT映像ディスプレイ・タイ及びサムスン・エスディーアイ（マレーシア）に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令をそれぞれ行ったところ、被審人らは、両命令に対して審判請求を行ったので、被審人らに対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録並びに被審人らから提出された異議の申立書及び被審人らから聴取した陳述に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人MT映像ディスプレイ及び被審人サムスン・エスディーアイに対し、排除措置命令を取り消すとともに、当該排除措置命令時までに独占禁止法第3条

の規定に違反する行為があり、かつ、当該排除措置命令時において既に当該行為がなくなっていると認められる旨の審決を、被審人MT映像ディスプレイ・インドネシア、被審人MT映像ディスプレイ・マレーシア、被審人MT映像ディスプレイ・タイ及び被審人サムスン・エスディーアイ（マレーシア）に対し、審判請求を棄却する審決を、それぞれ行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人らを含む11社（以下「11社」という。）は、おおむね四半期ごとに次の四半期における我が国ブラウン管テレビ製造販売業者が現地製造子会社等に購入させるテレビ用ブラウン管（以下「特定ブラウン管」という。）の現地製造子会社等向け販売価格の各社が遵守すべき最低目標価格等を設定する旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定ブラウン管の販売分野における競争を実質的に制限していた（以下、この行為を「本件違反行為」という。）。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

(7) 本件に独占禁止法第3条後段を適用することができるか否か（各事件共通）

a 本件における独占禁止法の適用についての基本的な考え方

事業者が日本国外において独占禁止法第2条第6項に該当する行為に及んだ場合であっても、少なくとも、一定の取引分野における競争が我が国に所在する需要者をめぐって行われるものであり、かつ、当該行為により一定の取引分野における競争が実質的に制限された場合には、同法第3条後段が適用されると解するのが相当である。

b 本件における一定の取引分野について

本件合意（注1）は、本件ブラウン管（注2）の現地製造子会社等向け販売価格について、各社が遵守すべき最低目標価格等を設定する旨の合意であり、11社のした共同行為が対象としている取引は、本件ブラウン管の販売に関する取引であり、それにより影響を受ける範囲も同取引であるから、本件ブラウン管の販売分野が一定の取引分野であると認められる。

（注1） 被審人MT映像ディスプレイほか4社並びに被審人MT映像ディスプレイ・インドネシア、サムスンSDIマレーシア、中華映管マレーシア及びLPディスプレイズ・インドネシアは、本件ブラウン管の現地製造子会社等向け販売価格の安定を図るため、遅くとも平成15年5月22日頃までに、日本国外において、本件ブラウン管の営業担当者による会合を継続的に開催し、おおむね四半期ごとに次の四半期における本件ブラウン管の現地製造子会社等向け販売価格の各社が遵守すべき最低目標価格等を設定する旨合意したことをいう。以下同じ。

（注2） 我が国ブラウン管テレビ製造販売業者が、テレビ用ブラウン管製造販売業者の中から一又は複数の事業者を選定し、当該事業者との間で、現地製造子会社等が購入するテレビ用ブラウン管の仕様や購入数量等について交渉していたところ、この我が国ブラウン管テレビ製造販売業者による選定及び交渉を経て現地製造子会社等が購入するテレビ用ブラウン管を「本件ブラウン管」という。「本件ブラウン管」は、「特定ブラウン管」と商品の範囲としては同一である。

c 本件の一定の取引分野における競争が我が国に所在する需要者をめぐって行われるものであったかについて

認定事実によれば、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者は、現地製造子会社等が製造したブラウン管テレビを自社又は販売子会社を通じて販売していたほか、現地製造子会社等が製造するブラウン管テレビの生産、販売及び在庫等の管理等を行うとともにブラウン管テレビの基幹部品であるテレビ用ブラウン管について調達業務等を行い、自社グループが行うブラウン管テレビに係る事業を統括するなどしていたことが認められる。

また、前記に加え、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者は、その選定した事業者との間で交渉し、本件ブラウン管の購入先及び本件ブラウン管の購入価格、購入数量等の重要な取引条件を決定した上で、現地製造子会社等に対して当該決定に沿った購入を指示して、本件ブラウン管を購入させていたということができ、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者による交渉・決定及びそれに基づく指示なくしては、現地製造子会社等が本件ブラウン管を購入し、受領することはできなかったといえる。

そうすると、直接に本件ブラウン管を購入し、商品の供給を受けていたのが現地製造子会社等であるとしても、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の果たしていた前記役割に照らせば、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者と現地製造子会社等は一体不可分となって本件ブラウン管を購入していたといえることができる。

さらに、本件合意の内容も併せて考えれば、11社は、そのグループごとに、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者との関係において、自社グループが購入先として選定されること及び重要な取引条件を競い合う関係にあったといえることができ、購入先や重要な取引条件の決定者である我が国ブラウン管テレビ製造販売業者は、11社に対し、そのような競争を期待し得る地位にあったといえることができる。

これらの点を考慮すれば、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者は本件ブラウン管の需要者に該当するものであり、本件ブラウン管の販売分野における競争は、主として我が国に所在する需要者をめぐって行われるものであったといえることができる。

d 被審人らの主張に対する判断

(a) 被審人らの、一定の取引分野の画定は、企業結合規制における場合と同様に、基本的に需要者からみた代替性の観点から判断すべきとの主張について

独占禁止法第2条第6項における「一定の取引分野」は、そこにおける競争が共同行為によって実質的に制限されているか否かを判断するために画定するものであるところ、不当な取引制限における共同行為は、特定の取引分野における競争の実質的制限をもたらすことを目的及び内容としているのであるから、通常の場合、その共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して、一定の取引分野を画定すれば足りると解される。

企業結合規制と具体的な行為によって既に生じている競争の実質的制限が問題となる不当な取引制限とは性質上の違いがあるのであるから、それぞれにふさわしい方法で画定すれば足りると解される。

- (b) 被審人らの、需要者とは商品又は役務の供給を受ける者をいうと解すべきところ、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者は本件ブラウン管の供給を受けていないから、本件ブラウン管の需要者ではない旨の主張について

本件においては、実際に商品の供給を受ける者とは別に、商品の購入先を選定し、商品の価格や数量等の重要な取引条件について交渉し、決定している主体が存在するのであるから、当該商品の供給に係る競争が行われる取引の実態を踏まえて需要者について検討する必要があるところ、その実態をみれば、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者が本件ブラウン管の需要者であると認めるべきことは、前記cのとおりである。

- (c) 被審人らの、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者が本件ブラウン管の取引条件を決定し、現地製造子会社等に指示して購入させていたことを被審人らが認識していたわけではないから、本件合意は特定ブラウン管に係る取引を対象としていたとはいえない旨の主張について

本件においては、本件合意が対象としていた取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して一定の取引分野を画定した上、当該一定の取引分野における競争を実質的に制限していたかどうかが問題なのである。したがって、本件合意が本件ブラウン管の取引を対象としており、そのことを被審人らが認識していれば足りるのであって（認定事実によれば、本件合意が本件ブラウン管の取引を対象としており、そのことを被審人らが認識していたことは明らかである。）、それ以上に、特定ブラウン管の定義に用いられている、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者が取引条件を決定し、現地製造子会社等に指示して購入させていたことまでを被審人らが認識していることが必要であるとはいえない。

- (d) 被審人サムスン・エスディーアイ及び被審人サムスン・エスディーアイ（マレーシア）の、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者が本件ブラウン管の需要者であるとしても、需要者である我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の所在地は商品である本件ブラウン管が供給される東南アジア地域であると考えらるべきであるから、本件における一定の取引分野に日本が含まれることにはならない旨の主張について

需要者の所在地を商品が供給される場所によって決するとの考え方は、結局のところ、需要者とは商品の供給を直接受ける者であるとの見解と同旨であり、その判断は前記(b)のとおりである。

e 競争の実質的制限について

11社は、本件合意により、本件ブラウン管の価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらしたといえるから、11社は、本件合意により、本件における一定の取引分野である本件ブラウン管の販売分野における競争を実質的に制限したと認めることができる。

f まとめ

一定の取引分野である本件ブラウン管の販売分野における競争が主として我が国に所在する需要者をめぐって行われるものであったと認められ、かつ、本件合

意により当該一定の取引分野における競争が実質的に制限されたと認められることから、本件に独占禁止法第3条後段を適用することができるものというべきである。

(イ) a 被審人MT映像ディスプレイに対して排除措置を命ずることにつき「特に必要があると認めるとき」に当たるか否か（平成22年（判）第2号事件）

認定事実によれば、被審人MT映像ディスプレイが、本件排除措置命令時において、自ら又はBMCC（注3）を除く子会社若しくは関連会社に対する指示及び管理を通じて本件違反行為と同様の違反行為を再び行うおそれがあったと認めることはできない。また、本件排除措置命令時における、世界的なテレビ用ブラウン管の需要の状況、被審人MT映像ディスプレイのテレビ用ブラウン管の製造販売事業からの撤退の状況、同被審人並びにその子会社及び関連会社の中で唯一テレビ用ブラウン管の製造販売事業を正式に廃止していなかったBMCCの人員体制及び稼働状況、その出資持分の譲渡に関する手続の進行状況等からすると、同被審人が、BMCCの出資持分の譲渡を撤回するとは考え難い。仮に何らかの事情でBMCCの出資持分の譲渡が実現しなかったとしても、BMCCは、被審人MT映像ディスプレイ・インドネシアほか2社とは異なり、被審人MT映像ディスプレイの子会社とは認められず、本件違反行為にも関わっていなかったことや、BMCCがテレビ用ブラウン管の生産を再開し得るような客観的状況にはなく、同社の輸出販売用のテレビ用ブラウン管の在庫も僅かであったことからすると、同被審人が、将来、BMCCに対する指示及び管理を通じて本件違反行為と同様の違反行為を再び行うおそれがあったと認めることもできない。

また、本件全証拠によるも、本件違反行為の結果が残存しており競争秩序の回復が不十分であったとは認められない。

したがって、被審人MT映像ディスプレイに対し本件排除措置を命ずることについて「特に必要がある」と認めることはできない。

なお、本件排除措置命令時において我が国ブラウン管テレビ製造販売業者が本件ブラウン管の需要者であったと認めることには疑問があり、そのような観点からみても、本件排除措置を命ずることについて「特に必要がある」と認めることはできない。

（注3） 中華人民共和国に所在する、被審人MT映像ディスプレイが出資持分の50パーセントを有し、代表取締役董事を含む董事の半数を同被審人の関係者が占めていた北京・松下ディスプレイデバイス有限会社をいう。

b 被審人サムスン・エスディーアイに対して排除措置を命ずることにつき「特に必要があると認めるとき」に当たるか否か（平成22年（判）第6号事件）

本件ブラウン管については、本件排除措置命令時において、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者が需要者であったと認めることに疑問がある上、被審人サムスン・エスディーアイ及びその子会社である被審人サムスン・エスディーアイ（マレーシア）が本件違反行為と同様の行為を共同で行うことが可能なテレビ用ブラウン管製造販売業者が存在していたと認めることができないこと等の事情に照らせば、被審人サムスン・エスディーアイが我が国ブラウン管テレビ製造販売

業者との関係において本件違反行為と同様の行為を行うおそれがあったとまでは認められない。

また、本件合意が消滅してから本件排除措置命令までに約2年6か月が経過していることや本件排除措置命令時におけるテレビ用ブラウン管の需要の状況及び被審人サムスン・エスディーアイ（マレーシア）ほか7社（11社のうち、本件ブラウン管を製造していた8社をいう。）の状況を考慮すると、本件違反行為の結果が残存していたのか、秩序を回復すべき競争自体が残存していたのかが不明であるから、「当該違反行為の結果が残存しており競争秩序の回復が不十分である場合」に当たると認めることも困難である。

したがって、被審人サムスン・エスディーアイに対し本件排除措置を命ずることについて、「特に必要がある」と認めることはできない。

(f) **本件ブラウン管の売上額は独占禁止法第7条の2第1項の「当該商品の売上額」に該当し、課徴金の計算の基礎となるか否か（平成22年（判）第3号ないし第5号事件及び平成22年（判）第7号事件）**

本件ブラウン管が本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって、違反行為である相互拘束を受けたものであることは明らかである。したがって、本件ブラウン管は独占禁止法第7条の2第1項の「当該商品」に当たるから、独占禁止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号）第5条に基づき算定された本件ブラウン管の売上額が課徴金の計算の基礎となる。

(i) **本件公示送達は適法になされたか否か（平成22年（判）第6号事件及び平成22年（判）第7号事件）**

独占禁止法第49条第6項又は第50条第4項の規定による審判請求に基づく審判手続は、原処分の適法性及び相当性を再審査する手続である。

原処分に係る命令書謄本の送達が適法になされたか否かは原処分の効力発生の有無に関する問題であって、原処分自体の適法性や相当性には関係がないから、第6号事件及び第7号事件に係る審判手続において本件排除措置命令の公示送達の違法性を主張することは失当というほかない。

なお、本件公示送達は適法になされたものと認められる。

(f) **被審人サムスン・エスディーアイ（マレーシア）に対する課徴金納付命令に関する手続の適法性（平成22年（判）第7号事件）**

a **本件課徴金納付命令をするに際して、事前手続が適法に行われたか否かについて**

公正取引委員会が平成21年4月7日に被審人に通知した課徴金納付命令書案は、課徴金納付命令番号、納期限及び作成日付が空欄であり、課徴金の額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることを定めた独占禁止法の条文（以下「端数切捨てに関する条文」という。）が本件課徴金納付命令書と異なるが、名宛人の名称、所在地及び代表者名、納付すべき課徴金の額、課徴金に係る違反行為並びに課徴金の計算の基礎（端数切捨てに関する条文を除く。）は本件課徴金納付命令書と同一である。公正取引委員会は、この課徴金納付命令書案

を前提に、被審人に意見陳述及び証拠提出の機会を与え、更に被審人の申出に基づいて事前説明を行った上で本件課徴金納付命令をしたのであるから、事前手続制度の趣旨に照らしても、本件課徴金納付命令について所定の事前手続を経たものといえる。

b 本件課徴金納付命令は公正取引委員会委員長及び委員の合議によるものといえるか否かについて

(a) 公正取引委員会委員長及び委員4名は、平成21年9月28日までに、被審人サムスン・エスディーアイ（マレーシア）に対して、本件違反行為を理由に課徴金13億7362万円を納付するよう命ずることと、課徴金納付命令書の謄本を発する日から3月を経過した日を課徴金の納期限とすることを合議の上決定したものであるから、平成21年10月7日付け課徴金納付命令と違反行為及び課徴金額が同一で、実質的には納期限のみを変更したものといえる本件課徴金納付命令は、前記の合議による意思決定に基づいてなされたものといえることができる。

なお、平成21年10月7日付け課徴金納付命令書と本件課徴金納付命令書とでは、端数切捨てに関する条文が異なっているが、これは独占禁止法の平成21年法律第51号による改正により、同法第7条の2の中の項の番号が変更されたことによるものであり、実質的に同一の条文を適用したものであるから、この点を理由に、本件課徴金納付命令について公正取引委員会委員長及び委員が改めて合議をする必要があったとはいえない。

(b) 本件課徴金納付命令書には、平成21年9月28日までに行われた合議に出席した委員のうち1名の記名押印がない。しかし、独占禁止法には、合議に参加した審判官が審決案に署名押印することに支障がある場合に他の審判官が審決案にその事由を付記して署名押印すべきことを定める審判規則（注4）第74条第3項のような規定がないことに鑑みると、合議に出席した公正取引委員会委員が課徴金納付命令書作成時までに退任した場合には、これに記名押印できないのはやむを得ないことであり、また、その旨の付記も要求されていないのであるから、これらのことをもって、課徴金納付命令の効力に影響を及ぼすような瑕疵があるとはいえない。

（注4） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う公正取引委員会関係規則の整備に関する規則（平成27年公正取引委員会規則第2号）による廃止前の公正取引委員会の審判に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第8号）をいう。

c 本件課徴金納付命令は平成21年10月7日付け課徴金納付命令と重複して違法となるか否かについて

被審人が本件課徴金納付命令と重複して違法であると主張する平成21年10月7日付け課徴金納付命令書は被審人に送達されておらず、効力が発生していないから、被審人には具体的な不利益は生じておらず、これを理由に本件課徴金納付命令が違法であるとはいえない。

(4) 少数意見の付記について

平成22年（判）第2号ないし第5号事件及び平成22年（判）第7号事件の審決について

ては、委員小田切宏之の少数意見（補足意見）が付記されている。

(5) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項ないし第4項

3 日本トイザラス㈱に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決（子供・ベビー用品の小売業者による優越的地位の濫用）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（万円）
平成24年（判）第6号及び第7号	24. 4. 11	10	27. 6. 4	22218

(1) 被審人

名 称	代 表 者	所 在 地
日本トイザラス㈱	モニカ・メルツ	川崎市幸区大宮町1310番地

(2) 事件の経過

本件は、平成23年12月13日、公正取引委員会が、日本トイザラス㈱（以下(2)及び(3)において「被審人」という。）に対し、独占禁止法第20条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同法第20条の6の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人は、両命令に対して審判請求を行ったので、被審人に対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録及び被審人から提出された異議の申立書に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人に対して審決案と同じ内容（排除措置命令の一部及び課徴金納付命令の一部を取り消す旨）の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人は、遅くとも平成21年1月6日から平成23年1月31日までの間、自己の取引上の地位が納入業者のうち117社（以下「特定納入業者」という。）に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして不当に、特定納入業者のうち63社から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、また、特定納入業者のうち80社に対して取引の対価の額を減じていたものであって、これらの行為は平成21年独占禁止法改正法第2条第9項第5号の施行日である平成22年1月1日以前においては平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の不公正な取引方法〔昭和57年公正取引委員会告示第15号〕の第14項〔以下「旧一般指定第14項」という。〕に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するものである（以下、原処分で認定された違反行為を「本件違反行為」という。）。独占禁止法第20条の6の規定により、本件の違反行為期間は平成21年1月6日から平成23年1月31日までであり、本件違反行為のうち平成21年独占禁止法改正法の施行日である平成22年1月1日以後に係るものについて、被審人と特定納入業者のうち別表（審決別紙の別表をいう。以下同じ。）3記載

の61社それぞれとの間における購入額（合計額は369億866万5689円）を前提に算出された課徴金の額は、3億6908万円である。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

- (7) 別表4記載のとおり、被審人が別表1記載の事業者14社（以下「14社」という。）のうち5社から取引に係る商品を受領した後、当該商品を当該取引の相手方に引き取らせた（以下、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせることを「返品」といい、被審人の前記5社に対する別表4記載の返品を「本件返品」という。）こと及び別表5記載のとおり、14社のうち13社に対して取引の対価の額を減じた（以下、取引の相手方に対して取引の対価を減じることを「減額」といい、被審人の前記13社に対する別表5記載の減額を「本件減額」という。また、以下、本件返品及び本件減額を含め本件排除措置命令において違反行為と認定された被審人の特定納入業者に対する返品及び減額を一括して「本件行為」という。）ことは、被審人が14社に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して正常な商慣習に照らして不当に行ったものか否か

a 優越的地位の濫用規制の趣旨について

独占禁止法第19条において、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に同法第2条第9項第5号（改正法施行日前においては旧一般指定第14項〔第1号ないし第4号〕）に該当する行為をすることが不公正な取引方法の一つとして規制されているのは、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、当該取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあり、このような行為は公正な競争を阻害するおそれ（公正競争阻害性）があるといえるからである。

b 優越的地位について

優越的地位の濫用規制の趣旨に照らせば、取引の一方の当事者（以下「甲」という。）が他方の当事者（以下「乙」という。）に対し、取引上の地位が優越しているというためには、甲が市場支配的な地位又はそれに準ずる絶対的に優越した地位にある必要はなく、取引の相手方との関係で相対的に優越した地位にあれば足りると解される。また、甲が取引先である乙に対して優越した地位にあるとは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合をいうと解される。

ところで、取引の相手方に対し正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為（以下「濫用行為」ということもある。）は、通常の企業行動からすれば当該取引の相手方が受け入れる合理性のないような行為であるから、甲が濫用行為を行い、乙がこれを受け入れている事実が認められる場合、これは、乙が当該濫用行為を受け入れることについて特段の事情がない限り、乙にとって甲との取引

が必要かつ重要であることを推認させるとともに、「甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合」にあったことの現実化として評価できるものというべきであり、このことは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すことに結び付く重要な要素になるものというべきである。

また、乙の甲に対する取引依存度が大きい場合には、乙は甲と取引を行う必要性が高くなるため、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すことになりやすく、甲の市場におけるシェアが大きい場合又はその順位が高い場合には、甲と取引することで乙の取引数量や取引額の増加が期待でき、乙は甲と取引を行う必要性が高くなるため、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すことになりやすく、また、乙が他の事業者との取引を開始若しくは拡大することが困難である場合又は甲との取引に関連して多額の投資を行っている場合には、乙は甲と取引を行う必要性が高くなるため、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すことになりやすいものといえる。

したがって、甲が乙に対して優越した地位にあるといえるか否かについては、甲による行為が濫用行為に該当するか否か、濫用行為の内容、乙がこれを受け入れたことについての特段の事情の有無を検討し、さらに、①乙の甲に対する取引依存度、②甲の市場における地位、③乙にとっての取引先変更の可能性、④その他甲と取引することの必要性、重要性を示す具体的事実を総合的に考慮して判断するのが相当である。

c. 本件の濫用行為について

被審人と14社との取引のうち、本件返品及び本件減額の各対象商品の取引形態は、いずれも買取取引である。

このような買取取引において、取引の相手方の責めに帰すべき事由がない場合の返品及び減額は、一旦締結した売買契約を反故にしたり、納入業者に対して、売れ残りリスクや値引き販売による売上額の減少など購入者が負うべき不利益を転嫁する行為であり、取引の相手方にとって通常は何ら合理性のないことであるから、そのような行為は、原則として、取引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えるものであり、当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するものとして、濫用行為に当たると解される。

もっとも、返品に関しては、例外的に、①商品の購入に当たって、当該取引の相手方との合意により返品を明瞭に定め、その条件に従って返品する場合、②あらかじめ当該取引の相手方の同意を得て、かつ、商品の返品によって当該取引の相手方に通常生ずべき損失を自己が負担する場合、③当該取引の相手方から商品の返品を受けたい旨の申出があり、かつ、当該取引の相手方が当該商品を処分することが当該取引の相手方の直接の利益となる場合などは、当該取引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えるものではなく、濫用行為には当たらないと解される（ただし、前記①については、返品が当該取引の相手方が得る直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となり、当該

取引の相手方に不利益を与えることとなる場合には、当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するものとして、濫用行為に当たることとなる。)

また、減額に関しても、例外的に、①対価を減額するための要請が対価に係る交渉の一環として行われ、その額が需給関係を反映したものであると認められる場合、②当該取引の相手方から値引き販売の原資とするための減額の申出があり、かつ、当該値引き販売を実施して当該商品が処分されることが当該取引の相手方の直接の利益となる場合などは、当該取引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えるものではなく、濫用行為には当たらないと解される。

以上のとおり、取引の相手方の責めに帰すべき事由がない場合の返品及び減額については、例外と認められるべき場合はあるものの、通常は取引の相手方にとって何ら合理性のないことであるから、例外と認められるべき場合に当たるなどの特段の事情がない限り、当該取引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えるものと推認され、濫用行為に当たると認めるのが相当である。

d 本件における検討

被審人による本件返品及び本件減額は、いずれも14社の責めに帰すべき事由がない場合の返品又は減額であったことが認められるところ、本件返品及び本件減額について、被審人が14社に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して濫用行為を行ったものか否かについて検討した結果、本件返品については、5社のうち3社に対し行った返品が、また、本件減額については、13社のうち10社に対し行った減額が、それぞれ被審人がその取引上の地位が優越していることを利用して濫用行為を行ったものと認められる。

また、証拠によれば、

① 被審人においては、自社の利益を確保するため、会社の方針として、従来から、売上不振商品等を売り切ることを目的として値引き販売を実施した場合には、値引きによる利益の損失を補填するため、当該売上不振商品等を納入した納入業者から値引き相当額の全部又は一部を収受することとし、また、当該売上不振商品等の納入業者に対して返品を行うこととしていたこと、

② 被審人は、低迷している業績を回復させるために、取締役会において、被審人の利益を改善するため、売上不振商品等については、商品群及び店舗ごとに改善を図ることや、業務利益改善方針の一環として、売上不振商品等を生じさせないよう適正な在庫数の確保に努めること、ビジネスの効率性を評価して販売管理費を削減することといった方針を承認可決したこと、

③ 被審人は、このような方針に基づき、バイヤーに対し、売上不振商品等の値引き販売の実施に伴い納入業者から収受する予定額を報告させ、また、売上不振商品等の返品における具体的な交渉方法など個別具体的に指示を行い、行動指針を徹底するための成績評価指標等を定めるなどしていたこと

が認められるから、被審人は、自社の利益を確保すること等を目的として、組織的かつ計画的に一連の行為として本件行為（ただし、被審人が取引上の地位が優越していることを利用して濫用行為を行ったことが否定されたものを除く。以下

「本件濫用行為」という。)を行ったものと認められる。

(4) 本件行為又は本件返品及び本件減額に公正な競争を阻害するおそれがあるか否か

どのような場合に公正競争阻害性があると認められるのかについては、問題となる不利益の程度、行為の広がり等を考慮して、個別の事案ごとに判断すべきである。

被審人は、特定納入業者のうち115社（本件排除措置命令が認定した本件違反行為の相手方である特定納入業者のうち被審人が自己の取引上の地位が優越していることを利用して濫用行為を行った事実が認められない2社を除いた事業者。以下「115社」という。）という多数の取引の相手方に対して、遅くとも平成21年1月6日から平成23年1月31日までの2年以上もの期間にわたり、被審人の組織的かつ計画的に一連の行為として本件濫用行為を行ったものであり、これにより、115社にあらかじめ計算できない不利益を与え、115社の自由かつ自主的な判断による取引が阻害されたものであり、これは、取りも直さず、115社が、返品や減額によって、その競争者との関係において競争上不利となる一方で、被審人が、当該返品や減額によって、その競争者との競争において競争上有利となるおそれを生じさせたものであるから、その点で既に本件濫用行為には公正競争阻害性があることが認められる。

(5) 本件における違反行為期間（独占禁止法第20条の6に規定する違反行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間をいう。以下同じ。）はどのように認定すべきか

優越的地位の濫用規制の趣旨に照らせば、独占禁止法第2条第9項第5号又は旧一般指定第14項（第1号ないし第4号）に該当するような濫用行為は、これが複数みられるとしても、また、複数の取引先に対して行われたものであるとしても、それが組織的、計画的に一連のものとして実行されているなど、それらの行為を行為者の優越的地位の濫用として一体として評価できる場合には、独占禁止法上一つの優越的地位の濫用として規制されることになり、課徴金算定の基礎となる違反行為期間についても、それを前提にして、濫用行為が最初に行われた日を「当該行為をした日」とし、濫用行為がなくなったと認められる日を「当該行為がなくなる日」とするのが相当である。

本件においては、被審人は、組織的かつ計画的に一連のものとして本件濫用行為を行ったものであり、本件濫用行為は、優越的地位の濫用として一体として評価できるから、独占禁止法上一つの優越的地位の濫用として規制されることになる。

したがって、本件の違反行為期間は、本件排除措置命令による違反行為の認定を基に本件課徴金納付命令が認定したとおり、平成21年1月6日から平成23年1月31日までということになる。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項及び第3項

4 日本エア・リキード(株)に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決（エアセパレートガスの製造業者及び販売業者による価格カルテル）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（万円）
平成23年（判）第79号及び第80号	23. 10. 5	20	27. 9. 30	482216

(1) 被審人

名 称	代 表 者	所 在 地
日本エア・リキード(株)	矢原 史朗	東京都港区芝浦三丁目4番1号グランパークタワー

(2) 事件の経過

本件は、平成23年5月26日、公正取引委員会が、日本エア・リキード(株)（以下(2)及び(3)において「被審人」という。）に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人は、両命令に対して審判請求を行ったので、被審人に対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録並びに被審人から提出された異議の申立書及び被審人から聴取した陳述に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人に対して審決案と同じ内容（審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人は、遅くとも平成20年1月23日までに、他の事業者と共同して、特定エアセパレートガス（注1）の販売価格を引き上げる旨を合意することにより（以下、この合意を「本件合意」という。）、公共の利益に反して、我が国における特定エアセパレートガスの販売分野における競争を実質的に制限していた（以下、この行為を「本件違反行為」という。）。

被審人の本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、平成20年4月1日から平成22年1月18日までであり、独占禁止法第7条の2の規定により算出された課徴金の額は48億2216万円である。

（注1）「特定エアセパレートガス」とは、エアセパレートガス（空気から製造される酸素、窒素及びアルゴンをいう。）のうち、タンクローリーによる輸送によって供給するもの（医療に用いられるものとして販売するものを除く。）をいう。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

(7) 被審人、大陽日酸(株)、エア・ウォーター(株)及び岩谷産業(株)の4社（以下「4社」という。）は共同して相互にその事業活動を拘束したか

a 本件合意の有無

(a) 4社は、平成17年及び平成18年頃から、特定エアセパレートガス等の値上げに関して情報交換を行うなどしていたところ、このような関係にあった4社の各役員級の者が、個別の面談において、相互に、特定エアセパレートガスの販

売価格の引上げを検討していることを確認し、さらに、4社の各部長級の者が、前記役員級の者の意向を踏まえ、個別の面談による情報交換、意見交換を行い、平成19年12月18日及び平成20年1月23日の各会合において、4社が足並みをそろえて、特定エアセパレートガスの販売価格を同年4月1日出荷分から現行価格より10パーセントを目安に引き上げることを相互に確認し、実際に、前記各会合において確認された内容に符合する需要者に対する特定エアセパレートガスの販売価格の引上げの申入れが行われたことが認められる。

- (b) このような事実からすれば、4社間において、遅くとも同年1月23日までに、特定エアセパレートガスの販売価格を同年4月1日出荷分から現行価格より10パーセントを目安に引き上げる旨の本件合意が成立したものと認められる。

b 本件合意の対象範囲

- (a) エレクトロニクス産業向け及び大規模顧客向けの特定エアセパレートガスは本件合意の対象に含まれるか

- i 被審人の部長級の者は、顧客に対し営業活動を行う全国の支社を総括する被審人の営業本部の営業部長として、エレクトロニクス事業本部（以下「EL事業本部」という。）や大規模顧客向けのガスを取り扱うラージインダストリー事業本部（以下「LI事業本部」という。）所管の特定エアセパレートガスの販売価格について影響力を行使できる立場にあった。
 - ii 被審人の役員級の者は、EL事業本部やLI事業本部所管のガスの販売価格についても影響力を行使できる立場にあり、被審人の役員級の者から4社による会合への出席等の指示を受けて同会合の内容を報告していた被審人の部長級の者は、被審人の役員級の者の所掌範囲内であるEL事業本部やLI事業本部所管の特定エアセパレートガスについても、本件合意の対象とすることができた。
 - iii 被審人以外の3社の部長級の者も、各自の社内での形式上の所掌範囲にかかわらず、それぞれ特定エアセパレートガスの値上げに関し影響力を行使できる立場にあり、4社の販売する特定エアセパレートガス全般を本件合意の対象と認識していた。
 - iv 特定エアセパレートガスの値上げに関する被審人の営業本部の意向は、EL事業本部及びLI事業本部にも反映される関係にあったことが推認でき、これに加え、被審人の役員級の者及び部長級の者の役職を併せ鑑みると、EL事業本部及びLI事業本部の特定エアセパレートガスは本件合意の対象であったことが推認できる。
 - v 以上のことからすれば、エレクトロニクス産業向け又は大規模顧客向けのものであっても、特定エアセパレートガスである限り、本件合意の対象であったと認められる。
- (b) オンサイト供給及びパイピング供給（注2）においてガスの発生装置の例外的な運転の停止に備えて準備しておくこと（狭義のバックアップ）並びにオンサイト供給におけるガスの発生装置による製造量の不足分を補うために供給すること（ピークシェイブのバックアップ。以下、狭義のバックアップと併せて

単に「バックアップ」という。)に係る特定エアセパレートガスは本件合意の対象に含まれるか

i 被審人と各需要者の契約内容をみる限り、バックアップに係る特定エアセパレートガスの価格は、固定価格として規定されておらず、オンサイト契約期間中改定が予定されていないものではなく、実際に一部の需要者との間で値上げ交渉が行われていた。

これらの事実からは、バックアップに係る特定エアセパレートガスの販売価格が値上げの対象となり得たことが認められる。

ii バックアップに係る特定エアセパレートガスの値上げの実施に関し、4社間で情報交換や調整行為が行われており、バックアップに係る特定エアセパレートガスの販売について4社は互いに競争関係にあることが推認される。

iii 4社の部長級の者らは、平成19年12月18日及び平成20年1月23日の会合において、値上げ交渉の余地があり、他社と競争関係にあるバックアップに係る特定エアセパレートガスについて、これを他の特定エアセパレートガスと特に区別することなく本件合意を成立させた。

このことから、4社の部長級の者らは、本件合意の成立において、バックアップに係る特定エアセパレートガスも念頭に置いていたものと認められる。

iv 以上によれば、バックアップに係るものであっても、特定エアセパレートガスである限り、本件合意の対象であったと認められる。

(注2) エアセパレートガスの供給形態としては、一般的に、次の四つの方法が存在する。

1 ローリー供給

液化した酸素、窒素又はアルゴンをタンクローリーによる輸送によって供給する方法。

2 シリンダー供給

液化した酸素、窒素又はアルゴンを充てん所において気化させ、シリンダー容器に充てんしてから供給する方法。

3 パイピング供給

製造業者の製造プラントから直接配管で気体状の酸素、窒素又はアルゴンを供給する方法。

4 オンサイト供給

需要者の工場の敷地内に酸素、窒素又はアルゴンの製造プラントを設置して製造供給する方法。

(c) 通常の酸素や窒素と比べて純度が相当高い(99.7パーセント以上あるいは99.9999パーセント以上)など、特別の仕様及び品質が求められる製品(以下「超高純度ガス」という。)は本件合意の対象に含まれるか

超高純度ガスは、製造工程において通常のエアセパレートガスと相違があつたとしても、基本的な製造工程は通常のエアセパレートガスと異なることはなく、輸送においても、タンクローリーによって供給を行うという点において通常のエアセパレートガスと異なるところはない。また、コスト構造においては、製造や運搬に要するエネルギーコストが主たる費用を占めるという点において通常のエアセパレートガスと共通している。

以上のことからすれば、特定エアセパレートガスの値上げを検討するに当たっては、通常のエアセパレートガスのみならず超高純度ガスも同様に値上げを検討するのが合理的である。

4社の部長級の者による会合において、本件合意の対象から超高純度ガスに該当するものを除くなどの意見が出ていたことは何らうかがわれないし、被審人は、本件合意後、他の特定エアセパレートガスと同様、ローリー供給に係る超高純度ガスの需要者に対し、値上げの申入れ及び値上げの実施を行っていたことが認められる。

以上によれば、超高純度ガスであっても、ローリー供給に係るものである限り、特定エアセパレートガスに該当するのであり、本件合意の対象であったと認められる。

c 本件合意が「共同して相互にその事業活動を拘束」するものであること

本件合意により4社の事業活動が事実上拘束される結果となることは明らかであるから、本件合意は、独占禁止法第2条第6項の「その事業活動を拘束し」の要件を充足する。

また、本件合意の成立により、4社の間に、本件合意の内容に基づいた行動を採ることを互いに認識し認容して歩調を合わせるとい意思の連絡が形成されたものといえるから、本件合意は、同項の「共同して・・・相互に」の要件も充足する。

(i) 本件合意は一定の取引分野における競争を実質的に制限するか

a 特定エアセパレートガスの販売分野という取引分野の画定の可否

本件合意がタンクローリーによって供給される液化酸素、液化窒素及び液化アルゴンの総称である特定エアセパレートガスの販売価格の引上げに関するものである以上、特定エアセパレートガスの販売分野という一定の取引分野を画定し、当該取引分野における競争が実質的に制限されているかを検討するのが相当であり、かつ、それで足りるというべきである。

本件において、4社は、いずれも液化酸素、液化窒素及び液化アルゴンの製造及び販売を営む者であり、それぞれのガス種のいずれについても4社で90パーセント弱の高い市場占有率を有するものである。そして、液化酸素、液化窒素及び液化アルゴンは、いずれも空気を唯一の原料とするものである上、同一の製造方法によって製造されるものであり、併産することが可能なものであって、液化酸素、液化窒素及び液化アルゴンは、原料、製造方法において共通する部分が多い。これらの事情を併せ考慮すれば、液化酸素、液化窒素及び液化アルゴンは、相互に需要の代替性がないものであるとしても、これらの総称である特定エアセパレートガス全体を一個の取引分野として画定することについて、特に不都合は見当たらない。

b 本件合意により影響を受ける取引段階

特定エアセパレートガスの販売経路は、様々なものがあるところ、本件合意は、ディーラー又はグループ会社から需要者への販売価格まで制限するものではないが、4社による特定エアセパレートガスの総販売金額は、我が国における大手ガス製造業者13社による特定エアセパレートガスの総販売金額の約9割を占めているのであるから、4社の取引先に対する特定エアセパレートガスの販売価格が引き上げられると、ディーラー又はグループ会社から需要者への販売価格にも影響

を与えることは明らかである。

したがって、本件における一定の取引分野を、製造業者による出荷から需要者の購入に至るまでの特定エアセパレートガスの販売分野全体としたのは相当である。

c 市場占有率の算定方法の相当性

本件における4社の市場占有率については、4社を含む大手ガス製造業者13社の直接の販売相手（需要者、ディーラー、他の製造業者のいずれかを問わない。）に対する販売金額を算出し（ただし、13社間売買に係る販売金額は除外する。）、これに対する4社の各販売金額の割合を計算する方法により算定した。

本件のように、一定の取引分野が、複数の取引段階を包含して画定される場合、取引段階を異にする全ての販売に係る販売金額を合計することは、一つの商品の販売金額が重複して計上される場合もあることから、これを避ける必要がある。

この場合、製造業者の市場占有率が問題なのであるから、大手ガス製造業者13社の直接の販売相手に対する取引段階を捕捉して算定する方法が、製造業者別にその販売金額を直接的に把握することができる点で、多数存在するディーラーや需要者からその取引金額を集計する方法よりも、正確性や簡便性の点で優れており、さらに、13社各社の総販売金額を単純に合計すると、13社間の売買部分について一つの商品の販売金額が重複して計上されることになるから、当該13社間の売買における売主の販売金額を控除したものである。

このような、本件における4社の市場占有率の算定方法は合理的である。

d 本件合意が一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであること

以上によれば、我が国における大手ガス製造業者13社による特定エアセパレートガスの総販売金額の約9割を占めていた4社が本件合意をしたものであり、これにより4社がその意思で我が国における特定エアセパレートガスの取引分野における販売価格をある程度自由に左右することができる状態がもたらされたことが認められるから、本件合意は、独占禁止法第2条第6項の「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」の要件を充足する。

(ii) 本件排除措置命令の必要性及び相当性

a 排除措置を命ずるにつき「特に必要があると認められるとき」に該当するか否か

本件合意は、平成22年1月19日以降、事実上消滅し、その結果、被審人の違反行為もなくなっている。

しかし、本件違反行為の実行期間は約1年9か月に及んでいること、4社は、平成20年当時、我が国における大手ガス製造業者13社による特定エアセパレートガスの総販売金額の約9割を占めており、同種の違反行為が行われやすい環境であったといえること、被審人を含む4社が、本件違反行為を取りやめたのは、公正取引委員会の立入検査が契機であり、被審人らの自発的な意思に基づくものではなかったこと等に鑑みれば、4社が本件違反行為と同様の違反行為を繰り返すおそれがあることが認められる。

したがって、本件において、被審人に対して排除措置を命ずるにつき「特に必

要がある」と認められる。

b 本件排除措置命令の主文の相当性

(a) 主文第1項(2)及び第3項並びに第1項(3)及び第4項について

本件排除措置命令の趣旨、目的に鑑み、社会通念に従って合理的に解釈すれば、本件排除措置命令の主文第1項(2)及び第3項並びに第1項(3)及び第4項において販売価格の決定やその改定に関する情報交換が禁止される「他の事業者」とは、競争関係に立つ事業者を意味し、ここで禁止される「販売価格」の決定やその改定に関する情報交換とは、競争事業者間における競争手段となるはずである自社の販売先に対する「販売価格」に関する決定やその改定に関する情報交換を当該競争事業者間であることを意味するということはおのずと明らかであり、本件排除措置命令の主文の前記各条項の内容は何ら不明確とはいえない。

また、「他の事業者」や「販売価格」の意味内容について、前記のとおり解される以上、本件排除措置命令の主文の前記各条項の適用範囲が過度に広範ということもない。

(b) 主文第2項について

本件排除措置命令の主文第2項によって周知が命じられる「製造業者及び販売業者」とは、同項に「自社の取引先である特定エアセパレートガスの製造業者及び販売業者」とあるとおり、取引関係の存することが前提となっているから、被審人自身の特定エアセパレートガスの取引関係に照らせば、その範囲はおのずと明らかである。

また、本件違反行為は、特定エアセパレートガスの販売価格の引上げカルテルであるところ、これを排除するための本件排除措置命令の趣旨、目的に鑑み、社会通念に従って合理的に解釈すれば、同主文第2項における「取引先である・・・製造業者及び販売業者」に仕入先を含まないことは明らかである。

さらに、同主文第2項は、その周知の方法について、あらかじめ公正取引委員会の承認を受けなければならないところ、周知先や周知文案を含め、周知方法は、当委員会による本件排除措置命令の趣旨、目的と社会通念に従って導かれる客観的基準に即した裁量に基づく承認によって確定されるのであるから、同項が過度に広範で不明確であるということもない。

(c) 以上のとおり、本件排除措置命令の主文は、何ら過度に広範で不明確なものとはいえず、違法とはいえない。

(i) 課徴金算定の対象

特定エアセパレートガスのうち、次に掲げるものが独占禁止法第7条の2第1項所定の「当該商品」に該当するか

a エレクトロニクス産業向けのもの、大規模顧客向けのもの、バックアップに係るもの及び超高純度ガスに該当するもの

特定エアセパレートガスのうち、エレクトロニクス産業向けのもの、大規模顧客向けのもの、バックアップに係るもの及び超高純度ガスに該当するものは、いずれも本件合意の対象に含まれており、本件合意による相互拘束から除外されて

いることを示す事情は見当たらない。

b シリンダー充てん業者に対して販売するもの

本件における「一定の取引分野」は、特定エアセパレートガスの販売分野全体であり、ローリー供給によって供給されるエアセパレートガスの販売であれば、取引段階を問わず本件における「一定の取引分野」に含まれるものである。そして、被審人からシリンダー充てん業者に対しローリー供給によって供給されるエアセパレートガス、すなわち特定エアセパレートガスの販売も当然にこれに含まれるものであり、これを別異に解する理由はない。

c 全額出資子会社等（注3）に対して販売するもの

被審人の全額出資子会社等であるとはいえ、被審人とは別個の法人格を有し、法律上も独立の取引主体として活動しているものである以上、そのような子会社に販売した商品が違反行為の対象である商品から除外されているものと認めることはできない。

（注3） エアセパレートガスを製造し、被審人に販売している被審人の子会社である㈱水島オキシトン、北九州オキシトン㈱、鹿児島オキシトン㈱、熊本オキシトン㈱、川崎オキシトン㈱、四日市オキシトン㈱及び製鉄オキシトン㈱の7社（以下「オキシトン7社」という。）並びに「オキシトン7社」以外の被審人全額出資子会社を併せたものをいう。

d 前記aないしcは、いずれも特定エアセパレートガスである以上、本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であることは明らかであり、「当該商品」に該当する。

(f) 課徴金算定率

本件違反行為に係る取引について、被審人の業種を小売業又は卸売業以外と認定して10パーセントの課徴金算定率を適用すべきか、それとも、卸売業と認定して2パーセントの課徴金算定率を適用すべきか

a 課徴金の計算に当たり、違反行為に係る取引について、小売業又は卸売業に認定されるべき事業活動とそれ以外の事業活動の双方が行われていると認められる場合には、実行期間における違反行為に係る取引において、過半を占めていたと認められる事業活動に基づいて単一の業種を決定するのが相当である（以下、この考え方を「過半理論」という。）。

b また、独占禁止法第7条の2第1項が小売業又は卸売業について例外的に軽減した課徴金算定率を規定したのは、卸売業や小売業の事業活動の性質上、売上高営業利益率が小さくなっている実態を考慮したためであるから、課徴金の計算に当たっては、外形的には事業活動の内容が商品を第三者から購入して販売するものであっても、実質的にみて小売業又は卸売業の機能に属しない他業種の事業活動を行っているものと認められる特段の事情があるときには、当該他業種と同視できる事業を行っているものとして業種の認定を行うことが相当である。

c 被審人が、本件実行期間中に、自ら製造し販売した特定エアセパレートガス及びオキシトン7社から購入して販売した特定エアセパレートガスを合算した数量は、同期間の被審人における特定エアセパレートガスの製造数量及び購入数量の合計の約56.37パーセントに相当し、過半を占めていたことが認められる。

オキシトン7社は、被審人による特定エアセパレートガス等の製品の安定的供

給、輸送等の費用の削減を図ることを主な目的として設立されたものであるところ、オキシトン7社に対する被審人による高い議決権保有率や取締役に対して被審人の支配が及んでいるという会社支配の観点、被審人により製造設備の設置等が行われている状況、オキシトン7社の製造する特定エアセパレートガス等の製品の引取りの実態、オキシトン7社における生産量や販売価格への関与の実態に照らし、オキシトン7社による特定エアセパレートガスの製造については、被審人の支配下にあるものといえるものであって、被審人自らが製造するのと同様の実態があったといえるのであり、実質的にみて、小売業又は卸売業の機能に属しない他業種の事業活動を行っている認められる特段の事情が認められる。

したがって、過半理論により、被審人の業種を小売業又は卸売業以外の業種と認定し、課徴金算定率を10パーセントとするのが相当である。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項

5 積水化学工業(株)及び三菱樹脂(株)に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決（塩化ビニル管及び同継手の製造販売業者による価格カルテル）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（万円）
平成21年（判）第6号及び第8号	21. 5. 13	27	28. 2. 24	796532
平成21年（判）第7号及び第9号	21. 5. 13	27	28. 2. 24	371041

(1) 被審人

事件番号	名 称	略 称	代 表 者	所 在 地
平成21年（判）第6号及び第8号	積水化学工業(株)	積水化学工業	根岸 修史	大阪市北区西天満二丁目4番4号
平成21年（判）第7号及び第9号	三菱樹脂(株)	三菱樹脂	姥貝 卓美	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

(2) 事件の経過

本件は、平成21年2月18日、公正取引委員会が、前記(1)の被審人ら（以下(2)及び(3)において「被審人ら」という。）に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人らは、両命令に対して審判請求を行ったので、被審人らに対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録並びに被審人らから提出された異議の申立書及び被審人らから聴取した陳述に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人らに対して審決案と同じ内容（被審人三菱樹脂に対する課徴金納付命令の一部を取り消し、被審人三菱樹脂のその他の審判請求及び被審人積水化学工業の各審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人らは、平成16年1月27日頃及び同年8月25日頃に㈱クボタ（以下「クボタ」という。）、シーアイ化成㈱（以下「シーアイ化成」という。）及びアロン化成㈱（以下「アロン化成」という。）と、平成17年8月25日頃及び平成18年5月11日頃までにクボタシーアイ㈱（以下「クボタシーアイ」という。）とそれぞれ共同して、塩化ビニル管及び塩化ビニル管継手（以下、両者を併せて「塩化ビニル管等」という。）の出荷価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、塩化ビニル管等の販売分野における競争を実質的に制限していた（以下、これらの行為を併せて「本件違反行為」という。）。

被審人積水化学工業の本件違反行為の実行期間は平成16年3月1日から平成18年11月13日までであり、課徴金の額は79億6532万円である。

被審人三菱樹脂の本件違反行為の実行期間は平成16年3月15日から平成18年11月13日までであり、課徴金の額は37億2137万円である。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

(7) 被審人らは、他の事業者との間で、塩化ビニル管等の出荷価格を引き上げる旨の合意をし、共同して相互にその事業活動を拘束したか

a 平成16年1月27日頃、被審人らは、クボタ、シーアイ化成及びアロン化成との間で塩化ビニル管等の出荷価格を引き上げる（以下、この価格の引上げを「第1次値上げ」という。）旨の合意をしたか

被審人ら及びクボタの各担当者は、平成16年1月21日、会合を開催し、遅くともこのときまでに、同年3月1日受注分から塩化ビニル管等の出荷価格について値上げをすることを決定した。当該会合を受けて、同年1月27日、被審人ら、クボタ、アロン化成及びシーアイ化成の各担当者は、会合を開催し、同年3月1日受注分から塩化ビニル管等の出荷価格について値上げをすることを合意した。

b 平成16年8月25日頃、被審人らは、クボタ、シーアイ化成及びアロン化成との間で塩化ビニル管等の出荷価格を引き上げる（以下、この価格の引上げを「第2次値上げ」という。）旨の合意をしたか

被審人ら及びクボタの各担当者は、平成16年8月25日までの間に、同年10月1日出荷分から塩化ビニル管等の出荷価格について値上げをすることを決定した。同年8月25日、被審人ら、クボタ、アロン化成及びシーアイ化成の各担当者は、会合を開催し、同年10月1日出荷分から塩化ビニル管等の出荷価格について値上げをすることを合意した。

c 平成17年8月25日頃、被審人らは、クボタシーアイとの間で塩化ビニル管等の出荷価格を引き上げる（以下、この価格の引上げを「第3次値上げ」という。）旨の合意をしたか。

被審人ら及びクボタシーアイの各担当者は、平成17年8月25日、会合を開催し、同年10月11日頃出荷分から塩化ビニル管等の出荷価格について値上げをすることを合意した。

d 平成18年5月11日頃、被審人らは、クボタシーアイとの間で塩化ビニル管等の

出荷価格を引き上げる（以下、この価格の引上げを「第4次値上げ」といい、第1次値上げないし第4次値上げに係る合意を総称して「本件合意」という。）旨の合意をしたか

クボタシーアイの担当者は、クボタシーアイ及び被審人らの各担当者がクボタシーアイの塩化ビニル管等の値上げの公表前に集まると、独占禁止法違反の疑いをかけられた場合に言い訳ができなくなると考え、平成18年5月8日、被審人積水化学工業の担当者を訪ね、クボタシーアイの塩化ビニル管等の値上げの公表までは個別に連絡を取り合うなどの方法により、クボタシーアイ及び被審人らの3社で合意するという従来の枠組みを維持していくことを提案し、また、第4次値上げはクボタシーアイが先頭になって値上げを実施するので、同社の値上げ方針に沿って被審人積水化学工業も値上げを実施するよう求め、了承を得た。そして、同年10月頃、クボタシーアイの担当者は被審人積水化学工業の担当者に電話をかけ、同年6月21日出荷分から塩化ビニル管等の出荷価格について値上げをすることを連絡し、了承を得た。

また、同年5月11日、クボタシーアイの担当者は被審人三菱樹脂の担当者を訪ね、前記と同様の提案を行い、同年6月21日出荷分からの自社の値上げ方針等を伝え、被審人三菱樹脂も値上げを実施するよう求めたところ、了承を得た。

なお、クボタシーアイの担当者は、自社の値上げ方針等を被審人らに連絡する際には、それぞれ他社の担当者にも同じ内容を伝えた、あるいは伝える旨を話して相互伝達を図っていた。

このように、同年5月11日頃までに、クボタシーアイの担当者が被審人らの各担当者から、被審人らもクボタシーアイの値上げ方針に沿って塩化ビニル管等の値上げを実施することの同意を得たことにより、塩化ビニル管等の出荷価格について値上げすることを合意した。

e 本件合意について

前記認定事実等によれば、被審人らが他の事業者との間で塩化ビニル管等の出荷価格を引き上げる旨を合意したこと（本件合意をしたこと）が認められる。

そして、本件合意により、合意参加者の事業活動が事実上拘束される結果となることは明らかであるから、本件合意は、独占禁止法第2条第6項の「その事業活動を拘束し」の要件を充足する。

また、本件合意の成立により、合意参加者の間に、本件合意の内容に基づいた行動をとることを互いに認識し認容して歩調を合わせるという意思の連絡が形成されたものといえるから、本件合意は、同項の「共同して・・・相互に」の要件も充足する。

したがって、被審人らは、他の事業者との間で、塩化ビニル管等の出荷価格を引き上げる旨の合意をし、共同して相互にその事業活動を拘束したと認められる。

(4) 本件合意は一定の取引分野における競争を実質的に制限するか

- a** 独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、本件のような価格カルテルの場合には、その当事者である事業者らがその意思で、当該

市場における価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらすことをいうと解される。

b 本件における一定の取引分野

「一定の取引分野」は、そこにおける競争が共同行為によって実質的に制限されているか否かを判断するために画定するものであるところ、不当な取引制限における共同行為は、特定の取引分野における競争の実質的制限をもたらすことを目的及び内容としているものであるし、また、行政処分の対象として必要な範囲で市場を画定するという観点からは、共同行為の対象である商品役務の相互の代替性について厳密な検証を行う実益は乏しいから、通常の場合、その共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して、一定の取引分野を画定すれば足りると解される。

本件合意は、塩化ビニル管等の販売価格の引上げに関するものであり、本件合意が対象としている取引は、それらの販売に関する取引であり、それにより影響を受ける範囲も同取引であるから、塩化ビニル管等の販売分野という一定の取引分野を画定し、このような取引分野において競争が実質的に制限されているかを検討するのが相当であり、かつ、それで足りるといふべきである。

c 本件合意は一定の取引分野における競争を実質的に制限するか

本件においては、平成17年8月以前における被審人ら、クボタシーアイ（同年3月以前にあってはクボタ及びシーアイ化成）及びアロン化成の塩化ビニル管等の販売金額の合計は、塩化ビニル管等の製造販売業者（以下「塩ビ管メーカー」という。）の我が国における塩化ビニル管等の総販売金額の大部分（同年9月以降における被審人ら及びクボタシーアイの合計にあっては過半）を占めていた。

また、被審人ら及びクボタシーアイとその他の塩ビ管メーカーとの間には、生産規模や販売体制において格差があり、その他の塩ビ管メーカーは、それぞれ市場におけるシェアも小さい状況であって、さらに、本件合意の成立以前から、塩化ビニル管等の値上げに際して、中堅以下の塩ビ管メーカーは、大手の塩ビ管メーカーであるクボタ及び被審人らにより、塩化ビニル管等の値上げに協力するよう要請を受けて値上げに動き、塩ビ管メーカー全体が一丸となって値上げを実施していくという流れにあったのであり、大手の塩ビ管メーカーの値上げに他の塩ビ管メーカーが追随する状況であり、実際、クボタ及び被審人らの担当者は、本件合意の際も、本件合意に参加していない他の塩ビ管メーカーに対し、塩化ビニル管等の値上げに協力するよう要請している。

したがって、本件合意の成立により、塩化ビニル管等の販売分野における競争が全体として減少し、被審人ら、クボタ、アロン化成及びシーアイ化成又は被審人ら及びクボタシーアイが、その意思で、ある程度自由に我が国における塩化ビニル管等の価格等の取引条件を左右することによって、塩化ビニル管等の販売分野という市場を支配することができる状態に至っていたと認められるから、本件合意が塩化ビニル管等の販売分野という一定の取引分野における競争を実質的に制限していたことは明らかである。

(7) 被審人らの主張する各商品は独占禁止法第7条の2第1項所定の「当該商品」に

該当するか

a 当該商品について

独占禁止法は、課徴金の算定方法を具体的な法違反による現実的な経済的不当利得そのものとは切り離し、売上額に一定の比率を乗じて一律かつ画一的に算出することとして、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できることを図ったものと解すべきである。

そして、独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」とは、違反行為である相互拘束の対象である商品、すなわち、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって、違反行為である相互拘束を受けたものをいうと解すべきであり、一定の商品につき、違反行為を行った事業者又は事業者団体が、明示的又は黙示的に当該行為の対象から除外するなど、当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情が認められない限り、違反行為による拘束が及んでいるものとして、課徴金算定の対象となる当該商品に含まれ、違反行為者が、実行期間中に違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品を引き渡して得た対価の額が、課徴金の算定の基礎となる売上額となると解すべきである。

b 本件における当該商品

本件において、塩化ビニル樹脂等を原料とする硬質ポリ塩化ビニル管及び硬質ポリ塩化ビニル継手のうち、電線保護管等は除外されていたものの、それ以外の塩化ビニル樹脂等を原料とする塩化ビニル管及び塩化ビニル管継手（すなわち塩化ビニル管等）は広く本件合意の対象となっていたと認められる。

よって、本件違反行為の対象商品は塩化ビニル管等であり、その範ちゅうに属する商品は、違反行為者が明示的又は黙示的に本件違反行為の対象から除外するなど当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情が認められない限り、本件違反行為による拘束が及んでいるものと解される。

被審人三菱樹脂が販売する商品のうち、次の(a)ないし(c)以外の各商品については、本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属し、かつ、本件違反行為の相互拘束から除外されていることを示す特段の事情があるとは認められないから、当該商品に該当する。

(a) コップスシステム用継手

コップスシステムは、水田における水位管理のための装置であり、主にコップスユニットという給排水装置と個々のコップスユニットをつなぐパイプライン（用水パイプライン、排水パイプライン）を組み合わせ構築されている。

コップスシステム用パイプは、コップスシステムのうちのパイプラインの部分であるから、塩化ビニル管に当たる。したがって、コップスシステム用パイプは、本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属する。

他方、コップスシステム用継手は、コップスシステムの需用者に対して販売される完成品としてのコップスユニットをいうのか、加工委託先にコップスユニットの部品として有償支給されるユニット用ボックスをいうのか証拠上明らかでないが、仮に後者であるとすれば、ユニット用ボックスはポリプロピレン製であるし、継手でもないから、塩化ビニル管継手に当たらないし、仮に前者

であるとしても、完成品としてのコップスユニットは、その形状等からみて継手ではないから、塩化ビニル管継手に当たらない。したがって、コップスシステム用継手は、本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属さないことから、当該商品には該当しない。

(b) 水栓柱用原管・同継手

水栓柱は、住宅の外回りで水道の蛇口を立ち上げるための支柱となる製品であり、その外面は、御影石製、ステンレス製、塩化ビニル製等がある。水栓柱用原管・同継手の中には、塩化ビニルライニング鋼管及びその継手を原材料としたものが含まれているところ、塩化ビニルライニング鋼管は塩化ビニル管を構成部材として製造された鋼管であり、同様の特性を有する塩化ビニルライニング鋼管継手とともに、本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属さない。

ところで、被審人三菱樹脂の水栓柱用原管・同継手の売上額のうち塩化ビニルライニング鋼管及びその継手とそれ以外の商品の売上額の内訳は不明である。そうすると、仮に、水栓柱用原管・同継手のうち塩化ビニルライニング鋼管及びその継手以外の商品が当該商品に該当したとしても、その売上額がいくらとなるかの立証は無いことになる。

したがって、水栓柱用原管・同継手の全部を課徴金算定の基礎となる当該商品から除くべきである。

(c) シュート管

シュート管は、塩化ビニル管を半割りした加工製品であるところ、シュート管は、その名称の中に「管」という字が含まれているが、中空の円筒ではないから、シュート管を塩化ビニル管ということには疑義がある。もちろん、シュート管は、塩化ビニル管継手でもない。したがって、シュート管が本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属するとは認められないから、シュート管は当該商品に該当しない。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項及び第3項

第4章 訴 訟

第1 審決取消請求訴訟

1 概説

平成27年度当初において係属中の審決取消請求訴訟は7件であったところ、平成27年度中に新たに5件の審決取消請求訴訟が提起された。

これら平成27年度の係属事件12件のうち、最高裁判所が上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了したものが3件、最高裁判所が上告不受理決定をしたことにより終了したものが1件、最高裁判所が上告受理決定をした上で、請求を認容した原判決を維持し、原審被告（公正取引委員会）の上告を棄却したことにより終了したものが1件、東京高等裁判所が請求を棄却し上訴期間の経過をもって確定したものが1件あった。また、平成27年度中に東京高等裁判所が請求を棄却する判決を言い渡した後、原審原告が上告及び上告受理申立てを行ったものが1件あった。

この結果、平成27年度末時点において係属中の審決取消請求訴訟は6件となった。

第1表 平成27年度係属事件一覧

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
1	㈱イーライセンスによる件	JASRACの行為が放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有するとまで断ずることは困難であり、本件行為が独占禁止法第2条第5項所定のいわゆる排除型私的独占に該当し、同法第3条の規定に違反するということはできない。	審決年月日 平成24年 6月12日 提訴年月日 平成24年 7月10日 判決年月日 平成25年11月 1日 （請求一部認容，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成25年11月13日 （上告受理申立て，原審被告） （上告及び上告受理申立て，原審参加人） 決定年月日 平成27年 4月14日 （上告受理（原審被告），最高裁判所） （上告棄却及び上告不受理（原審参加人），最高裁判所） 判決年月日 平成27年 4月28日 （上告棄却，最高裁判所）
2	日新製鋼㈱による件	共同して，建材製品製造業者向けカラー鋼板のひも付き取引での販売価格を引き上げる旨を合意していた（課徴金額 14億6062万円）。	審決年月日 平成24年 6月13日 提訴年月日 平成24年 7月13日 判決年月日 平成25年12月13日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成25年12月26日 （上告及び上告受理申立て，原審原告） 決定年月日 平成27年 7月 7日 （上告棄却及び上告不受理，最高裁判所）

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
3	真成開発(株)ほか1名による件	川崎市発注の下水管きょ工事について、共同して受注予定者を決定していた（課徴金額 471万円〔(株)吉孝土建〕, 346万円〔真成開発(株)〕）。	審決年月日 平成24年11月26日 提訴年月日 平成24年12月26日 判決年月日 平成26年 1月31日 （請求棄却, 東京高等裁判所） 上訴年月日 平成26年 2月12日 （上告及び上告受理申立て, 原審原告ら） 決定年月日 平成26年 6月18日 （上告却下, 東京高等裁判所） 決定年月日 平成27年 4月16日 （上告不受理, 最高裁判所）
4	愛知電線(株)による件	課徴金減免申請に関する公正取引委員会の対応には違法性は認められない（課徴金額 3億2696万円）。	審決年月日 平成25年 2月 4日 提訴年月日 平成25年 3月 6日 判決年月日 平成25年12月20日 （請求棄却, 東京高等裁判所） 上訴年月日 平成25年12月29日 （上告及び上告受理申立て, 原審原告） 決定年月日 平成27年 4月24日 （上告棄却及び上告不受理, 最高裁判所）
5	藤正建設(株)による件	岩手県が発注する建築一式工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた（課徴金額 1042万円）。	審決年月日 平成25年 5月22日 提訴年月日 平成25年 6月20日 判決年月日 平成25年12月20日 （請求棄却, 東京高等裁判所） 上訴年月日 平成25年12月26日 （上告及び上告受理申立て, 原審原告） 決定年月日 平成27年 6月 9日 （上告棄却及び上告不受理, 最高裁判所）
6	(株)生田組による件	国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所が発注する一般土木工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた（課徴金額 1423万円）。	審決年月日 平成26年12月10日 提訴年月日 平成26年12月27日 判決年月日 平成27年 7月31日 （請求棄却, 東京高等裁判所） （上訴期間の経過をもって確定）
7	都タクシー(株)ほか11名による件	小型車, 中型車, 大型車及び特定大型車の距離制運賃, 時間制運賃, 時間距離併用制運賃及び待料金を平成21年10月1日付けで改定された新潟交通圏に係る自動認可運賃における一定の運賃区分として定められているタクシー運賃とし, かつ, 小型車については初乗距離短縮運賃を設定しないこととする旨を合意していた（課徴金額 1億4813万円〔15社合計〕）。	審決年月日 平成27年 2月27日 提訴年月日 平成27年 3月30日
8	サムスン・エスディーアイ・カンパニー・リミテッドによる件	国内及び海外の事業者によるテレビ用ブラウン管（我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の海外現地製造子会社等向けのもの）の価格カルテル事件について、我が国独占禁止法第3条後段を適用することができることを認めた。	審決年月日 平成27年 5月22日 提訴年月日 平成27年 6月19日

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
9	サムスン・エ スディーアイ (マレーシ ア)・ビー イーアールエ イ チ ェ ー ディーによる 件	国内及び海外の事業者によるテレビ 用ブラウン管(我が国ブラウン管テレ ビ製造販売業者の海外現地製造子会社 等向けのもの)の価格カルテル事件に ついて、我が国独占禁止法第3条後段 を適用することができ、その売上額が 課徴金の対象となることを認めた(課 徴金額 13億7362万円)。	審決年月日 平成27年 5月22日 提訴年月日 平成27年 6月19日 判決年月日 平成28年 1月29日 (請求棄却, 東京高等裁判所) 上訴年月日 平成28年 2月10日 (上告及び上告受理申立て, 原審原告)
10	MT映像ディ スプレイ(株)ほ か3名による 件	国内及び海外の事業者によるテレビ 用ブラウン管(我が国ブラウン管テレ ビ製造販売業者の海外現地製造子会社 等向けのもの)の価格カルテル事件に ついて、我が国独占禁止法第3条後段 を適用することができ、その売上額が 課徴金の対象となることを認めた(課 徴金額 17億9724万円〔課徴金納付命 令の対象である3名の合計額〕)。	審決年月日 平成27年 5月22日 提訴年月日 平成27年 6月19日
11	日本エア・リ キード(株)によ る件	被審人が、他の事業者と共同して、 エアセパレートガスの販売価格を引き 上げる旨を合意し、一定の取引分野に おける競争を実質的に制限したと認 め、被審人が違反行為により販売した エアセパレートガスの売上高につい て、製造業に対する課徴金算定率(10 パーセント)を適用することが相当で あるとした(課徴金額 48億2216万 円)。	審決年月日 平成27年 9月30日 提訴年月日 平成27年10月30日
12	積水化学工業 (株)による件	被審人が、他の事業者と共同して、 塩化ビニル管等の販売価格を引き上 げる旨を合意し、一定の取引分野にお ける競争を実質的に制限したと認めた (課徴金額 79億6532万円)。	審決年月日 平成28年 2月24日 提訴年月日 平成28年 3月24日

2 東京高等裁判所における判決

(1) (株)生田組による審決取消請求事件(平成26年(行ケ)第28号)(前記表一連番号6)

ア 主な争点及び判決の概要

平成20—21年度春野改良工事(以下「本件工事」という。)は、独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該・・・役務」に該当するものとして、課徴金の算定の対象となるか否か

原告は、本件工事について、原告代表者が、世話人である入交建設(株)社長に対して電話をかけ(以下「本件電話連絡」という。), 同人から、本件工事の入札に(株)竹内建設が参加することを聞いた時点で、入交建設(株)の社長に対し、本件工事について談合調整をしないことを申し入れ、本件工事は受注調整をしないいわゆる「フリー物件」とすることが確認されたなどとして、排除措置命令が認定した合意(以下「本件基本合意」という。))に基づく受注調整が行われた事実を認定する実質的証拠はないと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

- (7) 原告代表者が、世話人である入交建設㈱社長及びミタニ建設工業㈱社主に対し、本件工事の受注を希望する旨を連絡したこと並びに世話人3社が本件工事の受注予定者を原告とすることを決定し、原告にその旨を伝えたことを合理的に認めることができる。
- (4) 原告代表者は、本件電話連絡の際、原告代表者が入交建設㈱社長に対し「一切触らんとってくれ。」と一切の受注調整をしないよう申し入れたのに対し、入交建設㈱社長は「分かった。」と言ってそれを了承した旨供述する。

しかし、原告が㈱竹内建設だけでなく一切の受注調整を殊更拒む理由は見出し難いし、世話人の立場からみても進められている受注調整をこの段階で覆すほどの理由があったとはいえないことからすると、原告代表者からの申入れを受けた入交建設㈱社長が、他の世話人らと協議することもなく、本件工事について一切の受注調整を行わないことを決定し、原告代表者に対して確約するということは考え難いことである。

また、入交建設㈱社長は、参考人審尋において、本件電話連絡の際、本件工事について、原告代表者から、㈱竹内建設との間では調整をしないよう申入れを受けた旨を一貫して供述していることが認められる。

そうすると、本件電話連絡において、原告代表者が入交建設㈱社長に対し、㈱竹内建設との間では受注調整を行わないよう求めたとの本件審決の認定は、証拠に基づく合理的な認定というべきである。

なお、原告が本件工事の予定価格を聞いていないこと並びに他の入札参加者の名称及び評価点を知らないことは、本件工事において受注調整が行われたとの認定を妨げるものではない。

- (7) 原告は、入札に参加した四国開発㈱は、本件工事については大きな利潤を見込めないため受注を敬遠したのであって、受注調整に協力するために予定価格を超える金額で入札したわけではないと主張する。

しかし、世話人3社から本件工事の入札価格に関する連絡が来ないため、四国開発㈱常務がミタニ建設工業㈱常務に電話をかけて、具体的な入札金額を告げたところ、ミタニ建設工業㈱常務は、その金額が本件工事の予定価格を超えていたことから、その金額で入札することでよい旨を四国開発㈱常務に告げたことが合理的に認められ、そうすると、四国開発㈱は本件基本合意に沿って受注予定者に協力する意図で入札したものであると認められる。

- (1) 原告は、世話人3社の誰からも入札に参加したクロシオ建設㈱に対する働きかけがされておらず、同社は独自の判断で入札価格を決めたものであり、本件工事の受注調整に協力していないと主張する。

しかし、クロシオ建設㈱代表取締役作成の事実経過報告書には、本件工事についてクロシオ建設㈱は落札意欲がなく、入札実績作りのために応募したことなどの記載があり、また、入交建設㈱社長の供述調書には、クロシオ建設㈱は評価点が低いためどんな低い価格で入札しても受注は不可能であるから、連絡しなかったとしても何ら問題はなく、無駄なことはしなかったのだらう旨を述べる記載があり、ミタ

ニ建設工業㈱常務の参考人審尋において、同人は、クロシオ建設㈱がいくらで入札しても同社が落札することはないから連絡しなかった旨を供述している。

そうすると、世話人3社の誰からもクロシオ建設㈱に連絡をしていない事実は、クロシオ建設㈱が本件工事の受注調整に協力するために入札した旨の認定を妨げるものではなく、むしろ、上記クロシオ建設㈱代表取締役の供述調書によれば、本件基本合意に基づく受注調整に協力する意思があったと合理的に認められる。

イ 訴訟手続の経過

本件判決は、上訴期間の経過をもって確定した。

(2) サムスン・エスディーアイ（マレーシア）・ビーイーアールエイチエーディーによる 審決取消請求事件（平成27年（行ケ）第37号）（前記表一連番号9）

ア 主な争点及び判決の概要

(7) 本件に独占禁止法3条後段を適用することができるか否か

a 我が国の独占禁止法を適用することができるか否か

原告は、いわゆる域外適用について、国家の領域内に相応の効果又は影響が生じた場合に当該法域の競争法が適用できるという考え方（効果主義）が広く承認されているところ、本件審決は、我が国の領域外において行われたブラウン管の購入に対する我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の関与について述べるだけで、我が国の領域内における効果については何ら認定しておらず、その基礎となる証拠も示していないから、独占禁止法を適用できることの実質的証拠を欠き、その取消しを免れないと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

本件ブラウン管（我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の東南アジア地域に所在する現地製造子会社等が購入するテレビ用ブラウン管）の購入に関する実質的な契約交渉は、我が国に所在する我が国ブラウン管テレビ製造販売業者が、サムスン・エスディーアイ・カンパニー・リミテッド（以下「サムスンSDI」という。）ほか4社との間で行っていたものであり、だからこそ、本件合意は、サムスンSDIほか4社が我が国ブラウン管テレビ製造販売業者との交渉の際に提示すべき本件ブラウン管の現地製造子会社等向け販売価格の最低目標価格等を設定するものであった。

そうすると、本件合意は、正に本件ブラウン管の購入先及び本件ブラウン管の購入価格、購入数量等の重要な取引条件について実質的決定をする我が国ブラウン管テレビ製造販売業者を対象にするものであり、本件合意に基づいて、我が国に所在する我が国ブラウン管テレビ製造販売業者との間で行われる交渉等における自由競争を制限するという実行行為が行われたのであるから、これに対して我が国の独占禁止法を適用することができることは明らかである。

また、原告の主張するいわゆる効果主義の考え方は、もともと国外における行為について例外的な域外適用を認めるためのものであるところ、本件においては、本件合意に基づく交渉等における自由競争制限という実行行為が、我が国に

所在する我が国ブラウン管テレビ製造販売業者を対象に行われているのであるから、そもそもいわゆる効果主義に基づく検討が必要となる余地はなく、我が国の独占禁止法を適用できることは明らかである。

b 我が国ブラウン管テレビ製造販売業者が「需要者」に当たるか否か

原告は、独占禁止法第2条第4項第1号の規定に照らすと、「需要者」が商品又は役務の供給を受ける者を意味することは疑いがないところ、商品の供給を受けていない我が国ブラウン管テレビ製造販売業者が「需要者」に該当する余地はないと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

我が国ブラウン管テレビ製造販売業者は、自社グループが行うブラウン管テレビに係る事情を統括しており、本件ブラウン管に係る購入交渉等を行い、本件ブラウン管の購入先及び本件ブラウン管の購入価格、購入数量等の重要な取引条件を決定した上で、現地製造子会社等に対して上記決定に沿った購入を指示して、本件ブラウン管を購入させていたことが認められることから、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者は「需要者」に当たるといふべきである。

また、複数の国等の競争法の重複適用があり得ることを理由として、我が国の主権が及ばないという原告の主張は採用することができない。

c 我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の所在地

原告は、商品や役務が供給される場所を需要者の所在地と考えるべきであり、需要者と認定された者の本店所在地又は購買部門の所在地をもって、需要者の所在地の基準とするのは妥当ではないと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

我が国ブラウン管テレビ製造販売業者は、いずれも我が国に本店を置き、我が国の法律に準拠して設立された法人であり、東南アジア地域で生産されるブラウン管テレビに係る事業の統括部門を我が国内に置き、同統括部門の担当者が我が国内外において交渉等を行い、本件ブラウン管の重要な取引条件等を決定した上、現地製造子会社等に指示して本件ブラウン管を購入させていたものであると認められることから、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者のブラウン管テレビに係る事業活動や本件ブラウン管の調達業務に係る活動の本拠地は我が国に存したものと認めるのが相当である。

d 本件合意により「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」こととなったか否か

原告は、競争の実質的制限は、商品が供給された東南アジアにおいてのみ生じているのであるから、競争の実質的制限は我が国の領域内で生じていないと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

本件合意により共同行為が対象としている取引は、本件ブラウン管の販売に関する取引であって、それにより影響を受ける範囲も同取引であるから、本件ブラウン管の販売分野が「一定の取引分野」である。

そして、本件合意の内容に照らすと、それによって本件ブラウン管の価格交渉

の自由や価格決定の自由が侵害されたのは、我が国に所在して我が国の内外で交渉等を行っていた我が国ブラウン管テレビ製造販売業者であるというべきである。そうすると、本件合意により、本件ブラウン管の価格をある程度自由に左右することができる状態がもたらされ、本件ブラウン管の取引に係る市場が有する競争機能が損なわれた場所は、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の所在地である我が国というべきである。

また、原告は、一定の取引分野という概念は、不当な取引制限と企業結合審査での双方で用いられており、双方で認定される一定の取引分野は原則として同一のものになるはずであるとして、本件の一定の取引分野の地理的範囲は東南アジア地域となると主張するが、両者に性質上の違いがあることは明らかであるから、原告の上記主張は前提を欠く。

(イ) **本件ブラウン管の売上額は独占禁止法第7条の2第1項の「当該商品の売上額」に該当し、課徴金の計算の基礎となるか否か**

原告は、本件ブラウン管は、東南アジア地域で供給され、代金の支払も同地域で行われており、日本国内において具体的な競争制限効果が生じていないから、「当該商品」に該当しないと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」とは、違反行為である相互拘束の対象である商品、すなわち、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって、違反行為である相互拘束を受けたものをいうと解される。これを本件についてみると、本件ブラウン管が本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって、違反行為である相互拘束を受けたものであることは明らかであり、本件ブラウン管は「当該商品」に当たるから、独占禁止法施行令第5条に基づき算定された本件ブラウン管の売上額が課徴金の計算の基礎となる。

イ **訴訟手続の経過**

本件は、原告による上告及び上告受理申立てにつき、平成27年度末現在、最高裁判所に係属中である。

3 最高裁判所における決定等

(1) **真成開発(株)ほか1名による審決取消請求上告受理事件（平成26年（行ヒ）第316号）（前記表一連番号3）の決定の概要**

最高裁判所は、本件は、民事訴訟法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告不受理の決定を行った。

(2) **愛知電線(株)による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成26年（行ツ）第160号、平成26年（行ヒ）第157号）（前記表一連番号4）の決定の概要**

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

- (3) (株)イーライセンスによる審決取消等請求上告事件及び審決取消等請求上告受理事件（平成26年（行ツ）第67号，平成26年（行ヒ）第74号，平成26年（行ヒ）第75号）（前記表一連番号1）

ア 決定の概要

- (7) 平成26年（行ツ）第67号及び平成26年（行ヒ）第74号（参加人（一社）日本音楽著作権協会が上訴したもの）

最高裁判所は，本件上告理由は，民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当しないとして，上告棄却の決定をし，また，申立参加人が本件上告受理の申立てをした時には，既に申立人（被告）が上告受理の申立てをしていたことが明らかであるから，申立参加人（参加人）の本件上告受理の申立ては，二重上告受理の申立てであり，不適法であるとして，上告不受理の決定を行った。

- (4) 平成26年（行ヒ）第75号（被告公正取引委員会が上訴したもの）

最高裁判所は，上告受理申立て理由の一部を排除した上，民事訴訟法第318条第1項の事件に当たるとして，本件を上告審として受理する旨の決定を行った（受理後の判決は後記イのとおり）。

イ 判決の概要（平成26年（行ヒ）第75号）

- (7) 参加人がほとんど全ての放送事業者との間で包括徴収による利用許諾契約を締結しこれに基づく放送使用料の徴収をする行為（以下「本件行為」という。）が独占禁止法第2条第5項にいう「他の事業者の事業活動を排除」する行為に該当するか否かは，本件行為につき，自らの市場支配力の形成，維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであり，放送事業者による管理楽曲の放送利用に係る利用許諾に関する市場（以下「本件市場」という。）への他の管理事業者の参入を著しく困難にするなどの効果を有するものといえるか否かによって決すべきものである。そして，本件行為が上記の効果を有するものといえるか否かについては，本件市場を含む音楽著作権管理事業に係る市場の状況，参加人及び他の管理事業者の上記市場における地位及び競争条件の差異，放送利用における音楽著作物の特性，本件行為の態様や継続期間等の諸要素を総合的に考慮して判断されるべきものと解される。

- (4) 原審が確定した事実関係等によれば，参加人は，管理委託及び利用許諾の各市場において事実上の独占状態にあり，音楽著作権管理事業の許可制から登録制への移行後も，参加人が大部分の音楽著作権につき管理の委託を受けている状況は継続していた。これに加え，放送事業者にとって，大部分の音楽著作権につき管理の委託を受けている参加人との間で包括許諾による利用許諾契約を締結することなく他の管理事業者との間でのみ利用許諾契約を締結することはおよそ想定し難い状況にあった。

また，放送事業者による放送番組に利用する楽曲の選択においては，当該放送番組の目的や内容等の諸条件との関係で特定の楽曲の利用が必要とされる例

外的な場合を除き、楽曲は放送利用において基本的に代替的な性格を有するものといえる。

さらに、放送事業者において、他の管理事業者の管理楽曲を有料で利用する場合には、包括徴収による利用許諾契約に基づき参加人に対して支払う放送使用料とは別に追加の放送使用料の負担が生ずることとなり、利用した楽曲全体につき支払うべき放送使用料の総額が増加することとなる。

そうすると、放送事業者としては、経済合理性の観点から放送使用料の追加負担が生じない参加人の管理楽曲を選択することとなるものということができる。これにより放送事業者による他の管理事業者の管理楽曲の利用は抑制されるものということができる。そして、参加人は、ほとんど全ての放送事業者との間で包括徴収による利用許諾契約を締結しているのであるから、本件行為により他の管理事業者の管理楽曲の利用が抑制される範囲はほとんど全ての放送事業者に及ぶこととなり、その継続期間も、著作権等管理事業法の施行から排除措置命令がされるまで7年余に及んでいる。このように本件行為が他の管理事業者の管理楽曲の利用を抑制するものであることは、相当数の放送事業者において被上告人の管理楽曲の利用を回避し又は回避しようとする行動が見られ、被上告人が放送事業者から徴収した放送使用料の金額も僅少なものとどまっていることなどからもうかがわれるものということができる。

- (ウ) 以上によれば、参加人の本件行為は、放送事業者による他の管理事業者の管理楽曲の利用を抑制するものであり、その抑制の範囲がほとんど全ての放送事業者に及び、その継続期間も相当の長期間にわたるものであることなどに照らせば、他の管理事業者の本件市場への参入を著しく困難にする効果を有するものというべきである。

なお、参加人の本件行為は、別異に解すべき特段の事情のない限り、自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものと解するのが相当である。したがって、本件審決の取消し後の審判においては、独占禁止法第2条第5項にいう「他の事業者の事業活動を排除」することという要件の該当性につき上記特段の事情の有無を検討の上、上記要件の該当性が認められる場合には、本件行為が同項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ものに該当するか否かなど、同項の他の要件の該当性が審理の対象になるものと解される。

- (4) 藤正建設(株)による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成26年（行ツ）第130号、平成26年（行ヒ）第126号）（前記表一連番号5）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

- (5) 日新製鋼(株)による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成26年（行ツ）第253号、平成26年（行ヒ）第265号）（前記表一連番号2）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

第2 その他の公正取引委員会関係訴訟

1 概要

平成27年度当初において係属中のその他の公正取引委員会関係訴訟（審決取消請求訴訟以外の訴訟で公正取引委員会が処分行政庁又は所管行政庁であるものをいう。以下同じ。）は2件であったところ、同年度中に新たに提起された事件はなかった。これら平成27年度の係属事件2件のうち、最高裁判所が上告棄却及び上告不受理の決定をしたことにより終了したものが1件あった。この結果、平成27年度末時点において係属中の訴訟は1件となった。

2 平成27年度に係属していたその他の公正取引委員会関係訴訟

(1) 平成21年（判）第17号審判事件記録に係る閲覧謄写許可処分取消請求事件

ア 事件の表示

最高裁判所平成25年（行ツ）第496号、平成25年（行ヒ）第538号
事件記録閲覧謄写許可処分取消請求事件

上告人兼申立人（一審原告、原審控訴人） （一社）日本音楽著作権協会
被上告人兼相手方（一審被告、原審被控訴人） 国（処分行政庁 公正取引委員会）

（一審の事件番号 東京地方裁判所 平成23年（行ウ）第322号）

（原審の事件番号 東京高等裁判所 平成25年（行コ）第80号）

提 訴 年 月 日 平成23年 5 月 20 日

一審判決年月日 平成25年 1 月 31 日（請求棄却、東京地方裁判所）

控 訴 年 月 日 平成25年 2 月 13 日（一審原告）

原 判 決 年 月 日 平成25年 9 月 12 日（控訴棄却、東京高等裁判所）

上 訴 年 月 日 平成25年 9 月 25 日（上告及び上告受理申立て、一審原告・原審控訴人）

決 定 年 月 日 平成27年 4 月 28 日（上告棄却及び上告不受理）

イ 事案の概要

本件は、平成21年（判）第17号（一社）日本音楽著作権協会に対する審判事件（以下「本件審判事件」という。）に係る利害関係人が平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第70条の15に基づいて行った本件審判事件の事件記録の閲覧謄写申請に対し、処分行政庁が当該事件記録のうち一部を除いて閲覧謄写を許可する旨の処分をしたところ、一審原告が、その処分の一部分の取消しを求めたものである。

ウ 決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(2) 損害賠償等請求事件

ア 事件の表示

損害賠償等請求事件

原告 X

被告 国

提訴年月日 平成26年7月22日

イ 事案の概要

本件は、防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者らによる入札談合に関し、原告が、防衛省の調査報告書等により名誉を棄損されたとして慰謝料の支払及び防衛省のホームページへの謝罪文の掲載を求めるとともに、防衛省による違法な損害賠償請求により損害を被ったとして損害賠償を求めるものである。

ウ 訴訟手続の経過

本件は、平成27年度末現在、東京地方裁判所に係属中である。

第3 独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

平成27年度当初において係属中の独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟は5件であったところ、同年度中に3件の訴えが提起された。これら平成27年度の係属事件8件のうち、和解で終了したものが1件、最高裁判所が上告棄却及び上告不受理の決定をしたことにより終了したものが1件、東京地方裁判所の訴え却下及び請求棄却判決に対して独占禁止法第24条部分については上訴が行われなかったものが1件あった。また、原告が東京地方裁判所に対し、訴えの取下げを行ったものが1件あった。この結果、平成27年度末時点において係属中の訴訟は4件となった。

第2表 平成27年度に係属していた独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

裁 判 所 事件番号 提訴年月日	内 容	判 決 等
神戸地方裁判所 23 (ワ) 3452 23. 12. 20 ↓ 大阪高等裁判所 26 (ネ) 471 26. 1. 24 ↓ 最高裁判所 26 (オ) 290 26 (受) 364 26. 11. 13	神戸市駅前のタクシー乗り場において、原告らが乗務するタクシーが客待ちの先頭車両になることを阻止する等の行為により、原告らが利用客と旅客運送契約を締結することを妨害することは、営業妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	26. 1. 14 請求一部認容 (独占禁止法第24条に基づく請求については棄却) 26. 10. 31 原判決変更 請求一部認容 (独占禁止法第24条に基づく請求を一部認容。損害賠償の金額については一審から減額) 27. 9. 25 上告棄却及び上告不受理決定
大阪地方裁判所 24 (ワ) 3113 24. 3. 22	被告と新聞販売店が共同して原告との折込広告の契約を拒絶することは取引拒絶に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	(係属中)
東京地方裁判所 26 (ワ) 12468 26. 5. 20	被告が管理する管理楽曲の利用に関し、放送事業者との間で包括徴収契約を締結している被告の行為により、管理事業に参入することが阻止されており、排他条件付取引、抱き合わせ販売又は取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	28. 2. 18 訴え取下げ (独占禁止法第24条部分については28. 1. 19に訴え取下げ)
東京地方裁判所 26 (ワ) 19616 26. 7. 30	原告から委託を受けて業務用鍵付き鞆等を製造する被告が、二重打刻鍵を製造して原告の直接の取引先に被告鞆(被告が製造する錠を使用して製造した鞆)を販売している行為は、取引妨害等に該当するとして、被告の二重打刻鍵の製造等の差止めを求めるもの。	27. 8. 27 訴え却下及び請求棄却
東京地方裁判所 26 (ワ) 26330 26. 10. 7	被告が製造するインクジェットプリンタについて、技術上の必要性等の合理的理由のない改変を行い、被告の特許権を侵害しなければ原告の製品が動作しないような構成とした上で、原告に対し、特許権侵害を理由に、インクカートリッジの互換品の販売の差止めを求めることは、取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	(係属中)
東京地方裁判所 27 (ワ) 9337 27. 4. 3	太陽電池に用いられるポリシリコンの供給者である被告らが、優越的地位を利用して原告に対し一方的に、10年にわたり固定の長期契約価格で購入する旨や転売禁止の旨等を含む不利な契約を設定し実施している行為は、優越的地位の濫用に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	(係属中)
東京地方裁判所 27 (ワ) 27595 27. 10. 1	訴外A学園は、同学園の顧問弁護士だった原告X1が、顧問契約解消後に、同学園の一部理事の利益相反行為を内部告発した原告X2の弁護を行ったことにつき、原告X1が所属する被告弁護士会に懲戒請求を行ったところ、これを受けて、被告弁護士会が、原告X1の上記行動を懲戒相当とした上で原告X2の弁護を受任してはならないと決定したことは、共同の取引拒絶、取引妨害に該当するものとして、当該行為の差止めを求めるもの。	(係属中)

裁 判 所 事件番号 提訴年月日	内 容	判 決 等
大阪地方裁判所 28 (ワ) 229 28. 1. 13	医薬部外品、化粧品の製造者である被告が、「定価」より低い価格で被告の商品をインターネットで販売している原告に対し、平成27年4月に発売された新商品の供給を行わなかったこと、及び平成28年4月以降従来品の供給も停止するとしていることは、再販売価格維持行為に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	(係属中)

第4 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟

平成27年度当初において係属中の独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟は、2件であったところ、同年度中に1件の訴えが提起された。これら平成27年度の係属事件3件のうち、最高裁判所が上告棄却及び上告不受理の決定をしたことにより終了したものが1件あった。この結果、平成27年度末時点において係属中の訴訟は2件となった（注）。

（注） 独占禁止法第5条に基づく損害賠償請求訴訟の件数は、公正取引委員会がその存在を把握したものについて記載したものである。

1 (株)セブンーイレブン・ジャパンによる優越的地位の濫用事件

(1) 事件の表示

東京高等裁判所平成21年（ワ）第6号 損害賠償請求事件

事件番号	原告	被告	提訴年月日
平成21年（ワ）第6号	X	(株)セブンーイレブン・ジャパン	平成21年 9月29日

(2) 事案の概要

公正取引委員会は、(株)セブンーイレブン・ジャパンが、独占禁止法第19条（平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の一般指定第14項〔優越的地位の濫用〕第4号に該当）の規定に違反する行為を行っているとして、平成21年6月22日、(株)セブンーイレブン・ジャパンに対し当該行為の排除等を命ずる排除措置命令を行った。当該命令確定後、原告は、(株)セブンーイレブン・ジャパンに対して、独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠償請求訴訟を東京高等裁判所に提起した。

(3) 訴訟手続の経過

平成26年12月19日、東京高等裁判所が請求を一部認容する判決を下したため、(株)セブンーイレブン・ジャパンは平成26年12月26日、上告及び上告受理申立てを行ったが、平成27年9月4日、最高裁判所が上告棄却及び上告不受理決定を行い、原判決が確定した。

事件番号	求意見日（注）	意見書提出日	経過等
平成21年（ワ）第6号	平成21年10月27日	平成21年12月16日	平成26年12月19日 請求一部認容 平成26年12月26日 上告及び上告受理申立て（被告） 平成27年 9月 4日 上告棄却及び上告不受理決定

(注) 東京高等裁判所から独占禁止法第84条第1項の規定に基づき同法違反によって生じた損害額についての求意見がなされ、公正取引委員会が意見を提出したもの。以下、第4の各事件で同じ。

2 郵便番号自動読取区分機類の入札談合事件

(1) 事件の表示

東京高等裁判所平成25年（ワ）第8号 損害賠償請求事件

事件番号	原告	被告	提訴年月日
平成25年（ワ）第8号	日本郵便㈱	㈱東芝ほか1名	平成25年11月28日

(2) 事案の概要

公正取引委員会は、郵政省が発注する郵便番号自動読取区分機類の入札談合について、平成15年6月27日、㈱東芝ほか1名に対し、当該行為の排除等を命ずる審判審決を行った。当該審決確定後、原告は、当該審決が認定した入札談合により郵政省が被った損害賠償請求権を承継したとして、㈱東芝ほか1名に対し、独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠償請求訴訟を東京高等裁判所に提起した。

(3) 訴訟手続の経過

本件については、平成28年4月19日までに和解が成立して終了した。

事件番号	求意見日	意見書提出日	経過等
平成25年（ワ）第8号	平成26年 2月17日	平成26年 3月24日	平成28年4月19日までに和解が成立して終了した

3 岡山県北生コンクリート協同組合による取引妨害事件

(1) 事件の表示

東京高等裁判所平成27年（ワ）第1号 損害賠償請求事件

事件番号	原告	被告	提訴年月日
平成27年（ワ）第1号	X	岡山県北生コンクリート協同組合	平成27年 7月14日

(2) 事案の概要

公正取引委員会は、岡山県北生コンクリート協同組合が、独占禁止法第19条（一般指定第14項〔競争者に対する取引妨害〕に該当）の規定に違反する行為を行っているとして、平成27年2月27日、岡山県北生コンクリート協同組合に対し、当該行為の排除等を命ずる排除措置命令を行った。当該命令確定後、原告は、岡山県北生コンクリート協同組合に対して、独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠償請求訴訟を東京高等裁判所に提起した。

(3) 訴訟手続の経過

本件については、東京高等裁判所から公正取引委員会に対し、平成27年8月12日、独占禁止法第84条第1項の規定に基づき、同法違反行為によって生じた損害額についての求意見がなされ、平成27年10月16日、当委員会は意見書を提出した。

本件については，平成27年度末現在，東京高等裁判所に係属中である。

事件番号	求意見日	意見書提出日	経過等
平成27年（ワ）第1号	平成27年 8月12日	平成27年10月16日	（係属中）

第1 「公的再生支援に関する競争政策上の考え方」の策定・公表

1 経緯

我が国において、公的再生支援が様々な政策目的を達成するために行われている中、これら支援による関連する市場の競争への影響を最小限のものとすることが重要であるとの認識の下、内閣府特命担当大臣により、有識者からなる「競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会」が開催された。同研究会は、競争政策の観点からの公的再生支援の在り方について検討を行い、平成26年12月19日に中間取りまとめを行った。

当該中間取りまとめにおいて、「公正取引委員会が、公的再生支援を行うに当たって支援機関が競争政策の観点から留意すべき点を盛り込んだ業種横断的なガイドラインを作成」することが適当であるとされたことを受け、公正取引委員会は、平成28年3月31日に「公的再生支援に関する競争政策上の考え方」（以下「公的再生支援ガイドライン」という。）を策定・公表した。

2 公的再生支援ガイドラインの概要

(1) 公的再生支援ガイドラインの対象となる公的再生支援

公的再生支援とは、様々な政策目的を達成するために政府（政府が出資する法人を含む。）が出資して特別の法律により設立された法人が、有用な経営資源を有しながら市場における競争の結果として経営が困難な状況に陥った事業者の事業継続能力を回復することを目的として行う事業再生支援をいう。

(2) 公的再生支援が競争に与える影響

公的再生支援は本来であれば市場から退出するはずであった事業者を再生させることで市場メカニズムに介入するものであり、以下のような弊害を生むおそれがある。

- ・ 非効率的な被支援事業者が市場に存続することによって、効率的な既存の事業者又は新規参入事業者への需要の移転や人的・物的な資源の適正な配分が妨げられる。
- ・ 経営が困難な状況に陥った際に公的再生支援が受けられることを見込んで、事業を効率化しようとするインセンティブが弱まるというモラルハザードが生じる。

(3) 公的再生支援が競争に与える影響を最小化するための基本的な考え方

ア 競争に与える影響を最小化するために踏まえるべき原則

公的再生支援機関は、競争に与える影響を最小化するために、以下の三つの原則を踏まえて公的再生支援を実施すべきである。

(7) 補完性の原則

公的再生支援は、民間だけでは円滑な事業再生が不可能であり、公的再生支援機関が事業再生に対する公的な支援を行わざるを得ない場合に限って、民間の機能を補完するために実施されるようにすべきである。

(イ) 必要最小限の原則

公的再生支援は、様々な政策目的を達成するために事業再生が必要である場合において、当該事業再生のために必要最小限となるような規模・手法等で行われるようにすべきである。

(ロ) 透明性の原則

公的再生支援が市場メカニズムにどのような影響を与えるのかを明確にし、競争事業者がその影響について意見を提出することなどができるよう、可能な限り、個別の事案に関する情報について、迅速性及情報へのアクセスの容易性に配慮しつつ開示されるようにすべきである。

イ 公的再生支援開始後における競争回復措置についての考え方

競争に与える影響を最小化した上で公的再生支援を開始したにもかかわらず、被支援事業者が当初の想定以上に競争上優位になった場合に、競争に与える影響を最小化するために事後的に競争回復措置を採ることは、被支援事業者の事業再生に向けた効率性改善のインセンティブを損なうおそれがあることなどから、適当ではない。

(4) 公的再生支援が競争に与える影響に係る支援内容ごとの評価及びそれを最小化するための支援内容の調整に係る考慮事項

ア 支援の規模

(7) 競争に与える影響の評価

公的再生支援の規模が大きいほど、競争に与える影響は大きくなる。

(イ) 競争に与える影響を最小化するための考慮事項

- ・ 偶発的なリスクを過大に考慮して支援の規模を上乗せすることは、必要最小限には当たらない。
- ・ 公的再生支援によるいわゆる呼び水効果があることを踏まえつつ、あらかじめできる限り民間の金融機関等からの借入れや増資を自ら行うように、被支援事業者に対して求めることが適当である。
- ・ 被支援事業者が過大な債務を抱えている場合には、被支援事業者の債権者に対して十分な債権放棄を求める必要があるが、まずは減資等の形で被支援事業者の損失を負担するように株主に対して求めることが望ましい。

イ 支援の期間・回数

(7) 競争に与える影響の評価

支援の期間については、支援の期間が長いほど、競争に与える影響は大きくなる。また、支援の回数については、支援が繰り返行われると事業者の効率性改善のインセンティブを損ないやすいという意味において、競争に与える影響は大きくなる。

(イ) 競争に与える影響を最小化するための考慮事項

- ・ 支援の期間は可能な限り短くした上で、原則として期間の延長は行わない。
- ・ 支援の回数は原則として一度限りとし、経営が困難になるたびに支援を繰り返さない。

ウ 支援の手法

(7) 競争に与える影響の評価

支援の方法には資金の貸付け等の金融支援や債権者間調整等といった非金融支援があるが、これらは資金の充足を通じて直接又は被支援事業者の信用力の補完等を通じて間接的に、被支援事業者に競争上の優位をもたらす、競争に影響を与えることとなる。

(4) 競争に与える影響を最小化するための考慮事項

- ・ 金融支援を行う際には、その資金の使途を被支援事業者の事業再生に必要な範囲に限定する。
- ・ 公的再生支援には呼び水効果があることを踏まえた上で、金融支援の手法や内容を決定する。
- ・ 利子や貸付保証料を課すことで何らかの対価を求めることとするほか、その水準を含めて民間の金融機関等の条件に近付ける。
- ・ 出資を行う場合にはその必要性について慎重に検討を行う。出資の必要性が認められた場合であっても、民間の出資者が見付からない部分に限って出資を行う。

エ 公的再生支援と法的整理の併用

(7) 競争に与える影響の評価

事業再生には、法令上の手続にのっとり裁判所の管理下において行われる民事再生や会社更生といった法的整理があり、公的再生支援と法的整理が併用される場合がある。この場合、公的再生支援と法的整理は、事業再生を支援するという点において機能が一部共通するため、併用することで支援内容が事業再生に必要な最小限の範囲を超えて過大になるおそれがあり、併用しない場合と比べて競争に与える影響が大きくなることがある。

(4) 競争に与える影響を最小化するための考慮事項

- ・ 公的再生支援と法的整理を併用しようとする場合には、あらかじめその必要性について慎重に検討する必要がある。必要性が認められるのは、基本的には事業再生のために法的整理固有の機能を利用しなければならないような場合である。
- ・ 公的再生支援と法的整理を併用する場合には、法的整理の併用によってもたらされる効果を踏まえて支援内容を厳格に調整することが適当である。

オ 支援内容の調整だけでは看過できないような競争への影響が残る場合の措置

公的再生支援機関が支援内容を厳格に調整することによって競争に与える影響の最小化を図った上でなお、どうしても看過できないような影響が残ることがあり得る。この場合、公的再生支援機関は、支援内容の調整に加え、必要に応じ被支援事業者の事業を所管する規制当局とも連携しながら、あらかじめそのような影響を払拭するため、どのような措置（影響最小化措置）を採り得るか検討を行うことが適当である。

影響最小化措置としては、例えば以下のような措置が考えられる。

- ・ 新たな生産設備や新規事業分野への投資を一定期間制限するといった被支援事業

者の事業活動を制約する行動措置

- ・ 事業譲渡や生産設備の売却といった被支援事業者の市場における能力をあらかじめ減少させる構造措置

影響最小化措置を実施する場合には、被支援事業者が自ら経営努力を行い効率性を改善しようとするインセンティブ等を低下させるおそれがあることに鑑み、実施の要否、その内容及び実施時期は支援決定時に決定することが適当である。

(5) 公的再生支援が競争に与える影響を最小化するための支援手続における透明性の確保

ア 基本的な考え方

公的再生支援機関が、支援基準や支援手続の流れについて公表するといった一般的な透明性ととも、個別事案に関する情報を公表するといった個別の事案における透明性も確保することは、競争に与える影響を最小化することに資する。

イ 支援手続における透明性の具体的な確保策

- ・ 公的再生支援の支援基準や支援手続の流れを公表するとともに、公的再生支援の実施過程も積極的に開示する。
- ・ 競争への影響が大きいと考えられる場合には、個別の事案における支援計画の内容や公的再生支援による競争への影響の評価について、可能な範囲で公表する。
- ・ 競争への影響を評価する際には、事業再生に支障のない範囲内で、競争事業者等から公的再生支援により受ける影響等について意見を聴取する。

(6) 関連する事業規制等の在り方

ア 基本的な考え方

規制当局は、公的再生支援に関連して、被支援事業者やその競争事業者に対し許認可を含む処分等を行うときには、競争条件への影響が必要最小限のものとなるよう留意することが望ましい。また、公的再生支援による競争への影響を把握するために、公的再生支援機関や被支援事業者に対して、必要な情報の提供を求めるなどによって市場の状況を監視し、必要に応じ、被支援事業者が経営努力により効率性を改善しようとするインセンティブが低下しないように考慮しつつ、競争の活性化を促すことによって競争環境を確保する方向で処分等の内容について検討を行うことが望ましい。

イ 規制当局の対応

- ・ 事業への参入が許認可制である場合において、許認可権を適正に行使することにより潜在的な新規参入事業者の参入を促す。
- ・ 新規参入事業者を含む競争事業者による事業の実施に不可欠な施設の利用を容易にするような処分等を行う。

第2 「適正な電力取引についての指針」の改定

1 経緯

公正取引委員会は、平成12年3月に電気の小売業への参入が初めて部分自由化されることに伴い、平成11年12月に通商産業省（現経済産業省）と共同して「適正な電力取引についての指針」（以下「電力ガイドライン」という。）を作成・公表し、これまで6回にわたり、改定を行ってきた。

平成23年3月に発生した東日本大震災とこれに伴う原子力事故を契機に、電力の安定供給の確保や電気料金の抑制等に向けた電力システム改革について検討が行われ、平成25年4月に「電力システムに関する改革方針」が閣議決定されたところ、当該改革方針を受け、平成25年から平成27年にかけて電気事業法（昭和39年法律第170号）が3段階に分けて改正された。そのうち、平成28年4月に電気の小売業への参入が全面自由化されることを主な内容とする第2段階の改正電気事業法が施行されることに伴い、平成28年3月7日に経済産業省と共同して電力ガイドラインを改定した。

2 電力ガイドラインの主な改定内容

今般の制度改正に伴い想定される独占禁止法上の問題点を中心に、以下の事項を追加した。

(1) セット割引による不当な安値設定

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、電気と併せて他の商品又は役務の供給を受けると料金が割安になる方法で販売する場合において、供給に要する費用を下回る料金で電気を小売供給することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、不当廉売等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

なお、電気と併せて他の商品や役務を販売する場合、一般的には、電気と他の商品又は役務それぞれについて、その供給に要する費用を下回る対価で供給しているかどうかにより判断することとなる。

(2) 他の小売電気事業者の業務提携に対する不当な介入

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の事業分野の事業者と業務提携を行うことにより自己の電気と併せて他の商品又は役務を販売する場合において、業務提携を行う事業者に対して、他の小売電気事業者との業務提携を行わないこと又はその内容を自己との提携内容よりも不利なもの（例えば、自己との業務提携の際よりも他の商品や役務の割引額を低く抑えるなど）とすることを条件とすることにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

(3) 不当な違約金・精算金の徴収

需要家との契約期間の設定や契約期間中における解約に係る違約金・精算金の設定を

どのように行うかは、原則として事業者の自主的な経営判断に委ねられている。

しかしながら、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、特定期間の取引を条件として料金が安くなる契約において、当該契約期間内に需要家が解約する場合に不当に高い違約金・精算金を徴収することは、需要家が当該契約を実質的に解約できず、他の小売電気事業者との取引を断念せざるを得なくさせるおそれがあることから、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

なお、不当に高い違約金・精算金であるかどうかは、需要家が解約までに享受した割引総額、当該解約による区域において一般電気事業者であった小売電気事業者の収支への影響の程度、割引額の設定根拠等を勘案して判断される。

(4) スイッチングにおける不当な取扱い

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己と電気の小売供給契約を締結している需要家が他の小売電気事業者との契約に切り替える場合において、当該需要家から契約解除の申出を受けたにもかかわらず、契約解除を拒否し又は契約解除の手続を遅延させることにより、他の小売電気事業者への契約の切替えを不当に妨害することは、取引妨害等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

(5) 卸供給契約における不当な料金設定等、卸電力取引所への電力投入の制限

区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、単独で不当に又は共同して正当な理由なく、他の小売電気事業者に対して、電気の卸供給料金を高く設定する行為又は電気の卸供給を拒否し若しくは供給量を制限する行為は、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、取引拒絶、差別的取扱い等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

また、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、共同して、他の小売電気事業者に対する電気の卸供給料金を設定し又は供給量を制限することにより、市場における競争を実質的に制限する場合には、不当な取引制限等として独占禁止法上違法となる。

第3 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改定

1 経緯

公正取引委員会は、平成13年11月、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争をより一層促進していく観点から、総務省と共同して、独占禁止法及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の適用に当たっての基本的考え方及び問題となる行為等を明らかにした「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下「電気通信ガイドライン」という。）を作成・公表し、これまで7回にわたり、改定を行ってきた。

今般、公正取引委員会は、電気通信事業分野における最近の市場実態の変化等を踏まえ、電気通信ガイドラインの独占禁止法部分について所要の改定を行い、平成28年5月20日に電気通信事業法部分の改定内容と合わせて公表した。

2 電気通信ガイドラインの主な改定内容

以下の事項を電気通信ガイドラインの独占禁止法部分に追加した。

(1) 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、移動体通信設備のうち特定の設備との接続拒否等を行うことは、独占禁止法上問題となり得る。

(2) 電気通信役務の提供に関連する分野

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、他の事業者と業務提携を行う場合に、提携先事業者に対して、競争事業者とは業務提携を行わないこと等を条件とすることや、電気通信役務と他の商品・サービスをセットで提供する場合に、供給に要する費用を著しく下回る料金を設定することは、独占禁止法上問題となり得る。

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、端末に技術的な制限を設定して他の事業者の電気通信役務を利用できなくすることは、独占禁止法上問題となり得る。

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、卸電気通信役務の料金の過度な安値設定、卸電気通信役務の提供の拒否等を行うことは、独占禁止法上問題となり得る。

(3) コンテンツの提供に関連する分野

市場において相対的に高いシェアを有するシステム運用事業者（コンテンツの提供・利用のためのシステムを運用している電気通信事業者をいう。）が、自己のメニューリストへのコンテンツ掲載において、自己又は自己の関係事業者と他のコンテンツプロバイダーを差別的に取り扱うことは、独占禁止法上問題となり得る。

(4) 電気通信設備の製造・販売に関連する分野

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、端末製造業者に対して、競争事業者の端末を製造させないこと等は、独占禁止法上問題となり得る。

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、端末販売業者に対して、指定する事業者以外の商品・サービスを顧客に提供することを禁止すること等は、独占禁止法上問題となり得る。

第4 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の一部改正

1 経緯

公正取引委員会は、「規制改革に関する第3次答申～多様で活力ある日本へ～」（平成27年6月16日規制改革会議）を受けて策定された「規制改革実施計画」（平成27年6月30日閣議決定）を踏まえ、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成3年7月11日公表。以下「流通・取引慣行ガイドライン」という。）に関し同実施計画におい

て検討することとされたいわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について所要の検討を行い、流通・取引慣行ガイドラインを一部改正し、平成28年5月27日に公表した。

2 改正内容

流通・取引慣行ガイドラインの第1部「事業者間取引の継続性・排他性に関する独占禁止法上の指針」及び第2部「流通分野における取引に関する独占禁止法上の指針」では、「取引先事業者に対する自己の競争者との取引の制限」、「流通業者の競争品の取扱いに関する制限」、「流通業者の販売地域に関する制限」のうち「厳格な地域制限」等の特定の非価格制限行為について、「市場における有力な事業者」が行い、これによって、市場閉鎖や価格維持のおそれがある場合には、不公正な取引方法に該当し、違法となる旨の考え方を示している。

「市場における有力な事業者」と認められるかどうかについては、従前、当該市場におけるシェアが10%以上、又はその順位が上位3位以内であることが一応の目安とされており、市場におけるシェアが10%未満であり、かつ、その順位が上位4位以下である事業者が特定の非価格制限行為を行う場合には、通常、市場閉鎖や価格維持のおそれはなく、違法とはならないとされていた（いわゆるセーフ・ハーバー）。

今回の改正は、流通・取引慣行ガイドライン第1部及び第2部ともに、いわゆるセーフ・ハーバーの基準を、改正前の「市場におけるシェアが10%未満であり、かつ、その順位が上位4位以下」から「市場におけるシェアが20%以下」（順位基準は廃止）に改めるものである。

第5 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の一部改正

1 経緯

公正取引委員会は、標準規格必須特許（規格の実施に当たり必須となる特許等をいう。以下同じ。）を有する者が、当該標準規格必須特許を利用する者に対して差止請求訴訟を提起する等の事例が国内外で生じていることを踏まえ、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成19年9月28日公表）を一部改正し、平成28年1月21日に公表した。

2 改正内容

FRAND宣言（標準規格必須特許を有する者がFRAND〔公正、妥当かつ無差別な〔fair, reasonable and non-discriminatory〕〕条件でライセンスをする意思を標準化機関に対し文書で明らかにすることをいう。）をした標準規格必須特許を有する者が、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起すること等は、規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を行う者の取引機会を排除し又はその競争機能を低下させる場合があり、当該製品の市場における競争を実質的に制限する場合には、私的独占に該当し、私的独占に該当しない場合であっても、公正競争阻害性を有するときには、不公正な取引方法に該当す

ることを明らかにした。

また、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者であるか否かは、具体的な標準規格必須特許の侵害の事実及び態様の提示の有無、ライセンス条件及びその合理的根拠の提示の有無、当該提示に対する合理的な対案の速やかな提示等の応答状況、商慣習に照らして誠実に対応しているか否かといったライセンス交渉における両当事者の対応状況等に照らして、個別事案に即して判断されることを明らかにした。

第6 その他のガイドライン等の策定・公表

公正取引委員会は、事業者及び事業者団体による独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動に役立てるため、事業者及び事業者団体の活動の中でどのような行為が実際に独占禁止法違反となるのかを具体的に示した「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（平成5年4月公表）、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成6年7月公表）、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成7年10月公表）、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成19年4月公表）、「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」（平成21年10月公表）、「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」（平成21年12月改定）、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月公表）等を策定・公表している。

また、個々の具体的な行為について事業者等からの相談に応じるとともに、独占禁止法違反行為の未然防止に役立てるため、事業者等から寄せられた相談のうち、他の事業者等の参考になると思われるものを相談事例集として取りまとめ、公表している（平成26年度に寄せられた相談について、平成27年6月17日公表）。

第7 独占禁止法適用除外の見直し等

1 独占禁止法適用除外の概要等

独占禁止法は、市場における公正かつ自由な競争を促進することにより、一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とし、これを達成するために、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等を禁止している。他方、他の政策目的を達成する観点から、特定の分野における一定の行為に独占禁止法の禁止規定の適用を除外するという適用除外が設けられている。

適用除外は、その根拠規定が独占禁止法自体に定められているものと独占禁止法以外の個別の法律に定められているものとに分けることができる。

(1) 独占禁止法に基づく適用除外

独占禁止法は、知的財産権の行使行為（同法第21条）、一定の組合の行為（同法第22条）及び再販売価格維持契約（同法第23条）を、それぞれ同法の規定の適用除外としている。

(2) 個別法に基づく適用除外

独占禁止法以外の個別の法律において、特定の事業者又は事業者団体の行為について独占禁止法の適用除外を定めているものとしては、平成27年度末現在、保険業法等16の法律がある。

(3) これまでの見直し等

適用除外の多くは、昭和20年代から昭和30年代にかけて、産業の育成・強化、国際競争力強化のための企業経営の安定、合理化等を達成するため、各産業分野において創設されてきたが、個々の事業者において効率化への努力が十分に行われず、事業活動における創意工夫の発揮が阻害されるおそれがあるなどの問題があることから、その見直しが行われてきた。

平成9年7月20日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成9年法律第96号）が施行され、個別法に基づく適用除外のうち20法律35制度について廃止等の措置が採られた。次いで、平成11年7月23日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成11年法律第80号）が施行され、不況カルテル制度及び合理化カルテル制度の廃止、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の廃止等の措置が採られた。さらに、平成12年6月19日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第76号）が施行され、自然独占に固有の行為に関する適用除外の規定が削除された。

平成25年度においては、平成25年10月1日、消費税転嫁対策特別措置法が施行され、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が設けられた。また、平成26年1月27日、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）が施行され、認可特定地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）の供給輸送力の削減等に関する適用除外の規定が設けられた。

これらの措置により、平成7年度末において30法律89制度存在した適用除外は、平成27年度末現在、17法律24制度となっている。

(4) 規制・制度改革における適用除外制度の見直し

「規制・制度改革に係る追加方針」（平成23年7月22日閣議決定）において、「国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度の見直し」の項目が盛り込まれ、「国土交通省は、諸外国の国際航空に関する独占禁止法適用除外制度に係る状況等を分析・検証し、我が国の同制度の在り方について、公正取引委員会と協議しつつ、引き続き検討を行う。＜平成24年度検討＞」とされており、平成26年度末に同省に対し、当委員会と協議しつつ、引き続き検討を行うよう要請したが、平成27年度末現在、いまだ結論が得られていない。

また、「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年6月18日閣議決定）において、平成22年度に検討することとされた、外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の見直しについては、「国土交通省は、同制度に係る今後の諸外国の動き、荷主の利益、日本経済への影響等を踏まえ、同制度の見直しについて、公正取引委員会と協議しつつ、平成27年度に再度検討を行う」こととなっていた。

公正取引委員会は平成28年2月4日に、実態調査を踏まえて、外航海運に係る独占禁止法適用除外制度を維持する理由が存在するかどうかについて検討を行い、検討結果を取りまとめた報告書「外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の在り方について」（以下「外航海運報告書」という。）を公表し、同月以降、国土交通省と協議を行ってきた。

これまでの見直しの経緯、公正取引委員会の考え方（外航海運報告書の要旨）及び当委員会との協議を踏まえた国土交通省の再検討結果は以下のとおりである。

2 外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の見直し

(1) これまでの見直しの経緯

外航海運については、海上運送法（昭和24年法律第187号）に基づき、船社による運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船等を内容とする協定の締結について、国土交通大臣への事前届出を前提として、独占禁止法適用除外制度が設けられている。

外航海運に係る独占禁止法適用除外制度が設けられたのは、昭和24年の海上運送法の制定当時、定期船による輸送を行う船社が同盟に係る協定を締結することが国際的な慣行となっていたことから、独占禁止法に基づき船社間の競争を制限する同盟が禁止されたままでは我が国海運の健全な発展を望み得ぬ実情にあると考えられていたためである。

外航海運に係る独占禁止法適用除外制度については、昭和24年に同制度が制定された後、平成11年、平成18年及び平成22年の3度にわたって主な見直しが行われてきたところである。

平成11年には、「規制緩和推進3か年計画」（平成10年3月31日閣議決定）に基づく独占禁止法適用除外制度の全面的な見直しの際についても検討が行われた。見直しの結果、①同盟は運賃安定効果があり荷主にとっても望ましいとする意見があること及び②米国、EU等との国際的な制度の調和を図ることが必要であることから、外航海運に係る独占禁止法適用除外は維持されることとなった。

その後、公正取引委員会は、平成18年12月に公表された政府規制等と競争政策に関する研究会の報告書「外航海運の競争実態と競争政策上の問題点について」等を踏まえ、同月、海上運送法を所管する国土交通省に対し、①同盟のタリフ（運賃表）は形骸化しており、同盟による運賃安定効果は生じていないこと、②同盟によるサーチャージの算定根拠が不明確であり、荷主の利益を害しているおそれがあること、③日米欧の適用除外の範囲は異なっており、特にEUは同盟に係る一括適用除外制度の廃止を決めたことなどから、平成11年の見直しにおいて外航海運に係る独占禁止法適用除外制度を維持するとした理由はもはや成り立たないものとして、独占禁止法適用除外制度の要否について検討を求めた。

これに対し、国土交通省は、今後、十分な検討を行うこととしたものの、①運賃の乱高下を防ぐことによる荷主に対する安定的な海運サービス提供の確保、②事業者間の国際的な協調・連携による事業の合理化・効率化及び③国際的な制度の整合性の観点から、独占禁止法適用除外制度は必要であると結論付けた。

また、公正取引委員会は、規制・制度改革に係る対処方針（平成22年6月18日閣議決定）に基づく国土交通省との協議において、荷主に対するヒアリング調査及びアンケート

ト調査等を踏まえ、国土交通省に対し、平成11年の見直しにおいて独占禁止法適用除外制度を維持するとした理由はもはや成り立たないものとして、同制度を撤廃するように求めた。

これに対し、国土交通省は、独占禁止法適用除外制度を維持するとしつつ、前述のとおり、平成27年度に再度検討を行うこととした。

(2) 公正取引委員会の考え方（外航海運報告書の要旨）

ア 外航海運の現状

外航海運は、我が国の貿易にとって不可欠な輸送手段となっているところ、船舶の運航形態に応じて、定期船による輸送と、不定期船による輸送に区分される。また、外航海運は、貨物輸送と旅客輸送に区分されるが、独占禁止法適用除外とされている協定のほとんどは貨物輸送に係る協定である。

(7) 定期船による輸送

定期船による輸送には、コンテナ船や在来型貨物船等が用いられるところ、定期船による輸送に用いられる船舶の大半をコンテナ船が占めている。

定期船の輸送契約は、一定の期間を定めて運賃等の契約条件を決める定期契約と、1航海限りの運賃等の契約条件を決めるスポット契約の2種類が用いられるところ、荷主は、大半の貨物に関して船社と6か月又は1年の定期契約を締結しており、大半の荷主は、定期契約の期間内において船社との間で基本運賃の見直しは行わない。

また、荷主による利用船社の選定基準については、「運賃の水準」、「運航スケジュール／運航頻度」、「スペースの確保」の順に重要視している荷主が多かった。

(4) 不定期船による輸送

不定期船による輸送には、運送貨物に応じて、自動車専用船、ドライバルク船、タンカー、LNG船等が用いられるが、自動車専用船に関する協定の公正取引委員会に対する通知件数が、独占禁止法適用除外とされている不定期船に関する協定の当委員会に対する通知件数の大半を占める。

自動車専用船の輸送契約は、定期船と同様に、定期契約とスポット契約が用いられるが、荷主は、輸送台数の大半に関して船社と1年以上の定期契約を締結しており、過半数の荷主は、定期契約の期間内において船社との間で基本運賃の見直しは行わない。

また、荷主による利用船社の選定基準については、「運航スケジュール／運航頻度」、「運賃の水準」、「スペースの確保」の順に重要視している荷主が多かった。

イ 外航海運に係る独占禁止法適用除外の現状

公正取引委員会は、平成26年度に外航海運に係る協定の届出について212件の通知を受理しており、その内訳は、同盟、協議協定、コンソーシアム及び配船協定の四つに大別される。

(7) 同盟

同盟とは運賃水準の取決めを伴う船社間の協力協定のことであり、定期船及び不

定期船（自動車専用船に限る。）による輸送を対象にしている。同盟に基づく主な活動内容は、航路やコンテナの種別に応じた基本運賃等の水準を示す拘束力のあるタリフ（運賃表）の策定であるが、同盟で決められたタリフどおりの基本運賃を提示されている荷主の割合や、同盟があった方がよいとする荷主の割合は多くない。

(イ) 協議協定

協議協定とは適正な運賃の水準等に関する船社間の協議を伴う船社間の協力協定のことであり、定期船による輸送を対象にしている。協議協定に基づく主な活動内容は、基本運賃等について一律の値上げ幅を示す拘束力のない運賃ガイドラインを策定し、加盟船社に運賃の一括値上げ（運賃修復）を勧告することであるが、運賃ガイドラインのとおり値上げを提示された荷主の割合や、協議協定があった方がよいとする荷主の割合は多くない。

(ロ) コンソーシアム

コンソーシアムとは運賃水準の決定や収入プールを伴わない運航面における船社間の協力協定のことであり、定期船による輸送を対象としている。コンソーシアムに基づく活動内容は、運送スペースの融通をベースとした共同運航であり、共同運航を実施するに当たっては、運航スケジュールの調整、運航回数の調整及び航路の調整が併せて行われることがある。同盟や協議協定と異なり、コンソーシアムがあった方がよいとする荷主の割合は多い。

(ハ) 配船協定

配船協定とは運賃水準の決定を伴わない運航面における船社間の協力協定のことであり、不定期船（自動車専用船に限る。）による輸送を対象としている。配船協定に基づく主な活動内容は、運航スケジュールの調整による共同運航（輪番配船）の実施であり、運送スペースの融通が行われることもある。同盟や協議協定と異なり、配船協定があった方がよいとする荷主の割合は多い。

ウ 独占禁止法適用除外制度の必要性

独占禁止法適用除外制度の必要性については、独占禁止法適用除外制度が、自由経済体制において飽くまで例外的な制度であり必要最小限のものにとどめるべきことから、これまでに外航海運に係る独占禁止法適用除外制度を維持する主な理由として挙げられてきた国際的な制度の整合性及び荷主の利益の保護について、これらの理由が現在でも成り立つといえるかどうか、また、現に独占禁止法適用除外とされている協定のうち、不要であると評価する荷主が少なく、積極的に必要であると評価している荷主が多いコンソーシアム及び配船協定について、独占禁止法適用除外制度を廃止した場合において、これらの協定が原則として独占禁止法上問題となるため実施できなくなるかどうかについて検討を行った。

(ア) 国際的な制度の整合性

現時点において、我が国、米国及びEUでは、独占禁止法、反トラスト法又はEU競争法の適用除外（以下「競争法適用除外」という。）の対象とされている協定の範囲はそれぞれ異なっており、我が国では同盟、協議協定、コンソーシアム及び

配船協定のいずれも独占禁止法適用除外とされている一方、米国では定期船に関する協定のうち、同盟は部分的に反トラスト法適用除外とされているほか、不定期船に関する協定は反トラスト法の適用除外とされておらず、E Uでは定期船に関する同盟及び協議協定並びに不定期船に関する協定がE U競争法の適用除外とされていない。

したがって、定期船に関する協定については、米国及びE Uでは競争法適用除外の有無や対象範囲が異なること、また、不定期船に関する協定については、米国及びE Uでは共に競争法適用除外とされていないことから、国際的な制度の整合性を理由として、これらの協定を独占禁止法適用除外とする必要があるとはいえない。

(4) 荷主の利益の保護

荷主は運賃の安定よりも運賃の水準等を重視しており、運賃の安定を望む荷主は定期契約の締結によって対処していることから、荷主にとって同盟及び協議協定による運賃の安定化が不可欠であるとはいえず、同盟のタリフ及び協議協定の運賃ガイドラインは実際に決まる運賃に大きな影響を与えているとはいえないことから、同盟のタリフ及び協議協定の運賃ガイドラインの運賃安定効果は小さいものと考えられる。

したがって、同盟及び協議協定は、運賃の安定化による荷主の利益の保護の観点から独占禁止法適用除外とする必要があるとはいえない。

(4) コンソーシアム及び配船協定の実施

コンソーシアム及び配船協定では、共同運航を実施するに当たって、運送スペースの融通や運航スケジュール、運航回数、航路等の調整が行われている。

運送スペースの融通は、これを行う船社間の荷主の獲得競争が引き続き維持される可能性が高いことなどから、荷主の利便性の増進を目的として、その目的達成に合理的に必要な範囲において行われる場合にあっては、数量制限行為に該当しない限りにおいて、基本的に独占禁止法上問題とはならないものと考えられるため、運送スペースの融通を引き続き実施するためにコンソーシアム及び配船協定を独占禁止法適用除外とする必要があるとはいえない。

運航スケジュール、運航回数及び航路の調整が独占禁止法上問題となるかどうかは、具体的な行為の内容と市場における競争の状況によって異なるものと考えられるところ、全体として競争手段を制限せず、荷主の利益を不当に害さない調整行為であれば基本的に独占禁止法上問題とはならないと考えられること、また、法的安定性の確保については、公正取引委員会によるガイドラインの策定等により対応可能なことから、コンソーシアム及び配船協定を独占禁止法適用除外とする必要があるとはいえない。

(4) 結論

現在、独占禁止法適用除外とされている主な協定である、同盟、協議協定、コンソーシアム及び配船協定については、いずれも独占禁止法適用除外とする必要があるとはいえないことから、外航海運に係る独占禁止法適用除外制度を維持すべき理由は存在しないものと考えられる。

(3) 国土交通省の再検討結果

公正取引委員会は、外航海運報告書の考え方に基づき、平成28年2月より国土交通省と協議を行っていたところ、国土交通省は、当委員会との協議を踏まえ、平成28年6月14日に、外航海運に係る独占禁止法適用除外制度に関する再検討結果を以下のとおり公表した。

「平成22年度の結論に従い、競争法適用除外制度に係る諸外国の動き、荷主の利益、日本経済への影響等を踏まえて再検討した結果、外航海運に係る海上運送法上の独占禁止法適用除外制度は当面維持するが、運賃又は料金について加盟船社を拘束するいわゆる運賃同盟（以下「運賃同盟」という。）については次のとおり見直しを行うこととする。

運賃同盟については、その役割が著しく低下しており、締結件数が減少傾向にあることに鑑み、今後、新たに届け出られるものについて、同法第29条第2項各号に適合するか否かの審査を一層厳密に行い、件数の抑制を図っていく。

また、荷主団体及び船社との意見交換を実施すること等により、今後速やかに、各運賃同盟に関し届出に係る行為が実際に行われているのかを確認し、当該確認ができなかった場合には、当該運賃同盟に係る船舶運航事業者に対し、当該運賃同盟について速やかな脱退その他必要な見直しを行うように求める。

これらの結果、運賃同盟の締結件数が減少し、国際海上輸送サービスの安定的提供に支障が生じないと判断される場合には、運賃同盟に係る独占禁止法適用除外制度を廃止の方向で見直す。

運賃同盟以外の船社間協定については、諸外国における競争法適用除外制度、荷主の利益への影響や船社間協定の類型ごとの状況を踏まえ、必要と認められる場合には、公正取引委員会と協議しつつ見直しを行っていく。」

3 適用除外カルテル

(1) 概要

価格、数量、販路等のカルテルは、公正かつ自由な競争を妨げるものとして、独占禁止法上禁止されているが、その一方で、他の政策目的を達成するなどの観点から、個々の適用除外ごとに設けられた一定の要件・手続の下で、特定のカルテルが例外的に許容される場合がある。このような適用除外カルテルが認められるのは、当該事業の特殊性のため（保険業法〔平成7年法律第105号〕に基づく保険カルテル）、地域住民の生活に必要な旅客輸送（いわゆる生活路線）を確保するため（道路運送法〔昭和26年法律第183号〕等に基づく運輸カルテル）など、様々な理由による。

個別法に基づく適用除外カルテルについては、一般に、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会へ協議若しくは通知を行って、主務大臣が認可を行うこととなっている。

また、適用除外カルテルの認可に当たっては、一般に、当該適用除外カルテルの目的を達成するために必要であること等の積極的要件のほか、当該カルテルが弊害をもたらしたりすることのないよう、カルテルの目的を達成するために必要な限度を超えないこと、不当に差別的でないこと等の消極的要件を充足することがそれぞれの法律により必要とされている。

さらに、このような適用除外カルテルについては、不公正な取引方法に該当する行為が用いられた場合等には独占禁止法の適用除外とはならないとする、いわゆるただし書規定が設けられている。

公正取引委員会が認可し、又は当委員会の同意を得、若しくは当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数は、昭和40年度末の1,079件（中小企業団体の組織に関する法律〔昭和32年法律第185号〕に基づくカルテルのように、同一業種について都道府県等の地区別に結成されている組合ごとにカルテルが締結されている場合等に、同一業種についてのカルテルを1件として算定すると、件数は415件）をピークに減少傾向にあり、また、適用除外制度そのものが大幅に縮減されたこともあり、平成27年度末現在、30件となっている。

(2) 個別法に基づく適用除外カルテルの動向

平成27年度において、個別法に基づき主務大臣が公正取引委員会に対し同意を得、又は当委員会へ協議若しくは通知を行うこととされている適用除外カルテルの処理状況は第1表のとおりであり、このうち現在実施されている個別法に基づく適用除外カルテルの動向は、次のとおりである。

第1表 平成27年度における適用除外カルテルの処理状況

法律名	カルテルの内容		根拠条項	適用除外規定	公取との関係	処理件数	結 果
保険業法	損害保険会社の共同行為	航空保険	第101条 第1項 第1号, 第102条	第101条	同意 (第105条 第1項)	0	所 要 の 検 討 を 行 っ た 結 果 , 同 意 し た 。
		原子力保険				0	
		自動車損害賠償責任保 険				1 (変更1)	
		地震保険				2 (変更2)	
		船舶保険	第101条 第1項 第2号, 第102条			0	
		外航貨物保険				0	
		自動車保険（対人賠償 保険部分）				0	
		自動車保険（対人賠 償, 自損事故及び無保 険車傷害保険部分）				0	
		住宅瑕疵担保責任保険				0	
損害保険料 率算出団体 に関する法 律	算 出 基 準 料 率 の	自動車損害賠償責任保 険	第7条の2 第1項 第2号, 第9条の3	第7条の3	通知 (第9条 の3 第3項)	1 (変更1)	—
		地震保険				1 (変更1)	
酒税の保全 及び酒類業 組合等に関 する法律	施設, 容器その他の販売方法 の規制		第42条 第5号, 第43条	第93条	協議 (第94条 第1項)	0	—

法律名	カルテルの内容	根拠条項	適用除外規定	公取との関係	処理件数	結 果
著作権法	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	第95条, 第95条の3, 第97条, 第97条の3	第95条	通知 (施行令 第49条 の2 第2項)	10	—
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	料金, 価格, 営業方法の制限等	第8条, 第9条	第10条	協議 (第13条 第1項)	0	—
輸出入取引法	輸出入取引における価格, 数量, 品質, 意匠その他の協定等	第5条, 第11条 第2項, 同条第3項	第33条	通知 (第34条 第1項)	0	—
道路運送法	生活路線確保のための共同経営, 旅客の利便向上に資する運行時刻の設定のための共同経営	第18条, 第19条	第18条	協議 (第19条 の3 第1項)	0	—
航空法	<国内>生活路線確保のための共同経営	第110条 第1号, 第111条	第110条	協議 (第111条 の3 第1項)	0	—
	<国際>公衆の利便を増進するための連絡運輸, 運賃その他の運輸に関する協定	第110条 第2号, 第111条	第110条	通知 (第111条 の3 第2項)	2 (締結2) (変更0)	—
海上運送法	<内航>生活航路確保のための共同経営, 利用者利便を増進する適切な運航時刻等を設定するための共同経営	第28条 第1～3号, 第29条	第28条	協議 (第29条 の3 第1項)	4	所要の検討を行った結果, 異議ない旨回答した。
	<外航>運賃, 料金その他の運送条件等を内容とする協定等	第28条 第4号, 第29条の2	第28条	通知 (第29条 の4 第1項)	660 (締結36) (変更624)	—
内航海運組合法	運賃, 料金, 運送条件, 配船船腹, 保有船腹等の調整等	第8条 第1項 第1～6号, 第10条, 第12条	第18条	協議 (第65条 第1項)	0	—
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	供給輸送力の削減等	第8条の2	第8条の4	通知 (第8条 の6第1 項)	0	—

ア 保険業法に基づくカルテル

保険業法に基づき損害保険会社は

- ① 航空保険事業，原子力保険事業，自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険事業若しくは地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）に基づく地震保険事業についての共同行為

又は

- ② ①以外の保険で共同再保険を必要とするものについての一定の共同行為を行う場合には，金融庁長官の認可を受けなければならない。金融庁長官は，認可をする際には，公正取引委員会の同意を得ることとされている。

平成27年度において，金融庁長官から同意を求められたものは3件（全て変更認可に係るもの）であった。また，平成27年度末における同法に基づくカルテルは9件である。

イ 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

損害保険料率算出団体は，自動車損害賠償責任保険及び地震保険について基準料率を算出した場合には，金融庁長官に届け出なければならない。金融庁長官は，届出を受理したときは，公正取引委員会に通知することとされている。

平成27年度において，金融庁長官から通知を受けたものは2件であった。また，平成27年度末における同法に基づくカルテルは2件である。

ウ 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

著作隣接権者（実演家又はレコード製作者）が有する商業用レコードの二次使用料等の請求権については，毎年，その請求額を文化庁長官が指定する団体（指定団体）と放送事業者等又はその団体間において協議して定めることとされており，指定団体は当該協議において定められた額を文化庁長官に届け出なければならない。文化庁長官は，届出を受理したときは，公正取引委員会に通知することとされている。

平成27年度において，文化庁長官から通知を受けたものは10件であった。

エ 道路運送法に基づくカルテル

輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため，又は旅客の利便を増進する適切な運行時刻を設定するため，一般乗合旅客自動車運送事業者は，他の一般乗合旅客自動車運送事業者と，共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては，国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は，認可をする際には，公正取引委員会に協議することとされている。

平成27年度において，国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また，平成27年度末における同法に基づくカルテルは3件である。

オ 航空法に基づくカルテル

(7) 国内航空カルテル

航空輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる本邦内の各地間の路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更にあたっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成27年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、平成27年度末における同法に基づくカルテルはない。

(イ) 国際航空カルテル

本邦内の地点と本邦外の地点との間の路線又は本邦外の各地間の路線において公衆の利便を増進するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、連絡運輸に関する契約、運賃協定その他の運輸に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更にあたっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をしたときは、公正取引委員会に通知することとされている。

平成27年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは2件であった。

カ 海上運送法に基づくカルテル

(ア) 内航海運カルテル

本邦の各港間の航路において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、旅客の利便を増進する適切な運航日程・運航時刻を設定するため、又は貨物の運送の利用者の利便を増進する適切な運航日程を設定するため、定期航路事業者は、他の定期航路事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更にあたっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成27年度において、国土交通大臣から協議を受けたものは4件であった。また、平成27年度末における同法に基づくカルテルは5件である。

(イ) 外航海運カルテル

本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路において、船舶運航事業者は、他の船舶運航事業者と、運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船並びに積取りに関する事項を内容とする協定を締結することができる。この協定の締結・変更にあたっては、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。国土交通大臣は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

平成27年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは660件であった。

キ 内航海運組合法に基づくカルテル

内航海運組合法（昭和32年法律第162号）に基づき内航海運組合が調整事業を行う場合には、調整規程又は団体協約を設定し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成27年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、平成27年度末における同法に基づくカルテルは1件である。

4 協同組合の届出状況

独占禁止法第22条は、「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること」（同条第1号）等同条各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為について、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合を除き、同法を適用しない旨を定めている（一定の組合の行為に対する独占禁止法適用除外制度）。

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「中協法」という。）に基づいて設立された事業協同組合及び信用協同組合（以下「協同組合」という。）は、その組合員たる事業者が、①資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない法人たる事業者又は②常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者に該当するものである場合、独占禁止法の適用に際しては、同法第22条第1号の要件を備える組合とみなされる（中協法第7条第1項）。

一方、協同組合が前記①又は②以外の事業者を組合員に含む場合には、公正取引委員会はその協同組合が独占禁止法第22条第1号の要件を備えているかどうかを判断する権限を有しており（中協法第7条第2項）、これらの協同組合に対し、当該組合員が加入している旨を当委員会に届け出る義務を課している（中協法第7条第3項）。

この中協法第7条第3項の規定に基づく届出件数は、平成27年度において、235件であった（第2表及び附属資料3－9表参照）。

第2表 協同組合届出件数の推移

（単位：件）

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
協同組合届出件数	197	208	179	154	142	141	184	187	227	235

5 著作物再販適用除外の取扱いについて

商品の供給者がその商品の取引先である事業者に対して再販売する価格を指示し、これを遵守させることは、原則として、独占禁止法第2条第9項第4号（再販売価格の拘束）に該当し、同法第19条に違反するものであるが、同法第23条第4項の規定に基づき、著作物6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CDをいう。以下同じ。）については、例外的に同法の適用が除外されている。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外の取扱いについて、国民各層から意見を求めるなどして検討を進め、平成13年3月、当面同再販適用除外を存置することが相当であると考えたとの結論を得るに至った（第3表参照）。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外が消費者利益を不当に害することがないよう、著作物6品目の流通・取引慣行の実態を調査し、関係業界における弊害是正の取組の進捗を検証するとともに、関係業界における運用の弾力化の取組等、著作物6品目の流通についての意見交換を行うため、当委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構

会員とする著作物再販協議会を設け、平成13年12月から平成20年6月までの間に8回の会合を開催した。平成22年度からは、著作物再販協議会に代わって、関係業界に対する著作物再販ヒアリングを実施し、関係業界における運用の弾力化の取組等の実態を把握するとともにその取組を促している。

第3表 著作物再販制度の取扱いについて（概要）（平成13年3月23日）

- (1) 著作物再販制度は、独占禁止法上原則禁止されている再販売価格維持行為に対する適用除外制度であり、競争政策の観点からは同制度を廃止し、著作物の流通において競争が促進されるべきであると考ええる。

しかしながら、国民各層から寄せられた意見をみると、著作物再販制度を廃止すべきとする意見がある反面、文化・公共面での影響が生じるおそれがあるとし、同制度の廃止に反対する意見も多く、なお同制度の廃止について国民的合意が形成されるに至っていない状況にある。

したがって、現段階において独占禁止法の改正に向けた措置を講じて著作物再販制度を廃止することは行わず、当面同制度を存置することが相当であると考ええる。

- (2) 著作物再販制度の下においても、可能な限り運用の弾力化等の取組が進められることによって消費者利益の向上が図られるよう、関係業界に対し、非再販商品の発行・流通の拡大、各種割引制度の導入等による価格設定の多様化等の方策を一層推進することを提案し、その実施を要請する。また、これらの方策が実効を挙げているか否かを検証し、より効果的な方途を検討するなど、著作物の流通について意見交換をする場として、公正取引委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする協議会を設けることとする。公正取引委員会としては、今後とも著作物再販制度の廃止について国民的合意が得られるよう努力を傾注するとともに、当面存置される同制度が硬直的に運用されて消費者利益が害されることがないよう著作物の取引実態の調査・検証に努めることとする。

- (3) また、著作物再販制度の対象となる著作物の範囲については、従来公正取引委員会が解釈・運用してきた6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CD）に限ることとする。

第8 競争評価に関する取組

1 競争評価の実施に関する動向

平成19年10月以後、各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする際、原則として、規制の事前評価の実施が義務付けられ、その際、規制による競争状況への影響分析（以下「競争評価」という。）についても行うこととされ、平成22年4月から試行的に実施されている。競争評価については、各府省は、規制等に関して、競争状況への影響・分析に関する

チェックリスト（以下「競争評価チェックリスト」という。）の記入を行い、評価書と共に総務省に提出し、総務省は競争評価チェックリストを公正取引委員会へ送付することとされている。

平成27年度においては、総務省から88件の競争評価チェックリストを受領し、内容を精査した。

2 競争評価の普及・定着に係る公正取引委員会の取組

公正取引委員会は、競争評価チェックリストに記入するに当たっての考え方や検討方法について、随時、相談を受け付けている。

第9 入札談合の防止への取組

公正取引委員会は、以前から積極的に入札談合の摘発に努めているほか、平成6年7月に「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表し、入札に係るどのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体例を挙げながら明らかにすることによって、入札談合の防止の徹底を図っている。

また、入札談合の防止を徹底するためには、発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から、独占禁止法違反の可能性のある行為に関し、発注官庁等から公正取引委員会に対し情報が円滑に提供されるよう、各発注官庁等において、公共入札に関する当委員会との連絡担当官として会計課長等が指名されている。

公正取引委員会は、連絡担当官との連絡・協力体制を一層緊密なものとするため、平成5年度以降、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催している。平成27年度においては、国の本省庁との連絡担当官会議を平成27年11月24日に開催するとともに、国の地方支分部局等との連絡担当官会議を全国9か所で開催した。

また、公正取引委員会は、地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに、国、地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。平成27年度においては、研修会を全国で28回開催するとともに、国、地方公共団体及び特定法人（注）に対して289件の講師の派遣を行った。

（注） 国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人及び特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（政令で定めるもの等を除く。）をいう。

第10 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組

市場における公正かつ自由な競争を一層促進していくためには、独占禁止法の厳正な執行とともに、企業におけるコンプライアンスの向上が重要であり、これに関連した企業の取組を促していく必要があると考えられることから、公正取引委員会では、これまで、企業における独占禁止法に関するコンプライアンス活動の状況を調査し、改善のための方策等と併せて、報告書の取りまとめ・公表を行うとともに、その周知に努めている。

平成27年度においては、平成27年3月27日に公表した、外国競争法に関するコンプライ

アンスを推進するために有効と考えられる方策や留意点を取りまとめた報告書「我が国企業における外国競争法コンプライアンスに関する取組状況について～グローバル・ルールとしての取組を目指して～」について、経済団体等12団体における講演等を通じて周知を行った。

第11 独占的状态調査

独占禁止法第8条の4は、独占的状态に対する措置について定めている。公正取引委員会は、独占禁止法第2条第7項に規定する独占的状态の定義規定のうち、事業分野に関する考え方についてガイドラインを公表しており、その別表には、独占的状态の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件（国内総供給価額が1000億円超で、かつ、上位1社の事業分野占拠率が50%超又は上位2社の事業分野占拠率の合計が75%超）に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野を掲載している（第4表）。

別表については、生産・出荷集中度の調査結果等に応じ逐次改定してきている（直近では、平成26年11月27日に改定）。その中でも特に集中度の高い業種については、生産、販売、価格、製造原価、技術革新等の動向、分野別利益率等について、独占禁止法第2条第7項第2号（新規参入の困難性）及び第3号（価格の下方硬直性、かつ、過大な利益率又は販売管理費の支出）の各要件に即し、企業の動向の監視に努めている。

第4表 別表掲載事業分野（29事業分野）

一定の商品		一定の事業分野	類似の商品
同種の商品	当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品		
ビール	発泡酒、ビール風酒類	ビール類製造業	
ウイスキー		ウイスキー製造業	
紙巻たばこ	葉巻たばこ、きざみたばこ、パイプたばこ	たばこ製造業	
インクジェットカートリッジ		インクジェットカートリッジ製造業	
アスファルト		アスファルト製造業	
飲料用プラスチックボトル		飲料用プラスチックボトル製造業	
石こうボード・同製品		石こうボード製品製造業	
住宅用アルミニウム製サッシ		住宅用アルミニウム製サッシ製造業	
電気温水洗浄便座（暖房便座を含む。）		電気温水洗浄便座（暖房便座を含む。）製造業	
自動車用照明器具		自動車用照明器具製造業	
液晶テレビジョン受信機		液晶テレビジョン受信機製造業	
中央処理装置		中央処理装置製造業	
二輪自動車		二輪自動車製造業	
輸送機械用エアコンディショナ		輸送機械用エアコンディショナ製造業	

一定の商品		一定の事業分野	類似の商品
同種の商品	当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品		
携帯型ゲーム機		携帯型ゲーム機製造業	
ゲーム用の記録物		ゲーム用の記録物製造業	

同種の役務	一定の事業分野
固定電気通信	固定電気通信業
ブロードバンドサービス	ブロードバンドサービス業
移動電気通信	移動電気通信業
パソコン用基本ソフト（OS）	パソコン用基本ソフト（OS）業
統合オフィスソフト	統合オフィスソフト業
鉄道貨物運送	鉄道貨物運送業
国内定期航空旅客運送	国内定期航空旅客運送業
宅配便運送	宅配便運送業
郵便（信書便を含む。）	郵便業
書籍・雑誌取次ぎ	書籍・雑誌取次業
ダストコントロール	ダストコントロール業
医療事務代行	医療事務代行業
音楽著作権管理	音楽著作権管理業

（注1） 本表は、公正取引委員会が行った平成24年の国内向け供給価額及び供給量に関する調査、その他現段階において利用し得る資料、統計等により、独占的状态の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野（平成24年の国内総供給価額が950億円を超え、かつ、上位1社の事業分野占拠率が45%を超え又は上位2社の事業分野占拠率の合計が70%を超えると認められるもの）を掲げたものである。

（注2） 本表の商品順は「工業統計表」に、役務順は「日本標準産業分類」による。

第12 ガソリンの取引に関するフォローアップ調査

1 調査の趣旨

公正取引委員会は、平成25年7月、「ガソリンの取引に関する調査報告書」（以下「平成25年報告書」という。）を公表し、石油元売会社に対し、ガソリンの流通市場における公正な競争環境の整備を進める観点から改善を求め、その動向を注視することとしたところである。

その後、ガソリン販売業者に対するガソリンの仕切価格の決定方法に変更があったことなどガソリンの流通市場における競争環境に変化がうかがわれることから、改めてガソリンの流通実態を把握するためにフォローアップ調査を実施し、平成28年4月28日に「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査報告書」を公表した。

2 調査対象

調査対象品目：自動車ガソリンのうち、レギュラーガソリン

調査対象企業：

	アンケート調査	ヒアリング調査
石油元売会社（注1）	7社	7社
販売子会社（注2）	－	7社
一般特約店（注3）・系列販売店（注4）	－	21社
エネルギー商社（注5）	－	5社
業界団体	－	1団体
その他	－	3社

（注1） ①自ら石油精製を行い，又は出資等により密接な関係を有する石油精製会社が生産する石油製品を継続的に引き取り，かつ，②広域に所在する自社系列のＳＳで，自らのブランドを付したガソリンを系列特約店（注6）等に販売させている会社をいう。以下「元売」という。

（注2） 系列特約店のうち，元売の又は元売と同じ者を持株会社とする企業集団内の連結子会社又は持分法適用会社であって，主要な事業内容が国内における石油製品の販売である者をいう。

（注3） 系列特約店のうち，販売子会社，商社系特約店（注7）及び全農系特約店（注8）を除く者をいう。

（注4） 元売から商標の使用許諾を受けている事業者のうち，系列特約店を介してガソリンを購入している事業者をいう。

（注5） 伊藤忠エネクス㈱，三菱商事エネルギー㈱，丸紅エネルギー㈱，総合エネルギー㈱及び兼松ペトロ㈱を指す。

（注6） 元売から商標の使用許諾を受けている事業者のうち，元売との間で直接にガソリンを購入する旨の契約を締結している事業者をいう。

（注7） 系列特約店のうち，特定の元売のマークを掲げて商社（エネルギー商社を含む。）が事業を行っている系列特約店をいう。

（注8） 系列特約店のうち，特定の元売マークを掲げて全国農業協同組合連合会（以下「全農」という。）が事業を行っている系列特約店をいう。

3 調査結果の概要

(1) ガソリン市場における取引

ア 各事業者の状況

⑦ 元売

元売は，現在，ＪＸエネルギー㈱（以下「ＪＸ」という。），ＥＭＧマーケティング㈱（以下「ＥＭＧ」という。），昭和シェル石油㈱（以下「昭和シェル」という。），出光興産㈱（以下「出光」という。），コスモ石油マーケティング㈱（以下「コスモ」という。），キグナス石油㈱及び太陽石油㈱の7社である。7社のうち，ＪＸ，出光及び旧コスモ石油㈱（注9）は資本金の額が1000億円を超えているほか，昭和シェルは342億円，ＥＭＧは200億円，その他事業者も資本金の額が20億円以上であり，元売はいずれも大規模な事業者である。

元売の分野では，近年，合併等により集中が進んできており，平成26年7月にも，ＥＭＧがＭＯＣマーケティング㈱（旧三井石油㈱）の石油販売事業を譲り受けている。現在のガソリン販売量による元売各社の市場シェアは，ＪＸ，ＥＭＧ，昭和シェル，出光及びコスモの上位5社の合計で約93%であり，5社が市場のほとんどを占めている。

また，市場シェアが第1位のＪＸは約33%，第2位のＥＭＧは約19%となっており，両者の市場シェアの合計は50%を超えているところ，ＪＸホールディングス㈱（ＪＸの親会社）と東燃ゼネラル石油㈱（ＥＭＧの親会社）は平成29年4月の経営統合を目指している。

さらに、第3位の昭和シェルは約16%、第4位の出光は約15%となっており、両者の市場シェアの合計は30%を超えているところ、この両社も平成29年4月までの経営統合を目指している。

(注9) 旧コスモ石油㈱の資本金の額は1072億円。同社の燃料油販売関連事業については、平成27年10月にコスモ石油マーケティング㈱が承継。コスモ石油マーケティング㈱の資本金の額は10億円であるが、親会社であるコスモエネルギーホールディングス㈱の資本金の額は400億円、コスモエネルギーホールディングス㈱の子会社であるコスモ石油㈱（供給会社）及びコスモエネルギー開発㈱（資源開発会社）の資本金の額は1672億円及び100億円であり、4社の資本金の額の合計は2000億円を超えている。

㊦ 系列特約店及び系列販売店

平成26年度末において、系列特約店（販売子会社、商社系特約店、全農系特約店及び一般特約店）及び系列販売店が元売マークを掲げて運営するＳＳ（サービスステーション）の数は、25,275箇所である。

元売が平成26年7月から平成27年6月までの間に、一般特約店向けに販売したガソリンの量は、元売のガソリン販売総量の約5割を占めているが、一般特約店は運営するＳＳ数が1～3箇所の小規模特約店が大部分を占め、系列販売店は更に零細事業者が多いものとみられる。

他方、元売が平成26年7月から平成27年6月までの間に、販売子会社向けに販売したガソリンの量は、元売のガソリン販売総量の約2割を占めているが、販売子会社は大部分の一般特約店と比べて事業規模が大きいとみられる。同様に、元売が同期間において商社系特約店及び全農系特約店に販売したガソリンの量は、元売のガソリン販売総量の約7%を占めているが、商社系特約店及び全農系特約店も、大部分の一般特約店と比べて事業規模が大きいとみられる。

㊧ ＰＢ販売店

ＰＢＳＳ（注10）の多くは、エネルギー商社及び全農が運営しているものであるが、中には、大手スーパーやホームセンター等の流通業から参入した事業者が運営しているものもある。エネルギー商社及び全農は、系列特約店として元売からガソリンを購入し、系列ＳＳに供給している一方、独自のマークの下で自らＰＢＳＳを運営し、又はＰＢＳＳにガソリンを供給している。

エネルギー商社は、自ら運営するＰＢＳＳに対する安定供給を図るために、元売との間で取引数量を定めて計画的に供給を受けているほか、元売からスポット的に供給を受けている。

平成27年3月末における登録ＳＳ数は33,510箇所であり、そのうちの11.4%は商社系ＰＢＳＳ及び全農系ＰＢＳＳが占めている。また、平成22年度から平成26年度までの5年間で、全登録ＳＳ数は13.6%も減少している中、ＰＢＳＳの数は6.5%の減少にとどまる。特に商社系ＰＢＳＳの数は、むしろ1,266箇所から1,303箇所へ2.9%増加している。

(注10) 元売とは異なるエネルギー商社等による独自のプライベートブランドマークを掲げるＳＳをいう。

イ 物流

元売は、自社の製油所の近辺に所在する系列ＳＳについては、製油所からタンク

ローリーで直接S Sにガソリンを配送しているものの、それ以外の系列S Sに対しては、ガソリンを一旦製油所からタンカー又はタンク車で油槽所（注11）に運び、そこからタンクローリーで配送している。

元売は、近年、物流効率化のため、複数の元売が共同で利用することができる共同油槽所の活用を進めている。また、元売の間では、いずれか一方が製油所又は油槽所を所有する地域において、同量のガソリンを相互に融通するバーター取引が行われている。

このように、元売の間で共同油槽所の活用が進むとともに、バーター取引が行われるようになった結果、元売が、他の元売が精製したガソリンを購入し、それを自社のガソリンとして系列特約店に販売することや、元売が、当該元売が精製したガソリンと他の元売が精製したガソリンを共同油槽所において混合したものを自社のガソリンとして系列S S向けに販売することが常態化している。

（注11） 製油所で生産されたガソリンを一時的に貯蔵しておき、タンクローリーに積み込むための設備を有する施設をいう。

ウ 系列玉と業転玉

系列玉とは、元売から、系列特約店及び系列販売店に対し、特約店契約に基づき、当該元売のブランドマークを掲げた系列S Sで販売するために供給されるガソリンのことをいい、これ以外の経路によって流通するガソリンのことを業転玉という。

ガソリンは、原油を精製する際に灯油、軽油、重油等の石油製品と同時に生産される連産品であるため、需給状況に応じてガソリンの生産量だけを増減させることが困難な製品である。しかも、元売各社は製油所の集約化を進めているが、平成27年3月現在でも原油精製能力の合計は日産約62万キロリットルあり、石油製品の1日当たりの需要量である約53万キロリットルを17%程度上回っている。このためもあって、元売は、引き続き、ガソリンを系列ルート以外（業転ルート）にも供給している。ただし、業転玉といっても、エネルギー商社が元売から購入し、適正に販売しているガソリンは、品質上、系列玉と変わることがない。平成27年1月から12月までの間に（一社）全国石油協会が行った試買分析（41,207件）において、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号。以下「品確法」という。）による規格に合致しないガソリンがS Sで流通していた事例は2件（0.005%）にすぎなかった。

平成26年7月から平成27年6月までの間に元売が販売したガソリンの総量は4789万キロリットルであり、そのうち系列S S向けに販売されたものは3771万キロリットル（元売のガソリン販売総量の78.8%）である。また、系列S S向けに販売したガソリンのうち一般特約店及び系列販売店に販売されたものは2407万キロリットル（50.3%）、販売子会社に販売されたものは1009万キロリットル（21.1%）、商社系特約店に販売されたものは341万キロリットル（7.1%）である。平成23年7月から平成24年6月までの間の販売数量と比較すると、元売が販売したガソリンの総量は5183万キロリットルから約400万キロリットル減少しており、そのうち系列S S向けに販売されたものは4069万キロリットル（元売のガソリン販売総量の78.5%）から約300万キロリットル減少している。系列S S向けの販売数量の減少は、一般特約店及び系列

販売店に販売されたものが2700万キロリットル（52.1％）から約300万キロリットル減少したことによるものである。販売子会社に販売されたものは1009万キロリットル（19.5％）から販売数量に変化はない（元売のガソリン販売総量に占める割合は1.6％ポイント増加している。）。

他方、平成26年7月から平成27年6月までの間に元売が系列ＳＳ向け以外に販売したガソリンの数量は1017万キロリットル（元売のガソリン販売総量の21.2％）であり、そのうち37.9％に相当する385万キロリットル（8.0％）は商社に販売された後、業転玉として、主としてＰＢＳＳ等に販売されている。平成23年7月から平成24年6月までの間の販売数量と比較すると、系列ＳＳ向け以外に販売されたものは1114万キロリットル（元売のガソリン販売総量の21.5％）から約100万キロリットル減少している（元売のガソリン販売総量に占める割合にほぼ変化はない。）。

エ 元売と系列特約店の取引

⑦ 仕切価格の設定

ａ 仕切価格を一定のフォーミュラで取り決めている元売が価格体系等を見直す際の交渉、構成要素の額の説明等

元売による系列特約店向けの仕切価格については、基本的に、一定の算定式（フォーミュラ）を系列特約店との間で取り決めた上で当該算定式により決定している元売（フォーミュラ型の元売）と、仕切価格の総額のみを系列特約店に通知し個別交渉により決定している元売（非フォーミュラ型の元売）がある。

フォーミュラ型の元売においては、おおむね、①原油動向、国内製品市況等を踏まえて独自に算出した指標基準価格（製油所出荷ベース）に、②物流費及び③販売関連コストを加算し、④インセンティブを減算する算定式を、系列特約店との間で取り決めている。

①指標基準価格（製油所出荷ベース）については、約半数の元売は、平成20年頃以降、独自指標を算出する際に国内製品市況を考慮する比重を大きくする方法（市場価格重視型）を採用していたが、平成26年4月から7月にかけて、足元の原油コストを考慮する比重を大きくする方法（原油コスト重視型）に変更している。フォーミュラ型の元売は、当該変更を含め、価格体系等を見直す際には、交渉の機会を設け、一般特約店の意見を聴取しているとしているが、一般特約店からは、変更を一方的に通知されるのみであり十分な説明を受けていないという指摘もみられる。

②物流費については、ＳＳごとの所在地、立地条件、配送数量等によって格差が生じることとなる。フォーミュラ型の元売は、一般特約店に対し、物流費の額を説明しているとしているが、説明の方法は元売によって書面と口頭に分かれるところ、一般特約店からは、口頭の説明では十分な開示といえないという指摘もみられる。

③販売関連コストについては、ほとんどの元売は、ブランド料（系列ＳＳの設備費〔サインポール設置、店舗塗装費用〕、広告宣伝費、元売発行のカードシステムの運営費、ＰＯＳシステム維持費等）及び販売諸経費（営業部門の人件費

等)を勘案して算出している。

販売関連コストの額について、約半数の元売は全国一律としているが、残り約半数の元売は系列特約店ごとの取引の規模や経緯によって差を設けているとしている。また、複数の元売が、平成25年10月以降に、系列玉の販売関連コストの額を0.5～1円程度引き下げており（そのうち多くの元売は、自社の系列玉と業転玉の仕切価格差を縮小するための変更であるとしている一方、一部の元売は、業転玉の販売関連コストの額をそれ以上に引き下げている。）、現在、多くの元売では3円程度となっている。他方、一般特約店からは、販売関連コストの負担額について、2円以下であれば許容できるという指摘や、3円は若干高いという指摘がみられる。

販売関連コストを構成要素として定めているフォーミュラ型の元売は、一般特約店に対し、その額、趣旨や用途を説明しているとしているが、額の説明の方法は元売によって書面と口頭に分かれており、一般特約店からは、趣旨や用途の説明は受けていないという指摘もみられる。

なお、一部の元売は販売関連コストをフォーミュラの構成要素としていない（販売関連コスト相当額は指標基準価格に包含される）が、一般特約店からは、説明を求めれば販売関連コスト相当額が何円程度かは説明を受けているという指摘もみられる。

④インセンティブについては、系列特約店の事業者単位の取引数量を基準として付与されるもの（特約店規模格差）と、個別のSS単位の取引数量を基準として付与されるもの（SS規模格差）がある。

約半数の元売は、平成25年10月以降に、取引数量に応じたインセンティブの最大値引き額を0.5～1円程度引き下げており（そのうち多くの元売は、特約店規模格差を全体的に圧縮したことで、全特約店の値引き額が引き下げられるが、大規模特約店と中小規模特約店の間の値引き額の格差は縮小することを意図した変更であるとしている。）、現在、元売各社の特約店規模格差は最大0.5～2円程度、SS規模格差は最大1円程度（両者の合計で最大1～2円程度）の単価が設定されている。いずれも取引数量に左右されるものであるため、系列特約店の間には、最大で1～2円程度の仕切価格の開きが生じるものとなっている。

なお、一部の元売は、特約店規模格差のインセンティブを適用するに当たり、系列SS向けの取引数量のほか、それ以外の取引数量も、系列特約店の事業者単位の取引数量の算定に加えている。

フォーミュラ型の元売は、一般特約店に対し、インセンティブの体系又は額を書面で説明しているとしているが、元売によっては、体系を説明する書面を回収する場合もあるところ、一般特約店からは、書面を回収する場合には十分な開示といえないという指摘もみられる。

また、非フォーミュラ型の元売は、社内用に定めた一定の算定式があっても系列特約店には原則として開示していないが、元売によっては、説明を求める系列特約店に限り物流費や販売関連コストの額を口頭で説明している又は（指標基準価格に販売関連コストに相当するものを包含させているとする元売であっても）

販売関連コスト相当額がおおむね何円程度かは口頭で説明している。

b 仕切価格の修正（通知価格の遡及的な引下げ）

一部の元売は、平成26年4月から7月にかけて、指標基準価格の算出方法を原油コスト重視型に変更したことに伴い、毎週の通知価格と国内製品市況のかい離が大きく、通知価格の引下げを行う必要があると判断した場合には、差別なく一律に、当月内において仕切価格の修正（通知価格の遡及的な引下げ）を行うこととした。

なお、当該仕切価格の修正は、系列玉と業転玉の双方に適用されている。

当該仕切価格の修正について、一般特約店からは、修正は毎月行われており、通知価格は建値化しているという指摘や、仕切価格が不透明になり収益管理ができないという指摘がみられるほか、修正の額は市況の実態とかい離しており、修正を行う基準を明確にすべきという指摘もみられる。

c 値引き交渉

ほとんどの元売は、平成25年調査時以前から、毎週の価格通知後に、系列特約店の申出を受けて個別に値引き交渉を行い、原則として当月内に最終的な仕切価格を確定している。個別交渉による値引きについて、一般特約店からは、大規模特約店は値引きを確実に受けられているが、小規模特約店は値引きを受けられるかどうか不確実であるという指摘もみられる。

なお、当該値引き交渉は、系列玉と業転玉の双方で実施されている。

d 系列特約店間の仕切価格差

系列特約店の平均仕切価格は一般特約店向けが最も高く、販売子会社向けが最も低かった。元売全体の一般特約店と販売子会社の仕切価格差（一般特約店向けと販売子会社向けの平均仕切価格の差）は、0.5～1.5円程度の間で推移しており、拡大又は縮小したという明確な傾向はみられない。最も大きな仕切価格差がみられる元売の系列でも、月間平均でおおむね1.5～2.5円程度の差であった。ただし、一般特約店の中には販売子会社に匹敵するような大規模特約店も存在する一方で、一般特約店は運営するSS数が1～3箇所の小規模特約店が大部分を占めるとみられるところ、小規模特約店についてみた場合の一般特約店と販売子会社の仕切価格差はより大きいものと考えられる。また、一般特約店からは、販売子会社との仕切価格差は余り感じないという指摘がみられる一方、販売子会社とは取引数量に応じたインセンティブ以上の仕切価格差があるという指摘もみられる。

(4) 販売子会社

元売は、系列特約店の形態別（販売子会社、商社系特約店及び一般特約店）で仕切価格体系の基準に差異を設けていないとしており、インセンティブ体系を設けている元売は、販売子会社向けと一般特約店向けの仕切価格における体系上の価格差はインセンティブのみ（系列特約店やSSの取引数量等に応じて最大1～2円程度、更に系列販売店に対する販売量について0.5～1円程度）であるとしている。

ほとんどの元売は、毎週の価格通知後に、系列特約店の申出を受けて個別に値引き交渉を行っており、インセンティブ体系を設けていない元売は、販売子会社向けと一般特約店向けの仕切価格における取引数量に応じた価格差も値引き交渉の結果

として生じているとしている（当該元売は、値引き額は、販売関連コストの範囲内に抑えたいとしている。）。

今回、聴取調査を行った販売子会社は、近隣の安売店が安売りを行った場合、販売数量を維持するため、一定程度まで追随して小売価格の引下げを行っているが、S Sのセルフ化及び油外事業の展開や、取引数量の大きさに応じたインセンティブを原資とすることにより、ガソリンの取扱数量の単位当たりのコストを削減できており、引下げを行っているときにも赤字にはなっていないとしている。

一般特約店等からも、販売子会社は率先した安売りと無理な価格設定まではしていないという指摘がみられる。ただし、一部の販売子会社については、率先した安売りと底値に張り付くような価格設定をしているという指摘もみられる。

㊦ 系列特約店等における業転玉の取扱制限

元売は、系列特約店及び系列販売店に対し、特約店契約や商標使用許諾契約によって、当該元売の商標を掲げる系列S Sにおいて自社が出荷したガソリンのみを販売することを義務付けるとともに、①商品の誤認又は他社のガソリンと混同を生ずるおそれのある行為、②自社の商標等を用いて他社の石油製品を混合したガソリン又は他社のガソリンを販売する行為、③商標等に関する元売の権利又は信用を侵害する行為、④他社のガソリンで当該元売が販売するものと同種又は類似の商品の販売行為等を行うことを禁じている。

元売は、その理由として、①元売のマークは商標であり、元売ブランドを形成する重要な要素であるため、そのマークの下で自社が出荷したガソリン以外を販売することは商標権の侵害に当たること、②他社のガソリンとの混合を認めると、品質に変更がないことを確認することができなくなってしまうので、品確法の趣旨に反する結果となるおそれがあることなどを挙げている。ただし、平成27年1月から12月までの間に（一社）全国石油協会が行った試買分析（41,207件）において、品確法による規格に合致しないガソリンがS Sで流通していた事例は2件（0.005%）にすぎなかった。

a 自社業転玉の仕入実績と元売の対応等

元売は、系列特約店及び系列販売店の購入・販売する業転玉が、自社業転玉（石油製品流通証明書（注12）等により自社が出荷したものと確認できるものであり、かつ、自社製品以外のガソリンと混合されるおそれのないもの）である場合には、その取扱いを制限していないとしている。ただし、系列特約店及び系列販売店が元売に対し、自社業転玉について系列玉と同一の取扱いを求める事例は出てきていないとしている。

多くの一般特約店等は、自社業転玉の購入を積極的には希望していないとしている。しかし、一部の一般特約店等からは、エネルギー商社に自社業転玉の販売を求めたが断られたという指摘や、エネルギー商社に自社業転玉であることを示す石油製品流通証明書の発行を求めたが断られたという指摘もみられる。

多くのエネルギー商社は、自社業転玉を出荷元の系列特約店及び系列販売店に販売した事例はないが、それは元売からそのような取引をしないよう要請されたわけではなく、商道德上自粛しているとしている。しかし、一部のエネルギー商

社からは、元売から自社業転玉を自社の系列特約店及び系列販売店には販売しないよう要請されたことがあるという指摘もみられる。一部の一般特約店等からも、元売がエネルギー商社に対して自社業転玉を自社の系列特約店及び系列販売店には販売しないように圧力をかけているという指摘もみられる。

(注12) 石油製品の取引に際して製油所・油槽所からの商流及び実際の物流を記載したもの。

b 他社業転玉の仕入実績と元売の対応等

元売は、系列特約店及び系列販売店の購入・販売する業転玉が、他社業転玉（自社業転玉以外の業転玉）である場合であっても、そのことを理由として、一方的に取引を停止するなどにより系列特約店及び系列販売店に対して不当に不利益となるような行為は行っていないとしている。

一般特約店等からも、近年は、一方的な取引の停止、取引を停止する旨の警告等がなされることはなく、他社業転玉の購入・販売は望ましくない旨の注意がなされるにすぎないという指摘がみられる。

しかし、一部の一般特約店等からは、元売から看板を取り上げると脅されたため他社業転玉の取扱量を大幅に減らすことを余儀なくされたという指摘や、個別の値引き交渉において他社業転玉を購入・販売している系列特約店は値引き額を少なくされているという指摘もみられる。

c 系列玉と業転玉の仕切価格差

元売全体の系列玉と業転玉の仕切価格差（注13）は、平成25年10月まではおおむね4～5円程度で推移していたところ、平成25年11月以降はおおむね3～4円程度で推移しており、縮小傾向がみられる。

元売別の系列玉と業転玉の仕切価格差をみると、元売の系列によって水準が異なり、月平均で最大7円程度の差となる月がある元売や、2円程度の差にとどまる元売がみられる。

一般特約店からは、系列玉と業転玉に適正なブランド料の範囲内の仕切価格差が生じることは仕方がないが、仕切価格差として許容できる水準は2～3円程度までであるという指摘がみられる。

系列玉最高平均価格（注14）と業転玉最低平均価格（注15）の差は、平成26年9月まではおおむね7～10円程度の間で推移していたところ、平成26年10月から平成27年1月の価格下降局面で拡大（おおむね11～16円程度に拡大）し、再度おおむね9～12円程度の間で推移するが、平成27年7月ないし8月の価格下降局面で再度拡大（おおむね12～16円程度に拡大）している。

（注13） 系列玉と業転玉の平均仕切価格の差をいう。

（注14） 元売別の系列玉の平均仕切価格のうち最も高い価格をいう。

（注15） 元売別の業転玉の平均仕切価格のうち最も低い価格をいう。

(d) 元売と系列特約店との関係

系列特約店は、特定の元売にガソリンの供給を依存している。元売は、資本金の額が1000億円を超える者を含む大規模な事業者である一方で、系列特約店（特に一般特約店）の多くは運営するSS数が1～3箇所の小規模特約店であるとみられる。

また、系列特約店が取引先である元売を変更した場合には元売が発行しているク

レジットカードの顧客が失われる懸念があること、ブランドを変更すると信用力・集客力が低下する懸念があること、系列特約店は特定の元売と取引するに際し当該元売に関連する投資を行っていること等を考え合わせると、系列特約店にとっては、取引先を他の元売等に変更することが事業経営上大きな支障をもたらすことが多い。したがって、一般的にみると、元売は、系列特約店に対して優越的な地位にあるものと考えられる。

(2) 公正な競争の確保に向けて

前記(1)の状況を踏まえると、元売と系列特約店等の取引に関しては、公正な競争の確保がなされ、ガソリン流通全体の活力の創出につながるように、次のような点について適正なものとしなければならない。

ア 系列玉の仕切価格の決定方法

(7) 仕切価格を一定のフォーミュラで取り決めている元売が価格体系等を見直す際の交渉、構成要素の額の説明等

前記(1)エ(7) aで述べたように、仕切価格を一定のフォーミュラで取り決めている元売は、系列玉の仕切価格について、製油所出荷ベースの指標基準価格、物流費、販売関連コスト及びインセンティブの各構成要素の額をフォーミュラに当てはめて計算することとなる。この場合、フォーミュラの各構成要素の額が開示されていない一般特約店においては、仕切価格の妥当性について、自主的・合理的な判断を行うことが困難となる。特に販売関連コストについては、現在、多くの元売では3円程度となっているが、一般特約店からは、2円以下であれば許容できるという指摘や、3円は若干高いという指摘もみられるところ、一般特約店が元売から受けている便益に見合ったものかどうかを判断できるよう、その趣旨や用途を説明する必要がある。

平成25年報告書公表後に、公正取引委員会は元売各社に対し、仕切価格を一定のフォーミュラで取り決めている場合には、一般特約店に対し、仕切価格の総額だけでなく、各構成要素の額を請求書等に明記すること、また、仕切価格における価格体系やその構成要素の額を見直す場合には、見直した結果を一方的に通知するのではなく、交渉の機会を設けて一般特約店の意見を聴くこと、さらに、販売関連コストの額を一方的に通知するのではなく、販売関連コストの額の決まり方について疑義が生じないように、また一般特約店の理解を十分に得られるようにするため、説明及び意見交換を定期的に行い算出根拠の透明化を図ることを要請している。

今般の調査の結果、仕切価格を一定のフォーミュラで取り決めている元売は、価格体系等を見直す際には、一般特約店に説明を行い交渉の機会を設けて一般特約店の意見を聴取しており、各構成要素の額及び販売関連コストの趣旨や用途も説明しているとしている。しかし、一般特約店からは、価格体系等の変更を一方的に通知されるのみであり十分な説明を受けていないという指摘、各構成要素の額の説明の方法（口頭のみ又は書面を回収される。）が十分でないという指摘、販売関連コストの趣旨や用途の説明はを受けていないという指摘もみられる。

このため、仕切価格を一定のフォーミュラで取り決めている元売は、価格体系等を見直す際の交渉並びに各構成要素の額及び販売関連コストの趣旨や用途の説明を十分に行う必要がある。また、一部の元売は販売関連コストをフォーミュラの構成要素としていない（販売関連コスト相当額は指標基準価格に包含される。）が、一般特約店からは、説明を求めれば販売関連コスト相当額が何円程度かは説明を受けているという指摘もみられるところ、趣旨や用途の説明と併せて額についても可能な範囲の説明は行う必要がある。

また、仕切価格の総額のみを系列特約店に通知し個別交渉により決定している元売は、社内用に定めた一定の算定式があっても系列特約店には原則として開示していないが、元売によっては、説明を求める系列特約店に限り物流費や販売関連コストの額を口頭で説明している又は（指標基準価格に販売関連コストに相当するものを包含させているとする元売であっても）販売関連コスト相当額がおおむね何円程度かは口頭で説明しているところ、個別交渉を有効に行うことができるようにする観点から、社内用の算定式であっても、販売関連コストの趣旨や用途の説明と併せて、各構成要素の額についても可能な範囲の説明は行う必要がある。

(4) 仕切価格の修正（通知価格の遡及的な引下げ）

前記(1)エ⑦bで述べたように、一部の元売が、自らの判断により、差別なく一律に、当月内に行っているとしている仕切価格の修正（通知価格の遡及的な引下げ）について、一般特約店からは、仕切価格の修正は毎月行われており、通知価格は建値化しているという指摘や、仕切価格が不透明になり収益管理ができないという指摘がみられるほか、修正の額は市況の実態とかい離しており、修正を行う基準を明確にすべきという指摘もみられる。

市況の変動に応じて当月内に仕切価格の修正（通知価格の遡及的な引下げ）を実施（注16）すること自体は直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、基準の不明確な仕切価格の修正を一方的に実施する場合には、元売の販売政策に従わせやすくする効果を生じ、相手方の事業活動を制限することとなりやすいため、元売においては、仕切価格の修正（通知価格の遡及的な引下げ）の実施基準を可能な範囲で明確にし、取引の相手方に示す必要がある。また、仕切価格の修正が恒常的に行われている場合には、取引条件を不透明にし、系列特約店及び系列販売店による自主的・合理的な経営行動を阻害するおそれもあるため、当初の仕切価格の額を可能な範囲でより市況の実態に即したものとするなどの見直しも併せて行う必要がある。

（注16） 修正後の仕切価格を翌月に発行する当月分請求書に記載している。

(5) 値引き交渉

前記(1)エ⑦cで述べたように、ほとんどの元売が、系列特約店の申出を受けて、原則として当月内に行っている個別の値引き交渉について、一般特約店からは、大規模特約店は値引きを確実に受けられているが、小規模特約店は値引きを受けられるかどうか不確実であるという指摘もみられる。

元売が系列特約店との個別の値引き交渉に応じ、原則として当月内に仕切価格の引下げを実施（注17）した結果として、系列特約店ごとに引下げの有無・水準が異なること自体は直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、系列特約店の仕切

価格について、個別の値引き交渉により、特定の系列特約店を競争上著しく有利又は不利にさせるなど、合理的な理由なく差別的な取扱いをし、一般特約店の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼすことにより公正な競争秩序に悪影響を与える場合には、独占禁止法上問題（差別対価等）となることに留意する必要がある。

（注17） 値引き交渉の結果としての最終的な仕切価格を確定し、翌月に発行する当月分請求書に記載している。

① 系列特約店間の仕切価格差

前記①エ⑦dで述べたように、総じて仕切価格が最も高かったのは一般特約店であり、最も低かったのは販売子会社であった。一般特約店からは、販売子会社との仕切価格差は余り感じないという指摘がみられる一方、販売子会社とは取引数量に応じたインセンティブ以上の仕切価格差があるとする指摘もみられる。

取引数量に基づくインセンティブの額の差異、個別の値引き交渉による減額の差異等により、販売子会社向けの仕切価格が一般特約店向けの仕切価格より低額となること自体は直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、販売子会社に対し、同一商圈の一般特約店に比して取引条件、取引内容の相違を超えて著しく低い仕切価格で販売するなど、合理的な理由なく差別的な取扱いをし、一般特約店の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼすことにより公正な競争秩序に悪影響を与える場合には、独占禁止法上問題（差別対価等）となることに留意する必要がある。

イ 販売子会社

前記①エ④で述べたように、販売子会社は、近隣の安売店が安売りを行った場合、販売数量を維持するため、一定程度まで追随して小売価格の引下げを行っているが、S Sのセルフ化及び油外事業の展開や、取引数量の大きさに応じたインセンティブを原資とすることにより、ガソリンの取扱数量の単位当たりのコストを削減できており、引下げを行っているときにも赤字にはなっていないとしているものの、一般特約店等からは、一部の販売子会社については、率先した安売りや底値に張り付くような価格設定をしているという指摘もみられる。

販売子会社が安売りを行うこと自体は直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、油外事業の収益をガソリン事業に補填すること、元売から付与されたインセンティブを特定S Sが有利となるように配分することなどにより、他の商品の供給による利益その他の資金を投入するのでなければ供給を継続することができないような低価格を設定するなど、不当に低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上問題（不当廉売）となることに留意する必要がある。

ウ 業転玉の取扱制限

前記①ウで述べたように、元売は、系列ルートを通じて系列S S向けにガソリンを販売しているほか、ガソリン販売総量の約2割を系列S S以外向けにも販売している。この系列S S以外向けのうちエネルギー商社に販売されるガソリン（ガソリン販売総量の8%）は、系列玉よりも安い価格で販売されている。前記①エ⑦cで述べたよう

に、元売全体の系列玉と業転玉の仕切価格差は4～5円程度から3～4円程度へ縮小傾向がみられるが、系列玉最高平均価格と業転玉最低平均価格の差は7～12円程度あり、価格下降局面では更に拡大している。エネルギー商社は、自ら運営するPBSSに対する安定供給を図るために、元売との間で取引数量を定めて計画的に供給を受けているほか、元売からスポット的に供給を受けている。PB販売店は、より有利な条件でガソリンを購入できるよう自由に調達先を選ぶことが可能である。これに対し、前記(Ⅱ)エ(ⅴ)で述べたように、系列特約店は、元売との特約店契約や商標使用許諾契約によって当該元売が出荷したガソリン以外販売できないこととされている。

平成25年報告書公表後に、公正取引委員会は元売各社に対し、系列特約店における業転玉の取扱いを一律に制限・禁止するのではなく、系列特約店の業転玉の取扱いについて、系列特約店等の意見を踏まえ、一定のルールを策定することを要請している。

その後、この一定のルールの具体策として、公正取引委員会は元売各社に対し、①元売が商社に販売し、商社から系列特約店及び系列販売店に販売されるものを含め、自社が出荷したガソリンについては、その販売経路の如何を問わず、系列玉と同等の取扱いとすること、②自社製品以外のガソリンを自社の系列特約店及び系列販売店が購入・販売したことを理由として、一方的に、取引の停止、給油所の運営委託の解除、今後の取引に影響があると受け取られるような通知を行ったりすることなどにより、系列特約店及び系列販売店に対して不当に不利益となるような行為を行わないことを要請している。

(7) 自社業転玉の取扱い

元売は、系列特約店及び系列販売店の購入・販売する業転玉が、自社業転玉（石油製品流通証明書等により自社が出荷したものであることを確認できるガソリンであり、かつ、自社製品以外のガソリンと混合されるおそれのないもの）である場合については、それがどのような流通経路によって販売されたものであったとしても、自社の系列特約店及び系列販売店が購入・販売することを制限しないとしている。しかし、多くのエネルギー商社は、自社業転玉を出荷元の系列特約店及び系列販売店に販売することは商道德上自粛しているとしており、自社業転玉について活発な取引は行われていないようである。また、一部の一般特約店等からは、エネルギー商社に自社業転玉の販売を求めたが断られたという指摘や、エネルギー商社に自社業転玉であることを示す石油製品流通証明書の発行を求めたが断られたという指摘もみられる。

また、一部のエネルギー商社からは、元売から自社業転玉を自社の系列特約店及び系列販売店には販売しないよう要請されたことがあるという指摘もみられる。一部の一般特約店等からも、元売がエネルギー商社に対して自社業転玉を自社の系列特約店及び系列販売店には販売しないように圧力をかけているという指摘もみられる。

元売がエネルギー商社に対し、エネルギー商社が自社業転玉を自社の系列特約店及び系列販売店に販売することを制限することにより、エネルギー商社の事業活動を不当に拘束する場合には、独占禁止法上問題（拘束条件付取引）となることに留意する必要がある。

また、エネルギー商社が、自らの判断で、自社業転玉を出荷元の系列特約店及び系列販売店に販売することを自粛することや、自社業転玉の石油製品流通証明書を発行しないことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、元売は、エネルギー商社が自社業転玉を自社の系列特約店及び系列販売店に自由に販売できることに留意する必要がある、ガソリンの流通市場の公正な競争の確保という観点からは、自社業転玉について出荷元の系列特約店及び系列販売店がエネルギー商社から自由に購入することが可能となることが望ましい。

(4) 他社業転玉の取扱い

元売は、系列特約店及び系列販売店に対し、①元売のマークは商標であり、元売ブランドを形成する重要な要素であるため、そのマークの下で自社が出荷したガソリン以外を販売することは商標権の侵害に当たること、②他社のガソリンとの混合を認めると、品質に変更がないことを確認することができなくなってしまうので、品確法の趣旨に反する結果となるおそれがあることなどを理由として、自社が出荷したガソリンと他社のガソリンを混合して販売することを禁じている。

しかしながら、他社のガソリンといえども、エネルギー商社が元売から購入し、適正に販売しているガソリンについては、品質上、自社が出荷したガソリンと変わることがない。実際、平成27年1月から12月までの間に（一社）全国石油協会が行った試買分析（41,207件）において、品確法による規格に合致しないガソリンがSSで流通していた事例は2件（0.005%）にすぎなかった。また、元売の間で共同油槽所の活用が進むとともに、バーター取引が行われるようになった結果、元売が、他の元売が精製したガソリンを購入し、それを自社のガソリンとして系列特約店に販売することや、元売が、当該元売が精製したガソリンと他の元売が精製したガソリンを共同油槽所において混合したものを自社のガソリンとして系列SS向けに販売することが常態化している。さらに、現行の系列玉の仕切価格決定方式においても、依然として系列玉と業転玉の価格差の存在が常態化している。

元売が、自社のブランド価値や商標権の観点から、系列特約店及び系列販売店における他社業転玉（自社業転玉以外の業転玉）の取扱いを制限・禁止すること自体は直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、元売によって業転玉が安定的に供給されるようになっており、かつ、系列玉と業転玉の価格差の存在が常態化している現状においては、系列特約店及び系列販売店における他社業転玉の取扱いを理由として、一方的に取引を停止するなどにより系列特約店及び系列販売店に対して不当に不利益となるような行為は、ガソリンの流通市場の公正な競争の確保という観点からは不適切なものであると考えられる。

元売は、系列特約店及び系列販売店の購入・販売する業転玉が、他社業転玉である場合であっても、そのことを理由として、一方的に取引を停止するなどにより系列特約店及び系列販売店に対して不当に不利益となるような行為は行っていないとしている。一般特約店等からも、近年は、一方的な取引の停止、取引を停止する旨の警告等がなされることはなく、他社業転玉の購入・販売は望ましくない旨の注意がなされるにすぎないという指摘がみられる。しかし、一部の一般特約店等からは、元売から看板を取り上げると脅されたため他社業転玉の取扱量を大幅に減らすこと

を余儀なくされたという指摘や、個別の値引き交渉において他社業転玉を購入・販売している系列特約店は値引き額を少なくされているという指摘もみられる。そのような行為が行われていれば、ガソリンの流通市場の公正な競争の確保という観点からは不適切なものであると考えられる。

(3) まとめ

第一に、前記②アに述べてきたように、元売は、系列特約店、特に一般特約店にとって相対的に高い仕切価格を設定しているところ、今回の調査においても、その仕切価格の設定に当たり、仕切価格を一定のフォーミュラで取り決めている元売が、価格体系等を見直す際の交渉、各構成要素の額及び販売関連コストの趣旨や用途の説明を十分に行っていない場合がある旨の指摘がみられるなど、仕切価格決定方式について平成25年調査後に公正取引委員会が改善を要請した点が必ずしも十分に改善されたとはいえない状況が認められる。また、前記②ウに述べてきたように、元売は、自社が精製したガソリンをエネルギー商社に販売し、それが安価な業転玉として供給されているところ、今回の調査において、元売は、自社業転玉について、それがどのような流通経路によって販売されたものであったとしても、自社の系列特約店及び系列販売店が購入・販売することを制限しないとしている。しかし、多くのエネルギー商社は、自社業転玉を出荷元の系列特約店及び系列販売店に販売することは商道德上自粛しているとしており、元売がエネルギー商社に対し、そのような取引を行わないよう圧力をかけているという指摘もみられるなど、自社業転玉の取扱制限について平成25年調査後に公正取引委員会が改善を要請した点に関し、系列特約店及び系列販売店が自社業転玉を自由に購入・販売することが妨げられている状況が認められる。また、元売がブランド価値や商標権の観点から、系列特約店及び系列販売店における他社業転玉の取扱いを制限・禁止すること自体は直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、今回の調査において、元売は、自社の系列特約店及び系列販売店が他社業転玉を購入・販売した場合であっても、そのことを理由として、一方的に取引を停止するなどにより系列特約店及び系列販売店に対して不当に不利益となるような行為は行っていないとしている。一般特約店等からも、近年は、一方的な取引の停止、取引を停止する旨の警告等がなされることはないという指摘もみられるなど、他社業転玉の取扱制限について平成25年調査後に公正取引委員会が改善を要請した点は一定の改善が認められるものの、一部には、元売から看板を取り上げると脅されたため他社業転玉の取扱量を大幅に減らすことを余儀なくされたという指摘や、個別の値引き交渉において他社業転玉を購入・販売していると値引き額を少なくされているという指摘もみられるなど、改善が徹底されているとはいえない状況も認められる。これらの指摘の内容は、一般的にみて、取引上優越した立場にある元売が、一般特約店に対し、一方的に、競争上不利な取引条件を課しているおそれのあるものであって、ガソリンの流通市場における公正な競争の確保という観点からみて不適切なものであり、一層の改善を要するものであると考えられる。また、元売がエネルギー商社に対し、エネルギー商社が自社業転玉を自社の系列特約店及び系列販売店に販売することを制限することにより、エネルギー商社の事業活動を不当に拘束する場合には、独占禁止法上問題となることに留意する必要がある。また、エネルギー商社が、自らの判断

で、自社業転玉を出荷元の系列特約店及び系列販売店に販売することを自粛することや、自社業転玉の石油製品流通証明書を発行しないことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、元売は、エネルギー商社が自社業転玉を自社の系列特約店及び系列販売店に自由に販売できることに留意する必要があるが、ガソリンの流通市場の公正な競争の確保という観点からは、自社業転玉について出荷元の系列特約店及び系列販売店がエネルギー商社から自由に購入することが可能となることが望ましい。

第二に、前記②アで述べてきたように、一部の元売が、自らの判断により、差別なく一律に、当月内に行っているとしている仕切価格の修正（通知価格の遡及的な引下げ）については、仕切価格の修正が毎月行われており、通知価格は建値化しているという指摘や、仕切価格が不透明になり収益管理ができないという指摘がみられるほか、修正の額は市況の実態とかい離しており、修正を行う基準を明確にすべきという指摘もみられる。市況の変動に応じて当月内に仕切価格の修正を実施すること自体は直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、基準の不明確な仕切価格の修正を一方的に実施する場合には、元売の販売政策に従わせやすくする効果を生じ、相手方の事業活動を制限することとなりやすいため、仕切価格の修正（通知価格の遡及的な引下げ）の実施基準を可能な範囲で明確にし、取引の相手方に示す必要があると考えられる。また、仕切価格の修正が恒常的に行われている場合には、取引条件を不透明にし、系列特約店及び系列販売店による自主的・合理的な経営行動を阻害するおそれもあるため、当初の仕切価格の額を可能な範囲でより市況の実態に即したものとするなどの見直しも併せて行う必要があると考えられる。

第三に、前記②アで述べてきたように、ほとんどの元売が原則として当月内に行っている個別の値引き交渉については、大規模特約店と小規模特約店で、値引きを受けられる確実性において差別的な取扱いが行われているという指摘がみられる。また、前記②イで述べてきたように、一般特約店と販売子会社の間には取引数量に応じたインセンティブ以上の仕切価格差があるとする指摘もみられる。取引数量に応じたインセンティブ、個別の値引き交渉等により仕切価格に差異が生じること自体は直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、仕切価格について合理的な理由なく差別的な取扱いをし、一般特約店の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼすことにより公正な競争秩序に悪影響を与える場合には、独占禁止法上問題となることに留意する必要があると考えられる。

第四に、前記②イに述べてきたように、販売子会社は、近隣の安売店が安売りを行った場合、販売数量を維持するため、一定程度まで追隨して小売価格の引下げを行っているが、SSのセルフ化及び油外事業の展開や、取引数量の大きさに応じたインセンティブを原資とすることにより、ガソリンの取扱数量の単位当たりのコストを削減できており、引下げを行っているときにも赤字にはなっていないとしているものの、一部の販売子会社については、率先した安売りや底値に張り付くような価格設定をしているという指摘もみられる。販売子会社が安売りを行うこと自体は直ちに独占禁止法上問題となるものではないが、他の商品の供給による利益その他の資金を投入するのでなければ供給を継続することができないような低価格を設定するなど、不当に低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となることに留意する必要があると考えられる。

公正取引委員会としては、元売各社に対し、第一から第四まで掲げた諸点について前記②の観点から適切な対応を求めるとともに、エネルギー商社に対し、ガソリンの取引に関するフォローアップ調査報告書の内容を説明し、自社業転玉を出荷元の系列特約店及び系列販売店が自由に購入・販売することが可能となるような対応を促すこととする。

また、差別対価，不当廉売，拘束条件付取引，優越的地位の濫用等の独占禁止法に違反する疑いのある具体的事実に接した場合には，厳正に対処するとともに，元売の経営統合が実現した場合の新会社における対応を含め，引き続き，ガソリンの流通の動向を注視していく。

第6章 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備

1 はじめに

いわゆる経済の高度化，ボーダーレス化等が進展する中で，公正取引委員会における競争政策上の制度設計や法執行に関し，経済学的，あるいは法学的な分析の成果を取り入れる必要性がますます高まっている。

このような中，公正取引委員会は，平成15年6月，事務総局内に「競争政策研究センター（CPRC）」を発足させた。同センターでは，外部の研究者や実務家と当委員会事務総局の職員との協働による研究等，独占禁止法及び関連する法律の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するための活動を展開している。

2 共同研究報告書及びディスカッション・ペーパー

競争政策研究センターでは，経済学者，法学者及び公正取引委員会事務総局の職員（競争政策研究センター研究員）の三者協働を原則に，複数の競争政策に関する研究テーマに取り組んでいる。

平成27年度においては，3テーマについて研究を実施した。また，前年度の共同研究について3本の共同研究報告書を公表した。このほか，共同研究報告書で取り上げたテーマを更に掘り下げた研究，競争政策研究センターが開催する公開セミナーや国際シンポジウムの際に報告・紹介された研究等をディスカッション・ペーパーとして公表している（第1表，第2表及び第3表参照）。共同研究報告書及びディスカッション・ペーパーは競争政策研究センターのウェブサイト（<http://www.jftc.go.jp/cprc/index.html>）上に全文を掲載している。

第1表 共同研究テーマ（平成27年度）

	テ	ー	マ
1	独占禁止法違反行為の端緒探知ツールとしてのスクリーニング手法に関する研究		
2	諸外国における競争法適用除外制度の動向及び同制度撤廃が市場に与える影響		
3	企業結合審査における輸入圧力等の評価に係る事後検証		

第2表 共同研究報告書（平成27年度公表分）

	公表年月日	タイトル・執筆者
1	27.10.7	「医薬品市場における競争と研究開発インセンティブ・ジェネリック医薬品の参入が市場に与えた影響の検証を通じて」 土井 教之（関西学院大学名誉教授・元競争政策研究センター主任研究官） 武田 邦宣（大阪大学大学院法学研究科教授・競争政策研究センター主任研究官） 伊藤 隆史（常葉大学法学部准教授・元競争政策研究センター客員研究員） 荒井 弘毅（秀明大学総合経営学部教授・元競争政策研究センター次長） 工藤 恭嗣（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室・競争政策研究センター研究員） 小野香都子（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室・競争政策研究センター研究員） 瀬戸口丈博（公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課・競争政策研究センター研究員）
2	27.10.7	「非ハードコアカルテルの違法性評価の在り方」 泉水 文雄（神戸大学大学院法学研究科教授・競争政策研究センター客員研究員） 宮井 雅明（立命館大学法学部教授・元競争政策研究センター客員研究員） 齊藤 高広（金沢大学人間社会研究域法学系教授・競争政策研究センター客員研究員） 井畑 陽平（椋山女学園大学現代マネジメント学部准教授・元競争政策研究センター客員研究員） 遠藤 光（公正取引委員会事務総局審査局第三審査長・競争政策研究センター研究員）
3	27.10.7	「オンラインとオフラインのサービス需要の代替性－オンライン・コンテンツ市場の需要構造と競争評価－」 岡田 羊祐（一橋大学大学院経済学研究科教授・競争政策研究センター所長） 大橋 弘（東京大学大学院経済学研究科教授・競争政策研究センター主任研究官） 浅井 澄子（明治大学政治経済学部教授・元競争政策研究センター客員研究員） 黒田 敏史（東京経済大学経済学部専任講師・元競争政策研究センター客員研究員） 工藤 恭嗣（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室・競争政策研究センター研究員）

（注） 執筆者の役職等は公表時点のものである。

第3表 ディスカッション・ペーパー（平成27年度公表分）

	タイトル・執筆者
1	「プラットフォームビジネスの特性の分析と合併審査上の課題」 大橋 弘（東京大学大学院経済学研究科教授・競争政策研究センター主任研究官） 大久保直樹（学習院大学法学部教授・競争政策研究センター主任研究官） 池田 千鶴（神戸大学大学院法学研究科教授・元競争政策研究センター客員研究員） 大木 良子（法政大学経営学部准教授・元競争政策研究センター客員研究員） 荒井 弘毅（秀明大学総合経営学部教授・元競争政策研究センター次長） 品川 武（公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課長・競争政策研究センター研究員） 橋本庄一郎（元競争政策研究センター研究員） 瀬戸口丈博（公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課・競争政策研究センター研究員） 工藤 恭嗣（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室・競争政策研究センター研究員）
2	「The turnover of market leaders in growing and declining industries」 本庄 裕司（中央大学商学部教授・元競争政策研究センター客員研究員） 土井 教之（関西学院大学名誉教授・元競争政策研究センター主任研究官） 工藤 恭嗣（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室・競争政策研究センター研究員）

（注） 執筆者の役職等は公表時点のものである。

3 競争政策研究センター主催シンポジウム、セミナー等

(1) 国際シンポジウム

競争政策に関する国際的な交流拠点としての機能を果たすため、競争政策研究センターでは、海外の競争当局担当者や学識経験者を迎えた国際シンポジウムを開催している。

競争政策研究センターは、平成28年6月3日、(公財)公正取引協会との共催により、基調講演者として Michael H. Riordan コロンビア大学経済学部教授及び Patrick Rey トゥールーズ第1大学経済学部教授を、コメンテーターとして土田和博早稲田大学法学学術院教授を招へいし、「電子商取引における垂直的制限：競争政策の観点から」をテーマに国際シンポジウムを開催した。同シンポジウムでは、前記2名の講演者から、アメリカ及びEUにおける垂直的制限に係る経済学的考え方等について報告が行われ、その後行われたパネル・ディスカッションでは、電子商取引関連事業者の垂直合併・混合合併、最恵国待遇条項(MFN条項)、データの集積等について議論が行われた。

(注) 基調講演者等の役職等は開催時点のものである。

(2) 公開セミナー

競争政策研究センターでは、共同研究報告書等の研究成果を対外的に紹介するために、公開セミナーを開催している(第4表参照)。

第4表 公開セミナーの開催状況(平成27年度)

	開催年月日	テーマ・講師等
1	27. 12. 11	「欧州企業結合規制の現状(デジタルプラットフォーム及び電気通信に焦点を当てて)」 [講師] James Venit (スキヤデン・アープス外国法事務弁護士事務所弁護士) [コメンテーター] 武田 邦宣(大阪大学大学院法学研究科教授・競争政策研究センター主任研究官)
2	28. 1. 29	「中国における独占禁止法と知的財産権の関係について」 [講師] 王 先林(上海交通大学教授) [コメンテーター] 川島富士雄(神戸大学大学院法学研究科教授)
3	28. 2. 1	「独占禁止法と知的財産法の交錯一日中比較の観点から」 [講師] 王 先林(上海交通大学教授) 島並 良(神戸大学大学院法学研究科教授) [コメンテーター] 川島富士雄(神戸大学大学院法学研究科教授) 和久井理子(大阪市立大学大学院法学研究科特任教授/立教大学法学部特任教授・競争政策研究センター客員研究員)

(注) 講師等の役職等は開催時点のものである。

(3) ワークショップ

共同研究の研究計画、進捗状況、最終報告書案等について、主任研究官、客員研究員等と公正取引委員会事務総局の職員が議論することにより、共同研究の質的向上を図ることを主たる目的として、定期的にワークショップを開催している。平成27年度におい

てはワークショップを5回開催した（第5表参照）。

第5表 ワークショップの開催状況（平成27年度）

	開催年月日	テ ー マ
1	27. 4. 24	①「医薬品市場における競争と研究開発インセンティブ—ジェネリック医薬品の参入が市場に与えた影響の検証を通じて—」の最終報告 ②「オンラインとオフラインのサービス需要の代替性—オンライン・コンテンツ市場の需要構造と競争評価—」の最終報告
2	27. 5. 15	①「プラットフォームビジネスの特性の分析と合併審査上の課題」の最終報告 ②「非ハードコアカルテルの違法性評価の在り方」の最終報告
3	27. 6. 19	①「企業結合審査における輸入圧力等の評価に係る事後検証」の研究計画 ②「諸外国における競争法適用除外制度の動向及び同制度撤廃が市場に与える影響」の研究計画 ③「独占禁止法違反行為の端緒探知ツールとしてのスクリーニング手法に関する研究」の研究計画
4	27. 11. 6	「諸外国における競争法適用除外制度の動向及び同制度撤廃が市場に与える影響」の中間報告
5	27. 11. 20	①「企業結合審査における輸入圧力等の評価に係る事後検証」の中間報告 ②「独占禁止法違反行為の端緒探知ツールとしてのスクリーニング手法に関する研究」の中間報告

(4) C P R C セミナー

競争政策研究センターは、将来の研究課題の発掘等に資するために、競争政策上の課題について有識者による講演をC P R C セミナーと題して開催している。

(5) B B L (Brown Bag Lunch) ミーティング

競争政策研究センターは、将来の研究課題の発掘等に資するために、競争政策の観点から注目すべき業界の動向等について、有識者による講演を昼食時間等を利用してB B L ミーティングと題して開催している。

第7章 株式取得、合併等に関する業務

第1 概説

独占禁止法第4章は、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止（第9条）及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限（第11条）について規定しているほか、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務（第10条及び第13条から第16条まで）を規定している。公正取引委員会は、これらの規定に従い、企業結合審査を行っている。

また、公正取引委員会は、いわゆる第2次審査を行って排除措置命令を行わない旨の通知をした場合等について、当該審査結果を公表するほか、届出を受理した事案等のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については、一定の取引分野の画定の考え方や独占禁止法上の判断の理由等についてできるだけ詳細に記載し、その内容を公表している。

第2 独占禁止法第9条の規定による報告・届出

独占禁止法第9条第1項及び第2項の規定では他の国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止しており、当該会社及び子会社（注）の総資産合計額が、①持株会社については6000億円、②銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社（持株会社を除く。）については8兆円、③一般事業会社（①及び②以外の会社）については2兆円を超える場合には、①毎事業年度終了後3か月以内に当該会社及び子会社の事業報告書を提出すること（独占禁止法第9条第4項）、②当該会社の新設について設立後30日以内に届け出ること（独占禁止法第9条第7項）が義務付けられている。

平成27年度において、独占禁止法第9条第4項の規定に基づき提出された会社の事業報告書の件数は104件であり、独占禁止法第9条第7項の規定に基づく会社設立届出書の件数は2件であった。

（注） 会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなす。

第3 銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有

独占禁止法第11条第1項の規定では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%（保険会社は10%）を超えて取得・保有してはならな

いとされている。ただし、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けるなど一定の要件を満たした場合は、同項の規定の適用を受けない（同条第1項ただし書，第2項）。

平成27年度において、公正取引委員会が認可した銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の件数は3件であった。このうち、独占禁止法第11条第1項ただし書の規定に基づくものではなく、独占禁止法第11条第2項の規定に基づくものが3件であり、全て銀行業を営む会社に係るものであった。また、外国会社に係るものはなかった（なお、銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可についての詳細は、附属資料4－1表参照）。

第4 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等

1 概要

- (1) 一定の条件を満たす会社が、株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）を行う場合には、それぞれ独占禁止法第10条第2項，第15条第2項，第15条の2第2項及び第3項，第15条の3第2項又は第16条第2項の規定により、公正取引委員会に企業結合に関する計画を届け出ることが義務付けられている（ただし、合併等をしようとする全ての会社が同一の企業結合集団に属する場合等については届出が不要である。）。

企業結合に関する計画の届出が必要な場合は、具体的には次のとおりである。

ア 株式取得の場合

国内売上高合計額が200億円を超える会社が、他の会社であって、その国内売上高と子会社（注1）の国内売上高を合計した額が50億円を超える会社の株式を取得する場合において、当該会社の属する企業結合集団に属する会社が所有することとなる株式に係る議決権の数の割合が20%又は50%を超えることとなる場合（注2）

（注1） 会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。
（注2） ただし、あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は、届出が不要である。

イ 合併の場合

国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

ウ 共同新設分割の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合
国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合

エ 吸収分割の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合
国内売上高合計額50億円超の全部承継会社と国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合

オ 共同株式移転の場合

国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

カ 事業譲受け等の場合

国内売上高合計額200億円超の譲受会社と国内売上高30億円超の全部譲渡会社の場合
国内売上高合計額200億円超の譲受会社と対象部分の国内売上高が30億円超の重要部分譲渡会社の場合

(2) 平成27年度において、独占禁止法第10条第2項等の規定に基づく企業結合に関する計画の届出を受理した件数は295件であった。

(3) 公正取引委員会は、企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかについて調査を行っている。

平成27年度に届出を受理した295件のうち、届出受理の日から独占禁止法第10条第9項（第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項の規定により準用する場合を含む。）に規定する報告等の要請を行う日の前日まで（報告等の要請を行わない場合は、排除措置命令を行わない旨の通知を行う日まで）の期間に行う第1次審査で終了した件数は281件、報告等の要請を行う日から排除措置命令前の通知を行う日まで（同通知をしない場合は、排除措置命令を行わない旨の通知を行う日まで）の期間に行う第2次審査に移行した件数は6件であった。

平成27年度に届出を受理した295件のうち、独占禁止法第10条第8項ただし書（第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業結合をしてはならない期間を短縮した件数は145件であった。

(4) 平成27年度において、独占禁止法第10条第1項、第15条第1項、第15条の2第1項、第15条の3第1項又は第16条第1項の規定に違反するとして、同法第17条の2第1項の規定に基づき排除措置命令を行ったものはなかった。

(5) 平成27年度において、届出会社が一定の適切な措置（問題解消措置）を講じることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断した件数は1件であった。

- (6) 平成27年度において、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第28条第1項の規定に基づく協議を受けた件数は3件であった。

第1表 過去3年度に受理した届出の処理状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
第1次審査で終了したもの	257	275	281
うち禁止期間の短縮を行ったもの	(80)	(119)	(145)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	3	11	8
第2次審査に移行したもの	4	3	6
合計	264	289	295

第2表 過去3年度における第2次審査の処理状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
第2次審査で終了した件数	3	2	4
うち問題解消措置を前提に問題なしとした件数	1	2	1
排除措置命令を行った件数	0	0	0

(注) 当該年度に受理したか否かにかかわらず、当該年度において処理したものについて記載している。

2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等の動向

平成27年度における株式取得の届出受理件数は、222件であり、前年度の届出受理件数231件に比べ減少している（対前年度比3.9%減）。

平成27年度における合併の届出受理件数は、23件であり、前年度の届出受理件数12件に比べ増加している（対前年度比91.7%増）。

平成27年度における分割の届出受理件数は、17件であり、前年度の届出受理件数20件に比べ減少している（対前年度比15.0%減）。

平成27年度における共同株式移転の届出受理件数は、6件であり、前年度の届出受理件数7件に比べ減少している（対前年度比14.3%減）。

平成27年度における事業譲受け等の届出受理件数は、27件であり、前年度の届出受理件数19件に比べ増加している（対前年度比42.1%増）。

平成27年度に届出を受理した企業結合を国内売上高合計額別、総資産額別、態様別、業種別及び形態別でみると、次のとおりである（第3表から第15表。企業結合の詳細な統計については、附属資料4－2以下参照）。

(1) 国内売上高合計額別

平成27年度の企業結合に関する計画の届出受理件数について、それぞれ国内売上高合計額別にみると、次のとおりである。

ア 株式取得

株式取得会社の国内売上高合計額が5000億円未満の会社による株式取得が過半を占めている（第3表参照）。

イ 合併

存続会社の国内売上高合計額が500億円未満の会社による合併が過半を占めている（第5表参照）。

ウ 分割

(7) 共同新設分割

共同新設分割をする会社のうち、国内売上高合計額が最も大きい会社の国内売上高合計額が5000億円未満の会社による共同新設分割が全てである（第7表参照）。

(1) 吸収分割

事業を承継する会社の国内売上高合計額が1000億円未満のものが過半を占めている（第9表参照）。

エ 共同株式移転

共同株式移転をする会社のうち、国内売上高合計額が最も大きい会社の国内売上高合計額が5000億円未満の会社による共同株式移転が過半を占めている（第11表参照）。

オ 事業譲受け等

譲受け会社の国内売上高合計額が5000億円未満の会社による事業譲受け等が過半を占めている（第13表参照）。

(2) 総資産額別

平成27年度の企業結合に関する計画の届出受理件数について、それぞれ総資産の規模別にみると、次のとおりである。

ア 株式取得

総資産額が500億円以上の会社による株式取得が過半を占めている（第4表参照）。

イ 合併

存続会社の総資産額が1000億円以上の会社による合併が過半を占めている（第6表参照）。

ウ 分割

(7) 共同新設分割

2件全てが、共同新設分割をする会社のうち、総資産額が最も大きい会社の総資産額が1000億円以上の共同新設分割である（第8表参照）。

(イ) 吸収分割

事業を承継する会社の総資産額が10億円未満の吸収分割が半数を占めている（第10表参照）。

エ 共同株式移転

共同株式移転をする会社のうち、総資産額が最も大きい会社の総資産額が500億円以上の会社を含む共同株式移転が半数である（第12表参照）。

オ 事業譲受け等

事業を譲り受ける会社の総資産額が500億円未満の会社による事業譲受け等が過半を占めている（第14表参照）。

(3) 態様別

平成27年度の企業結合に関する計画の届出受理件数を態様別にみると、合併については、総数23件の全てが吸収合併であった。分割については、総数17件のうち共同新設分割が2件（全体の11.8%）、吸収分割が15件（同88.2%）であった。また、事業譲受け等については、総数27件のうち、18件が事業の譲受け（全体の66.7%）、9件が事業上の固定資産の譲受け（同33.3%）であった。

(4) 業種別

平成27年度の企業結合に関する計画の届出受理件数を業種別にみると、次のとおりである（第15表参照）。

ア 株式取得

その他を除けば、製造業が56件（全体の25.2%）と最も多く、以下、卸・小売業が35件（同15.8%）、運輸・通信・倉庫業が18件（同8.1%）と続いている。
製造業の中では、機械業が16件と多くなっている。

イ 合併

製造業が12件（全体の52.2%）と最も多く、以下、卸・小売業が5件（同21.7%）、サービス業が2件（同8.7%）と続いている。
製造業の中では、機械業が8件、化学・石油・石炭業が4件となっている。

ウ 分割

その他を除けば、製造業が5件（全体の29.4%）と最も多く、以下、卸・小売業が4件（同23.5%）と続いている。
製造業の中では、化学・石油・石炭業及び機械業が各2件、紙・パルプ業が1件となっている。

エ 共同株式移転

6件全てがその他であった。

オ 事業譲受け等

卸・小売業が11件（全体の40.7%）と最も多く、以下、製造業が7件（同25.9%）と続いている。

製造業の中では、機械業が5件と多くなっている。

(5) 形態別

平成27年度の企業結合の形態別（注）の件数は、次のとおりである。

なお、形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、件数の合計は企業結合に関する計画の届出受理件数と必ずしも一致しない。

（注） 企業結合の形態の定義については、附属資料4－2(3)参照。

ア 株式取得

水平関係が146件（全体の65.8%）と最も多く、以下、混合関係（地域拡大）が52件（同23.4%）、垂直関係（前進）が48件（同21.6%）と続いている。

イ 合併

水平関係が14件（全体の60.9%）と最も多く、以下、混合関係（商品拡大）を含むものが6件（同26.1%）、垂直関係（前進）が4件（同17.4%）と続いている。

ウ 分割

共同新設分割に係る届出2件は、いずれも水平関係を含むものであった。

吸収分割に係る届出については、水平関係が10件（全体の66.7%）と最も多く、以下、混合関係（地域拡大）が6件（同40.0%）、垂直関係（前進）及び混合関係（純粋）が各2件（同13.3%）と続いている。

エ 共同株式移転

水平関係が5件（全体の83.3%）と最も多く、以下、混合関係（地域拡大）が3件（同50.0%）であった。

オ 事業譲受け等

水平関係が24件（全体の88.9%）と最も多く、以下、垂直関係（前進）、垂直関係（後進）及び混合関係（商品拡大）が各3件（同11.1%）と続いている。

第3表 国内売上高合計額別株式取得届出受理件数

株式発行会社の 国内売上高 合計額 株式取得 会社の国内 売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	22	4	2	1	0	29
500億円以上 1000億円未満	27	8	1	0	0	36
1000億円以上 5000億円未満	42	17	9	1	0	69
5000億円以上 1兆円未満	16	5	4	0	0	25
1兆円以上 5兆円未満	28	6	7	7	1	49
5兆円以上	8	1	1	1	3	14
合計	143	41	24	10	4	222

第4表 総資産額別株式取得届出受理件数

株式発行会社の 総資産額 株式取得 会社の総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	4	6	6	7	0	5	28
10億円以上 50億円未満	0	3	0	1	2	1	7
50億円以上 100億円未満	0	1	0	1	0	0	2
100億円以上 500億円未満	6	14	9	10	0	1	40
500億円以上 1000億円未満	3	6	2	10	0	1	22
1000億円以上	4	18	24	46	8	20	120
合計	17	48	41	75	10	28	219

(注) このほか、株式発行会社の総資産額が未定のものが3件存在する。

第5表 国内売上高合計額別合併届出受理件数

消滅会社の 国内売上高 合計額 存続会社 の国内売上 高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満		3	2	2	0	7
200億円以上 500億円未満	0	2	3	1	0	6
500億円以上 1000億円未満	0	1	0	1	0	2
1000億円以上 5000億円未満	1	0	0	0	2	3
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	1	1
1兆円以上 5兆円未満	0	1	0	1	1	3
5兆円以上	0	0	0	0	1	1
合計	1	7	5	5	5	23

第6表 総資産額別合併届出受理件数

消滅会社の 総資産額 存続会社 の総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	0	0	0	1	0	0	1
10億円以上 50億円未満	2	1	0	0	0	0	3
50億円以上 100億円未満	1	0	0	0	0	0	1
100億円以上 500億円未満	1	1	0	1	0	0	3
500億円以上 1000億円未満	1	0	0	1	0	0	2
1000億円以上	10	0	1	0	0	2	13
合計	15	2	1	3	0	2	23

(注) 3社以上の合併、すなわち消滅会社が2社以上である場合には、総資産額が最も大きい消滅会社を基準とした。

第7表 国内売上高合計額別共同新設分割届出受理件数

分割する会社2の 国内売上高合 計額（又は 分割対象 部分に係 る国内売 上高） 分割する 会社1の 国内売上高 合計額（又は 分割対象部分に 係る国内売上高）	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
200億円以上 500億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
500億円以上 1000億円未満	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
1000億円以上 5000億円未満	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
5000億円以上 1兆円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1兆円以上 5兆円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5兆円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)

（注） 共同新設分割をする会社のうち、国内売上高合計額が最も大きい会社を「分割する会社1」、その次に大きい会社を「分割する会社2」とした。また、（ ）外は事業の全部を承継する会社に係る国内売上高合計額による件数であり、（ ）内は事業の重要部分を承継する会社の分割対象部分に係る国内売上高による件数である（内数ではない。）。

第8表 総資産額別共同新設分割届出受理件数

分割する会社2 の総資産額 分割する 会社1の 総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	0	0	0	0	0	0	0
10億円以上 50億円未満	0	0	0	0	0	0	0
50億円以上 100億円未満	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上 500億円未満	0	0	0	0	0	0	0
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0	0
1000億円以上	0	0	0	0	0	2	2
合計	0	0	0	0	0	2	2

(注) 共同新設分割をする会社のうち、総資産額が最も大きい会社を「分割する会社1」、その次に大きい会社を「分割する会社2」とした。また、2社以上からの共同新設分割、すなわち分割する会社が2社以上である場合には、総資産額が最も大きい分割する会社を基準とした。

第9表 国内売上高合計額吸収分割届出受理件数

分割する会社の 国内売上高合 計額（又は 分割対象部 分に係る 国内売上 高） 承継する 会社の国内 売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
200億円以上 500億円未満	0 (5)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (6)
500億円以上 1000億円未満	0 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (5)
1000億円以上 5000億円未満	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (2)
5000億円以上 1兆円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1兆円以上 5兆円未満	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
5兆円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (9)	1 (2)	0 (0)	0 (2)	1 (0)	2 (13)

(注) () 外は事業の全部を承継する会社に係る国内売上高合計額による件数であり、() 内は事業の重要部分を承継する会社の分割対象部分に係る国内売上高による件数である（内数ではない。）。

第10表 総資産額別吸収分割届出受理件数

分割する会社 の総資産額 承継する 会社の 総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	1	2	3	1	0	4	11
10億円以上 50億円未満	0	0	0	0	0	0	0
50億円以上 100億円未満	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上 500億円未満	0	0	0	2	0	2	4
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0	0
1000億円以上	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	2	3	3	0	6	15

(注) 2社以上からの吸収分割，すなわち分割する会社が2社以上である場合には，総資産額が最も多い分割する会社を基準とした。

第11表 国内売上高合計額別共同株式移転届出受理件数

株式移転 会社2の 国内売上 高合計額 株式移転 会社1の 国内売上 高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	0	0				0
500億円以上 1000億円未満	1	0	2			3
1000億円以上 5000億円未満	0	1	0	0		1
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	0	0	1	0	0	1
5兆円以上	0	0	0	1	0	1
合計	1	1	3	1	0	6

(注) 共同株式移転をする会社のうち，国内売上高合計額が最も大きい会社を「株式移転会社1」，その次に大きい会社を「株式移転会社2」とした。

第12表 総資産額別共同株式移転届出受理件数

株式移転会社2 の総資産額 株式移転 会社1の 総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	0	0	0	0	0	0	0
10億円以上 50億円未満	0	0	0	0	0	0	0
50億円以上 100億円未満	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上 500億円未満	0	1	2	0	0	0	3
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	1	1
1000億円以上	0	0	0	0	0	2	2
合計	0	1	2	0	0	3	6

(注) 共同株式移転をする会社のうち、総資産額が最も大きいものを「株式移転会社1」、その次に大きいものを「株式移転会社2」とした。

第13表 国内売上高合計額別事業譲受け等届出受理件数

譲受け対象部分 に係る国内 売上高 譲受け 会社の国内 売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	4	0	0	0	0	4
500億円以上 1000億円未満	0	1	0	0	0	1
1000億円以上 5000億円未満	6	3	0	0	0	9
5000億円以上 1兆円未満	3	1	0	0	0	4
1兆円以上 5兆円未満	7	1	0	0	0	8
5兆円以上	1	0	0	0	0	1
合計	21	6	0	0	0	27

(注) 2社以上からの事業譲受け等、すなわち譲渡会社が2社以上である場合には、譲受け対象部分に係る国内売上高が最も大きい譲渡会社を基準とした。

第14表 総資産額別事業譲受け等届出受理件数

譲渡会社の 総資産額 譲受会社の 総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	0	2	2	4	0	1	9
10億円以上 50億円未満	0	0	1	0	0	0	1
50億円以上 100億円未満	0	0	1	0	1	0	2
100億円以上 500億円未満	0	2	0	0	2	0	4
500億円以上 1000億円未満	0	1	0	1	0	1	3
1000億円以上	0	0	0	1	1	6	8
合計	0	5	4	6	4	8	27

(注) 2社以上からの事業譲受け等，すなわち譲渡会社が2社以上である場合には，総資産額が最も大きい譲渡会社を基準とした。

第15表 業種別届出受理件数

業種別	株式取得	合併	分割	共同株式移転	事業譲受け等	合計
農 林 ・ 水 産 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業	0	0	0	0	0	0
建 設 業	8	0	0	0	0	8
製 造 業	56	12	5	0	7	80
食 料 品	6	0	0	0	0	6
織 維	2	0	0	0	0	2
木 材 ・ 木 製 品	1	0	0	0	0	1
紙 ・ パ ル プ	2	0	1	0	0	3
出 版 ・ 印 刷	0	0	0	0	0	0
化学・石油・石炭	11	4	2	0	1	18
ゴ ム ・ 皮 革	0	0	0	0	0	0
窯 業 ・ 土 石	3	0	0	0	0	3
鉄 鋼	4	0	0	0	0	4
非 鉄 金 属	2	0	0	0	1	3
金 属 製 品	2	0	0	0	0	2
機 械	16	8	2	0	5	31
そ の 他 製 造 業	7	0	0	0	0	7
卸 ・ 小 売 業	35	5	4	0	11	55
不 動 産 業	7	0	0	0	0	7
運輸・通信・倉庫業	18	1	0	0	2	21
サ ー ビ ス 業	12	2	1	0	1	16
金 融 ・ 保 険 業	12	1	0	0	0	13
電 気 ・ ガ ス 業	3	0	0	0	0	3
そ の 他	71	2	7	6	6	92
合 計	222	23	17	6	27	295

(注) 業種は、株式取得の場合には株式を取得した会社の業種に、合併の場合には合併後の存続会社の業種に、分割の場合には国内売上高合計額が最も大きい分割する会社又は事業を承継した会社の業種に、共同株式移転の場合には新設会社の業種に、事業譲受け等の場合には事業等を譲り受けた会社の業種によった。

第5 主要な事例

公正取引委員会は、平成28年1月に大阪製鐵(株)による東京鋼鐵(株)の株式取得について、同年3月に日本製紙(株)と特種東海製紙(株)による段ボール原紙等の共同販売会社の設立等について、それぞれ審査結果を公表している。

両事例は、いずれも、平成27年度中に届出を受理し、かつ、第2次審査に移行したものである。日本製紙(株)と特種東海製紙(株)による段ボール原紙等の共同販売会社の設立等に関しては、株式取得及び共同新設分割についてそれぞれ届出を受理している。

各事例の概要等は以下のとおりである。

事例1 大阪製鐵(株)による東京鋼鐵(株)の株式取得

1 本件の概要

大阪製鐵(株)（以下「大阪製鐵」という。）は、^{いっぽんかたこう}一般形鋼、棒鋼等を製造販売する会社である（以下、大阪製鐵の親会社である新日鐵住金(株)〔以下「新日鐵住金」という。〕と既に結合関係が形成されている企業の集団を「新日鐵住金グループ」という。）。

東京鋼鐵(株)（以下「東京鋼鐵」という。）は、一般形鋼を製造販売する会社である。

以下、大阪製鐵と東京鋼鐵を併せて「当事会社」といい、新日鐵住金グループと東京鋼鐵を併せて「当事会社グループ」という。

本件は、大阪製鐵が、東京鋼鐵の株式に係る議決権を50%を超えて取得することを計画したものである（以下「本件株式取得」という。）。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

2 本件審査の経緯及び審査結果の概要

(1) 本件審査の経緯

当事会社は、平成27年7月以降、本件株式取得が競争を実質的に制限することとはならないと考える旨の意見書及び資料を自主的に公正取引委員会に提出し、当委員会は、当事会社の求めに応じて、当事会社との間で数次にわたり会合を持った。その後、同年8月20日に届出会社から、独占禁止法の規定に基づき本件株式取得計画の届出書が提出されたので、当委員会はこれを受理し、第1次審査を開始した。当委員会は、前記届出書その他の当事会社から提出された資料を踏まえつつ、第1次審査を進めた結果、より詳細な審査が必要であると認められたことから、同年9月18日に届出会社に対し報告等の要請を行い、第2次審査を開始するとともに、同日、第2次審査を開始したこと及び第三者からの意見書を受け付けることを公表した。

第2次審査において、公正取引委員会は、当事会社の求めに応じて、当事会社との間で数次にわたり会合を持った。また、届出会社から順次提出された報告等のほか、当事会社グループに属する事業者、競争事業者（注1）、卸売業者及び需要者に対す

るヒアリングの結果等を踏まえて、本件株式取得が競争に与える影響について審査を進めた。

なお、届出会社に対する報告等の要請については、平成27年11月10日に提出された報告等をもって、全ての報告等が提出された。

(注1) 「競争事業者」には、当事会社グループに属する事業者を含まない。

(2) 審査結果の概要

本件においては、本件株式取得により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。当該審査においては、新日鐵住金の少数株式保有会社（注2）である共英製鋼及びトピー工業並びにトピー工業の少数株式保有会社（注3）である北越メタル（以下、3社を併せて「共英製鋼等」という。）を当事会社に対する一定程度の競争圧力として評価した。このため、公正取引委員会は、今後、当事会社グループ（共英製鋼等を除く。以下(2)において同じ。）が共英製鋼等の議決権を追加取得し、又は役員兼任の範囲を拡大するなどして、当事会社グループと共英製鋼等との間の結合関係が強まり、当事会社グループと共英製鋼等との間の競争関係の程度が弱まったり、当事会社グループが共英製鋼等との間で業務提携を行うことなどにより、中小形一般形鋼に係る取引分野における競争を実質的に制限したりすることとならないかについて、今後とも注視していくこととした。

(注2) 新日鐵住金の少数株式保有会社として、共英製鋼(株)（新日鐵住金の議決権保有比率26.7%・単独第1位。以下「共英製鋼」という。）及びトピー工業(株)（新日鐵住金の議決権保有比率20.5%・単独第1位。以下「トピー工業」という。）が存在する。

(注3) トピー工業の少数株式保有会社として、北越メタル(株)（トピー工業の議決権保有比率36.0%・単独第1位。以下「北越メタル」という。）が存在する。

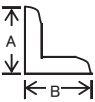
3 一定の取引分野

(1) 商品範囲

ア 形鋼の概要

形鋼とは、半製品であるブルームやビレット等を出来上がり形状に合わせた溝が掘られたカリバーロール（孔型ロール）を付けた圧延機又はユニバーサル圧延機で一定の形の断面となるように圧延して製造した鋼材である。

形鋼は、断面形状により、鋼矢板、H形鋼、山形鋼、I形鋼、溝形鋼等に分類される。また、鋼矢板及びH形鋼を除く形鋼を一般形鋼といい、一般形鋼は断面の形状ごとに、二辺の合計値や高さ等に応じて大形形鋼及び中小形形鋼に分類される。山形鋼は中小形が多く、I形鋼及び溝形鋼等は大形が多い。

山形鋼	溝形鋼	I形鋼	T形鋼	Z形鋼
				
大形形鋼	A+B>200mm (除く125x90)		H>100mm	
中小形形鋼	A+B≤200mm (含む125x90)		H≤100mm	

形鋼の断面形状ごとの用途についてみると、鋼矢板は、連続壁が形成できるように断面の両側に^{かんごうつぎて}嵌合継手が設けられた板状の杭の総称であり、土留めや止水等の用途に用いられる。また、H形鋼は、断面がHの形状となるように圧延して製造された長い構造用鋼材であり、建築・土木・橋梁用の主要構造部材として利用され、形鋼全体の過半を占める代表的品種である。他方、一般形鋼には、山形鋼、I形鋼、溝形鋼等の種類が存在するところ、H形鋼とは異なり建築・土木工事用の補助部材や船舶の構造材等に用いられている。

一般形鋼に係る取引には、電炉メーカーが、商社又は特約店等（以下、併せて「商社等」という。）に対して需要者やその取引条件（価格等）を指定せずに商品売り切の場合（「店売り」と呼ばれる。）と、電炉メーカーが需要者と直接取引条件に関する交渉を行い、直接又は商社等を通じて商品を販売する場合（「^{ひも}紐付き」と呼ばれる。）があり、大半は店売りの取引となっている。

前記のとおり、形鋼にはH形鋼及び鋼矢板も含まれるものの、H形鋼及び鋼矢板については、当事会社は競合していないことから、本件では、H形鋼及び鋼矢板を除いた一般形鋼について検討した。

イ 需要の代替性

一般形鋼には、断面形状・寸法等に応じて多様な品種が存在し、用途によって使い分けられていることから、個々の一般形鋼製品間に需要の代替性はない。

ウ 供給の代替性

一般形鋼には様々な寸法があるところ、カリバーロール（孔型ロール）の付替え等により、同一の生産設備で寸法の異なる製品を製造することができるため、基本的には供給の代替性が認められる。他方、中小形一般形鋼と大形一般形鋼は、同一の設備で製造されている場合があるものの、両者の生産効率が異なること等の理由により、別々に製造ラインを設けることが多いことから、中小形一般形鋼と大形一般形鋼の間の供給の代替性は限定的である。また、実際に主に中小形一般形鋼を製造している事業者と主に大形一般形鋼を製造している事業者では顔ぶれ及び市場シェアの分布が異なる。したがって、大形と中小形との供給の代替性は限定的である。

他方、一般形鋼の断面形状については、カリバーロール（孔型ロール）の付替え等により、同一の生産設備で断面形状の異なる製品を製造することが可能であることから、異なる断面形状間には供給の代替性がある。

以上から、本件では、「中小形一般形鋼」及び「大形一般形鋼」を商品範囲として画定した。

(2) 地理的範囲

中小形一般形鋼及び大形一般形鋼は、日本全国の製造拠点において製造され、製造された地域にかかわらず日本全国で販売されているという実態があることから、地理的範囲を「日本全国」と画定した。

4 競争の実質的制限についての検討

前記3のとおり、本件では、商品範囲を「中小形一般形鋼」及び「大型一般形鋼」、地理的範囲を「日本全国」と画定したが、大型一般形鋼についてはセーフハーバー基準に該当したことから、以下では、中小形一般形鋼について検討する。

(1) 当事会社グループの地位

ア 市場シェア

本件株式取得により、中小形一般形鋼について、当事会社グループの合算市場シェア・順位は約60%・第1位、HHIの増分は約1,300となり、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成26年における中小形一般形鋼の市場シェア】

順位	事業者名	市場シェア
1	新日鐵住金 グループ	約 45%
		大阪製鐵
		約 25%
		共英製鋼
		約 15%
		トピー工業
		0 - 5%
		北越メタル
		0 - 5%
2	A社	約 35%
3	東京鋼鐵	約 15%
4	B社	0 - 5%
5	その他	0 - 5%

イ 当事会社間の従来の競争の状況

本件では、当事会社は日本全国においていずれも10%超の市場シェアを有しており、競合関係がみられる一方で、地域ごとにみると市場シェアの分布が一定程度異なっている。本件において実施した計量経済分析（注4）によれば、生産拠点と需要地との近接性がコスト競争力に有意な影響を与えていることを示す結果が得られており、地域ごとの市場シェアの分布の違いは、コスト競争力の違いを反映しているものと考えられる。そのため、当事会社間の実際の競合の程度は地域ごとに異なっていることが考えられたことから、地域ごとの市場シェア分布の違いによる競合の程度の強弱等について検討した。

当事会社双方の生産拠点から離れている北海道及び東北（国内出荷量の約10%）においては、日本全国の市場シェア分布とほぼ同等（ただし、東京鋼鐵の生産拠点から近い東北においては大阪製鐵と東京鋼鐵のシェアは逆転している。）であり、日本全国で見た場合と同等の水準で競合していると考えられる。他方、当事会社のいずれか一方の生産拠点から需要地の距離が離れているなどの事情が認められるその他の地域においては、一方の市場シェアが極めて低く競合の程度が強くないなど

の事情が認められることから、当事会社間の競争が失われることが市場に与える影響はそれほど大きくないと考えられる。

(注4) 後掲注5における計量経済分析。

(2) 競争事業者等の状況

ア 競争事業者の状況

有力な競争事業者として、市場シェア約35%を有するA社が存在しているほか、複数の競争事業者が存在し、各社とも一定程度の供給余力を有している。

イ 当事会社グループ内の結合関係の評価（共英製鋼等）

(7) 概要

大阪製鐵の親会社である新日鐵住金は、共英製鋼及びトピー工業の株式に係る議決権の20%を超えて保有し、かつ、株主順位が単独第1位であることから、新日鐵住金と共英製鋼及びトピー工業との間には、それぞれ結合関係が認められる（企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針〔最終改定：平成23年6月。以下「ガイドライン」という。〕第1の1(1)ア(i)）。

これに対して、当事会社は、新日鐵住金と共英製鋼及びトピー工業との間の結合関係は、「完全に一体化して事業活動を行う関係」とはいえず、緩やかな結合関係にとどまることから、当事会社に対する競争圧力として働く旨主張した。

このため、新日鐵住金が共英製鋼等の競争行動に影響を与えたり、共英製鋼等を除く当事会社グループが共英製鋼等の利害を考慮して行動するようになったり、株式保有関係を通じて新日鐵住金と共英製鋼等との間で非公開のセンシティブ情報が共有されたりすることなどにより、共英製鋼等を除く当事会社グループと共英製鋼等が協調的な行動を採るようになるか否かについて検討を行った。

(i) 結合関係

a 共英製鋼について

新日鐵住金の議決権保有比率は20%を超える程度であり、兼任役員は非常勤社外監査役のみである。また、共英製鋼の代表取締役及び相談役が合計14.65%の株式を保有している。その他、業務提携関係はなく、取引関係もごく少額にとどまる。

また、新日鐵住金は大阪製鐵及び共英製鋼の双方の事業の成果に強い利害を有していると考えられるものの、中小形一般形鋼においては、市場シェア約35%の有力な競争事業者であるA社が存在しており、後記ウの状況等を考慮すれば協調的行動を採らせるインセンティブに対する牽制力^{けんせいりき}となると考えられる。

さらに、新日鐵住金においては、共英製鋼に対する少数株式保有関係に基づいて、共英製鋼の競争上センシティブな情報にアクセスすることはできないと認められる。

b トピー工業について

新日鐵住金の議決権保有比率は20%を僅かに超える程度であり、兼任役員はいない。また、一般形鋼事業に関する業務提携関係はなく、取引関係も一般的なものにすぎない。

また、新日鐵住金は大阪製鐵及びトピー工業の双方の事業の成果に強い利害を有していると考えられるものの、中小形一般形鋼においては、市場シェア約35%の有力な競争事業者であるA社が存在しており、後記ウの状況等を考慮すれば協調的行動を採らせるインセンティブに対する牽制力となると考えられる。

さらに、新日鐵住金においては、トピー工業に対する少数株式保有関係に基づいて、トピー工業の競争上センシティブな情報にアクセスすることはできないと認められる。

c ヒアリング結果

競争事業者、卸売業者及び需要者に対するヒアリングによれば、共英製鋼及びトピー工業は、新日鐵住金の持分法適用会社ではあるものの、当事会社に対する一定程度の競争圧力として働いているとのことであった。

d 小括

以上から、新日鐵住金と共英製鋼及びトピー工業との間の結合関係は強いとはいえず、共英製鋼及びトピー工業を当事会社に対する一定程度の競争圧力として評価することとし（注5）、トピー工業と結合関係の認められる北越メタルについても同様に一定程度の競争圧力として評価することとした。

（注5） 本件では、共英製鋼を除く新日鐵住金グループと共英製鋼との間の競合の程度と、共英製鋼を除く新日鐵住金グループと共英製鋼以外の事業者との間の競合の程度が異なるか否かを分析するため、旧新日本製鐵㈱（以下「旧新日鐵」という。）と旧住友金属工業㈱（以下「旧住金」という。）との合併（以下「平成24年合併」という。）により、旧新日鐵グループに属する大阪製鐵及びトピー工業と、旧住金グループに属する共英製鋼が同一グループの構成企業となったことで、商品ごとのプライスコストマージン（プライスコストマージンは、数式「 $\{(商品価格 - 限界費用) / 商品価格\} \times 100$ 」によって定義される値をいい、以下「PCM」という。）にどのような変化が生じたかについて計量経済分析を行った。当該分析によれば、平成24年合併により新日鐵住金グループのプレゼンスが上昇した品種群（中形等辺山形鋼のうち一辺の長さが50mm以上75mm以下のもの）よりも、プレゼンスが上昇していない品種群（中形溝形鋼のうち2辺の和が150mm以上のもの）の方が平成24年合併後のPCMの上昇幅が大きいとの結果が得られた。かかる結果は、共英製鋼を除く新日鐵住金グループと共英製鋼との間の競合の程度と、共英製鋼を除く新日鐵住金グループと共英製鋼以外の事業者との間の競合の程度に有意な差が認められないことを示すところ、前記4(2)イにおける調査結果と整合するものであり、公正取引委員会の判断は経済分析の結果も踏まえて行ったものである。

（ウ）競争圧力の評価

共英製鋼は約15%、トピー工業及び北越メタルはそれぞれ0－5%程度の市場シェアを有しており、いずれも一定程度の供給余力を有している。

ウ 従来の競争状況

電炉メーカー間における、過去の市場シェアの変動は相当大きく、電炉メーカー間で協調的な行動が採られ、市場シェアが固定化しているといった事情は認められない。

(3) 輸入

輸入に係る制度的な障壁はないものの、品質やデリバリー能力等の観点から、需要者が輸入品に切り替える可能性はほとんどない。

したがって、輸入圧力はほとんど働いていないと考えられる。

(4) 参入

高炉メーカー及び大形の形鋼を主に取り扱う電炉メーカーによる参入は期待できないものの、棒鋼メーカーが参入する可能性がある。

したがって、一定程度の参入圧力が働くと考えられる。

(5) 隣接市場からの競争圧力

中小形一般形鋼の一部の用途（ソーラーパネル用の架台、配管・空調ダクト、輸用パレット、無線通信基地局の構造部材等）において、薄鋼板を冷間でロールフォーミング成形（折り曲げ加工）することにより製造する軽量形鋼が代替品として使用されることがある。

したがって、用途によっては一定程度の隣接市場からの競争圧力が働くと考えられる。

(6) 需要者からの競争圧力

基本的に国内メーカーの商品間に品質差はなく、商社等や需要者にとってメーカーの切替えは比較的容易であり、商社等や需要者は価格や納期対応を重視してメーカーを選択する傾向がある。

複数購買を行う商社等や需要者は、需給動向、鉄スクラップの価格動向及び他メーカーの価格を引き合いに出して価格交渉を行っており、価格引下げ圧力が働いているといえる。

また、店売りの場合、1社購買を行う中小規模の特約店が存在するところ、かかる特約店は、他の商社等と価格競争を行っており、競争的な価格で商品を仕入れることができなければ、販売先を他の商社等に奪われることになる。そのため、電炉メーカーは、かかる特約店を通じて需要者からの価格引下げ圧力を受けているといえる。

さらに、鉄鋼製品の需要は縮小傾向にあり、東京オリンピック・パラリンピック需要が期待できるものの、それ以降は減少が一段と加速するおそれがあるため、供給量が需要量を構造的に上回るにより、需給動向の変動が価格に反映されやすい中小形一般形鋼については、更に価格引下げ圧力が強まると考えられる。

以上のとおり、商社等や需要者から十分な競争圧力が働いている。

(7) 独占禁止法上の評価

以上のとおり、実質的に当事会社間の競争が失われることによる影響は限定的であるところ、有力な競争事業者1社を含む複数の競争事業者が存在すること、共英製鋼等が当事会社に対する一定程度の競争圧力として働くこと、一定程度の参入圧力及び隣接市場からの競争圧力があること、需要者からの相当程度の競争圧力が働くと考え

られることから、単独行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

また、前記に加えて、当事会社間の従来競争状況を踏まえれば競争単位の減少に伴って競争者の行動の予測可能性の確度が高まる程度も限定的と考えられること、十分な供給余力を有する競争事業者や共英製鋼等が価格の引下げによる売上拡大のインセンティブを有すると考えられること、過去の市場シェアの変動は相当大きく、従来から電炉メーカー間で協調的行動が採られていたといった事情も認められないことから、協調的行動により一定の取引分野における競争を実質的に制限することともならないと認められる。

5 結論

本件株式取得により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

事例2 日本製紙㈱と特種東海製紙㈱による段ボール原紙等の共同販売会社の設立等

1 本件の概要及び関係法条

日本製紙㈱（以下「日本製紙」といい、同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「日本製紙グループ」という。）は、紙・板紙・パルプを製造販売する会社である。

特種東海製紙㈱（以下「特種東海製紙」といい、同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「特種東海製紙グループ」という。）は、紙・板紙・パルプを製造販売する会社である。

以下、日本製紙と特種東海製紙を併せて「当事会社」という。

本件は、①日本製紙が、特種東海製紙が新設する子会社（筆記・図画用紙、その他特殊印刷用紙、その他加工原紙、重袋用両更クラフト紙、一般両更クラフト紙、ライナー及び中芯原紙を製造する。以下「本件製造会社」という。）の株式を取得し、また、②日本製紙と特種東海製紙が共同新設分割によりそれぞれの重袋用両更クラフト紙、一般両更クラフト紙、ライナー及び中芯原紙に係る販売部門を統合した会社（以下「本件販売会社」という。）を新設することを計画したものである（以下株式取得と共同新設分割を併せて「本件企業結合」という。）。

なお、本件企業結合では、日本製紙から、前記①について、独占禁止法第10条第2項の規定に基づき株式取得に関する計画の届出が、日本製紙及び特種東海製紙から、前記②について、独占禁止法第15条の2第2項の規定に基づき共同新設分割に関する計画の届出があった。

関係法条は、独占禁止法第10条及び第15条の2である。

2 本件審査の経緯及び審査結果の概要

(1) 本件審査の経緯

当事会社は、平成27年9月以降、本件企業結合が競争を実質的に制限することとはならないと考える旨の意見書及び資料を自主的に公正取引委員会に提出し、当委員会

は、当事会社の求めに応じて、当事会社との間で数次にわたり会合を持った。その後、同年9月18日に、独占禁止法の規定に基づき日本製紙から株式取得計画の届出書が、日本製紙及び特種東海製紙から共同新設分割計画の届出書が提出されたので、当委員会はこれを受理し、第1次審査を開始した。当委員会は、前記届出書その他の当事会社から提出された資料を踏まえつつ、第1次審査を進めた結果、より詳細な審査が必要であると認められたことから、同年10月16日に届出会社に対し報告等の要請を行い、第2次審査を開始するとともに、同日、第2次審査を開始したこと及び第三者からの意見書を受け付けることを公表した。

第2次審査において、公正取引委員会は、当事会社の求めに応じて、当事会社との間で数次にわたり会合を持ち論点等の説明及び議論を行った。また、届出会社から順次提出された報告等のほか、需要者、流通業者、競争事業者等に対するヒアリング及び書面調査の結果等を踏まえて、本件企業結合が競争に与える影響について審査を進めた。

なお、届出会社に対する報告等の要請については、平成27年12月25日に提出された報告等をもって、全ての報告等が提出された。

(2) 審査結果の概要

本件においては、本件企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

3 本件企業結合による結合関係について

(1) 本件製造会社の設立

特種東海製紙が、段ボール原紙、クラフト紙等を製造する島田工場を子会社（本件製造会社）として分社化し、日本製紙が、本件製造会社の株式に係る議決権について20%を超えて（33.4%から50%未満の範囲）取得し、同社を特種東海製紙の連結子会社、日本製紙の持分法適用会社とする（本件製造会社の役員について、その総数等については未定であるが、議決権保有割合に基づいて、当事会社から派遣される予定である。）。

本件製造会社においては、これまで特種東海製紙の島田工場が製造していた、「①筆記・図画用紙」、「②その他特殊印刷用紙」、「③その他加工原紙」、「④重袋用両更クラフト紙」、「⑤一般両更クラフト紙」、「⑥ライナー」及び「⑦中芯原紙」をこれまでどおり製造する（本件製造会社では日本製紙グループの製品は製造しない。）。

(2) 本件販売会社の設立

日本製紙及び特種東海製紙が、共同新設分割により段ボール原紙及びクラフト紙の販売部門を統合して本件販売会社を設立し、同社を日本製紙の連結子会社、特種東海製紙の持分法適用会社とすることを計画したものである（本件販売会社の役員について、その総数等については未定であるが、議決権保有割合に基づいて、当事会社から派遣される予定である。）。

本件販売会社では、本件製造会社で製造される特種東海製紙の「④重袋用両更クラフト紙」、「⑤一般両更クラフト紙」、「⑥ライナー」及び「⑦中芯原紙」並びに日本製紙グループが同グループの工場で製造した「④重袋用両更クラフト紙」、「⑤一般両更クラフト紙」、「⑥ライナー」及び「⑦中芯原紙」の販売を担当する。

なお、本件製造会社が製造した特種東海製紙の「①筆記・図画用紙」、「②その他特殊印刷用紙」及び「③その他加工原紙」については、従来どおり全量を特種東海製紙グループが引き取り、特種東海製紙の三島工場が製造する「②その他特殊印刷用紙」及び「③その他加工原紙」並びに岐阜工場が製造する「②その他特殊印刷用紙」と併せて販売する。

(3) 結合関係

本件製造会社及び本件販売会社に対して日本製紙及び特種東海製紙が出資することにより、本件製造会社と日本製紙及び特種東海製紙との間、本件販売会社と日本製紙及び特種東海製紙との間で結合関係が生じるほか、本件製造会社及び本件販売会社を通じて日本製紙と特種東海製紙との間に間接的な結合関係が形成されることとなる。

本件企業結合により、本件製造会社を通じて、①筆記・図画用紙、②その他特殊印刷用紙及び③その他加工原紙について、日本製紙と特種東海製紙の間に間接的な結合関係が形成されることとなる。この点について、当事会社は、本件製造会社において、情報遮断措置を講じ、前記①から③までに関する製造原価等の競争上有意な情報について日本製紙に開示しないこと等としている。

以上のように、①筆記・図画用紙、②その他特殊印刷用紙及び③その他加工原紙については、当事会社は従来どおりそれぞれ独自に販売すること及び本件製造会社において前記の措置等が採られることを前提とすれば、本件企業結合が、①筆記・図画用紙、②その他特殊印刷用紙及び③その他加工原紙の競争に与える影響は小さいと考えられる。

したがって、以下では、④重袋用両更クラフト紙、⑤一般両更クラフト紙、⑥ライナー及び⑦中芯原紙について検討した。

4 製紙業界等の概要

(1) 製品概要

ア 段ボール原紙（ライナー及び中芯原紙）

板紙のうちライナー及び中芯原紙はいずれも段ボール原紙に分類され、波形に成形した中芯原紙の片面又は両面にライナーを貼り合わせたものが段ボールシートになり、この段ボールシートを使用して箱状に成形したものが段ボールケース（段ボール箱）となる。

イ クラフト紙（重袋用両更クラフト紙及び一般両更クラフト紙）

重袋用両更クラフト紙及び一般両更クラフト紙は、パルプを原料とした紙のうち、漂白工程を経ないクラフト紙である。クラフト紙は、日本製紙連合会（以下「連合会」という。）が公表している紙及び板紙の各品種分類表（以下「連合会分類表」

という。)では包装用紙に分類されている。連合会分類表において、重袋用両更クラフト紙及び一般両更クラフト紙は、未ざらし包装紙に分類され、一般両更クラフト紙は、さらに細分類としてその他両更クラフト紙の一つに分類されている。

主な用途としては、重袋用両更クラフト紙は米麦等の農作物、肥料、セメント等を入れる大型のクラフト紙袋に、一般両更クラフト紙は角底袋、粘着テープ等を使用される。

(2) 市場規模

紙・板紙の国内需要量は、平成12年(3196万トン)をピークに3000万トン台で推移していたが、平成21年に2791万トンまで大幅に落ち込み、以降は約2700万トンから2800万トン台で推移している。

製紙業者による紙の国内販売金額(平成26年)は約1兆7900億円、板紙は約6990億円である。そのうち本件で検討対象となっている重袋用両更クラフト紙は約339億円、一般両更クラフト紙は約150億円、ライナーは約2979億円、中芯原紙は約1790億円である。

(3) 商流

紙・板紙は製紙業者から代理店や卸商を通じて販売される。

(4) 価格交渉の方法

製紙業者は、紙・板紙の値上げを行う場合には、値上げの旨、希望する値上げ幅及び出荷時期を公表する。これを受けて、代理店は川下事業者(卸商、需要者)と交渉を行う。

製紙業者の値上げは、いずれの品種についても、大手製紙業者間でほぼ同時期に一斉に行われること及び値上げ幅並びに値上げ時期がほぼ同一であることが特徴的である(ただし、製紙業者の公表したとおりに値上げが実現しているわけではなく、前述の交渉の結果、値上げ幅は当初の公表内容より縮減され、かつ値上げ時期も数か月単位で後ろ倒しになっていることが多い。)

以上のとおり、製紙業者間では、一斉にほぼ同内容の値上げを表明し、引き続いて各社が値上げに向けた既存の取引先との交渉を開始するという協調的行動がみられる(一斉価格改定)。

5 製品ごとの検討

(1) 段ボール原紙(ライナー及び中芯原紙)

ア 一定の取引分野

(7) 商品範囲

a 需要の代替性

ライナーは段ボールシートの表裏に使用され、表面に内容物表示等が印刷されることも多いことから、印刷適性を持たせた平滑性のある板紙である必要があり、中芯原紙よりも外観上の品質も高い。他方、中芯原紙はほぼ人目には触

れない段ボールシートの中の「段」に使用されることから、ライナーと違って表面の平滑性等の品質は特段求められない。そのため、ライナーが段ボールシートの中心層に、中芯原紙が段ボールシートの外層に使われることはなく、ライナーと中芯原紙の間に需要の代替性はない。

b 供給の代替性

段ボール原紙のうちライナーは、多層抄きの抄紙機で生産され、ライナーを生産している抄紙機で中芯原紙を生産することは可能である。他方、中芯原紙を生産している抄紙機は、通常、一層抄きの抄紙機であり、また、ライナーの製造工程の一部が省略されている場合もあるため、大幅な改造や機器の増設を施さない限り、ライナーを生産するのは困難である。このように、ライナーと中芯原紙の間の供給の代替性は限定的である。

c 小括

したがって、段ボール原紙については、「ライナー」及び「中芯原紙」をそれぞれ商品範囲として画定した。

(4) 地理的範囲

主要な段ボール原紙メーカーは、全国各地に段ボール原紙を販売できる体制を構築している状況にあり、競争事業者や需要者によれば、多くの場合、生産拠点の遠隔地に販売する場合であっても、全国同程度の価格で販売しているとのことである。また、大口需要者等は、全国各地の製紙業者から段ボール原紙を調達している。

以上から、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

イ 競争の実質的制限についての検討

(7) 競争状況

a 当事会社の地位

平成26年におけるライナー及び中芯原紙の国内市場の状況は下表のとおりであり、本件企業結合後の当事会社のそれぞれの市場シェアはライナー約25%（第2位）、中芯原紙約10%（第5位）である。

本件企業結合後の中芯原紙市場全体のHHIは約1,800、HHIの増分は約50であることから、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当する。これに対し、ライナー市場全体のHHIは約2,100、HHIの増分は約300であることから、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

したがって、以下の項目では、ライナーについて検討する。

【平成26年における中芯原紙市場における市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	A社	約25%
2	B社	約25%
3	C社	約15%
4	D社	約15%
5	日本製紙	5-10%
6	E社	0-5%
7	F社	0-5%
8	特種東海製紙	0-5%
	その他	0-5%
	輸入	0-5%
合計		100%

【平成26年におけるライナー市場における市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	G社	約30%
2	日本製紙グループ	約20%
3	H社	約20%
4	I社	約15%
5	特種東海製紙	5-10%
6	J社	0-5%
7	K社	0-5%
	その他	0-5%
	輸入	0-5%
合計		100%

b 競争事業者の存在

前記 a のとおり，ライナーの取引分野には，有力な競争事業者として G 社（市場シェア約30%），H 社（同約20%），I 社（同約15%）が存在するほか，J 社（同約 5 %）等の競争事業者が存在する。

c 競争事業者の供給余力

競争事業者の中には，過去 5 年以内に，段ボール原紙に係る抄紙機の新設備を設置し，生産能力を高めているもの，また，段ボール原紙に係る抄紙機の設備を更新して生産量を増加させているものが存在しており，ライナーの分野は，新規の設備投資が行われている分野である。

供給余力の状況は抄紙機ごとに異なり，また，製紙業者は，需要に応じて，同一の抄紙機で併抄している紙を組み替えて，特定の種類の紙の生産量を増加させることができる。そして，競争事業者においてライナーの生産に用いられ

る抄紙機に関し、その生産余力をライナーの生産に投入することを想定したとすると、一定の供給余力が存在すると考えられる。

(4) 輸入

ライナーの国内市場において輸入品が占める割合が、直近において最も高くても5%以下であり、現在でも僅少である。

また、需要者及び代理店に対するヒアリング及び書面調査においても、ライナーについては、品質、納期等の問題により、今後、輸入品が大きく増加するとの意見はみられなかった。

したがって、国内で生産されるライナーに対する輸入圧力は認められない。

(5) 参入（他の品種からの切替えについて）

ライナー市場については、多層^す抄きの抄紙機を保有している事業者であれば、新規参入は可能であると考えられる。

しかしながら、ライナーの市場規模は、他の紙に比べて横ばい又は微増傾向にあるものの、競争事業者からのヒアリングでは、ライナーを新たに生産するためには相当程度の設備投資等が必要となるとのことであり、実際、少なくとも過去5年において、ライナー市場に新たに参入した事例は見当たらず、今後参入が行われることが見込まれるという特段の事情も存在しない。

したがって、参入圧力は限定的と考えられる。

(6) 需要者からの競争圧力

需要者からのヒアリングでは、主に需要者間の販売競争が激しいことや、購買力を背景として、一定の価格交渉力を有していると回答するものが複数存在する。実際、前記4(4)記載の一斉価格改定の際にも、購買力のある需要者については、個別の交渉のときに値上げ幅を公表されたものから抑えて提示されていたり、提示額が小幅であれば、値上げを受け入れなかったりするという状況もみられている。さらに、比較的規模の小さい需要者の中にも、値上げに対してはメーカーを切り替えることなどにより対応としているものも存在している。

したがって、比較的規模の大きい需要者を中心として、需要者からの競争圧力が一定程度認められる。

ウ 独占禁止法上の評価

国内のライナー市場における競争単位が一つ減少するものの、市場シェアが20%を超えるG社を含む有力な競争事業者が3社存在する。また、比較的規模の大きい需要者を中心とした需要者からの競争圧力が一定程度認められることから、本件株式取得により、当事会社が単独で、ライナーの取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

また、前記に加え、新規の設備投資が行われている分野であることなども考慮すれば、前記4(4)記載の一斉価格改定の状況はみられるものの、本件企業結合により、そのような一斉価格改定がよりやりやすくなるとは言えず、当事会社が他社と協調してライナーの取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

(2) クラフト紙（重袋用両更クラフト紙及び一般両更クラフト紙）

ア 一定の取引分野

(7) 重袋用両更クラフト紙

a 商品範囲

(a) 需要の代替性

重袋用両更クラフト紙の主な用途は、米麦等の農作物、肥料、セメント等を入れる大型のクラフト紙袋の原料である。包装用紙の中でも特に強度が要求される品種であるため、当該用途においては、他の品種の紙で代替することはできない。したがって、重袋用両更クラフト紙とその他の品種の紙の間に需要の代替性は存在しない。

(b) 供給の代替性

製紙業者では、1台の抄紙機で複数の品種の包装用紙（未ざらし包装紙・ざらし包装紙）を製造している実態が認められた。

ただし、未ざらし包装紙のうち、筋入クラフト紙及び片艶クラフト紙、ざらし包装紙のうち、純白ロール紙、片艶ざらしクラフト紙及び薄口模造紙はヤンキーマシン（注）がないと生産できないため、これらの品種とその他の包装用紙の間には供給の代替性が存在しない。

以上から、筋入クラフト紙、片艶クラフト紙、純白ロール紙、片艶ざらしクラフト紙及び薄口模造紙を除く包装用紙全般に一定の供給の代替性が認められた。

（注）ヤンキーマシンは抄紙機的一种であり、ドライヤーパートにヤンキードライヤーが設置されているもの。ヤンキードライヤーは表面が鏡面仕上げされた円筒形シリンダーであり、湿紙をヤンキードライヤーの表面に張り付けて乾燥させることで、片面だけ艶のついた紙になる。

(c) 小括

前記(b)から、筋入クラフト紙、片艶クラフト紙、純白ロール紙、片艶ざらしクラフト紙及び薄口模造紙を除く包装用紙全般に一定の供給の代替性が認められた。しかしながら、供給の代替性が認められる品種間において供給者の構成が異なっていたり、供給者の市場シェアも品種ごとに相当程度異なっていたりするため、一定の供給の代替性が認められる点のみをもって、これらの品種全体をまとめて一つの商品範囲として画定することは適当ではない。そこで本件では、重袋用両更クラフト紙とその他の包装用紙の間には需要の代替性が認められないことを踏まえ、「重袋用両更クラフト紙」を商品範囲として画定した。

b 地理的範囲

大口需要者等は、全国の製紙業者から重袋用両更クラフト紙を調達している。その輸送において地理上の制約はなく、地域によって価格が異なることもない。したがって、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

(4) 一般両更クラフト紙

a 商品範囲

(a) 需要の代替性

一般両更クラフト紙は角底袋等包装用の原料として使用される。連合会分類表において、一般両更クラフト紙と同じその他両更クラフト紙に分類される紙に特殊両更クラフト紙があるが、一般両更クラフト紙及び特殊両更クラフト紙の相違点は、前者が未ざらしであるのに対して、後者は（やや白い）半ざらしであるという点のほか、特殊両更クラフト紙は封筒用途に多く使用されており、需要者の中にも封筒の原材料といえば圧倒的に特殊両更クラフト紙であると述べるものがあつた。したがって、両者の間の需要の代替性は限定的であると考えられる。

また、未ざらし包装紙全体は、重袋用両更クラフト紙、その他両更クラフト紙（一般両更クラフト紙及び特殊両更クラフト紙）及びその他未ざらし包装紙（筋入クラフト紙、片艶クラフト紙等）の三つに大別される。その他両更クラフト紙は両面が滑らかでないのに対し、その他未ざらし包装紙である筋入クラフト紙及び片艶クラフト紙は、いずれも片艶加工が施されているため片面が滑らかであり、見た目や印刷適性に大きな違いがある。したがって、その他両更クラフト紙とその他未ざらし包装紙（筋入クラフト紙、片艶クラフト紙）の間の需要の代替性も限定的である。

(b) 供給の代替性

製紙業者では、1台の抄紙機で複数の品種の包装用紙（未ざらし包装紙・ざらし包装紙）を製造している実態が認められた。

ただし、未ざらし包装紙のうち筋入クラフト紙及び片艶クラフト紙、ざらし包装紙のうち、純白ロール紙、片艶ざらしクラフト紙及び薄口模造紙は、ヤンキーマシンがないと生産できないため、これらの品種とその他の包装用紙の間には供給の代替性が存在しない。

以上から、筋入クラフト紙、片艶クラフト紙、純白ロール紙、片艶ざらしクラフト紙及び薄口模造紙を除く包装用紙全般に一定の供給の代替性が認められた。

(c) 小括

前記(b)のとおり、筋入クラフト紙、片艶クラフト紙、純白ロール紙、片艶ざらしクラフト紙及び薄口模造紙を除く包装用紙全般に一定の供給の代替性が認められる。しかしながら、供給の代替性が認められる品種間において供給者の構成が異なっていたり、供給者の市場シェアも品種ごとに相当程度異なっていたりするため、一定の供給の代替性が認められる点のみをもって、これらの品種全体をまとめて一つの商品範囲として画定することは適当ではない。そこで本件では、前記(a)から、その他両更クラフト紙（一般両更クラフト紙及び特殊両更クラフト紙）とその他未ざらし包装紙の間の需要の代替性は限定的であること、一般両更クラフト紙と特殊両更クラフト紙の間の需要の代替性が限定的であると考えられることを踏まえ、「一般両更クラフト紙」を商品範囲として画定した。

なお、一般両更クラフト紙の用途によっては、同じ用途に用いられている紙等が存在しており、これらについては、隣接市場からの競争圧力として検討した。

また、筋入りクラフト紙、片艶クラフト紙、純白ロール紙、片艶さらしクラフト紙及び薄口模造紙を除く包装用紙については、一般両更クラフト紙との間で一定の供給の代替性を有することから、参入圧力として評価できるか否か検討した。

b 地理的範囲

大口需要者等は、全国の製紙業者から一般両更クラフト紙を調達している。その輸送において地理上の制約はなく、地域によって価格が異なることもない。したがって、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

イ 競争の実質的制限についての検討

(7) 重袋用両更クラフト紙

a 競争状況

(a) 当事会社の地位

平成26年における重袋用両更クラフト紙の国内市場の状況は下表のとおりであり、本件企業結合後の当事会社の市場シェアは約25%（第2位）となる。本件企業結合後の市場全体のHHIは約3,400、HHIの増分は約200であることから、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

当事会社の市場シェアの推移をみると、過去5年において、特種東海製紙についてはほぼ横ばい、日本製紙については減少しており、当事会社の市場における地位は近年においては低くなっている。

【平成26年における重袋用両更クラフト紙市場における市場シェア】

順位	会社名		市場シェア
1	Lグループ		約50%
		a 社	約30%
		b 社	約20%
2	特種東海製紙		約15%
3	M社		約15%
4	N社		約10%
5	日本製紙		5-10%
	輸入		0-5%
合計			100%

(b) 競争事業者の存在

本件企業結合後も、市場シェア約30%（第1位）を有するa社が存在するほか、b社、M社、N社といった市場シェア10%以上の有力な競争事業者が複数存在する。

なお、Lグループについては、a社がb社の議決権の20%超（議決権保有比率は単独で第1位）を保有しており、a社とb社との間には結合関係が形成されている。しかし、同議決権保有比率は20%を僅かに超えるものであること、過去の企業結合審査において、重袋用両更クラフト紙の製造・販売に関しそれぞれ独立して事業活動を行うこと、同製造・販売に関する非公知の情報であって競争上有意な情報を共有しないこと等を当委員会に約束していること等によりa社とb社の間には独立して事業活動を行う関係が維持されていることを踏まえて審査を行った。

(c) 競争事業者の供給余力

供給余力の状況は抄紙機ごとに異なり、また、製紙業者は、需要に応じて、同一の抄紙機で併抄している紙を組み替えて、特定の種類の紙の生産量を増加させることができる。そして、競争事業者において重袋用両更クラフト紙の生産に用いられる抄紙機に関し、その生産余力を重袋用両更クラフト紙の生産に投入することを想定したとすると、相当程度の供給余力が存在すると考えられる。また、競争事業者の中には、供給余力を解消するために、販売強化を図るとしているものが存在している。

b 輸入

重袋用両更クラフト紙の国内市場において輸入品が占める割合が、直近において最も高くても5%以下であり、現在においても僅少である。

また、需要者及び代理店に対するヒアリング及び書面調査においても、重袋用両更クラフト紙については、品質及び納期の問題により、今後、輸入紙が増加するとの意見はみられなかった。

したがって、国内で生産される重袋用両更クラフト紙に対する輸入圧力は認められない。

c 参入（他の品種からの切替えについて）

包装用紙の品種間に供給の代替性が認められることから（筋入クラフト紙、片艶クラフト紙、純白ロール紙、片艶さらしクラフト紙及び薄口模造紙を除く。）、重袋用両更クラフト紙以外の包装用紙を生産している事業者は、当該品種の生産を重袋用両更クラフト紙の生産に切り替えることは可能であると考えられる。

しかしながら、重袋用両更クラフト紙の需要は今後低減していくことが予想されており、積極的に重袋用両更クラフト紙の生産に切り替えるインセンティブは乏しいと考えられるほか、少なくとも過去5年において、新たに参入した事例は見当たらず、今後参入が行われると思われる特段の事情もない。

したがって、参入圧力は限定的と考えられる。

d 需要者からの競争圧力

流通業者等からのヒアリングでは、需要者が価格交渉力を有しているという者はほとんどみられず、前記4(4)記載の価格改定時期には、値上げ幅や値上げ時期に多少の相違がみられるものの、ほとんどのケースにおいて、値上げが行われている。

したがって、需要者からの競争圧力が十分に働いているとは認められない。

(イ) 一般両更クラフト紙

a 競争状況

(a) 当事会社の地位

平成26年における一般両更クラフト紙の国内市場の状況は下表のとおりであり、本件企業結合後の当事会社の市場シェアは約35%（第1位）となる。本件企業結合後の市場全体のHHIは約2,900、HHIの増分は約500であることから、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成26年における一般両更クラフト紙市場における市場シェア】

順位	会社名		市場シェア
1	Lグループ		約35%
		a 社	約20%
		b 社	約15%
2	O社		約25%
3	特種東海製紙		約25%
4	日本製紙		約10%
5	P 社		5-10%
	輸入		0-5%
合計			100%

(b) 競争事業者の存在

一般両更クラフト紙の取引分野には、有力な競争事業者としてLグループ（市場シェア約35%）及びO社（同約25%）が存在するほか、P社（同約10%）が競争事業者として存在する。Lグループについては、前記イ(7)a(b)記載のとおり、a社とb社との間に結合関係が認められるところ、一般両更クラフト紙について、重袋用両更クラフト紙と同様の約束は存在しないこと、当該結合関係が生じてから間もないこと等を踏まえ、本件企業結合をより慎重に審査する観点から、一般両更クラフト紙におけるa社とb社との結合関係の程度については判断せずに、Lグループとして審査を行った。

なお、過去10年の競争事業者のシェアの変動をみると約10%変動しているものが複数みられる。

(c) 競争事業者の供給余力

供給余力の状況は抄紙機ごとに異なり、また、製紙業者は、需要に応じて、同一の抄紙機で併抄している紙を組み替えて、特定の種類の紙の生産量を増

加させることができる。そして、競争事業者において一般両更クラフト紙の生産に用いられる抄紙機に関し、その生産余力を一般両更クラフト紙の生産に投入することを想定したとすると、相当程度の供給余力が存在すると思われる。また、競争事業者の中には、供給余力を解消するために、販売強化を図っているものが存在している。

b 輸入

一般両更クラフト紙の国内市場において輸入品が占める割合が、直近において最も高くても5%以下であり、現在でも僅少である。

また、需要者及び代理店に対するヒアリング及び書面調査においても、一般両更クラフト紙については、品質及び不良品対応の問題により、今後、輸入紙が増加するとの意見はみられなかった。

以上から、国内で生産される一般両更クラフト紙に対する輸入圧力は認められない。

c 参入（他の品種からの切替えについて）

一般的な非塗工印刷用紙との間や包装用紙の品種間に一定の供給の代替性が認められることから（筋入クラフト紙、片艶クラフト紙、純白ロール紙、片艶さらしクラフト紙及び薄口模造紙を除く。）、非塗工印刷用紙や他の品種の包装用紙を生産している事業者は、当該品種の生産を一般両更クラフト紙の生産に切り替えることは可能であると考えられる。

しかしながら、一般両更クラフト紙の需要は今後低減していくことが予想されており、積極的に一般両更クラフト紙の生産に切り替えるインセンティブは乏しいと考えられる。実際、少なくとも過去5年において、新たに参入した事例はほとんどなく、今後参入が行われると思われる特段の事情もない。

したがって、参入圧力は限定的と考えられる。

d 隣接市場からの競争圧力

一般両更クラフト紙は、主に角底袋や粘着テープ等に使用される。紙袋やショッピングバッグなどの用途において、特殊両更クラフト紙や両更さらしクラフト紙や純白ロール紙など様々な包装用紙等を原紙としたものが存在するほか、粘着テープ用途においては、ポリプロピレンが存在するなど、ほとんどの用途に代替品が存在している。

一般両更クラフト紙はこれらの紙等と競合している状況にあることから、一般両更クラフト紙市場に対し、両更さらしクラフト紙等の複数の隣接市場からの競争圧力がそれぞれ一定程度働いていると考えられる。

e 需要者からの競争圧力

需要者からのヒアリングでは、価格を重視して取引先を選択している様子はうかがえる。しかしながら、取引量が小さいことなどを考えて、前記4(4)記載の価格改定時期には、価格交渉をそもそも行わない、値上げはそのまま受け入れるといった需要者が目立った。

したがって、需要者からの競争圧力が十分に働いているとは認められない。

ウ 独占禁止法上の評価

(7) 重袋用両更クラフト紙

国内の重袋用両更クラフト紙市場における競争単位が一つ減少するものの、市場シェアが30%を超えるa社が依然市場シェア1位で存在しているほか、市場シェア10%を超える有力な競争事業者が3社存在していることから、本件企業結合により、当事会社が単独で、重袋用両更クラフト紙の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

また、前記に加え、当事会社の市場シェアが減少傾向にあることも考慮すれば、前記4(4)記載の一斉価格改定の状況はみられるものの、本件企業結合により、そのような一斉価格改定がよりやりやすくなるとは言えず、当事会社が他社と協調して重袋用両更クラフト紙の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

(4) 一般両更クラフト紙

国内の一般両更クラフト紙市場における競争単位が一つ減少するものの、市場シェアが20%を超えるLグループ及びO社の2社の有力な競争事業者が存在すること、そのほかにも一定の市場シェアを有する競争事業者が1社存在すること、また、隣接市場からの競争圧力が一定程度働いていると考えられることから、本件企業結合により、当事会社が単独で、一般両更クラフト紙の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

また、前記に加え、一般両更クラフト紙の市場規模は縮小傾向であるものの、市場シェアの変動が比較的大きい分野であることをも考慮すれば、前記4(4)記載の一斉価格改定の状況はみられるものの、本件企業結合により、そのような一斉価格改定がよりやりやすくなるとはいえず、当事会社が他社と協調して一般両更クラフト紙の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

6 結論

本件企業結合により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

第8章 不公正な取引方法への取組

第1 概説

独占禁止法は、第19条において事業者が不公正な取引方法を用いることを禁止しているほか、事業者及び事業者団体が不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的契約を締結すること、事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること、会社及び会社以外の者が不公正な取引方法により株式を取得し又は所有すること、会社が不公正な取引方法により役員の兼任を強制すること、会社が不公正な取引方法により合併すること等の行為を禁止している（第6条、第8条第5号、第10条第1項、第13条第2項、第14条、第15条第1項、第15条の2第1項第2号及び第16条第1項）。不公正な取引方法として規制される行為の具体的な内容は、公正取引委員会が告示により指定することとされてきたが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号。以下「平成21年独占禁止法改正法」という。）により、これまで「不公正な取引方法」（昭和57年公正取引委員会告示第15号）により指定されていたもののうち、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用の全部又は一部が法定化され（第2条第9項第1号から第5号）、新たに課徴金納付命令の対象となった（第20条の2から第20条の6）。

不公正な取引方法に対する取組に関しては、前記規定に違反する事件の処理のほか、不公正な取引方法の指定に関する調査、不公正な取引方法に関する説明会の開催等の普及・啓発活動、不公正な取引方法を防止するための指導業務等がある。また、不公正な取引方法に関する事業者からの相談に積極的に応じることにより違反行為の未然防止に努めている。

第2 不当廉売に対する取組

企業の効率性によって達成した低価格で商品を供給するのではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得しようとすることは、独占禁止法の目的からみて問題がある場合があり、公正な競争秩序に悪影響を与えるときは、不公正な取引方法の一つである不当廉売として規制される。

公正取引委員会は、以前から、不当廉売に対し、厳正かつ積極的に対処することとしている。

1 不当廉売事案への対処

(1) 処理方針

小売業における不当廉売事案については、①申告のあった事案に関しては、処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則2か月以内として迅速処理（注）することとし、繰り返し注意を受ける事業者に対しては、事案に応じて、責任者を招致した上で直接注意を行うほか、②大規模な事業者による事案又は繰り返し行われている事案で、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、周辺の販売業者の事業活

動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事案については厳正に対処することとしている。

(注) 申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

(2) 処理の状況

ア 警告

平成27年度においては、レギュラーガソリンについて2件の不当廉売事件について警告・公表を行った。具体的には、石油製品小売業者2社が、それぞれ、愛知県常滑市に所在する給油所において、平成27年11月18日から同月27日までの10日間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いのある事実が認められたことから、当該石油製品小売業者2社に対し、今後、このような行為を行わないよう警告した。

イ 注意

平成27年度においては、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業において、不当廉売につながるおそれがあるとして合計841件の事案に関して注意（迅速処理によるもの）を行った（第1表参照）。

例えば、石油製品について、他の事業者に対抗し、それぞれ供給に要する費用を著しく下回る対価で販売した複数の事業者の責任者に対し、直接注意した事例があった。

第1表 平成27年度における不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

(単位：件)					
	酒類	石油製品	家庭用電気製品	その他	合計
注意件数	490	341	3	7	841

2 規制基準の明確化

公正取引委員会は、昭和59年に「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」を公表し、その後、個別の業種（酒類、ガソリン等及び家庭用電気製品）についてその取引実態を踏まえたガイドラインを順次公表することにより、不当廉売規制の考え方を明らかにしてきた。

平成21年独占禁止法改正法により、不当廉売が新たに課徴金納付命令の対象となったこと等に伴い、公正取引委員会は、不当廉売の要件に関する解釈を更に明確化すること等により、法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させるため、これらのガイドラインを改定し、平成21年12月18日に公表した。

第3 優越的地位の濫用に対する取組

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為（優越的地位の濫用）は、自己と競争者間及び

相手方とその競争者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであり、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。

公正取引委員会は、以前から、優越的地位の濫用行為に対し、厳正かつ効果的に対処することとしている。

1 優越的地位の濫用への対処

優越的地位の濫用に関し、公正取引委員会では、優越的地位の濫用行為に係る調査を効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し（平成21年11月）、調査を行っているところ、平成27年度においては、51件の注意を行った。注意の内訳（行為類型）は第2表のとおりであり、購入・利用強制が21件、協賛金等の負担の要請が27件、従業員等の派遣の要請が24件、その他経済上の利益の提供の要請が4件、返品が12件、支払遅延が1件、減額が1件、取引の対価の一方的決定が2件、その他が1件となっている（注）。

（注）独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法である下請法において勧告又は指導が行われた違反行為等は、後記第9章第2 **3** 違反行為類型別件数のとおりである。下請法においては、独占禁止法の優越的地位の濫用の規制とは異なり、支払遅延、買いたたき及び減額の3類型が違反類型別の実体規定違反件数の9割近くを占めている。ただし、下請法の対象は、親事業者と下請事業者との間の一定の委託取引に限られており（後記第9章第1参照）、そのような限定がない優越的地位の濫用規制とは異なる。

第2表 注意事項の行為類型一覧

（単位：件）

取引形態 行為類型	小売業者 に対する 納入取引	卸売業者 に対する 納入取引	宿泊業者に 対する 納入等取引	飲食業者 に対する 納入等取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	5	2	8	1	5	21
協賛金等の負担の要請	10	8	5	1	3	27
従業員等の派遣の要請	20	3	0	0	1	24
その他経済上の利益の提供の要請	0	0	0	0	4	4
返品	7	4	0	0	1	12
支払遅延	1	0	0	0	0	1
減額	0	0	0	1	0	1
取引の対価の一方的決定	2	0	0	0	0	2
その他	0	0	0	0	1	1
合計	45	17	13	3	15	93

（注）1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるので、注意件数（51件）と行為類型の内訳の合計数（93件）とは一致しない。

2 中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野に係る実態調査等

公正取引委員会は、独占禁止法上問題となる個別の違反行為に対し、厳正に対処しているほか、中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野について、実態調査等を実施し、普及・啓発に努めている。

(1) テレビ番組制作の取引に関する実態調査の実施

公正取引委員会は、テレビ番組制作の取引について、テレビ局及び局系列テレビ番組制作会社（以下「テレビ局等」という。）（576名）並びにテレビ番組制作会社（800名）を対象とする実態調査を実施し、平成27年7月29日に「テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書」を公表した。

調査結果によると、テレビ局等とテレビ番組制作の取引を行っていると回答したテレビ番組制作会社の39.4%において、テレビ局等から「採算確保が困難な取引（買ったたき）」等の不利益を受けたとの回答がみられ、中でも、「採算確保が困難な取引（買ったたき）」が20.2%と他の行為類型に比べ特に高くなっていたほか、「著作権の無償譲渡等」（12.8%）や「二次利用に伴う収益の不配分等」（10.1%）の著作権の取扱いについての行為が比較的高い割合となっていた。

こうしたテレビ局等による不利益を受け入れたテレビ番組制作会社の全てが、「要請を断った場合に、今後の取引に影響があると自社が判断したため」又は「テレビ局等から今後の取引への影響を示唆されたため」を理由として回答しているように、テレビ番組制作会社は、テレビ局等との取引の継続への影響などを考慮して、やむを得ず不利益を受け入れているものであり、テレビ局等による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われている実態がみられた。

調査結果を踏まえ、テレビ局等が優越的地位の濫用行為及び下請法違反行為を行うことのないようにするため、関係事業者団体に対して、本調査結果に示された問題点を指摘するとともに、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。また、取引の公正化を一層推進し、違反行為の未然防止を図るため、テレビ局等向けの講習会を実施した。

(2) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査の実施

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成16年3月8日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」という。）を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成27年度においては、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主15,000名及び物流事業者17,666名を対象とする書面調査を実施した。当該調査の結果、物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた659名の荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した（平成28年4月）。

当該659名の荷主のうち、業種について回答のあった637名を業種別にみると、製造業が最も多く（317名、49.8%）、卸売業（127名、19.9%）、小売業（53名、8.3%）がこれに続いている。また、問題となるおそれがある行為733件を類型別にみると、代金の支払遅延が最も多く（455件、62.1%）、代金の減額（75件、10.2%）、割引困難な手形の交付（58件、7.9%）がこれに続いている。

3 優越的地位の濫用規制に係る講習会

公正取引委員会は、過去に優越的地位の濫用規制に対する違反がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習会を実施している。

平成27年度においては、合計30回（荷主・物流事業者向けに21回、テレビ局等向けに9回）の講習会を実施した。

4 優越的地位の濫用規制に係る相談・指導

(1) 優越的地位の濫用規制に係る相談

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、優越的地位の濫用規制に係る相談を受け付けている。

平成27年度においては、434件の相談に対応した。

(2) 「中小事業者のための移動相談会」の実施

公正取引委員会は、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会事務総局の職員が出向いて、優越的地位の濫用規制や下請法についての基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成27年度においては、63か所において実施した。

(3) コンプライアンス確立のための積極的な支援

公正取引委員会は、事業者等からの優越的地位の濫用規制に係る相談に応じるとともに、優越的地位の濫用規制の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に職員を講師として派遣している。

平成27年度においては、事業者団体等に21回講師を派遣するとともに、優越的地位の濫用規制に係るパンフレット、DVD等の資料を提供した。

また、優越的地位の濫用規制に係る講習会に参加することのできない事業者のために、優越的地位の濫用規制の概要を紹介する動画を公正取引委員会のウェブサイト上に掲載し、配信している。

5 テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書

(1) 調査の趣旨・方法

ア 調査の趣旨

公正取引委員会は、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法に基づき、事業者に不当に不利益を与える行為に対して厳正に対処するとともに、違反行為の未然防止に係る取組を行っている（注1）。また、この未然防止の取組の一環として、公正取引委員会は、優越的地位の濫用規制上又は下請法上問題となり得る事例が見受けられる取引分野について、従前から取引の実態を把握するための調査を実施している。

テレビ番組制作の取引については、近年、世界的金融危機やインターネット広告の

成長などの影響によりテレビ局の広告収入が減少し、制作予算が削減されるなど、テレビ番組制作会社が厳しい取引環境に置かれているといわれている。

このような実情を踏まえ、公正取引委員会は、今般、テレビ番組制作の取引において、優越的地位の濫用規制上又は下請法上問題となり得る行為が行われていないかについて、実態調査を実施することとした。

(注1) 公正取引委員会は平成25年度以降、放送番組制作に関わる事業者に対する下請法講習会を実施してきている。

イ 調査方法

本調査では、テレビ局とテレビ番組制作会社（テレビ局の子会社又は兄弟会社を除く。）との間のテレビ番組制作に係る取引を調査対象とした。

また、テレビ局が、テレビ番組制作を、当該テレビ局と資本関係があるテレビ番組制作会社（テレビ局と同一株主の傘下にあるなど同一企業グループに属している場合を含む。以下「局系列テレビ番組制作会社」という。）に委託し、当該局系列テレビ番組制作会社がテレビ番組制作会社（局系列テレビ番組制作会社の子会社又は兄弟会社を除く。）に再委託している場合における、局系列テレビ番組制作会社と当該テレビ番組制作会社との間の取引についても調査対象とした。

その上で、テレビ局500名及び局系列テレビ番組制作会社76名並びにテレビ番組制作会社800名を対象に、平成26年1月1日から平成26年12月31日までを調査対象期間とする書面調査を実施するとともに、書面調査に回答した対象事業者のうち、テレビ局2名及びテレビ番組制作会社28名並びに関係事業者団体3名を対象にヒアリングを実施した（調査票の発送数及び回答者数は第3表参照）。

第3表 書面調査の回答状況等

対象事業者		発送数（A）	回答者数（B）（B／A）
テレビ局等	テレビ局	500名	379名（75.8%）
	局系列テレビ番組制作会社	76名	54名（71.1%）
テレビ番組制作会社		800名	280名（35.0%）

(2) 業界の概要

ア テレビ番組制作に関する業務内容

テレビ番組制作に関する主な業務は、以下のとおりである。

(7) 番組制作の遂行・管理

番組の企画や制作費の管理を担当するプロデューサーと演出を担当するディレクターが中心となり、番組の制作スタッフの編成、番組制作の遂行及び管理を行う業務。

(イ) 美術関係業務

番組制作に必要な大道具、小道具、衣装等に関する業務。

(ロ) 技術関係業務

番組制作に必要なカメラ、音声、照明、VTR、スタジオ、中継車等の機材及び場所の提供並びに当該機材を操作する業務。

(イ) ポストプロダクション業務

番組の録画、録音、編集のための機材及び場所を、機材を操作する専門のスタッフとともに時間貸しする業務。

なお、美術関係業務、技術関係業務又はポストプロダクション業務のみを発注する取引については、本件の調査対象外とした。

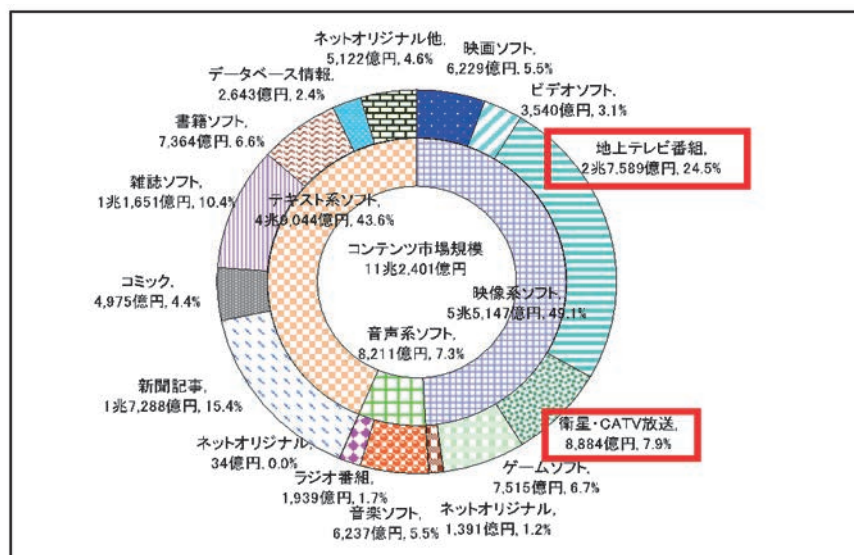
イ 市場規模

「メディア・ソフトの制作及び流通の実態に関する調査研究 報告書（平成26年9月〔総務省 情報通信政策研究所〕）」によれば、我が国の平成24年のコンテンツ市場規模は11兆2401億円となっており、そのうち地上テレビ番組の市場規模は2兆7589億円（注2）、衛星・CATV番組の市場規模は8884億円（注3）となっている（第1図参照）。また、同報告書によれば、平成24年の地上テレビ番組の制作金額は1兆7348億円、衛星テレビ番組の制作金額は1425億円、CATV番組の制作金額は168億円となっている。

（注2） 一次流通市場の市場規模（地上テレビ番組の放送によって地上テレビ放送局が得る放送事業収入及び受信料収入の合計）とマルチユース市場の市場規模（衛星放送、CATV、ビデオにおいて地上テレビ番組が二次利用された割合を推計し、衛星テレビ放送局、CATV局の事業収入にその割合を乗じること算出）を合計した金額。

（注3） 衛星テレビ番組市場の一次流通の市場規模、マルチユース市場の市場規模、CATV番組の一次流通市場の市場規模を合計した金額。

第1図 我が国の平成24年のコンテンツ市場規模



ウ テレビ番組を放送する事業者及び制作する事業者の概要

(ア) テレビ番組を放送する事業者

テレビ番組を放送する事業者には、地上波による放送を行っている日本放送協会（以下「NHK」という。）及び地上系民間放送事業者（以下「地上系放送事業者」という。）、人工衛星による放送を行っている衛星放送事業者、ケーブルによる放送を行っている有線テレビジョン放送事業者（以下「ケーブルテレビ事業者」という。）等があり、民間放送事業者数は第2図のとおりとなっている。

第2図 民間放送事業者数の推移（注4）

（単位：名）

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
地上系放送事業者		127	127	127	127	127
衛星放送事業者		113	113	108	92	72
ケーブルテレビ事業者	自主放送を行う者	540	526	556	545	539
	再放送のみを行う者	536	565	386	256	253

（注4） 出典：地上系放送事業者及び衛星放送事業者の事業者数については平成26年版情報通信白書（総務省）、ケーブルテレビ事業者の事業者数についてはケーブルテレビの現状（平成12～25年度）（総務省）

a NHK

NHKは、放送法（昭和25年法律第132号）の規定により設立された公共放送を行う特殊法人である。放送法では、NHKの目的は、「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行う」（同法第15条）ことなどとされている。

b 地上系民間放送事業者

「キー局」と呼ばれる在京のテレビ局5社（日本テレビ放送網(株)、(株)TBSテレビ、(株)フジテレビジョン、(株)テレビ朝日及び(株)テレビ東京）は、それぞれネットワークと呼ばれる放送網を組織しており、地方のテレビ局の多くはいずれかのネットワークに属している（注5）。このネットワークを通じて、キー局等が制作又は購入して放送する番組が、地方のテレビ局においても放送されることが多く、地方のテレビ局はネットワークから提供を受ける番組に大きく依存している状況にある。

（注5） 出典：日本民間放送年鑑2014（平成26年11月〔(一社)日本民間放送連盟〕）

平成26年3月末現在、各ネットワークの事業者数は、日本テレビ系列が30社、TBS系列が28社、フジテレビ系列が28社、テレビ朝日系列が26社及びテレビ東京系列が6社となっている。

なお、ネットワークに属していないテレビ局（独立局）は13社となっている。

c 衛星放送事業者

衛星放送事業者には、放送衛星を利用したBS放送を行う事業者と通信衛星を利用したCS放送を行う事業者がおり、それぞれ、放送衛星又は通信衛星を利用して番組の電波を中継し、各家庭に番組を提供することにより放送を行っている。

衛星放送事業者には、地上系民間放送事業者のキー局のグループ会社等の無料放送を行う事業者、(株)スカパー・ブロードキャスティング等の専門チャンネルの有料放送を行う事業者等がある。

d ケーブルテレビ事業者

ケーブルテレビ事業者は、光ファイバーケーブルや同軸ケーブルを利用して各家庭に番組を配信することにより放送を行う事業者である。

ケーブルテレビ事業者には、(株)ジュピターテレコム（J：COM）のように全国を営業区域とする事業者もあるが、その多くは特定のエリアを営業区域としており、中には、地方公共団体、地方公共団体が出資する第三セクターの事業者もある。

e その他

前記 a～d の放送事業者のほか、スマートフォン向けの放送やインターネット向けの放送（注6）といった新たな形態の放送を行う事業者もある。

（注6） インターネット向けの放送は、放送法上の放送には該当しない。

(4) テレビ番組を制作する事業者

テレビ番組を制作する事業者には、テレビ局、局系列テレビ番組制作会社及びテレビ番組制作会社がある。

テレビ番組制作会社には、自らテレビ番組を制作している事業者のほか、機材や編集設備を持たず、プロデューサーやディレクターのみが在籍して番組制作の遂行・管理のみを行っている事業者や自社の従業員をテレビ局等に派遣し、テレビ局等の指揮命令下においてテレビ番組制作に関する業務を行う事業者がある。

エ テレビ局等とテレビ番組制作会社との間の主な取引形態

テレビ局等とテレビ番組制作会社との間の主な取引形態は以下のとおりである。

なお、各取引形態の呼称は事業者によって異なる。

(7) 完パケ（「完全パッケージ」の略称）

テレビ番組制作会社が、テレビ局等からテレビ番組の全部の制作について委託を受け、当該テレビ局等に対し、テレビ番組を放送できる状態で納品する取引。

例えば、テレビ番組制作会社が、テレビ局から2時間ドラマ1本の制作の委託を受け、当該番組を放送できる状態で納品する場合が該当する。

(4) 一部完パケ

テレビ番組制作会社が、テレビ局等からテレビ番組のコーナーなどテレビ番組の一部の制作について委託を受け、当該テレビ局等に対し、テレビ番組のコーナーなどを放送できる状態で納品する取引。

例えば、テレビ番組制作会社が、テレビ局から1時間の情報番組のうち5分間のグルメ特集コーナーの制作の委託を受け、当該コーナーを放送できる状態で納品する場合が該当する。

(4) 制作協力

テレビ番組制作会社が、テレビ局等が制作するテレビ番組に関する演出業務等、一部の業務の委託を受け、当該業務を行う取引。

例えば、テレビ番組制作会社が、テレビ局が制作する1時間のバラエティ番組のうち、演出業務の委託を受け、当該業務を行う場合が該当する。

(4) 人材派遣

テレビ番組制作会社が、テレビ局等に対し人材を派遣し、テレビ局等の指揮命令下で業務を行う取引。

例えば、テレビ番組制作会社が、テレビ局に対し人材を派遣し、テレビ局の指示でアシスタントディレクター業務を行う場合が該当する。

オ テレビ番組の著作権の帰属の基本的な考え方

テレビ番組は、著作権法（昭和45年法律第48号）上、基本的に「映画の著作物（注7）」として保護されており、映画の著作物の著作権は、「制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者（注8）」とされている。また、映画の著作物の著作権については、「その著作権が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する（注9）」ものとされている。

なお、映画の著作物を制作するに当たって用いられた原作である小説、脚本、音楽等の著作物の著作権は、映画の著作物そのものの著作権とはならないが、それぞれの著作物の著作権について著作権法において保護されている。

映画製作者については、「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者（注10）」とされており、テレビ局等とテレビ番組制作会社のどちらが映画製作者となるのかについて考え方が対立することがある。この点については、個々の事案ごとに制作の実態を踏まえて判断されることとなるが、完パケについては制作の委託を受けた番組全体について、一部完パケについては制作の委託を受けた番組の一部について、一般的に、テレビ番組制作会社が映画製作者として発意と責任を有し、テレビ番組制作会社に著作権が帰属するものと考えられている（注11）。また、制作協力についてはその関与の度合いによってはテレビ番組制作会社にも著作権が帰属する場合がある。

（注7） 著作権法第2条第3項

（注8） 著作権法第16条

（注9） 著作権法第29条

（注10） 著作権法第2条第1項第10号

（注11） 放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン【第三版】（平成26年3月〔総務省〕）によれば、「完全製作委託型番組」とは、「製作会社の発意と責任により製作され、企画、撮影、収録、製作及び編集までをすべて自社の責任で行い、技術的な仕様を満たしていつでも放送できる状態の番組として放送事業者に納品されたものをいう。民放において『完全パッケージ番組』、『完パケ』と呼ばれているものが一般にこれに該当する。このような形態の場合、原則として受注した製作会社に著作権が帰属することになる。」とされている。

カ テレビ番組の二次利用と窓口業務

テレビ番組は、当初の放送以外に再利用（二次利用）される場合がある。テレビ番組の二次利用の形態は、「再放送への利用」、「ビデオ化（DVD、ブルーレイディスク、CD-ROM等を含む。）」、「番組素材やフォーマット等のコンテンツの利用」、「インターネットによる配信」、「他のテレビ局への番組販売」、「海外への番組販売」等様々である。

また、テレビ番組を二次利用する際に、取引の相手方との交渉窓口となって契約を行ったり、著作権を有する者に収益分配を行う等の業務のことを窓口業務という。一

般的には、窓口業務を行った事業者は、窓口業務の手数料を収受した上で、残りの収益を著作権を有する者に配分している。

なお、こうした二次利用を行う際には、テレビ番組自体の著作権を有する者のほか、原作である小説、脚本、音楽等の著作権を有する者からも二次利用に関する許諾を得ることが必要である。

(3) 調査結果のまとめと評価

ア テレビ局等及びテレビ番組制作会社の概要

(7) 資本金の額

テレビ局等の多くが資本金5000万円超（87.9％）の事業者である一方、テレビ番組制作会社の多くが資本金5000万円以下（91.7％）の事業者であり、回答のあったテレビ局等とテレビ番組制作会社の多くが下請法の適用対象となり得る事業者であった。

(4) 年間売上高

テレビ局等の多くが年間売上高10億円超（83.6％）の事業者である一方、テレビ番組制作会社の多くが年間売上高5億円以下（72.2％）の事業者であった。

(6) テレビ番組制作会社の取引先テレビ局等の数

取引先テレビ局等の数が3名以下のテレビ番組制作会社は42.1％に上り、また、取引先テレビ局等の数が1名のテレビ番組制作会社も15.9％に上っていた。

(5) 取引依存度

最も年間取引高の多い取引先テレビ局等に対する取引依存度が30％を超えるテレビ番組制作会社は45.4％に上り、また、同取引依存度が50％を超えるテレビ番組制作会社も27.8％に上っていた。

このように、テレビ番組制作会社は、テレビ局等に比べて事業規模が小さく、特定の取引先テレビ局等との取引に依存している傾向がみられた。

イ テレビ局等とテレビ番組制作会社との取引の状況

(7) 取引形態

テレビ番組制作会社の主要な取引先テレビ局等との主な取引形態については、「完パケ」が71.7％、「制作協力」が16.5％、「人材派遣」が7.7％、「一部完パケ」が4.2％であった。

(4) テレビ番組のジャンル別の割合

テレビ番組制作会社の主要な取引先テレビ局等との取引対象となったテレビ番組のジャンル別の割合は、「ニュース・報道・情報」が47.2％と最も多く、次いで「バラエティ」が24.3％であった。

(6) 取引条件の内容

発注内容、支払金額及び支払期日といった主要な取引条件については、多くのテレビ局等（95％超）がテレビ番組制作の委託を行うに当たり、あらかじめ定めていた。

著作権に関する取引条件については、多くのテレビ局等（71.9％）が「著作権の

譲渡・許諾の範囲」についてあらかじめ定めていたものの、「著作権の譲渡対価」は33.5%、「二次利用の窓口業務に関する事項」は28.8%、「二次利用の収益配分に関する事項」は20.3%にとどまり、「著作権の譲渡・許諾の範囲」に比べてあらかじめ定めていた割合が低くなっていた。

(イ) 支払制度

支払制度については、多くのテレビ局等（95.4%）が毎月末日締切、翌月末日支払等（締切日から支払日までが1か月以内）と定めていた。

また、代金の支払に関する締切基準については、多くのテレビ局等が、完パケ、一部完パケ及び制作協力については「納品日」（68.2%）、人材派遣については「派遣日」（88.9%）と定めていたが、「放送日」と定めていたテレビ局等も一定数（完パケ、一部完パケ及び制作協力については27.9%、人材派遣については11.1%）見受けられた。

(ロ) 書面の交付状況

取引条件等を記載した書面の交付状況については、多くのテレビ局等が書面を交付していた（84.1%）が、「交付していない」又は「交付しなかったことがある」とのテレビ局等も一定数見受けられた（15.9%）。

(ハ) 優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けたテレビ番組制作会社の状況

「採算確保が困難な取引（買いたたき）」、「著作権の無償譲渡等」等の不利益を受け入れたテレビ番組制作会社の全てが、「要請を断った場合に、今後の取引に影響があると自社が判断したため」又は「テレビ局等から今後の取引への影響を示唆されたため」を理由として回答していた。このように、テレビ番組制作会社は、テレビ局等との取引の継続への影響などを考慮して、やむを得ず不利益を受け入れているものであり、こうしたテレビ局等の行為は優越的地位の濫用規制上問題となり得るものである。

優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けたテレビ番組制作会社の状況は第3図のとおりであり、主要な取引先テレビ局等から、優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を一つ以上受けたと回答したテレビ番組制作会社数は43名（39.4%）であった。

行為の内容別の状況をみると、「採算確保が困難な取引（買いたたき）」について回答したテレビ番組制作会社が22名（20.2%）と最も多く、次いで「著作権の無償譲渡等」が14名（12.8%）となっていた。

第3図 優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けたテレビ番組制作会社の状況

行為の内容	優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けたテレビ番組制作会社数	テレビ番組制作会社の総数に占める割合
採算確保が困難な取引（買ったたき）	22名	20.2%（22／109）
やり直し	13名	11.9%（13／109）
発注内容の変更	7名	6.4%（7／109）
発注内容以外の作業等	9名	8.3%（9／109）
発注内容の取消し	1名	0.9%（1／109）
商品・サービスの購入・利用要請	8名	7.3%（8／109）
金銭の提供要請	1名	0.9%（1／109）
役務の提供要請	1名	0.9%（1／109）
代金の支払遅延	5名	4.6%（5／109）
代金の減額	8名	7.3%（8／109）
著作権の無償譲渡等	14名	12.8%（14／109）
二次利用に伴う収益の不配分等	11名	10.1%（11／109）
合計（注12）	43名	39.4%（43／109）

（注12） 複数の行為の内容に係る優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けているテレビ番組制作会社が存在するところ、行為の内容別のテレビ番組制作会社数を合計すると延べ100名となるが、優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を一つ以上受けたテレビ番組制作会社数として重複を除いて合計すると43名となる。

（キ） 優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を行ったテレビ局等の状況

前記（カ）のテレビ番組制作会社43名に対して優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を行った取引先テレビ局等の延べ数は97名であり、当該テレビ局等の業態別の状況は第4図のとおりである。優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を行った取引先テレビ局等の延べ数が最も多かった業態は、「地上系放送事業者」で86名であった。

第4図 優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を行ったテレビ局等の状況

テレビ局等の業態	優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を行った取引先テレビ局等の延べ数
地上系放送事業者	86名
衛星放送事業者	9名
ケーブルテレビ事業者	2名
合計	97名

(ク) テレビ番組制作会社の資本金等との相関

a 資本金との相関

前記(カ)のテレビ番組制作会社43名の資本金の状況を見ると、第5図のとおりであり、資本金の額が小さいテレビ番組制作会社ほど、優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けた割合が高くなるという傾向がみられた。

第5図 資本金との相関

テレビ番組制作会社の資本金	1000万円以下	1000万円超 5000万円以下	5000万円超	合計
優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けたテレビ番組制作会社数	27名	13名	3名	43名
テレビ番組制作会社の総数	65名	35名	9名	109名
割合	41.5%	37.1%	33.3%	39.4%
	27/65	13/35	3/9	43/109

b 取引依存度との相関

前記(カ)のテレビ番組制作会社43名は、取引先テレビ局等延べ97名との取引において当該テレビ局等から優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けており、このうちテレビ番組制作会社の取引依存度が確認できた当該テレビ局等94名との取引について、テレビ番組制作会社の取引依存度の状況をみると第6図のとおりであり、取引依存度が高いほど、優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けた割合が高くなるという傾向がみられた。

第6図 取引依存度との相関

取引依存度	10%以下	10%超 30%以下	30%超 50%以下	50%超	合計
優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けた取引数	53名	22名	7名	12名	94名
取引依存度が確認できた取引数	187名	69名	20名	28名	304名
割合	28.3%	31.9%	35.0%	42.9%	30.9%
	53/187	22/69	7/20	12/28	94/304

(ケ) 消費税の取扱いについて

テレビ番組制作会社に対し、平成26年4月の消費税率の引上げに際し、主要な取引先テレビ局等とのテレビ番組制作の取引に係る代金について消費税率引上げ分を上乗せできたかを聞いたところ、回答のあった105名のうち、「全て上乗せできた」が101名（96.2%）、「一部上乗せできた」が3名（2.9%）、「全て上乗せできなかった」が1名（1.0%）であった。

また、主要な取引先テレビ局等との代金の価格交渉を「本体価格のみで交渉している」と回答した事業者を除くテレビ番組制作会社18名に対し、平成26年4月の消費税率の引上げ以降にテレビ番組制作の取引に係る代金の価格交渉について、外税方式で行いたい旨の申入れをし、受け入れられなかったことがあるかを聞いたところ、回答のあった16名のうち、「ある」が3名（18.8%）、「ない」が13名（81.3%）であった。

(4) 公正取引委員会の対応

本調査の結果、テレビ番組制作に関する一部の取引において、テレビ局等による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われていることが明らかとなった。公正取引委員会としては、テレビ局等によりテレビ番組制作会社に対する優越的地位の濫用規制上問題となるような行為が行われることがないように注視していく必要がある。

本調査結果においてテレビ番組制作会社が優越的地位の濫用規制上問題となり得るとされた行為を受けた割合を行為の内容別にみると、採算確保が困難な取引（買ったたき）ややり直しのほかに、「著作権の無償譲渡等」が12.8%、「二次利用に伴う収益の不配分等」が10.1%と著作権の取扱いについての行為が比較的高い割合になっているという特徴があった。これについては、著作権の取扱いに関する契約内容について回答のあったテレビ局等の71.9%が「著作権の譲渡・許諾の範囲」について定めていたものの、「著作権の譲渡対価」については33.5%、「二次利用の窓口業務に関する事項」については28.8%、「二次利用の収益配分に関する事項」については20.3%のテレビ局等が定めているにすぎず、著作権の取扱いに関する事項が十分に明確にされていないことが背景にあると考えられる。この点については、役務の委託取引における優越的地位の濫用

に関する独占禁止法上の指針（注13）（以下「役務取引ガイドライン」という。）において、「委託者が成果物等に係る権利の譲渡等に対する対価が含まれることを明示した委託費用を提示するなど、取引条件を明確にした上で交渉する必要がある。また、違反行為を未然に防止するなどの観点からは、可能な場合には、委託者が委託費用を提示する際に権利の譲渡等に対する対価を明示していることが望ましい。」とされているように、テレビ局等はテレビ番組制作会社との間であらかじめ著作権の取扱いについて十分に協議し可能な限り明確にしておくことが必要となる。他方、「著作権の帰属先について協議を求めれば、何らかのプレッシャーがあるかもしれないので、当社からアクションを起こしたことはない」、「著作権の譲渡対価が支払われないことについて不満はあるが、テレビ局等側から今後の取引への影響を示唆されたり、当社側で今後の取引への影響を考慮したりすると、他社が応じている中で当社が応じないわけにはいかない」というように、テレビ番組制作会社側から、著作権の取扱いについてテレビ局等に協議を求めること自体が難しいとする回答もみられるなど、テレビ番組制作会社が厳しい取引環境に置かれていることがうかがえる。公正取引委員会としては、テレビ局等がテレビ番組制作会社に今後の取引に影響が生じる旨を示唆するなどして、著作権の取扱いについて、一方的に自己に有利な条件を定めたり、協議の要請自体をさせないようにする行為は、優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為であることを周知していく必要がある。

さらに、こうした行為が、下請法上の資本金区分に該当するテレビ局等とテレビ番組制作会社との間で行われた場合、優越的地位の濫用規制上問題となり得ることはもとより、下請法上も問題となり得るところ、本調査の結果においては、優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受けたテレビ番組制作会社43名と当該行為を行った取引先テレビ局等延べ97名との取引の約8割が、資本金区分から下請法の適用対象となり得るのであった。中でも、著作権の取扱いに関しては、発注内容に著作権を含まない場合に、テレビ番組制作会社に帰属する著作権をテレビ局等は無償譲渡させる行為は、不当な経済上の利益の提供要請として、また、発注内容に著作権を含む場合に、テレビ局等が著作権の譲渡対価について一方的に著しく低い対価を設定する行為は、買いたたきとして、それぞれ下請法上問題となり得ることに留意する必要がある。

このため、公正取引委員会は、違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、本調査結果を公表するとともに、以下の対応を行うこととする。

（注13） 役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（平成10年3月17日）第2，7（1）参照

- ア(ア) テレビ局等を対象とする講習会を実施し、本調査結果並びに役務取引ガイドラインにおける著作権の取扱いに関する考え方も含め優越的地位の濫用規制及び下請法の内容を説明する。
- イ(イ) テレビ局等の関係事業者団体に対して、本調査結果を示すとともに、テレビ局等がテレビ番組制作に関する取引の問題点の解消に向けた自主的な取組を行えるよう、改めて優越的地位の濫用規制及び下請法の内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請する。
- エ 公正取引委員会は、今後とも、テレビ番組制作に関する取引実態を注視し、優越的地位の濫用規制上又は下請法上問題となるおそれのある行為の把握に努めるとともに、こ

これらの法律に違反する行為に対しては、厳正に対処していく。

第9章 下請法に関する業務

第1 概説

下請法は、経済的に優越した地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的で、独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法として昭和31年に制定された。

下請法は、親事業者が下請事業者に対し物品の製造・修理、プログラム等の情報成果物の作成及び役務の提供を委託する場合、親事業者に下請事業者への発注書面の交付（第3条）並びに下請取引に関する書類の作成及びその2年間の保存（第5条）を義務付けているほか、親事業者の禁止事項として、①受領拒否（第4条第1項第1号）、②下請代金の支払遅延（同項第2号）、③下請代金の減額（同項第3号）、④返品（同項第4号）、⑤買ったたき（同項第5号）、⑥物の購入強制・役務の利用強制（同項第6号）、⑦報復措置（同項第7号）、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済（同条第2項第1号）、⑨割引困難な手形の交付（同項第2号）、⑩不当な経済上の利益の提供要請（同項第3号）、⑪不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第4号）を定めており、これらの行為が行われた場合には、公正取引委員会は、その親事業者に対し、当該行為を取りやめ、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じるよう勧告する旨を定めている（第7条）。

第2 違反事件の処理

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、公正取引委員会は、中小企業庁と協力し、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的に書面調査を実施するなど違反行為の発見に努めている（第1表及び附属資料5-1表参照）。

これらの調査の結果、違反行為が認められた親事業者に対しては、その行為を取りやめさせるほか、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じさせている（第2表及び附属資料5-2表参照）。

1 書面調査

公正取引委員会は、平成27年度において、資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者39,101名（製造委託等（注1）26,559名、役務委託等（注2）12,542名）及びその下請事業者214,000名（製造委託等151,499名、役務委託等62,501名）を対象に書面調査を実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況の推移

(単位：名)

年度	区分	書面調査発送件数	
		親事業者調査	下請事業者調査
27		39,101	214,000
	製造委託等	26,559	151,499
	役務委託等	12,542	62,501
26		38,982	213,690
	製造委託等	25,935	152,504
	役務委託等	13,047	61,186
25		38,974	214,044
	製造委託等	26,217	148,332
	役務委託等	12,757	65,712
24		38,781	214,042
	製造委託等	23,656	146,267
	役務委託等	15,125	67,775
23		38,503	212,659
	製造委託等	25,082	150,312
	役務委託等	13,421	62,347

2 違反被疑事件の新規着手件数及び処理件数

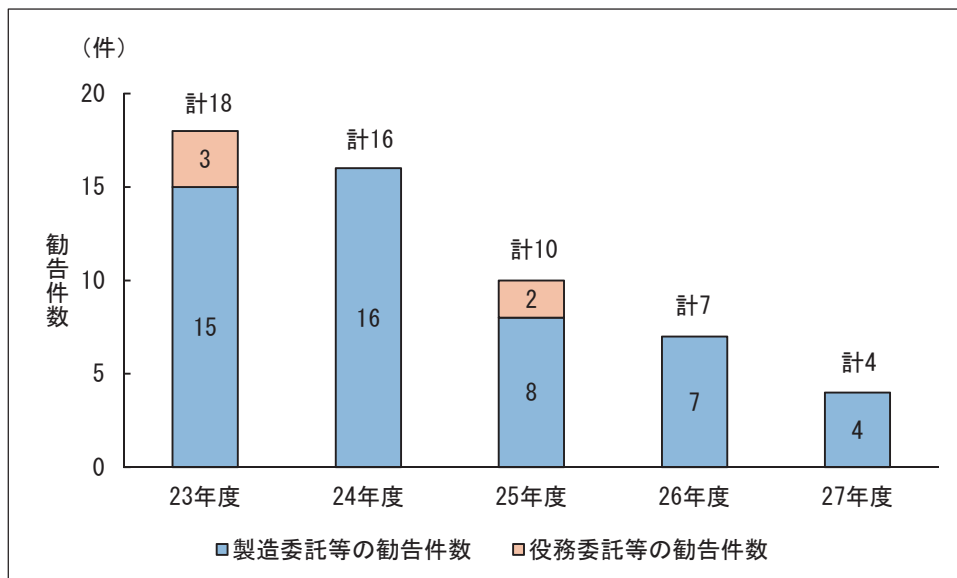
(1) 新規着手件数

平成27年度においては、新規に着手した下請法違反被疑事件は6,305件である。このうち、書面調査により職権探知したものは6,210件、下請事業者からの申告によるものは95件である（第2表及び附属資料5－2表参照）。

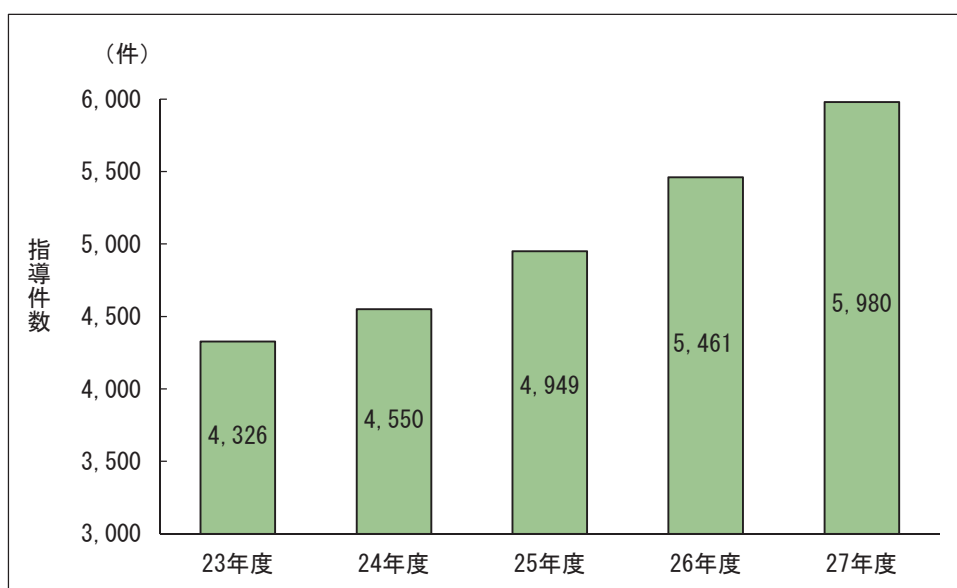
(2) 処理件数

平成27年度においては、公正取引委員会は、6,271件の下請法違反被疑事件を処理し、このうち、5,984件について違反行為又は違反のおそれのある行為（以下総称して「違反行為等」という。）があると認めた。このうち4件について同法第7条の規定に基づき勧告を行い、いずれも公表し、5,980件について指導の措置を採るとともに、親事業者に対して、違反行為等の改善及び再発防止のために、社内研修、監査等により社内体制を整備するよう指導した（第1図、第2表及び附属資料5－2表参照）。

第1図 下請法の事件処理件数の推移



(注) 勧告を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本図においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。



第2表 下請法違反被疑事件の処理状況の推移

(単位：件)

区分 年度	新 規 着 手 件 数				処 理 件 数				
	書面調査	申 告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措 置			不 問	計
					勧告	指導	小 計		
27	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
製造委託等	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
役務委託等	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
26	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
製造委託等	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
役務委託等	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
25	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425
製造委託等	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
役務委託等	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785
24	4,819	50	1	4,870	16	4,550	4,566	316	4,882
製造委託等	3,579	39	1	3,619	16	3,430	3,446	180	3,626
役務委託等	1,240	11	0	1,251	0	1,120	1,120	136	1,256
23	4,494	56	4	4,554	18	4,326	4,344	292	4,636
製造委託等	3,409	35	4	3,448	15	3,317	3,332	178	3,510
役務委託等	1,085	21	0	1,106	3	1,009	1,012	114	1,126

3 違反行為類型別件数

平成27年度において勧告又は指導が行われた違反行為等を行為類型別にみると、手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は4,977件（違反行為類型別件数の延べ合計の51.4%）である。このうち、発注時に下請代金の額、支払方法等を記載した書面を交付していない、又は交付していても記載すべき事項が不備のもの（第3条違反）が4,507件、下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの（第5条違反）が470件である。また、実体規定違反（第4条違反）は、4,697件（違反行為類型別件数の延べ合計の48.6%）となっており、このうち、下請代金の支払遅延（同条第1項第2号違反）が3,131件（実体規定違反件数の合計の66.7%）、買いたたき（同項第5号違反）が631件（同13.4%）、下請代金の減額（同項第3号違反）が373件（同7.9%）となっている（第3表及び附属資料5－3表参照）。

第3表 下請法違反行為類型別件数の推移

年 度 違反行為類型		27			26			25		
		製造 委託等	役務 委託等		製造 委託等	役務 委託等		製造 委託等	役務 委託等	
実 体 規 定 違 反	受領拒否 (第4条第1項第1号違反)	19 (0.4)	17 (0.5)	2 (0.1)	32 (0.7)	29 (0.9)	3 (0.2)	42 (1.9)	31 (2.1)	11 (1.5)
	下請代金の支払遅延 (第4条第1項第2号違反)	3,131 (66.7)	2,070 (61.7)	1,061 (79.1)	2,843 (62.8)	1,880 (56.5)	963 (80.0)	1,488 (66.1)	886 (59.1)	602 (80.2)
	下請代金の減額 (第4条第1項第3号違反)	373 (7.9)	281 (8.4)	92 (6.9)	383 (8.5)	317 (9.5)	66 (5.5)	228 (10.1)	182 (12.1)	46 (6.1)
	返品 (第4条第1項第4号違反)	14 (0.3)	12 (0.4)	2 (0.1)	15 (0.3)	15 (0.5)	0 (-)	20 (0.9)	20 (1.3)	0 (-)
	買いたたき (第4条第1項第5号違反)	631 (13.4)	518 (15.4)	113 (8.4)	735 (16.2)	609 (18.3)	126 (10.5)	86 (3.8)	65 (4.3)	21 (2.8)
	購入・利用強制 (第4条第1項第6号違反)	69 (1.5)	42 (1.3)	27 (2.0)	46 (1.0)	35 (1.1)	11 (0.9)	60 (2.7)	32 (2.1)	28 (3.7)
	報復措置 (第4条第1項第7号違反)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	有償支給原材料等の対価の早期決済 (第4条第2項第1号違反)	56 (1.2)	53 (1.6)	3 (0.2)	60 (1.3)	59 (1.8)	1 (0.1)	44 (2.0)	42 (2.8)	2 (0.3)
	割引困難な手形の交付 (第4条第2項第2号違反)	210 (4.5)	201 (6.0)	9 (0.7)	253 (5.6)	241 (7.2)	12 (1.0)	208 (9.2)	190 (12.7)	18 (2.4)
	不当な経済上の利益の提供要請 (第4条第2項第3号違反)	161 (3.4)	138 (4.1)	23 (1.7)	135 (3.0)	123 (3.7)	12 (1.0)	29 (1.3)	26 (1.7)	3 (0.4)
	不当な給付内容の変更・やり直し (第4条第2項第4号違反)	33 (0.7)	24 (0.7)	9 (0.7)	27 (0.6)	17 (0.5)	10 (0.8)	45 (2.0)	25 (1.7)	20 (2.7)
	小 計	4,697 (100)	3,356 (100)	1,341 (100)	4,529 (100)	3,325 (100)	1,204 (100)	2,250 (100)	1,499 (100)	751 (100)
手 続 規 定 違 反	発注書面不交付・不備 (第3条違反)	4,507	3,294	1,213	4,067	3,020	1,047	4,186	2,879	1,307
	書類不保存等 (第5条違反)	470	344	126	484	353	131	939	607	332
	虚偽報告等 (第9条第1項違反)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	4,977	3,638	1,339	4,551	3,373	1,178	5,125	3,486	1,639
合 計		9,674	6,994	2,680	9,080	6,698	2,382	7,375	4,985	2,390

4 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成27年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者236名から、下請事業者7,760名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額13億2622万円相当の原状回復が行われた。

主なものとしては①下請代金の減額事件においては、親事業者は総額7億7050万円を下請事業者に返還し、②下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は総額3億2691万円の遅延利息を下請事業者に支払い、③返品事件においては、親事業者は下請事業者から総額1億7896万円相当の商品を引き取り、④不当な経済上の利益の提供要請事件においては、親事業者は総額3078万円の利益提供分を下請事業者に返還した。(第4表及び第2図参照)。

第4表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	原状回復を行った 親事業者数	原状回復を受けた 下請事業者数	原状回復額
減額	27年度	93名	4,405名	7億7050万円
	26年度	108名	2,253名	4億499万円
	25年度	127名	3,777名	5億4558万円
	24年度	120名	6,540名	39億5548万円
	23年度	86名	6,391名	17億1417万円
支払遅延	27年度	124名	2,857名	3億2691万円
	26年度	91名	1,783名	6299万円
	25年度	110名	1,765名	1億1107万円
	24年度	98名	2,887名	14億7296万円
	23年度	78名	1,953名	1億6661万円
返品	27年度	7名	161名	1億7896万円
	26年度	3名	65名	2億2830万円
	25年度	1名	2名	21万円
	24年度	6名	124名	1億6728万円
	23年度	4名	118名	12億4937万円
不当な経済上の 利益の提供要請	27年度	4名	123名	3078万円
	26年度	2名	7名	65万円
	25年度	6名	60名	1399万円
	24年度	8名	182名	1912万円
	23年度	5名	70名	4906万円
やり直し等	27年度	2名	4名	1706万円
	26年度	—	—	—
	25年度	—	—	—
	24年度	—	—	—
	23年度	—	—	—
受領拒否	27年度	1名	4名	71万円
	26年度	1名	16名	1億6725万円
	25年度	—	—	—
	24年度	1名	88名	8608万円
	23年度	2名	27名	4033万円
割引困難な 手形の交付	27年度	1名	4名	44万円
	26年度	1名	1名	41万円
	25年度	—	—	—
	24年度	—	—	—
	23年度	—	—	—
買いたたき	27年度	2名	2名	38万円
	26年度	1名	2名	657万円
	25年度	—	—	—
	24年度	—	—	—
	23年度	—	—	—

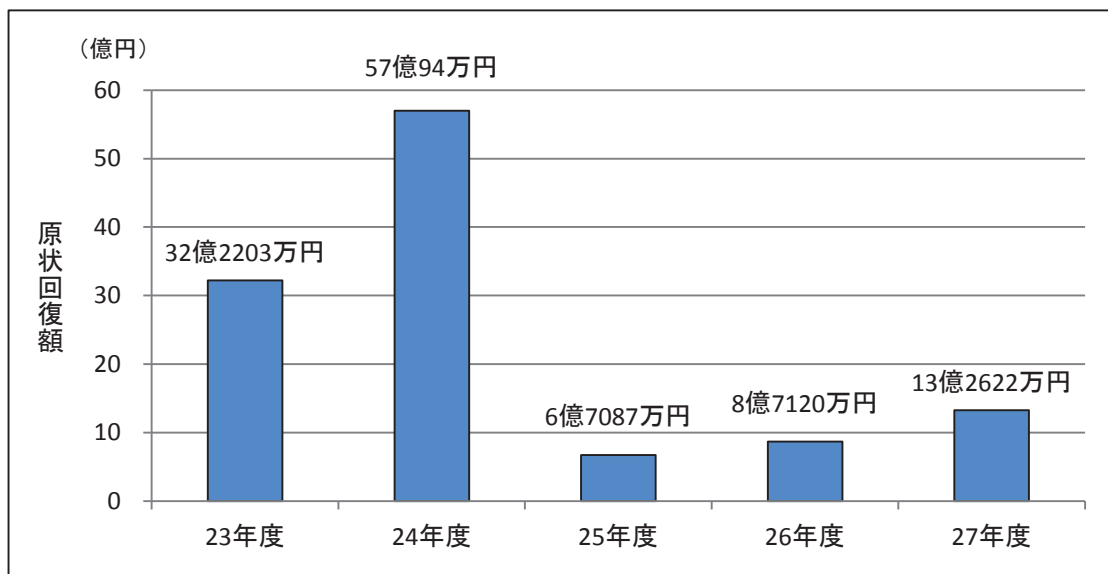
違反行為類型	年度	原状回復を行った 親事業者数	原状回復を受けた 下請事業者数	原状回復額
購入・利用強制	27年度	1名	199名	25万円
	26年度	—	—	—
	25年度	—	—	—
	24年度	—	—	—
	23年度	—	—	—
有償支給原材料等の 対価の早期決済	27年度	1名	1名	18万円
	26年度	2名	15名	0万円
	25年度	—	—	—
	24年度	—	—	—
	23年度	1名	11名	249万円
合計	27年度	236名	7,760名	13億2622万円
	26年度	209名	4,142名	8億7120万円
	25年度	244名	5,604名	6億7087万円
	24年度	233名	9,821名	57億 94万円
	23年度	176名	8,570名	32億2203万円

(注1) 違反行為類型ごとの返還等の金額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。また、平成26年度における有償支給原材料等の対価の早期決済については、返還金額が1万円未満のため、「0万円」としている。

(注2) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注3) 該当がない場合を「—」で示した。

第2図 原状回復の状況



5 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日。詳細については、後記リンク先を参照）。

平成27年度においては、上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は52件であった。また、同年度に処理した自発的な申出は45件であり、そのうちの2件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。平成27年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者4,524名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額9億9147万円相当の原状回復が行われた（注）。

http://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

（注）前記 4 記載の金額の内数である。

6 勧告事件及び主な指導事件

平成27年度における勧告事件及び主な指導事件は次のとおりである。

(1) 勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
婦人靴の卸売業 及び小売業 (27.4.10勧告)	(株)アマガサは、百貨店等に販売する又は自社の店舗で販売する婦人靴の製造を下請事業者（個人又は法人）に委託しているところ、平成24年11月から平成26年1月までの間、下請事業者に対し、「支払割引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者21名に対し、総額6514万2852円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。 【本件は、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、処理した案件である。】	第4条第1項第3号（減額の禁止）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
スポーツ用品等の小売業 (27. 7. 31勧告)	ゼビオ(株)は、自社の店舗で販売するスポーツ用品等の製造を下請事業者に委託しているところ、平成25年8月から平成26年8月までの間、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。 ① 下請代金の減額 ア 店頭販売価格の引下げを行うに当たって、当該引下げ額を「値引」として、下請代金の額から差し引いていた。 イ 単価の引下げ改定を行ったところ、単価の引下げの合意日前に発注した商品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、下請代金の額から下請代金の額と引下げ後の単価を遡って適用した価格との差額を差し引いていた。 ② 返品 ア 下請事業者の商品を受領した後、販売期間が終了したことを理由として、自社の在庫商品を引き取らせていた。 イ 商品を購入した顧客から商品に不具合があるとのクレームがあったことを理由として、受領後6か月を経過した商品を引き取らせていた。 減額金額は、下請事業者9名に対し、総額1320万8977円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。また、返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者4名に対し、総額3828万3097円であり、同社は勧告前に返品した商品の下請代金相当額を支払うなどしている。	①第4条第1項第3号（減額の禁止） ②第4条第1項第4号（返品の禁止）
給排水部材等の卸売業等 (27. 10. 23勧告)	ミヤコ(株)は、給排水部材等の販売業者等に販売する給排水部材及び住宅メーカーから請け負う配管部材の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次のアからエまでの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア 平成25年11月から平成26年4月までの間及び平成26年11月から平成27年4月までの間、「セール協賛金」を下請代金の額から差し引いていた。 イ 平成26年8月から平成27年1月までの間、「カタログ協賛金」を下請代金の額から差し引いていた。 ウ 平成25年10月から平成27年2月までの間、「現金リベート」を下請代金の額から差し引いていた。 エ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際の振込手数料を下請代金から差し引くことについて下請事業者との間で合意していたところ、平成25年10月から平成27年2月までの間、実際の振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていた。 減額金額は、下請事業者14名に対し、総額2174万3475円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（減額の禁止）
食料品及び日用品の小売業等 (28. 3. 25勧告)	(株)大地を守る会は、自社が消費者及び小売業者に販売する食料品及び日用品の製造を下請事業者（個人又は法人）に委託しているところ、平成26年10月から平成27年11月までの間、下請事業者に対し、次のア又はイの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア 「基本販売協力奨励金」を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 イ 「追加販売協力奨励金」を下請代金の額から差し引いていた。 減額金額は、下請事業者39名に対し、総額1485万5991円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（減額の禁止）

(2) 主な指導事件

違反行為等の概要	関係法条
Z社から金属製品の製造を委託され、当該製品の加工を下請事業者に委託しているA社は、Z社から納品延期を求められたことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。	第4条第1項第1号 (受領拒否の禁止)
空調設備の修理を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。	第4条第1項第2号 (下請代金の支払遅延の禁止)
船舶の設計図の作成を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
生活用品等の製造を下請事業者に委託しているD社は、販売シーズンが終了したことを理由として、当該商品の在庫を返品していた。	第4条第1項第4号 (返品の禁止)
貨物の運送を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者が燃料価格の高騰を理由に単価の引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置いた。	第4条第1項第5号 (買いたたきの禁止)
ビルメンテナンスを下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、自社が運営する宿泊施設のクーポンを購入させていた。	第4条第1項第6号 (購入・利用強制の禁止)
冷凍冷蔵庫の修理を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。	第4条第2項第1号 (有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止)
木材加工用機械の部品の製造を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。	第4条第2項第2号 (割引困難な手形の交付の禁止)
玩具の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該玩具の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該玩具の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

第3 下請法の普及・啓発

下請法の運用に当たっては、違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより、違反行為を未然に防止することも重要である。このような観点から、公正取引委員会は、次のとおり各種の施策を実施し、違反行為の未然防止を図っている。

1 下請法に係る講習会

(1) 下請法基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「下請法基礎講習会」を実施している。

平成27年度においては、61回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年11月を「下請取引適正化推

進月間」と定め、中小企業庁と共同して、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施している。

平成27年度においては、47都道府県61会場（うち公正取引委員会主催分26都道府県33会場）で実施した。

(3) 下請法応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの応用的な内容に関する講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法に関する基礎知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする「下請法応用講習会」を実施している。

平成27年度においては、6回の講習会を実施した。

(4) 下請法業種別講習会

過去に下請法及び優越的地位の濫用規制に係る違反行為がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的とする「業種別講習会」を実施している。

平成27年度においては、合計6回（放送番組制作事業者等向け3回、ソフトウェア開発事業者等向け3回）の講習会を実施した。

2 下請法に係る相談

(1) 下請法に係る相談

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法に係る相談を受け付けている。

平成27年度においては、7,009件に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している（下記リンク先を参照）。

平成27年度においては、63か所で実施した。

<http://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/idousoudankai.html>

(3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、相談を受け付けている。

平成27年度においては、全国の商工会議所で従事する経営指導員向けの研修会等へ49回講師を派遣するとともに、全国の商工会議所及び商工会へのパンフレット等の参考資

料の配布等を行った。

(4) コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法に係る相談に応じるとともに、下請法の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成27年度においては、事業者団体等へ24回講師を派遣するとともに、下請法等に係るパンフレット、物流分野における取引の公正化に関するDVD等の資料を提供した。

3 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

特に年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買いたたき等の行為が行われることのないよう、公正取引委員会及び経済産業省は、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書で要請している。

平成27年度においては、親事業者約205,000名及び関係事業者団体約650団体に対し、11月13日に要請を実施した。

4 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成27年度における下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。

平成27年度においては、6月から9月にかけて下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行うとともに、その概要を公表した（「平成27年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」〔平成28年6月1日公表〕の別紙4「下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見について」）。

5 政府広報の活用

政府の動きや重要施策を動画で紹介する「政府インターネットテレビ」に、下請法の重要性などを紹介する番組「下請事業者の強い味方！知っておきたい『下請法』」が公開された（平成27年10月15日）。

また、国民に身近な政策や行政の取組などについて分かりやすく解説する政府広報ラジオ番組「なるほど!!ニッポン情報局」において、下請法についてクイズ形式などを用いて紹介する「下請事業者を助ける！『下請法』って何だ!？」が放送された（平成28年1月23日、24日）。

公正取引委員会では、これらの政府広報を下請法の普及・啓発に積極的に活用した。

第10章 消費税転嫁対策特別措置法に関する業務

第1 概説

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、平成25年6月5日に成立し、同年10月1日に施行された。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置を定めており、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、特定事業者の遵守事項として、①減額又は買ったたき（第3条第1号）、②商品購入、役務利用又は利益提供の要請（第3条第2号）、③本体価格での交渉の拒否（第3条第3号）、④報復行為（第3条第4号）を定め、公正取引委員会は、その特定事業者に対し、これらの行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をする旨を定め（第4条）、また、これらの消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）が認められた場合には、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置を採るべきことを勧告する旨を定めている（第6条）。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を定めており、事業者又は事業者団体が公正取引委員会に届出をしてする特定の共同行為について、独占禁止法の適用を除外する旨を定めている（第12条）。

第2 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

1 転嫁拒否行為に関する情報収集

(1) 相談窓口における対応

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等に相談窓口を設置しており、当該窓口において転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けている。

平成27年度においては、543件の相談に対応した。

(2) 書面調査

公正取引委員会は、転嫁拒否行為を受けた事業者にとって、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を受動的に待つだけではなく、書面調査を実施し、中小企業・小規模事業者等（売手側）から転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行っている。

平成27年度においては、中小企業庁と合同で、中小企業・小規模事業者等（売手側。約290万名）に対する悉皆的な書面調査を実施した。また、中小企業庁と合同で、個人事業者（売手側。約350万名）に対する書面調査を実施した。さらに、中小企業庁と合同で、大規模小売事業者及び大企業等（買手側。約8万名）に対して、報告義務を課した書面調査を実施した。

(3) 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

公正取引委員会は、平成27年度において、様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、4,344名の事業者及び682の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。

(4) 移動相談会

公正取引委員会は、事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、全国各地で移動相談会を実施することとし、平成27年度においては、移動相談会を52回実施した。

(5) 下請法の書面調査の活用

公正取引委員会は、下請法の書面調査を通じて、転嫁拒否行為に関する情報も併せて収集し、当該調査を通じて転嫁拒否行為に関する情報が得られた場合には、速やかに調査を行った。

(6) 下請法との一体的な運用

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において、下請法に違反する事実（発注書面不交付・不備、受領拒否、割引困難な手形の交付等）が判明した場合には、下請法に基づき迅速かつ厳正に対処した。

2 転嫁拒否行為に対する調査・措置等

(1) 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に実施し、転嫁拒否行為に対しては、指導により転嫁拒否行為に係る不利益の回復などの必要な改善措置を講ずるよう迅速かつ厳正に対処している。また、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告を行うとともに、特定事業者名、違反行為の概要等を公表している。

平成27年度において、13件について勧告を行い、349件について指導を行った（第1表参照）。

第1表 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

(単位：件)

	勧告	指導
平成25年度（注1）	0（0）	724（35）
平成26年度	19（4）	316（45）
平成27年度	13（3）	349（24）
合 計	32（7）	1,389（104）

（注1） 平成25年度は平成25年10月以降の件数。以下第2表から第6表において同じ。（ ）内の件数は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数である。

第2表 勧告及び指導件数の内訳（業種別）

(単位：件)

業種	平成25年度			平成26年度			平成27年度			合計		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
建設業	0	12	12	0	61	61	2	55	57	2	128	130
製造業	0	291	291	0	46	46	1	66	67	1	403	404
情報通信業	0	49	49	1	23	24	1	43	44	2	115	117
運輸業（道路貨物運送業等）	0	78	78	0	11	11	0	15	15	0	104	104
卸売業	0	78	78	1	10	11	0	20	20	1	108	109
小売業	0	78	78	4	56	60	3	35	38	7	169	176
不動産業	0	12	12	2	12	14	4	20	24	6	44	50
技術サービス業（広告・建築設計業等）	0	54	54	0	10	10	0	20	20	0	84	84
事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）	0	18	18	0	1	1	0	7	7	0	26	26
その他（注3）	0	54	54	11	86	97	2	68	70	13	208	221
合 計	0	724	724	19	316	335	13	349	362	32	1,389	1,421

（注2） 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注3） 「その他」は、医療福祉、学校教育・教育支援業、旅行業、自動車整備業・機械等修理業等である。

(2) 行為類型別件数

平成27年度において勧告又は指導が行われた違反行為を行為類型別にみると、買いたたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）が344件、減額（同法第3条第1号前段）が18件、本体価格での交渉の拒否（同法第3条第3号）が6件及び商品購入、役務利用又は利益提供の要請（同法第3条第2号）が3件となっている（第3表参照）。

第3表 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

(単位：件)

行為類型	平成25年度			平成26年度			平成27年度			合計		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
減額	0	1	1	3	32	35	0	18	18	3	51	54
買いたたき	0	480	480	19	268	287	13	331	344	32	1,079	1,111
商品購入、役 務利用又は利 益提供の要請	0	24	24	0	22	22	0	3	3	0	49	49
本体価格での 交渉の拒否	0	224	224	0	15	15	0	6	6	0	245	245
合計（注4）	0	729	729	22	337	359	13	358	371	35	1,424	1,459

（注4） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、第1表及び第2表に記載の件数とは一致しない。

(3) 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成27年度においては、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について、特定事業者333名から、特定供給事業者25,059名に対し、総額6億7444万円の原状回復が行われた。

第4表 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

	平成26年度	平成27年度	合計
原状回復を行った特定事業者数	228名	333名	561名
原状回復を受けた特定供給事業者数	33,094名	25,059名	58,153名
現状回復額	4億1153万円	6億7444万円	10億8598万円

（注5） 各期間の現状回復額は1万円未満を切り捨てているため、各期間の現状回復額とその合計は一致しない。

3 勧告事件及び主な指導事例

平成27年度における勧告事件及び主な指導事例は次のとおりである。

(1) 勧告事件

事業内容	違反行為の概要	関係法条
建設業 (27.4.2勧告)	住宅の建築工事業を行うアサヒグローバル(株)及びアサヒグローバル三重(株)の2社は、それぞれ、住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）
貸金業 (27.5.22勧告)	貸金業を行うSMB Cコンシューマーファイナンス(株)は、店舗等の貸貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。 【本件は、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、処理した案件である。】	第3条第1号後段（買いたたき）

事業内容	違反行為の概要	関係法条
教育・学習支援業 (27.6.4勧告)	資格取得対策スクールの運営等の事業を行う㈱建築資料研究社は、 ア 資格取得対策スクールの運営等の業務を委託している一部の事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置いて支払った。 イ 事務所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）
駐車場業 (27.6.5勧告)	駐車場事業を行う㈱コインパークは、駐車場施設の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）
日用品の小売業 (27.6.9勧告)	日用品を販売するDCMダイキ㈱及び㈱ホームセンターサンコーの2社は、それぞれ、野菜等の商品の仕入先である農家等の一部に対し、仕入代金について、税抜価格の販売価格から販売手数料相当額を控除した額に8%を乗じた額を上乗せせずに支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）
婦人・子供服小売業 (27.6.12勧告)	乳幼児等の衣料品等を販売する㈱西松屋チェーンは、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 【本件は、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、処理した案件である。】	第3条第1号後段（買いたたき）
出版業 (27.7.9勧告)	雑誌等の出版業を行う㈱主婦と生活社は、雑誌等に掲載する原稿、写真等の作成又は編集、校正等の業務を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）
駐車場業 (27.10.2勧告)	駐車場事業等を行う㈱穴吹ハウジングサービスは、駐車場施設の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置く旨の要請を行った。	第3条第1号後段（買いたたき）
建物売買業 (27.12.22勧告)	戸建住宅の建設・販売業等を行うアイディホーム㈱は、戸建住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）
建物売買業 (27.12.22勧告)	戸建住宅の建設・販売業等を行う㈱アーネストワンは、戸建住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）
電気機械器具製造業 (28.1.20勧告)	電力機械器具等の製造販売等を行う㈱東光高岳は、電力量計の取替工事を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）

(2) 主な指導事例

業 種	違反行為の概要	関係法条
建設業	A社は、建築資材等の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後に供給を受けた建築資材等の代金について、消費税込みの請求額から、10,000円未満又は1,000円未満の端数を切り捨てて支払っていた。	第3条第1号前段（減額）
自動車整備業	B社は、自動車の修理を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後に納品される製品について、本体価格（税抜）に消費税分（8%）を上乗せした価格を修理代金として支払うことをあらかじめ取り決めていたところ、代金を支払う際に消費税率の引上げ分（当該修理代金に3%を乗じた金額）を減じて支払っていた。	第3条第1号前段（減額）
飲食料品小売業	大規模小売事業者であるC社は、自社で販売する食料品等の納入業者等（特定供給事業者）に対して、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの商品代金等を据え置いていた。	第3条第1号後段（買いたたき）

業 種	違 反 行 為 の 概 要	関係法条
ソフトウェア業	D社は、システム開発、運用等に関する業務及び携帯電話サービスの管理等の業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの業務委託料を据え置いていた。	第3条第1号後段（買ったたき）
園芸資材等の小売業	大規模小売事業者であるE社は、自社で販売する農産物等の商品の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後に納入された農産物等の商品の管理に要する費用について、当該費用を算定する際に用いる算定率を引き上げることにより、当該算定率引上げ相当額を提供させていた。	第3条第2号（商品購入、役務利用又は利益提供の要請）
スポーツ関連商品販売業	F社は、自社で販売するスポーツ関連商品の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴い、自社の費用負担を明確にすることなく、消費税率の引上げに対応した値札を新たに作成するよう要請した。	第3条第2号（商品購入、役務利用又は利益提供の要請）
情報通信機械器具製造業	G社は、通信機器の設計業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、消費税込価格で委託料を定めていたところ、契約更新の際、事業者からの本体価格（税抜価格）による価格交渉の申出を拒否した。	第3条第3号（本体価格での交渉の拒否）
飲食サービス業	H社は、平成26年4月1日以後の学校給食用食材の納入業者（特定供給事業者）との価格交渉において、税込価格での交渉を余儀なくさせていた。	第3条第3号（本体価格での交渉の拒否）

第3 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

1 制度の概要

消費税転嫁対策特別措置法では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為について、公正取引委員会に事前に届け出ることにより独占禁止法に違反することなく行うことができるものとしている。

2 届出の受付等

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等において、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の届出を受け付けたほか、事業者又は事業者団体からの届出書の記載方法等に関する相談を受け付けた。

平成27年度においては、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（以下「転嫁カルテル」という。）11件の届出を受け付けた（転嫁カルテル及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為〔以下「表示カルテル」という。〕の届出件数は第5表、業種別届出件数は第6表参照）。転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況は、届出を受け付けた月ごとに取りまとめて、翌月、公正取引委員会のウェブサイトに掲載した。

平成27年度においては、5件の相談に対応した。

第5表 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数

	転嫁カルテル	表示カルテル	合 計
平成25年度	152件	136件	288件
平成26年度	13件	3件	16件
平成27年度	11件	0件	11件
合 計	176件	139件	315件

第6表 業種別届出件数

	転嫁カルテル				表示カルテル			
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
製造業	80件	7件	5件	92件	76件	3件	0件	79件
卸売業	51件	3件	3件	57件	47件	2件	0件	49件
小売業	38件	6件	2件	46件	42件	3件	0件	45件
サービス業	37件	3件	3件	43件	21件	0件	0件	21件
その他 (注2)	12件	6件	6件	24件	10件	0件	0件	10件
合計	218件	25件	19件	262件	196件	8件	0件	204件

(注1) 複数の業種にわたる場合の届出があるので、合計の数字は第5表に記載の届出件数と一致しない。

(注2) 「その他」の業種は、運輸業、建設業等である。

3 政令指定組合からの届出に係る主務大臣に対する通知

消費税転嫁対策特別措置法では、法律の規定に基づいて設立された組合であって政令で定めるもの（以下「政令指定組合」という。）は、当該政令指定組合の設置根拠法の規定にかかわらず、転嫁カルテル及び表示カルテルをすることができることとされており（第13条第1項）、公正取引委員会は、政令指定組合からの届出を受理したときは、当該政令指定組合を所管する大臣に通知を行うこととされている（第13条第2項）。

平成27年度においては、政令指定組合から、転嫁カルテル2件を受理し、それぞれの政令指定組合を所管する大臣に通知を行った。

第4 消費税転嫁対策特別措置法の普及・啓発

公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税転嫁対策特別措置法の周知等の転嫁拒否行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

1 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会等

(1) 公正取引委員会主催説明会

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、平成27年度においては、51回の説明会を実施した。

(2) 講師派遣

公正取引委員会は、商工会議所、商工会及び事業者団体が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており、平成27年度においては、職員を27回派遣した。

2 消費税転嫁対策特別措置法に係る広報

(1) パンフレット

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法等の内容を分かりやすく説明した事業者等向けパンフレットを当委員会のウェブサイトに掲載しているほか、商工会議所、商工会、地方自治体等に配布した。

また、消費税転嫁対策特別措置法の運用を踏まえ、主な違反事例について説明したパンフレットを、公正取引委員会のウェブサイトに掲載しているほか、商工会議所、商工会等に配布した。

(2) ウェブサイトの活用

公正取引委員会は、当委員会のウェブサイトに「消費税転嫁対策コーナー」を設けており、リーフレット、パンフレット等の資料、相談窓口（転嫁拒否行為等についての相談窓口）・届出窓口（転嫁カルテル及び表示カルテルの届出窓口）、月ごとの転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」などを掲載した。

(3) 転嫁拒否行為の未然防止に係る集中的な広報

公正取引委員会は、転嫁拒否行為が禁止されていること、転嫁拒否行為に対して当委員会が厳しく監視していること及び転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていることを広く周知するため、平成28年2月に、①新聞広告及び②インターネット広告により、事業者向け広報を集中的に実施した。

第1 独占禁止協力協定等

近年、複数の国・地域の競争法に抵触する事案、複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど、競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定等に基づき、関係国の競争当局に対し執行活動等に関する通報を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。

1 独占禁止協力協定

(1) 日米独占禁止協力協定

日本国政府は、米国政府との間で、平成11年10月7日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に署名し、同協定は同日に発効した。同協定は、両政府の競争当局間における執行活動に係る通報、協力、調整、執行活動の要請、重要な利益の考慮等を規定している。

(2) 日欧州共同体独占禁止協力協定

日本国政府は、欧州共同体との間で、平成15年7月10日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定」に署名し、同協定は同年8月9日に発効した。同協定は、前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

なお、平成28年3月15日に行われた欧州委員会競争総局との競争当局間協議において、今後、審査過程において入手した情報の交換ができるよう、同協定を改正するための交渉の準備を開始することで一致したところである。

(3) 日加独占禁止協力協定

日本国政府は、カナダ政府との間で、平成17年9月6日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定」に署名し、同協定は同年10月6日に発効した。同協定は、前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

2 競争当局間の協力に関する覚書等

平成25年度に締結したフィリピン司法省及びベトナム競争庁との協力に関する覚書等並びに平成26年度に締結したブラジル経済擁護行政委員会及び韓国公正取引委員会との協力に関する覚書に加え、平成27年度においては、更に以下の二つの競争当局との間で覚書等を締結した。また、平成28年4月に、中国商務部との間で覚書を締結した。

(1) オーストラリア競争・消費者委員会との協力に関する取決め

公正取引委員会は、オーストラリア連邦の競争当局であるオーストラリア競争・消費者委員会との間で、平成27年4月29日に「日本国公正取引委員会とオーストラリア競

争・消費者委員会との間の協力に関する取決め」に署名し、同取決めに基づく協力が開始された。同取決めは、両競争当局間における執行活動に係る通報、協力、情報交換、調整、協議の要請、紛争の回避、意見交換等を規定している。また、同取決めでは、審査過程において違反被疑事業者等から入手した情報の共有について検討すると規定されているところ、これは従来の独占禁止協力協定、経済連携協定等では規定されておらず、同取決めにおいて初めて設けられた規定である。

(2) 中国国家発展改革委員会との協力に関する覚書

公正取引委員会は、中華人民共和国の競争当局の一つである国家発展改革委員会との間で、平成27年10月13日に「日本国公正取引委員会と中華人民共和国国家発展改革委員会との間の独占禁止協力に関する覚書」に署名し、同覚書に基づく協力が開始された。同覚書は、両競争当局間における年次協議、情報交換、技術協力、通報等を規定している。

(3) 中国商務部との協力に関する覚書

公正取引委員会は、中華人民共和国の競争当局の一つである商務部との間で、平成28年4月11日に「日本国公正取引委員会と中華人民共和国商務部との間の独占禁止協力に関する覚書」に署名し、同覚書に基づく協力が開始された。同覚書は、両競争当局間における年次協議、情報交換、技術協力等を規定している。

第2 競争当局間協議

公正取引委員会は、我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局等との間で競争政策に関する協議を定期的に行っている。平成27年度における協議の開催状況は、次のとおりである。

第1表 平成27年度における競争当局間協議の開催状況

	期日及び場所	相手当局
中国	平成27年7月20日 北京	中国国家発展改革委員会
E U	平成27年9月17日 ブリュッセル	欧州委員会競争総局
韓国	平成27年11月6日 ソウル	韓国公正取引委員会
中国	平成27年11月18日 北京	中国国家発展改革委員会 中国商務部
カナダ	平成28年2月2日 東京	カナダ産業省競争局
E U	平成28年3月15日 東京	欧州委員会競争総局
英国	平成28年3月17日 ロンドン	英国競争・市場庁

第3 経済連携協定への取組

近年における経済のグローバル化の進展と並行して、地域貿易の強化のため、現在、多くの国が、経済連携協定や自由貿易協定の締結又は締結のための交渉を行っている。競争

政策の観点からは、経済連携協定が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であり、公正取引委員会は、このような観点から我が国の経済連携協定締結に関する取組に参画している。我が国がこれまでに署名・締結した経済連携協定のうち、次のものには、競争に関する規定が設けられ、両国が反競争的行為に対する規制の分野において協力することが盛り込まれている。

第2表 我が国が署名・締結した経済連携協定のうち競争に関する規定が設けられているもの

協定名	状況
日・シンガポール経済連携協定	H14.1署名 H14.11発効（注1）
日・メキシコ経済連携協定	H16.9署名 H17.4発効
日・マレーシア経済連携協定	H17.12署名 H18.7発効
日・フィリピン経済連携協定	H18.9署名 H20.12発効
日・チリ経済連携協定	H19.3署名 H19.9発効
日・タイ経済連携協定	H19.4署名 H19.11発効
日・インドネシア経済連携協定	H19.8署名 H20.7発効
日・ASEAN包括的経済連携協定	H20.4署名（注2） 一部発効（注3）
日・ベトナム経済連携協定	H20.12署名 H21.10発効
日・スイス経済連携協定	H21.2署名 H21.9発効
日・インド経済連携協定	H23.2署名 H23.8発効
日・ペルー経済連携協定	H23.5署名 H24.3発効
日・オーストラリア経済連携協定	H26.7署名 H27.1発効
日・モンゴル経済連携協定	H27.2署名 H28.6発効
環太平洋パートナーシップ（TPP）協定	H28.2署名

（注1） 平成19年3月に両国間で見直しのための改正議定書が署名され、同年9月に発効した。競争に関する章については、実施取極において、シンガポール側における競争法導入及び競争当局設立に伴う修正が行われた。

（注2） 平成20年4月に日本及び全ASEAN構成国の署名が完了した。

（注3） 日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーの間では平成20年12月に、ブルネイとの間では平成21年1月に、マレーシアとの間では同年2月に、タイとの間では同年6月に、カンボジアとの間では同年12月に、フィリピンとの間では平成22年7月に発効した。インドネシアとの間では未発効である。

第4 多国間関係

1 国際競争ネットワーク（ICN：International Competition Network）

(1) ICNの概要

ICNは、競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、平成28年3月31日現在、120か国・地域から133の競争当局が参加している。このほか、国際機関、研究者、弁護士等の非政府アドバイザー（Non-Governmental Advisors：NGA）もICNに参加している。

ICNは、主要な20の競争当局の代表者で構成される運営委員会（Steering Group）により、その全体活動が管理されている。公正取引委員会委員長は、ICNの設立以来、運営委員会のメンバーとなっている。このほか、当委員会は、ICN成果物の唱導及び実施（Advocacy and Implementation）を担当しており、他のICNに加盟する競争当局と協力し、ICN成果物の唱導及び実施ネットワークサポートプログラム（A I S U P。平成20年8月に当委員会の主導により設立され、経験の浅い競争当局におけるICN成果物の実施等を支援するためのプログラム）の運用を行っている。

ICNは、運営委員会の下に、テーマごとに①カルテル作業部会、②企業結合作業部会、③単独行為作業部会、④アドボカシー作業部会及び⑤競争当局有効性作業部会の五つの作業部会並びにICNの組織及び運営等に関する作業部会を設置している。これらの作業部会においては、電話会議、質問票の活用、各国競争当局からの書面提出等を通じて、それぞれの課題に対する検討が行われているほか、テーマごとにワークショップが開催されている。公正取引委員会は、これらの活動に積極的に取り組んでおり、平成23年度の第10回年次総会から平成26年度の第13回年次総会までの間はカルテル作業部会の共同議長を、第13回年次総会以降は同作業部会サブグループ（SG1）の共同議長をそれぞれ務めている。また、ICNは、これらの作業部会の成果の報告、次年度のワークプランの策定等のため、年次総会を開催しており、平成27年度の第14回年次総会は、平成27年4月28日から5月1日にかけてオーストラリア・シドニーにおいて開催され、当委員会からは委員長ほか事務総局の職員7名がスピーカー等として参加した。

平成27年度における主な会議の開催状況は、次のとおりである。

第3表 平成27年度におけるICNの主な会議の開催状況

会 議	期 日	場 所
第14回年次総会	平成27年4月28日～5月1日	オーストラリア・シドニー
企業結合ワークショップ	平成27年9月24日及び25日	ベルギー・ブリュッセル
カルテルワークショップ	平成27年10月19日～21日	コロンビア・カルタヘナ
単独行為ワークショップ	平成27年11月12日及び13日	トルコ・イスタンブール
競争当局有効性作業部会地域ワークショップ	平成28年3月10日及び11日	ボツワナ・ハボロネ

(2) 各作業部会の活動状況

平成27年度における各作業部会の活動状況は、次のとおりである。

ア カルテル作業部会

カルテル作業部会は、反カルテル執行における国内的及び国際的な諸問題に対処することを目的として設置された作業部会である。同作業部会には、ハードコア・カルテルの定義等の基本的な概念について検討を行う一般的枠組みサブグループ（SG 1）及び個別の審査手法に関する情報交換等を通じてカルテルに対する法執行の効率性を高めることを目的とした審査手法サブグループ（SG 2）が設置されている。

第14回年次総会以降、SG 1においては、経験の浅い競争当局のための「審査権限に関するカタログ」の作成作業が行われたほか、「私的執行が公的な反カルテル執行に与える影響」及び「コンプライアンスプログラムを通じたカルテル抑止力の向上」をテーマとした電話セミナーが実施され、公正取引委員会事務総局の職員がモデレーターやスピーカーを務めた。また、当委員会は、SG 1の共同議長として、同一テーマにより、アジア太平洋地域に所在する競争当局向けの電話セミナーを主催した。

他方、SG 2においては、公正取引委員会の主導の下、「非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」の設立に向けた作業が行われ、運用が開始されたほか、反カルテル執行テンプレートの改訂作業を行った。また、SG 2は、ICNに加盟する競争当局のカルテル審査担当者が実務上の問題を議論するため、年1回、カルテルワークショップを開催している。平成27年度のワークショップは、平成27年10月、コロンビア・カルタヘナにおいて開催され、「国際カルテルに対する制裁措置における協力と収れん」をテーマとして議論が行われ、当委員会事務総局の職員4名がスピーカー等として参加した。

イ 企業結合作業部会

企業結合作業部会は、企業結合審査の効率性を高めるとともに、その手続面及び実体面の収れんを促進し、国際的企業結合の審査を効率化することを目的として設置された作業部会である。

第14回年次総会以降、同作業部会においては、「企業結合審査における問題解消措置の指針」が作成されたほか、企業結合届出・手続テンプレートの更新を行った。また、同作業部会においては、公正取引委員会の主導の下、平成24年に「企業結合審査に係る国際協力のためのフレームワーク」を設立し、運用を行っている。さらに、平成27年9月、企業結合ワークショップがベルギー・ブリュッセルにおいて開催され、企業結合審査における問題解消措置及び国際協力等をテーマとして議論が行われ、当委員会事務総局の職員2名がスピーカー等として参加した。

ウ 単独行為作業部会

単独行為作業部会は、事業者による反競争的単独行為に対する規制の在り方等について議論することを目的として設置された作業部会である。

第14回年次総会以降、同作業部会においては、「双方向市場と単独行為」及び「単独行為案件における問題解消措置」をテーマとした電話セミナーを実施した。また、

平成27年11月、単独行為ワークショップがトルコ・イスタンブールにおいて開催され、取引拒絶に関する分析について議論が行われ、公正取引委員会事務総局の職員2名がスピーカー等として参加した。

エ アドボカシー作業部会

アドボカシー作業部会は、競争唱導活動の有効性を向上させることを目的として設置された作業部会である。

第14回年次総会以降、同作業部会においては、市場調査に関する情報等をICNメンバーが共有することを目的とする市場調査インフォメーションストア及び市場調査グッドプラクティスハンドブックを改訂したほか、新たに「事業者向けの競争の利益の説明」に関する章がICNウェブサイト内の競争の利益を説明するためのオンラインプラットフォーム上に作成された。また、同作業部会は、世界銀行との共催で開催された、各競争当局の競争唱導の成功例を競わせる平成27-28年年次総会アドボカシーコンテストを開催した。同コンテストにおいては、主催者側が設定した四つのテーマのうち、「市民社会の関与を通じた競争の促進」のカテゴリにおいて、公正取引委員会が行っている独占禁止法教室や子供向けコンテンツ等を利用した取組が入賞した。さらに、同作業部会は、「市場調査実施に係る実務上の配慮点」、「平成26-27年年次総会アドボカシーコンテスト受賞者による競争唱導に係る成功事例の紹介」及び「競争評価における実務」（OECDとの合同開催）をテーマとした電話セミナーを実施した。

オ 競争当局有効性作業部会

競争当局有効性作業部会は、競争政策の有効性に関する諸問題とその有効性を達成するために最もふさわしい競争当局の組織設計を検討することを目的として設立された、競争政策の実施に関する作業部会が、平成21年5月に改組されたものである。

第14回年次総会以降、同作業部会においては、競争当局の実務マニュアルのうち新たに「競争当局の倫理」及び「競争当局の評価」に関する章を作成したほか、競争法や競争当局の実務に関する研修教材を作成するICNトレーニング・オン・デマンド・プロジェクトに関して、新たに「国家による競争制限等の競争上の問題」、「プロジェクトの選定」、「経験の浅い競争当局へのアドバイス」、「立入検査計画の実務」及び「経験の浅い当局のための経済分析」をテーマとしたビデオ教材の作成に取り組んだ。また、同作業部会は、「良い競争当局の原則」及び「経験の浅い競争当局の課題」をテーマとした電話セミナーを実施した。さらに、平成28年3月、競争当局有効性ワークショップがボツワナ・ハボロネにおいて開催され、競争当局の戦略、業務の優先順位付け、職員の倫理、競争当局のパフォーマンスに関する評価など競争当局有効性作業部会で現在進行している作業について議論が行われ、公正取引委員会事務総局の職員2名がスピーカー等として参加した。

2 経済協力開発機構（OECD）・競争委員会（COMP：Competition Committee）

- (1) 競争委員会は、OECDに設けられている各種委員会の一つであり、昭和36年12月に

設立された制限的商慣行専門家委員会が昭和62年に競争法・政策委員会に改組され、平成13年12月に現在の名称に変更されたものである。我が国は、昭和39年のOECD加盟以来、その活動に参加してきており、公正取引委員会は、同年10月の会合以降、これに参加してきている。競争委員会は、本会合のほか、その下に各種の作業部会及び競争に関するグローバルフォーラムを設け、随時会合を行っている。本会合においては、各加盟国の競争政策に関する年次報告が行われているほか、その時々的重要課題について討議が行われている。平成27年度における会議の開催状況は、次のとおりであり、当委員会は、全ての会合に出席した。

第4表 平成27年度における競争委員会の開催状況

期 日	会 議
平成27年6月15日～同月19日	第123回本会合、第59回第2作業部会（競争と規制）、第121回第3作業部会（協力と執行）
平成27年10月26日～同月30日	第124回本会合、第60回第2作業部会（競争と規制）、第122回第3作業部会（協力と執行）、第14回競争に関するグローバルフォーラム

（注）前記会議の開催場所は、全てフランス・パリである。

- (2) 平成27年6月の第123回本会合においては、①寡占市場における問題に関するヒアリング、②競争中立性に係るヒアリング及びラウンドテーブル討議、③破壊的技術革新に関するヒアリング等が行われ、①のヒアリングでは、公正取引委員会の委員が我が国の寡占市場における競争上の問題や当委員会の過去の取組等についてプレゼンテーションを行った。同年10月の第124回本会合においては、プラットフォーム間の価格協定に関するヒアリング等が行われた。

なお、平成27年10月の第124回本会合においては、競争委員会が継続的に取り組むべき中長期的戦略テーマとして、「デジタルエコノミー」及び「市場調査」を取り上げることが決定された。

- (3) 競争委員会に属する各作業部会及び競争に関するグローバルフォーラムの平成27年度における主要な活動は、次のとおりである。

ア 第2作業部会では、平成27年6月の会合においては、①定期船輸送に係るラウンドテーブル討議、②入札とオークションに係るヒアリング等が行われた。また、同年10月の会合においては、①「執行活動の事後評価に関するレファレンスガイド」作成に係る討議、②金融セクターにおける破壊的技術革新に関するヒアリング等が行われ、①のセッションにおいて、公正取引委員会の委員が我が国における経験を紹介した。

イ 第3作業部会では、平成27年6月及び同年10月の会合において、国際協力協定に盛り込まれている規定に関する一覧表作成に係る討議等が行われた。また、同年6月の会合においては、公的執行と私的執行に係るラウンドテーブル討議等が行われたほか、同年10月の会合においては、中間財を含むカルテルに係るラウンドテーブル討議等が行われた。

ウ 競争に関するグローバルフォーラムでは、平成27年10月の会合において、①競争が雇用に与える影響に係るラウンドテーブル討議、②破壊的技術革新が競争法の執行に与える影響に係るラウンドテーブル討議、③累犯：産業特有の共謀に係るラウンドテーブル討議等が行われた。

3 東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンス

公正取引委員会は、東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスにおいて主導的な役割を果たしている。

東アジア競争政策トップ会合は、東アジア地域における競争当局及び競争関連当局のトップが一堂に会し、その時々課題や政策動向等について率直な意見・情報交換を行うことにより、東アジア地域における競争当局及び競争関連当局間の協力関係を強化することを目的とするものである。同会合においては、競争法・政策の執行に係る課題、効果的・効率的な技術支援のための協力・調整等のテーマについて議論が行われている。

東アジア競争法・政策カンファレンスは、競争当局及び競争関連当局に加え、学界、産業界等からの出席者を交えて、競争法・政策に係るプレゼンテーション・質疑応答等を行い、東アジア地域における競争法・政策の普及・広報に寄与することを主要な目的とするものである。

平成27年度においては、公正取引委員会は、第11回東アジア競争政策トップ会合及び第9回東アジア競争法・政策カンファレンスを平成27年8月にベトナム・ホーチミンにおいてベトナム競争当局等との共催により開催した。

4 アジア太平洋経済協力（APEC）

(1) 競争政策・競争法グループ（CPLG）

APECにおいては、APEC域内における競争政策についての理解を深め、貿易及び投資の自由化及び円滑化に貢献することを目的として、貿易投資委員会の下部組織として競争政策・規制緩和グループ（CPDG）が平成8年に設置された。同グループは、平成19年に貿易投資委員会の下部組織から経済委員会（EC）の下部組織に移行し、平成20年には、競争政策・競争法グループ（CPLG）に改称した。公正取引委員会は、平成17年から平成24年12月までCPLG（改称前においてはCPDG）の議長を務め、平成28年1月からはCPLGの副議長を務めるなど、APECにおける競争政策に関する取組に対して積極的に貢献を行っている。

平成27年度において、公正取引委員会は、平成28年2月にペルー・リマにおいて開催されたCPLG会合において、我が国における入札談合への対処やコンプライアンスの取組について説明を行うとともに、同時期に開催された「競争政策に係る国際的なベストプラクティスの促進に関するワークショップ」において、我が国の審査手続について説明を行った。

(2) 個別行動計画（IAP）及び共同行動計画（CAP）

APECにおいては、平成6年に合意された「自由で開かれた貿易及び投資」という

ポゴール目標を達成するための具体的道筋を示す「大阪行動指針」（平成7年採択）に基づき、APEC参加エコノミーそれぞれの自主的かつ個別的な行動を取りまとめた「個別行動計画」（IAP）及びAPEC参加エコノミーが共同して取り組むべき分野別の行動を取りまとめた「共同行動計画」（CAP）が策定されている。我が国の個別行動計画の競争章においては、競争法の厳正な執行や技術支援の実施等が掲げられており、競争政策分野における共同行動計画としては、情報交換及び対話の促進、競争法・政策に対する理解の増進、技術支援の実施等が掲げられている。

5 国連貿易開発会議（UNCTAD）

昭和55年、UNCTAD主催による制限的商慣行国連会議において、「制限的商慣行規制のための多国間の合意による一連の衡平な原則と規則」（以下「原則と規則」という。）が採択された。さらに、原則と規則は、同年の第35回国連総会において、国連加盟国に対する勧告として採択された。原則と規則は、国際貿易、特に発展途上国の国際貿易と経済発展に悪影響を及ぼす制限的商慣行を特定して規制することにより、国際貿易と経済発展に資することを目的としている。その後、このような制限的商慣行についての調査研究、情報収集等を行うために、昭和56年、制限的商慣行政府間専門家会合が設置され、平成8年のUNCTAD第9回総会において競争法・政策専門家会合と名称変更された後、平成9年12月の国連総会の決議により、競争法・政策に関する政府間専門家会合と名称が再変更された。また、同会合のほか、原則と規則の全ての側面についてレビューを行う国連レビュー会合が5年に1回開催されている。

平成27年度においては、平成27年7月6日から同月10日にかけてスイス・ジュネーブにおいて第7回競争法・政策に関する原則と規則のレビュー会合が開催され、公正取引委員会事務総局の職員が同会合に出席した。同会合においては、「医薬品分野における競争の役割及び消費者利益」、「競争法の執行及びアドボカシーを強化するための方法及び手段」、「競争法の効果的な執行ツールとしての企業結合事案における国際協力」等を議題として、各国の考え方、取組、経験等について議論された。

第5 海外の競争当局等に対する技術支援

近年、東アジア地域等の発展途上国において、競争法・政策の重要性が認識されてきていることに伴い、既存の競争法制を強化する動きや、新たに競争法制を導入する動きが活発化しており、これらの国に対する技術支援の必要性が高まってきている。公正取引委員会は、主として独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、これら諸国の競争当局等に対し、当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等による競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。

公正取引委員会による発展途上国に対する具体的な技術支援の概要は、次のとおりである。

1 ベトナムに対する技術支援

ベトナムに対して、公正取引委員会は、競争法の執行能力の強化を目的として、JICA

Aの協力の下、平成20年9月から平成27年9月にかけて当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてベトナム競争当局に累次派遣し、現地における技術支援を実施した。また、当委員会は、平成27年5月13日から同月22日にかけてベトナム競争当局の職員8名を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。

2 フィリピンに対する技術支援

フィリピンに対して、公正取引委員会は、JICAの協力の下、平成28年2月4日にフィリピン規制当局の職員等15名を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。また、平成28年2月23日から同月25日にかけてフィリピン・セブにおいて開催されたフィリピン裁判官向け現地セミナーに当委員会事務総局の職員及び学識経験者を派遣した。

3 インドネシアに対する技術支援

インドネシアに対して、公正取引委員会は、JICAの協力の下、平成27年11月5日及び6日にインドネシア国会議員等11名を、平成28年3月14日及び15日にインドネシア競争当局の委員長、委員等11名を、それぞれを我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。

4 モンゴルに対する技術支援

モンゴルに対して、公正取引委員会は、JICAの協力の下、平成28年1月12日から15日にかけてモンゴル競争当局の職員等13名を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。また、平成28年1月27日及び28日にモンゴル・ウランバートルにおいて開催されたモンゴル競争当局向け現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣した。

5 その他の発展途上国に対する技術支援

公正取引委員会は、JICAの協力の下、平成6年度以降、競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局等の職員を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施している。平成27年度においては、発展途上国12か国から14名の参加を得て、平成27年8月20日から同年9月18日にかけて、実施した。

また、公正取引委員会は、国際連合貿易開発会議（UNCTAD）との共催により、平成27年7月1日から同月3日にスイス・ジュネーブにおいてアフリカ競争当局向けワークショップを開催したほか、当委員会は、ケニア競争当局との共催により、平成28年2月16日及び17日にケニア・ナイロビにおいて現地セミナーを開催した。

このほか、公正取引委員会は、発展途上国に対する技術支援として、OECD、世界銀行等の国際機関や外国政府等が東アジアやアフリカ地域において実施する競争法・政策に関するセミナーに当委員会事務総局の職員や学識経験者を積極的に派遣している。

第6 海外調査

公正取引委員会の競争政策の企画・運営に資するため、諸外国・地域の競争政策の動向、

競争法制及びその運用状況等について情報収集や調査研究を行っている。平成27年度においては、米国、EU、その他主要なOECD加盟諸国やアジア各国を中心として、競争当局の政策動向、競争法関係の立法活動等について調査を行い、その内容の分析とウェブサイト等による紹介に努めた。

第7 海外への情報発信

我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため、報道発表資料や所管法令・ガイドライン等を英訳し、英文ウェブサイトに掲載している。平成27年度においては、前年度に引き続き、英語版報道発表資料の一層の充実及び速報化に努めた。

このほか、外国の競争当局、弁護士会等が主催するセミナー等に積極的に公正取引委員会委員及び事務総局の職員を派遣したり、海外のメディアに寄稿を行ったりするなどの活動を行っている。平成27年度においては、平成27年6月に英国・ロンドンにおいて開催された英国王立国際問題研究所カンファレンス、同年11月に中国・北京において開催されたABAアジアフォーラム、平成28年2月に東京において開催されたABA（米国法曹協会）/IBA（国際法曹協会）共催国際カルテルワークショップ、同年3月に英国・ロンドンにおいて開催されたQueen Mary University of London 主催セミナー等に、それぞれ公正取引委員会委員長又は委員がスピーカーとして参加した。

また、平成27年5月に中国・香港で開催されたアジア競争フォーラム主催セミナー、ニューヨーク州弁護士会主催国際カルテルプログラム、同年6月にインドネシア・ジャカルタにおいて開催されたジャカルタ国際競争フォーラム、同月に中国・香港において開催された第2回反トラストアジア太平洋サミット、同年9月に韓国・ソウルにおいて開催された第19回ソウル国際競争政策ワークショップ、同月に中国・北京において開催された中国政法大学比較法学国際会議、同月にベルギー・ブリュッセルにおいて開催されたIBCリーガルカンファレンス、同年10月にマレーシア・クアラルンプールにおいて開催された台湾公平交易委員会主催競争法セミナー、同月にオーストリア・ウィーンにおいて開催されたIBA年次総会2015、同年11月にブルガリア・ソフィアにおいて開催されたソフィア競争法フォーラム、同月に中国・武漢において開催されたACA（Asian Competition Association）主催フォーラム、同月に中国・香港において開催されたアジア競争フォーラム、平成28年2月にカンボジア・プノンペンで開催されたUNCTAD主催知的財産ワークショップ、同年3月にシンガポールにおいて開催されたGCR（Global Competition Review）第5回Asia-Pacific 会合等に、公正取引委員会事務総局の職員がスピーカー等として参加した。

第12章 広報・広聴等に関する業務

第1 広報・広聴

1 概要

公正取引委員会は、独占禁止法等に対する企業関係者の理解を深めて同法等の違反行為の未然防止を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進に資するため、広く国民に情報提供を行い、国民各層からの意見、要望の把握、小中学生を含めた幅広い国民各層の競争政策に対する理解の増進に努めているところである。広報・広聴業務の主なものは、次のとおりである（海外向け広報については、第11章第7参照）。

2 記者会見

事務総長定例記者会見を毎週水曜日に開催している。

3 報道発表

公正取引委員会は、独占禁止法違反事件に対する法的措置、企業結合に係る審査結果、独占禁止法を始めとする関係法令に係る各種ガイドライン、実態調査報告書等の内容について、幅広く報道発表を行っている。平成27年度においては、337件の報道発表を行った。なお、特定のテーマについては、報道発表のほか政府広報を利用した広報を行っている。

4 講師派遣

事業者団体等の要請に対応して、講演会、研修会等に職員を講師として派遣し、独占禁止法等について広報を行った。

5 各委員制度等及びその運用状況

(1) 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実状に即した政策運営に資するため、平成11年度から、独占禁止政策協力委員制度を設置し、公正取引委員会に対する独占禁止法等の運用や競争政策の運営等に係る意見・要望の聴取等を行い、施策の実施の参考としている。平成27年度においては、各地域の有識者150名に委員を委嘱した。

(2) その他の制度

公正取引委員会は、独占禁止政策協力委員制度のほか、下請取引等改善協力委員制度、独占禁止法相談ネットワーク制度等を通じて、事業者等に対して当委員会の活動状況等について広報を行うとともに、意見・要望等を聴取し、施策の実施の参考としている。

6 各種懇談会等の実施

(1) 独占禁止懇話会

ア 概要

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、昭和43年度以降、毎年開催している。

イ 開催状況

平成27年度においては、独占禁止懇話会を3回開催した。

(2) 地方有識者との懇談会

ア 概要

地方有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会及び講演会を通して、競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広く意見及び要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、昭和47年度以降、毎年、全国各地において開催している。

イ 開催状況

平成27年度においては、平成27年10月28日、29日及び30日並びに11月11日及び12日に、全国9都市（函館市、仙台市、前橋市、名古屋市、和歌山市、松江市、松山市、熊本市及び那覇市）において、公正取引委員会の最近の活動状況等について、各地の主要経済団体、消費者団体の代表者等の有識者と公正取引委員会委員等との意見交換を行った。

このほか、全国各地において、地方事務所長等の公正取引委員会事務総局の職員と有識者との懇談会を87回開催した。

(3) 弁護士会等に対する講演会

独占禁止法等に対する弁護士等の認知度を向上させるとともに、その相談・情報収集体制を強化することを目的として、平成23年度から本格的に行っている。

平成27年度においては、全国14都市において、公正取引委員会委員等による弁護士会や経済界等に対する講演会等を33回開催した。

7 一日公正取引委員会

(1) 概要

本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、独占禁止法講演会、消費税転嫁対策特別措置法説明会、下請法基礎講習会、入札談合等関与行為防止法研修会、消費者セミナー、独占禁止法教室、報道機関との懇談会、相談コーナーなどを1か所の会場で開催している。

(2) 開催状況

平成27年度においては、平成27年6月11日に岡山市、同月19日に高知市、同月26日に横浜市、同年10月28日に函館市、同月30日に和歌山市、同年11月25日に福島市、平成28年1月12日に岐阜市及び同年2月3日に長崎市において、合計8回の一公正取引委員会を開催した。

8 消費者セミナー

一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、対話型・参加型のイベントとして開催している。

平成27年度においては、合計57回開催した。

9 独占禁止法教室（出前授業）

中学校等からの要請を受けて、公民等の授業に職員を講師として派遣し、競争の役割等について授業を行った。また、大学（短期大学等を含む。）からの要請を受けて、独占禁止法等の講義等に職員を講師として派遣し、競争法の目的、公正取引委員会の最近の活動状況等について講義を行った。

平成27年度においては、中学生向けに合計61回、高校生向けに合計27回、大学生等向けに合計76回開催した。

10 庁舎訪問学習

中学校等からの要請を受けて、公正取引委員会の庁舎において、競争の役割についての説明を行うとともに、審判廷などの職場見学に対応した。

11 広報資料の作成・配布

(1) パンフレット

独占禁止法等や公正取引委員会に対する一般の理解を深めるため、「知ってなっとく独占禁止法」、「知るほどなるほど下請法」等を作成し、事業者、一般消費者等に広く配布しているほか、中学生向け副教材として「わたしたちの暮らしと市場経済」を作成し、中学校等に配布している。

(2) 広報用 DVD

独占禁止法及び下請法に関する広報用 DVD を作成し、これらの事業者団体、消費者団体等に対する貸出しを行った。

また、独占禁止法及び下請法の概要を紹介する動画を公正取引委員会のウェブサイト上（<http://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>）に掲載し、配信している。

(3) ウェブサイト

平成9年以降、ウェブサイトにおいて報道発表資料を含む各種の情報を掲載している。

(4) メールマガジン

公正取引委員会の活動状況を適切なタイミングで国民の幅広い層に対し積極的に発信することを目的として、平成20年3月からメールマガジンの発行を行っている。

(5) ソーシャルメディア

平成26年6月から Twitter 及び Facebook の運用を開始し、報道発表のほか公正取引委員会に関連する様々な情報を発信している。

また、平成27年5月から YouTube の運用を開始し、独占禁止法及び下請法の概要を紹介する動画を配信している。

第2 政策評価

公正取引委員会は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき政策評価を実施しているところである。

公正取引委員会では、平成27年度には、「審判手続」、「取引慣行等の適正化」、「海外の競争当局等との連携の推進」及び「競争的な市場環境の創出」の計4件の事後評価を、実績評価の方法により実施し、政策評価書を公表した。

第13章 景品表示法に関する業務

第1 概説

景品表示法は、平成21年9月、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行うことを目的として消費者庁が設置されたことに伴い、公正取引委員会から消費者庁に移管された。消費者庁への移管に伴い、景品表示法の目的は、「商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護すること」とされた。

景品表示法は、消費者庁移管後に既に2度の法改正が行われているが、平成26年6月6日に成立した不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）本則第4条において、「政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」とされた。その結果、平成26年10月24日、景品表示法への課徴金制度導入を内容とする不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案が第187回臨時国会に提出され、同年11月19日に成立し（平成26年法律第118号。以下「平成26年11月景品表示法改正法」という。）、平成28年4月1日に施行された。

平成26年11月景品表示法改正法は、違反行為を防止するため、不当表示を行った事業者に経済的不利益を課す課徴金制度を導入するとともに、併せて一般消費者の被害回復を促進する観点から、所定の手続に沿って消費者に自主返金を行った場合に、返金相当額を課徴金額から減額する、又は返金相当額が課徴金額を上回るときは課徴金の納付を命じないことを内容とするものである。

1 景品表示法違反事件の調査

景品表示法は、不当な顧客の誘引を防止するため、景品類の提供について、必要と認められる場合に、内閣府告示（注1）により、景品類の最高額、総額、種類、提供の方法等について制限又は禁止し（景品表示法第4条（注2））、また、商品又は役務の品質、規格その他の内容又は価格その他の取引条件について一般消費者に誤認される不当な表示を禁止している（景品表示法第5条）。これらの規定に違反する行為に対し、消費者庁長官及び都道府県知事は措置命令を行い、これを是正させることができる（景品表示法第7条第1項）。

消費者庁は、景品表示法第26条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる（景品表示法第27条）。また、消費者庁は、事業者が正当な理由がなく景品表示法第26条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる（景品表示法第28条第

1 項)、勧告を行った場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる(同条第2項)。

さらに、事業者が、景品表示法第5条の規定に違反する行為(同条第3号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。)をしたときは、消費者庁は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の売上額に3パーセントを乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならないこととなったが、当該事業者が相当の注意を怠った者でないと認められるとき、又はその額が150万円未満であるときは、その納付を命ずることができないこととなった(景品表示法第8条第1項)(注3)。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限の委任を受け、景品表示法の規定に違反する行為について必要な調査等を行っている。

(注1) 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正前の景品表示法に基づく従来の公正取引委員会告示は、経過措置により引き続き効力を有する。

(注2) 平成26年11月景品表示法改正法が施行された後の景品表示法の条文番号を記載(以下同じ。)

(注3) 平成26年11月景品表示法改正法の施行日である平成28年4月1日以後に行われた課徴金対象行為について適用される。

2 公正競争規約制度

景品表示法第31条の規定に基づき、事業者又は事業者団体は、景品類又は表示に関する事項について、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択と、事業者間の公正な競争を確保するため、協定の締結又は規約の設定をすることができる。当委員会は、協定又は規約(以下これらを総称して「公正競争規約」という。)の認定に当たり、事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行っている。

第2 景品表示法違反事件の調査

消費者庁は、景品表示法違反事件について、違反行為者に対して措置命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っている。

平成27年度において、消費者庁が措置命令を行った13件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは6件であり、消費者庁が指導を行った178件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは57件である(第1表及び第2表参照)。

また、平成27年度において、景品表示法第26条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、消費者庁が行った勧告は0件であり、消費者庁が指導を行った84件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは21件である。

第1表 平成27年度において公正取引委員会が調査に関わった景品表示法違反被疑事件の処理状況

事件	措置命令	指導	合計
景品事件	0 (0)	9 (27)	9 (27)
表示事件	6 (13)	48 (151)	54 (164)
合計	6 (13)	57 (178)	63 (191)

(注) () 内は消費者庁の行った措置件数の総数

第2表 平成27年度に消費者庁により措置命令が行われた事例のうち公正取引委員会が調査に関わったもの

一連番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反法条
1	平成27年5月1日 (㈱オートアクション)	㈱オートアクションは、中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、 ① 中古自動車24台について、「G o o 関西版」と称する中古自動車情報誌（以下「G o o 関西版」という。）において、「修無」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていたが、実際には、当該中古自動車は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオークション出品票に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。 ② 中古自動車8台について、G o o 関西版において、当該中古自動車の情報を掲載することにより、あたかも、掲載日以降、当該中古自動車を販売することができるかのように表示していたが、実際には、当該中古自動車は、最初に情報を掲載した日より前の日に売買契約が成立しており、取引に応じることができないものであった。	第5条第1号及び第3号（おとり広告告示）
2	平成27年11月10日 (㈱日本イルムス)	㈱日本イルムスは、「薬膳めかぶスープ」及び「薬膳めかぶスープ極」と称する即席スープ（以下2において「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、 ① 薬膳めかぶスープについて、平成26年2月頃から同年12月頃までの間、 ② 薬膳めかぶスープ極について、平成27年1月頃から同年4月頃までの間、 牛乳販売業者を通じて一般消費者に配布したチラシにおいて、例えば、「ネバネバパワーと燃焼力で、強力なスッキリ感!」、「薬膳めかぶスープダイエット」、「16 k g も痩せて、お腹スッキリ!」、「超低カロリーだから、無理な食事制限なし! 1日1杯でOK!」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。	第5条第1号（第7条第2項適用）

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
3	平成27年12月3日 (源平製薬㈱)	源平製薬㈱は、「LAPURA」と称する食品（以下3において「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成25年7月26日から平成27年5月1日までの間、情報誌等において、例えば、『『ダイエットサポートがこの1粒で！ ※目安 短期間で－3kg の秘密とは・・・？』,「寝る前にたった1粒。 ※目安 短期間ではっきりと変化が」と記載の上で「届いてすぐに飲んでみる。なんのことはない健康食品・・・と思ったら、短期間ではっきりとした変化が！続けていると、規則正しくスッキリしはじめたのがよくわかる。」「寝る前の1粒（目安）だからすっごく楽。なんとなくウエストがちよっとゆるくなったような・・・」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、短期間で容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。	第5条 第1号 (第7 条第2 項適用)
4	平成27年12月11日 (㈱ダスキン)	㈱ダスキンは、「遮熱・UVカットタイプ (Nano80S)」と称する窓用フィルムの施工サービス（以下4において「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、平成26年4月頃から同年6月頃までの間、ダイレクトメールにおいて、「室温の上昇を抑える！最大－5.4℃※空調効率アップ！」と記載することにより、あたかも、本件役務の提供を受けることで、本件役務の提供を受けない場合と比して、室温の上昇が最大で摂氏5.4度抑えられるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。	第5条 第1号 (第7 条第2 項適用)
5	平成28年3月10日 (㈱村田園)	㈱村田園は、「村田園万能茶（選）」、「大阿蘇万能茶（選）」、「村田園万能茶（粋）」及び「大阿蘇万能茶（粋）」とそれぞれ称する茶（以下5において「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成21年7月頃から平成27年12月までの間、容器包装において、例えば、「村田園万能茶（選）」にあつては、「阿蘇の大地の恵み」、「どくだみ・柿の葉・とうきび・はと麦・甜茶・くま笹・あまちゃづる・はぶ茶 甘草・大豆・田舎麦・桑の葉・枸杞・ウーロン茎・びわの葉・浜茶」と記載し、日本の山里を思わせる風景のイラストを記載することにより、あたかも、本件商品の原材料が日本産であるかのように示す表示をしていたが、実際には、「大麦」の一部及び「どくだみ」の一部以外の原材料は外国産であった。	第5条 第1号

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
6	平成28年3月30日 (㈱えがお)	㈱えがおは、「えがおの黒酢」と称する食品（以下6において「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成25年3月19日から平成27年5月30日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「アミノ酸一般食酢の120倍のえがおの黒酢でダイエットサポート!」、「『黒酢』に含まれたアミノ酸のメラメラパワー!」、「不足していたのはメラメラ力だったんですね・・・」、「人より効果が出にくい私。最初からアミノ酸を使ったら・・・」、「タンスの奥のジーンズが出せた!」、「運動量は変わらないのに遂に出産前のスタイルに!」、「えがおの黒酢であつという間の目標達成!その仕組みとは?」、「たとえば、脂肪1kg（約7,000kcal）を燃やすにはこんな運動&食事制限が必要なんです。」、「ウォーキング約63時間!」、「平泳ぎ約13時間!」、「絶食約7日!」、「こんなに?できない!」、「そこで注目したいのが人が本来持っている“メラメラ力!”という名の力!」、「そうです!このメラメラ力!をサポートすれば本来の力をぐんぐん高めることが出来るのです!!」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。	第5条 第1号 (第7 条第2 項適用)

第3 公正競争規約の認定

1 概要

平成28年3月末現在、104件（景品関係37件，表示関係67件）の公正競争規約が認定されている（附属資料6参照）。これらの公正競争規約に参加する事業者又は事業者団体により，公正競争規約の運用団体として公正取引協議会等が組織されているところ，公正取引協議会等は，公正競争規約の運用上必要な事項について，公正競争規約の定めるところにより，施行規則，運用基準等を設定している。公正取引委員会は，公正取引協議会等がこれらの施行規則等の設定・変更を行うに際しても，事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行い，問題があれば指導を行っている。

2 公正競争規約の変更

平成27年度においては，鶏卵の表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成27年6月25日認定。平成27年公正取引委員会・消費者庁告示第3号），ペットフードの表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成27年7月14日認定。平成27年公正取引委員会・消費者庁告示第4号），ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成27年7月14日認定。平成27年公正取引委員会・消費者庁告示第4号），化粧品表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成27年7月21日認定。平成27年公正取引委員会・消費者庁告示第5号）等を行った。

第14章 相談その他の業務

第1 独占禁止法及び関係法令に関する相談等

事業者、事業者団体、一般消費者等から寄せられる独占禁止法及び関係法令に関する質問に対しては、文書又は口頭により回答している。また、ウェブサイトでも意見等の受付を行っている (<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=goiken>)。

また、平成12年度から申告の処理に関する疑問、苦情等の申出を受け付けるため、官房総務課（地方事務所・支所においては総務課、沖縄総合事務局公正取引室においては総務係）に申出受付窓口を設置し、公正取引委員会が指名する委員等をもって構成する審理会において、当該処理が適正であったかどうか点検している。

第2 事業活動に関する相談状況

1 概要

公正取引委員会は、以前から、独占禁止法及び下請法違反行為の未然防止を図るため、事業者及び事業者団体を実施しようとする具体的な行為に関する相談に対応し、実施しようとする行為に関して、独占禁止法及び下請法の考え方を説明している。

2 事前相談制度

公正取引委員会は、以前から、様々な事前相談制度を実施し、事業者等からの書面による事前相談に対して書面により回答してきたが、相談制度の一層の充実を図るため、これを整備し、平成13年10月から当委員会が所管する法律全体を対象として、「事業者等の活動に係る事前相談制度」を実施している。

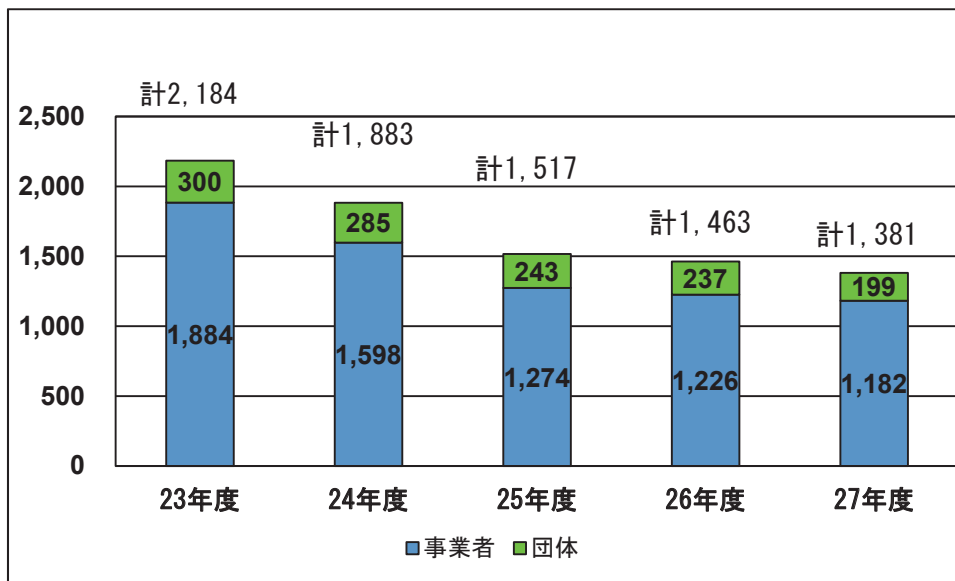
本制度は、事業者及び事業者団体を実施しようとする具体的な行為が、前記法律の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答し、その内容を公表するものである。

3 独占禁止法に係る相談の概要

平成27年度において、事業者の行為に関して受け付けた相談件数は1,182件、事業者団体の行為に関して受け付けた相談件数は199件である（第1図参照）。

特徴的な内容の相談を挙げると、事業者による小売業者に対する差別取扱いに関するもの、事業者による相互OEM供給に関するもの、協同組合による組合員に対する取引強制に関するものなどがある。

第1図 独占禁止法に係る相談件数の推移（企業結合に関する相談を除く。）

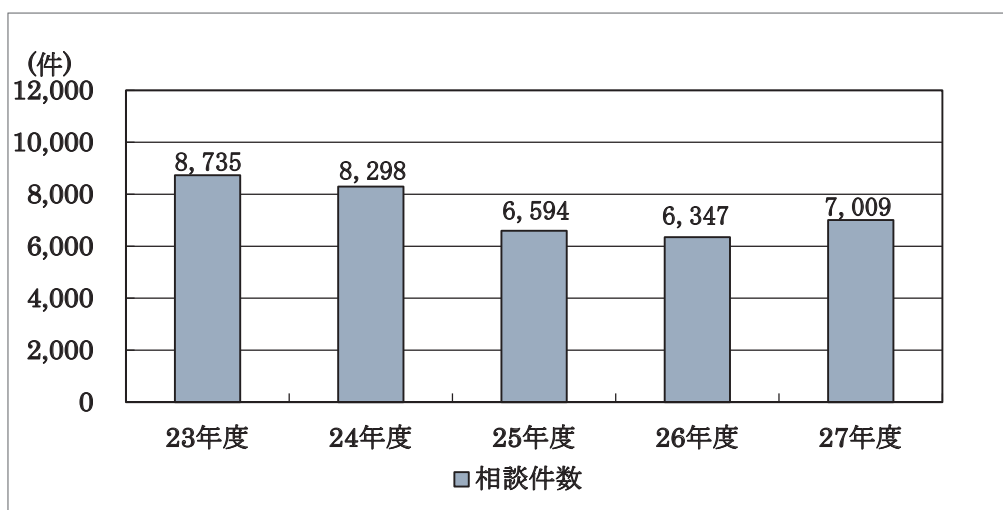


4 下請法に係る相談の概要

平成27年度に下請法に関して事業者等から受け付けた相談件数は、7,009件である（第2図参照）。

この中には、例えば、下請法の適用範囲に関する相談、発注書面の記載方法に関する相談、下請代金の支払期日に関する相談等がある。

第2図 下請法に係る相談件数の推移



5 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を

活用し、独占禁止法及び下請法に関する相談を受け付けている。また、平成27年度においては、全国の商工会議所及び商工会へのパンフレット等の参考資料の配布、相談業務に従事する経営指導員向けの研修会に職員を講師として派遣するなどした。

附属資料

平成27年度年次報告 附属資料編の目次

1 組織・予算関係	248
1－1表 公正取引委員会の構成	248
1－2表 公正取引委員会の予算額（平成27年度補正後）	248
2 審決・訴訟関係等	249
2－1表 審決一覧（平成27年度）	249
2－2表 手続別審決等件数推移	252
2－3表 関係法条別審決件数推移	256
2－4表 告発事件一覧	258
2－5表 緊急停止命令一覧	266
2－6表 注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類	267
3 独占禁止法適用除外関係	269
3－1表 独占禁止法適用除外根拠法令一覧	269
3－2表 年次別・適用除外法令別カルテル件数の推移	270
3－3表 保険業法に基づくカルテル	272
3－4表 内航海運組合法に基づくカルテル	273
3－5表 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル	274
3－6表 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	274
3－7表 海上運送法に基づくカルテル（内航）	274
3－8表 道路運送法に基づくカルテル	274
3－9表 業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数	275
4 株式取得、合併等関係	277
4－1表 銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧	277
4－2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等に関する統計資料 （4－3表から4－31表）について	277
4－3表 形態別・株式取得会社業種別株式取得件数（平成27年度）	279
4－4表 形態別・新設会社又は存続会社業種別合併件数（平成27年度）	280
4－5表 形態別・承継会社業種別共同新設分割件数（平成27年度）	281
4－6表 形態別・被承継会社業種別吸収分割件数（平成27年度）	282
4－7表 形態別・株式移転会社業種別共同株式移転件数（平成27年度）	283
4－8表 形態別・譲受会社業種別事業譲受け等件数（平成27年度）	284
4－9表 株式取得計画の届出一覧（平成27年度に完了報告書が提出されたもの）	285
4－10表 合併計画の届出一覧（平成27年度に完了報告書が提出されたもの）	290
4－11表 共同新設分割計画の届出一覧（平成27年度に完了報告書が提出されたもの）	290
4－12表 吸収分割計画の届出一覧（平成27年度に完了報告書が提出されたもの）	291
4－13表 共同株式移転計画の届出一覧（平成27年度に完了報告書が提出されたもの）	291
4－14表 事業譲受け等計画の届出一覧（平成27年度に完了報告書が提出されたもの）	291
4－15表 総資産額別株式取得件数	292

4-16表	総資産額別合併件数	293
4-17表	総資産額別共同新設分割件数	293
4-18表	総資産額別吸収分割件数	293
4-19表	総資産額別共同株式移転件数	294
4-20表	総資産額別事業譲受け等件数	294
4-21表	合併後の総資産が300億円以上となる合併 (平成27年度に完了報告書が提出されたもの)	294
4-22表	行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同新設分割 (平成27年度に完了報告書が提出されたもの)	295
4-23表	行為後の承継した会社の総資産が300億円以上となる吸収分割 (平成27年度に完了報告書が提出されたもの)	295
4-24表	行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同株式移転 (平成27年度に完了報告書が提出されたもの)	295
4-25表	行為後の譲受会社の総資産が300億円以上となる事業譲受け等 (平成27年度に完了報告書が提出されたもの)	296
4-26表	資本金額別株式取得件数	296
4-27表	資本金額別合併件数の推移	297
4-28表	資本金額別共同新設分割件数	298
4-29表	資本金額別吸収分割件数	299
4-30表	資本金額別共同株式移転件数	299
4-31表	資本金額別事業譲受け等件数の推移	300
5	下請法関係	302
5-1表	書面調査発送件数の推移	302
5-2表	下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移	303
5-3表	下請法違反行為類型別件数の推移	304
6	景品表示法に基づく協定又は規約及び運用機関の一覧(平成28年3月末現在)	305
7	懇話会及び研究会	308
7-1	独占禁止懇話会	308
7-2	独占禁止法研究会	309
7-3	流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会	311
8	公正取引委員会機構図	312

1 組織・予算関係

1－1表 公正取引委員会の構成

(平成28年4月1日現在)

委員長	杉本 和行
委員	小田切宏之
委員	幕田 英雄
委員	山本 和史
委員	三村 晶子

1－2表 公正取引委員会の予算額（平成27年度補正後）

(単位：千円)

事 項	予 算 額
(組織) 公正取引委員会	10,495,560
(項) 公正取引委員会	10,495,560
(事項) 公正取引委員会に必要な経費	8,505,587
(事項) 独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費	338,267
(事項) 下請法違反行為に対する措置等に必要な経費	152,844
(事項) 競争政策の普及啓発等に必要な経費	130,447
(事項) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に必要な経費	1,368,415

2 審決・訴訟関係等

2-1表 審決一覧（平成27年度）

番号	事件番号	件名	内 容	関係法条	審決年月日
1 ・ 2	23 (判) 84 ・ 86	富士電線工業 ㈱に対する	VVFケーブルに関する価格カルテルの事案において、関連会社である富士電線販売㈱を通じ販売業者に販売していた被審人を違反行為の主体と認め、同社を通じて販売したVVFケーブルを課徴金の対象として認めた（課徴金額16億1718万円）。	独占禁止法 66条2項 (3条後段, 7 条の2)	27. 5. 22 (排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決)
3 ・ 6	22 (判) 2 ・ 5	MT映像ディスプレイ㈱ほか3名に対する件	国内及び海外の事業者によるテレビ用ブラウン管（我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の海外現地製造子会社等向けのもの）の価格カルテル事件について、我が国独占禁止法第3条後段を適用することができ、その売上額が課徴金の対象となることを認めた（課徴金額17億9724万円〔課徴金納付命令の対象である3名の合計額〕）。	独占禁止法 66条3項（3条後段）、66条4項、66条2項（7条の2〔3条後段〕）	27. 5. 22 (排除措置命令を取り消し、違反行為があった旨等を明らかにする審決、課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決)
7	22 (判) 6	サムスン・エスディーアイ・カンパニー・リミテッドに対する件	国内及び海外の事業者によるテレビ用ブラウン管（我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の海外現地製造子会社等向けのもの）の価格カルテル事件について、我が国独占禁止法第3条後段を適用することができることを認めた。	独占禁止法 66条3項（3条後段）、66条4項	27. 5. 22 (排除措置命令を取り消し、違反行為があった旨等を明らかにする審決)

番号	事件番号	件名	内 容	関係法条	審決年月日
8	22 (判) 7	サムスン・エスディーアイ（マレーシア）・ビーイーアールエイチエーディーに対する件	国内及び海外の事業者によるテレビ用ブラウン管（我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の海外現地製造子会社等向けのもの）の価格カルテル事件について、我が国独占禁止法第3条後段を適用することができ、その売上額が課徴金の対象となることを認めた（課徴金額13億7362万円）。	独占禁止法 66条2項（7条の2〔3条後段〕）	27. 5. 22 （課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決）
9 ・ 10	24 (判) 6 ・ 7	日本トイザらス(株)に対する件	子供・ベビー用品全般を取り扱う小売業者による優越的地位の濫用事件について、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者から受領した商品を返品し、また、取引の対価の額を減額していたことについて、一部の返品及び減額について優越的地位の濫用行為であるとは認められないことから、排除措置命令の一部及び課徴金納付命令の一部を取り消した（課徴金額3億6908万円→2億2218万円）。	独占禁止法 66条2項（19条〔2条9項5号〕、20条の6）、66条3項（19条〔2条9項5号〕、20条の6）	27. 6. 4 （排除措置命令の一部及び課徴金納付命令の一部を取り消す審決）
11 ・ 12	23 (判) 79 ・ 80	日本エア・リキード(株)に対する件	被審人が、他の事業者と共同して、エアセパレートガスの販売価格を引き上げる旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人が違反行為により販売したエアセパレートガスの売上高について、製造業に対する課徴金算定率（10パーセント）を適用することが相当であるとした（課徴金額48億2216万円）。	独占禁止法 66条2項（3条後段、7条の2）	27. 9. 30 （排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決）

番号	事件番号	件名	内 容	関係法条	審決年月日
13 ゝ 16	21 (判) 6 ゝ 9	積水化学工業 (株)及び三菱樹 脂(株)に対する 件	〔被審人積水化学工業(株)〕 被審人らが、他の事業者と共同し て、塩化ビニル管等の販売価格を引 き上げる旨を合意し、一定の取引分 野における競争を実質的に制限した と認めた（課徴金額 79億6532万 円）。	独占禁止法 66条2項（3条 後段，7条の 2），3項（7条 の2〔3条後 段〕）	28. 2. 24 （排除措置命 令及び課徴 金納付命令 に係る審判 請求棄却審 決）
			〔被審人三菱樹脂(株)〕 被審人らが、他の事業者と共同し て、塩化ビニル管等の販売価格を引 き上げる旨を合意し、一定の取引分 野における競争を実質的に制限した と認め、一部の商品については、違 反行為の対象商品の範ちゅうに属さ ないことから課徴金算定の基礎とな らないため、課徴金納付命令の一部 を取り消した（課徴金額 37億2137 万円→37億1041万円）。		28. 2. 24 （排除措置命 令に係る審 判請求を棄 却し，課徴 金納付命令 の一部を取 り消す審 決）

（注） 「独占禁止法」とは，平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法をいう。

2－2表 手続別審決等件数推移

(1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

年度 分類	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
審判審決	0	0	1	10	8	8	2	3	5	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	3	4	0	0	5	1	4	1
勧告審決	0	0	2	4	4	3	5	0	5	5	7	2	2	1	3	7	24	30	26	17	11	28	26	43	37	27	67	(注4) (6)	(注4) (7)
同意審決	5	2	11	45	6	4	5	2	1	0	0	0	0	0	0	5	11	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	2
課徴金の納付 を命ずる審決等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
独占禁止法 第49条第2項に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
独占禁止法 第65条に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
独占禁止法 第66条に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法 第9条第2項に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法 第10条第6項に 基づく審決	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
計	5	2	14	59	18	15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34

(注1) 平成25年度の審決により、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続は全て終了した。

(注2) 「分類」欄の独占禁止法第49条第2項、第65条及び第66条並びに景品表示法第9条第2項及び第10条第6項は、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法及び景品表示法の条文番号である。

(注3) 審判審決とあるのは、過去の年次報告において「正式審決」と分類していたものである（平成5年度から正式審決の呼称を審判審決に変更）。

(注4) () 内の数字は、中小企業等協同組合法第107条に基づく審決件数で内数である。

(注5) 平成11年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が1件含まれている。

(注6) 平成20年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が4件含まれている。

(注7) 平成25年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が2件含まれている。

(注8) 平成14年度及び同15年度の独占禁止法第49条第2項及び景品表示法第9条第2項に基づく審決は審判手続開始請求を却下する審決である。

51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
0	4	0	2	2	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	1	2	3	1	1	3	1	3	3	4	1	2	1	2
24	13	7	12	12	12	18	10	7	10	4	6	5	10	17	27	37	27	21	18	23	25	23	27	21	37	38	19	28	18
1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	2	0	0	4	11	8
-	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	(注5) 2	24	1	7	14	32	14
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注8) 1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注8) 1	(注8) 1	0	0
0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	18	8	15	16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42

年度 分類	18	19	20	21	22	23	24	25	計
審判審決	14	3	5	8	3	-	-	-	135
勧告審決	-	-	-	-	-	-	-	-	(注4) 1,020 (13)
同意審決	42	21	5	0	3	-	-	-	212
課徴金の納付 を命ずる審決等	46	10	(注6) 37	21	13	0	5	(注7) 7	248
独占禁止法 第49条第2項に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	1
独占禁止法 第65条に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	9
独占禁止法 第66条に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	3
景品表示法 第9条第2項に 基づく審決	0	0	0	0	0	-	-	-	2
景品表示法 第10条第6項に 基づく審決	0	0	0	0	0	-	-	-	4
計	102	34	47	29	19	0	5	7	1,634

(2) 平成17年独占禁止法改正法による改正後平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

年度		17 (注2)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27 (注5)	計
分類													
独占禁止法関係	排除措置命令 (審判開始) (注1)	2 (1)	12 (0)	22 (1)	16 (5)	26 (5)	12 (3)	22 (10)	20 (7)	18 (4)	10 (4)	2 (0)	162 (40)
	課徴金納付命令 (審判開始) (注1)	171 (8)	56 (0)	121 (1)	39 (8)	73 (7)	100 (12)	255 (61)	108 (13)	176 (6)	128 (70)	0 (0)	1227 (186)
	審決	排除措置命令に係る審決	0	0	0	3	0	3	4	4	3	15	39
		課徴金納付命令に係る審決	0	0	1	8	0	3	8	4	5	18	56
		課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する審決	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
景品表示法関係	排除命令 (審判開始) (注1)	28 (0)	32 (5)	56 (3)	52 (9)	6 (0)	- (注3)	-	-	-	-	-	174 (17)
	排除命令に係る審決	0	0	0	0	11	- (注4)	-	-	-	-	-	11

(注1) () 内の数字は、当該年度の命令件数のうち、命令後に審判手続が開始されたもの（次年度に開始されたものを含む。）の数で内数である（その後審判請求の取下げのあったもの及び審判手続打切決定を行ったものを含む。）。

(注2) 平成17年度における独占禁止法関係の件数については、平成18年1月4日から同年3月31日までの期間である。

(注3) 平成21年8月31日までの排除命令件数である。

(注4) 平成22年8月6日、(株)ウインズインターナショナルに対する件の審判手続が打ち切られたことにより、景品表示法関係の審判手続は全て終結した。

(注5) 審判制度は平成25年独占禁止法改正法により廃止されたが、同法の施行日（平成27年4月1日）前に、改正前の独占禁止法第49条第5項の規定に基づく排除措置命令等に係る事前通知等が行われた場合は、なお従前の例により、審判手続が行われる。平成27年度における命令の件数は、平成27年度中に行われた命令のうち、平成25年独占禁止法改正法の施行日前に前記の事前通知が行われたものの件数である。

(3) 平成25年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法における手続

年度		27	計
分類			
排除措置命令 (訴訟提起) (注1)		7 (0)	7 (0)
課徴金納付命令 (訴訟提起) (注1)		31 (0)	31 (0)
第一審判決	排除措置命令に係る判決	0	0
	課徴金納付命令に係る判決	0	0
第二審判決	排除措置命令に係る判決	0	0
	課徴金納付命令に係る判決	0	0
第三審判決	排除措置命令に係る判決	0	0
	課徴金納付命令に係る判決	0	0

(注1) () 内の数字は、当該年度の命令件数のうち、命令後に訴訟が提起されたもの（次年度に開始されたものを含む。）の数で内数である（その後訴えの取下げ、請求の放棄のあったものを含む。）。平成27年度における命令の件数は、平成27年度中に行われた命令のうち、平成25年独占禁止法改正法の施行日後に独占禁止法第50条第1項の規定に基づく意見聴取の通知が行われたものの件数である。

2－3表 関係法条別審決件数推移

年度 法令	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
独占禁止法 3条前段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3条後段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7条の2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
51 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
66条1項	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
独占禁止法 3条前段 (旧審判手続)	2	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
3条後段 (旧審判手続)	4	2	5	25	4	8	2	1	5	1	2	0	0	0	0	0	2	9	2	0	2	6	3	3	3	10	35	31	12	14	2	1	3
4 条 (旧審判手続)	1	1	3	9	4	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 条 (旧審判手続)	3	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 条 (旧審判手続)	0	0	1	21	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0
7条の2 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
8 条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	4	1	2	2	4	2	1	1	2	10	25	20	22	15	6	22	24	40	34	11	33	11	10	6	9	2	10
10 条 (旧審判手続)	0	0	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
11 条 (旧審判手続)	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 条 (旧審判手続)	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
14 条 (旧審判手続)	0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 条 (旧審判手続)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 条 (旧審判手続)	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 条 (旧審判手続)	0	0	2	20	1	2	3	4	4	2	1	0	1	0	0	2	9	1	3	2	5	3	1	1	0	2	0	1	5	4	6	4	4
49 条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65 条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0
66 条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業者団体法 (旧審判手続)	0	0	9	20	13	8	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
景品表示法 4 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
景品表示法 3 条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0
4 条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	1	0
9 条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
中小企業等協同 組合法107条 (旧審判手続)	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7	0	0	0	0
(注2) 審 決 件 数	5	2	14	(注3) 59	18	(注3) 15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34	25	18	8	15

- (注1) 本表において「旧審判手続」とあるのは、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法による審判手続を経てなされた審決である。
- (注2) 本表に掲げる数字が審決件数より多いのは、同一事件に2以上の法条を適用したことがあるからである。
- (注3) 昭和25年度審決のうち1件及び昭和27年度審決のうち4件は、審決をもって審判開始決定を取り消したものである。

55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	3	0	2	4	3	3	15	6	36
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8	0	3	8	4	5	15	9	56
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	0	0	0	0	1	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	(注4) 7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
4	6	5	5	4	1	3	0	5	4	4	12	23	22	8	11	15	15	14	23	17	37	36	21	29	24	54	21	7	8	6	0	0	0	0	0	641
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	
0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	2	24	1	7	14	32	14	42	10	37	21	13	0	5	7	0	0	(注5) 244
8	4	7	2	5	3	1	5	0	3	7	6	11	2	14	5	8	3	2	3	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	434
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
3	3	7	4	0	7	0	1	1	3	6	9	4	5	1	4	1	8	7	3	6	3	3	3	8	3	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	200
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注6) 1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	17
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注6) 2	
1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	
16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42	102	35	58	43	25	12	13	15	33	16	1.743

(注4) 独占禁止法66条1項に基づく審決は、審判請求を却下する審決である。

(注5) 7条の2(旧審判手続)の審決件数には、課徴金の納付を命じなかった審決が7件含まれており、また、8条の3により当該条項が準用されている審決が含まれている。

(注6) 独占禁止法49条(旧審判手続)及び景品表示法9条(旧審判手続)に基づく審決は、審判手続開始請求を却下する審決である。

2－4表 告発事件一覧

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
農林連絡協議会ほか21名 (役員)	24.4.28	25.6.16 (農林連絡協議会ほか2名を起訴)	東京高裁 26.2.27	罰金 各1万円	閉鎖機関に指定され清算中であったところ、購買及び販売の営業に従事する等禁止規定を免れる行為をした。	事業者団体法 第5条第1項第13号、第14号、第2項第1項第1号、第3項	協議会委員長、常任委員は26.3.11上告したが、前者は死亡したため、35.3.15控訴棄却、後者は36.12.5上告棄却
大川(合)ほか1名 (役員)	24.5.21	25.11.25	東京高裁 27.5.12	免訴(講和条約による大赦のため)	解散及び清算計画書、株式の処分に関する計画書を期限までに提出しなかった。	独占禁止法 第105条、第107条、第108条、第109条、第111条、第112条	
山一証券(株)	24.11.28	26.12.28 (不起訴)			許可を受けないで営業を譲り受けた。	独占禁止法 第16条、第91条の2第6項	
(株)三愛土地ほか1名 (役員)	45.4.3	45.5.26	東京高裁 46.1.29	被告会社に20万円の罰金、被告人に懲役1年(執行猶予3年)、罰金10万円	審決に違反して不当表示を行った。	独占禁止法 第90条第3号、第95条第1項、景品表示法 第4条第1号、第2号	
出光興産(株)ほか26名(法人及び15役員)	49.2.15	49.5.28	東京高裁 55.9.26 最高裁 59.2.24	被告会社に150万円から250万円の罰金、被告人に4月から10月の懲役(執行猶予つき) 太陽石油(株)、九州石油(株)及び太陽石油(株)取締役に関する部分を破棄無罪、その他の被告会社及び被告人につき上告棄却	出光興産(株)ほか11名の石油元売会社は、石油製品の販売価格を、昭和48年1月、2月、8月、10月及び11月に引き上げることを共同して決定し実施した。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項	日本石油(株)及び同社常務は確定 昭和石油(株)常務は死亡したため55.11.19公訴棄却 丸善石油(株)専務は57.10.21及び三菱石油(株)取締役は57.5.27それぞれ死亡につき公訴棄却

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
石油連盟 ほか4名 (4役員)	49.2.15	49.5.28 (石油連盟 ほか2名を 起訴, 残り 2名を不起 訴)	東京高裁 55.9.26	被告人に違 法の認識が なかったと して無罪	石油連盟は昭和47年度下期及 び昭和48年度上期の会員の原 油処理量を決定し実施した。	独占禁止法 第8条第1項 第1号, 第 89条第1項 第2号, 第 95条第2項	
三井東圧 化学(株)ほ か22名(8 社, 役員 15名)	3.11.6 (3.12.19追 加告発)	3.12.20	東京高裁 5.5.21	被告会社に 600万円から 800万円の罰 金, 被告人 に懲役6月か ら1年(執行 猶予2年)	三井東圧化学(株)ほか7社は, 塩化ビニル製業務用ストレッ チフィルムの販売価格を平成 2年9月及び同年11月出荷分か ら引き上げること等を共同し て決定し実施した。	独占禁止法 第3条後 段, 第89条 第1項第1 号, 第95条 第1項	
トッパ ン・ムー ア(株)ほか3 名	5.2.24	5.2.31	東京高裁 5.12.14	被告会社に 400万円の罰 金	トッパン・ムーア(株)ほか3社 は, 社会保険庁が発注する支 払通知書等貼付用シールの受 注予定者及び受注予定価格を 決定し実施していた。	独占禁止法 第3条後 段, 第89条 第1項第1 号, 第95条 第1項	
(株)日立製 作所ほか 26名(9社 及び受注 業務に従 事してい た17名並 びに発注 業務に従 事してい た者1名)	7.3.6 (7.6.7追加 告発)	7.6.15	東京高裁 8.5.31	被告会社に 4000万円か ら6000万円 の罰金, 被 告会社の受 注業務に従 事していた 者に懲役10 月(執行猶 予2年)日本 下水道事業 団の発注業 務に従事し ていた者に 懲役8月(執 行猶予2年)	(株)日立製作所ほか8社は, 平 成5年度における日本下水道 事業団発注に係る電気設備工 事の受注予定者を決定すると ともに, 受注予定者が受注で きるようあらかじめ定められ た価格で入札することを合意 し実施していた。	独占禁止法 第3条後 段, 第89条 第1項第1 号, 第95条 第1項, 刑法 第62条第1 項	
(株)金門製 作所ほか 58名(25 社及び受 注業務に 従事して いた者34 名)	9.2.4	9.3.31	東京高裁 9.12.24	被告会社に 500万円から 900万円の罰 金, 被告会 社の受注業 務に従事し ていた者に 懲役6月から 9月(執行猶 予2年)	(株)金門製作所ほか24社は, 平 成6年度, 平成7年度及び平成 8年度の各年度における東京 都発注に係る水道メーターに ついて, 受注予定者を決定す るとともに, 受注予定者が受 注できるようあらかじめ定め られた価格で入札することを 合意し実施していた。	独占禁止法 第3条後 段, 第89条 第1項第1 号, 第95条 第1項, 刑法 第60条	富士水道工業(株)は 10.1.6, (株)東京量水 器工業所及び同社管 理部長兼工場長は 10.1.7それぞれ上告 したが, いずれも 12.9.25上告棄却

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
㈱クボタ ほか12名 (3社及び 受注業務 に従事し ていた者 10名)	11.2.4 (11.3.1追 加告発)	11.3.1	東京高裁 12.2.23	被告会社に 3000万円か ら1億3000万 円の罰金、 被告会社の 受注業務に 従事してい た者に懲役6 月から10月 (執行猶予2 年)	㈱クボタほか2社は、平成8年 度及び平成9年度の各年度に 日本国内において需要のある ダクタイル鋳鉄管直管の3社 のシェア配分協定に合意し実 施していた。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項、 刑法 第60条	
コスモ石 油(株)ほか 19名(11 社、個人9 名)	11.10.13 (11.11.9追 加告発)	11.11.9	東京高裁 16.3.24	被告会社に 300万円から 8000万円の 罰金、被告 人に懲役6月 から1年6月 (執行猶予2 年から3年)	コスモ石油(株)ほか10社は、防 衛庁調達実施本部が平成10年 度に調達する、ガソリン、軽 油、灯油、重油及び航空ター ビン燃料の各石油製品の発注 に係る6回の指名競争入札の うち前4回において、各入札 前に会合を開催し、前年度の 受注実績を勘案して受注予定 者を決定するとともに受注予 定者が受注できるような価格 で入札を行う旨合意した上、 同合意に従って受注予定者を 決定し、もって、被告発会 社が共同して、その事業活動 を相互に拘束し、遂行すること により、公共の利益に反し て、前記石油製品の受注に係 る取引分野における競争を実 質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項、 刑法 第60条	3社及び4名について は、それぞれ 16.3.31、16.4.2、 16.4.5に上告した が、17.11.21上告棄 却決定 (17.11.26、17.11. 29、17.12.20確定)
愛知時計 電機(株)ほ か8名(4 社、個人5 名)	15.7.2	15.7.23	東京高裁 16.3.26 (1社、個 人2名) 16.4.30 (2社、個 人2名) 16.5.21 (1社、個 人1名)	被告会社に 2000万円か ら3000万円 の罰金、被 告人に懲役1 年から1年2 月(執行猶 予3年)	4社及びこれら4社の東京都発 注に係る水道メーターの受注 業務に従事していた者等5名 は、同水道メーターの受注業 務に従事する他の水道メー ターの製造業者等14社の従業 員らとともに、それぞれの所 属する会社の業務に関し、東 京都が一般競争入札の方法に より発注する水道メーターの うち、口径13ミリ、同20ミ リ及び同25ミリのものにつ いて、受注予定者を決定する とともに、受注予定者が受注 できるような価格で入札を行 う旨合意した上、同合意に従 って受注予定者を決定し、も って、被告発会社が共同して 、その事業活動を相互に拘束 し、遂行することにより、公 共の利益に反して、前記水道 メーターの受注に係る取引分 野における競争を実質的に制 限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項 (平成14年 法律第47号 による改正 前)	

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
㈱横河ブリッジほか33名 (26社、個人8名)	17.5.23 (17.6.15追加告発)	17.6.15	東京高裁 18.11.10 (23社、個人7名及び日本道路公団元理事1名) 19.9.21 (3社、個人2名)	被告会社に1億6000万円から6億4000万円の罰金、被告人に懲役1年から2年6月(執行猶予3年から4年)	26社は、平成15年度にあっては他の鋼橋上部工事業者23社とともに、平成16年度にあっては他の鋼橋上部工事業者21社とともに、国土交通省関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局が競争入札により発注する鋼橋上部工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第62条第1項	
㈱横河ブリッジほか12名(6社、個人4名、日本道路公団元理事1名、同副総裁1名及び同理事1名)	17.6.29 (17.8.1, 17.8.15追加告発)	17.8.1 (6社、受注業務に従事していた者4名及び日本道路公団元理事1名) 17.8.15 (日本道路公団副総裁1名) 17.8.19 (日本道路公団理事1名)	東京高裁 19.12.7 (日本道路公団理事1名) 20.7.4 (日本道路公団副総裁1名) ※併合罪	日本道路公団理事(当時)に懲役2年(執行猶予3年)、日本道路公団副総裁(当時)に懲役2年6ヶ月(執行猶予4年)	6社は、平成15年度にあっては他の鋼橋上部工事業者43社とともに、平成16年度にあっては他の鋼橋上部工事業者41社とともに、日本道路公団が競争入札により発注する鋼橋上部工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第65条第1項	日本道路公団理事(当時)1名及び日本道路公団副総裁(当時)1名は、独占禁止法違反の事実とは別に背任罪の事実も認定されている。 日本道路公団理事(当時)については、19.12.17に上告したが、22.7.20上告棄却決定。 日本道路公団副総裁(当時)については、20.7.4に上告したが、22.9.22上告棄却決定。

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
㈱ クボタ ほか21名 (11社, 個人11名)	18.5.23 (18.6.12追加告発)	18.6.12	大阪地裁 19.3.12 (1社, 個人1名) 19.3.15 (1社, 個人1名) 19.3.19 (1社, 個人1名) 19.3.22 (2社, 個人2名) 19.3.29 (3社, 個人3名) 19.4.23 (2社, 個人2名) 19.5.17 (1社, 個人1名)	被告会社に7000万円から2億2000万円の罰金, 被告人に罰金140万円から170万円又は懲役1年4月から2年6月(執行猶予3年から4年)	11社は, 市町村等が競争入札により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について, 受注予定者を決定するとともに, 受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上, 同合意に従って受注予定者を決定し, もって, 被告発会社が共同して, その事業活動を相互に拘束し, 遂行することにより, 公共の利益に反して, し尿処理施設の新設及び更新工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については, 独占禁止法違反の事実とは別に贈賄罪の事実も認定されている。
㈱ 大林組 ほか9名 (5社, 個人5名)	19.2.28 (19.3.20に追加告発)	19.3.20	名古屋地裁 19.10.15	被告会社に1億円から2億円の罰金, 被告人に懲役1年6月から3年(執行猶予3年から5年)	5社は, 名古屋市交通局が一般競争入札の方法により特別共同企業体に発注する地下鉄第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事について, 受注予定の特別共同企業体を決定するとともに, 受注予定特別共同企業体が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上, 同合意に従って受注予定特別共同企業体を決定し, もって, 被告発会社等が共同して, その事業活動を相互に拘束し, 遂行することにより, 公共の利益に反して, 前記土木工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については, 独占禁止法違反の事実とは別に談合罪の事実も認定されている。

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
(財)林業土木コンサル タ ン ツ ほか10名 (4法人, 個人5名, 独立行政 法人緑資 源機構元 理事1名及 び同機構 元 課 長 1 名)	19. 5. 24 (19. 6. 13追 加告発)	19. 6. 13	東京地裁 19. 11. 1	被告会社に 4000万円か ら9000万円 の罰金、被 告人に懲役6 月 から8月 (執行猶予2 年 から3 年), 独立行 政法人緑資 源機構の元 役 職 員 で あった者に 懲役1年6月 から2年(執 行猶予3年か ら4年)	4法人は、地質調査・調査測量設計業務を営む他の事業者とともに、独立行政法人緑資源機構が平成17年度及び平成18年度において指名競争入札等の方法により発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務について、独立行政法人緑資源機構の意向に従って受注予定業者を決定するとともに受注予定業者が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記地質調査・調査測量設計業務の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項第1 号、 刑法 第60条、第 65条第1項	
日鉄住金 鋼板(株)ほ か8名(3 社、個人6 名)	20. 11. 11 (20. 12. 8追 加告発)	20. 12. 8	東京地裁 21. 9. 15	被告会社に 1億6000万 円から1億 8000万円の 罰金、被告 人に懲役10 月 から1年 (執行猶予3 年)	3社は、不特定多数の需要者向け溶融55パーセントアルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯の平成18年7月1日以降出荷分の販売価格を引き上げる旨を合意し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記めっき鋼板及び鋼帯の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項第1 号、 刑法 第60条	

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
日本精工 株式会社ほか9名 (3社, 個人7名)	24. 6. 14	24. 6. 14	東京地裁 24. 12. 28 (1社, 個人2名) 25. 2. 25 (1社, 個人3名) 27. 2. 4 (1社, 個人2名, 即日控訴) 東京高裁 28. 3. 22 (1社, 個人2名, 即日上告)	被告会社に 1 億 8000 万 円から4億円 の罰金, 被告 人に懲役1 年から1年6 月 (執行猶 予3年)	3社等は, 産業機械用軸受について, 平成22年7月1日以降に納入する産業機械用軸受の販売価格を, 同年6月時点における被告発会社等の販売価格から, 一般軸受につき8パーセントを, 大型軸受につき10パーセントをそれぞれ引き上げること販売先等に申し入れるなどして, 軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げること, 並びに, 具体的な販売価格引き上げ交渉に当たっては, 販売地区及び主要な販売先ごとに3社等の従業員らが連絡, 協議しながら行うことを各合意し, もって, 被告発会社等が共同して, その事業活動を相互に拘束することにより, 公共の利益に反して, 産業機械用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。 また, 2社等は, 自動車用軸受について, 平成22年7月1日以降に納入する自動車用軸受の販売価格を, 同年6月時点における被告発会社等の販売価格から, 軸受の原材料である鋼材の投入重量1キログラム当たり20円を目途に引き上げること合意し, もって, 被告発会社等が共同して, その事業活動を相互に拘束することにより, 公共の利益に反して, 自動車用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第 3 条 後 段, 第89条 第 1 項 第 1 号, 第95条 第 1 項 第 1 号, 刑法第60条	

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
高砂熱学工業(株)ほか15名 (8社, 個人8名)	26. 3. 4	26. 3. 4	東京地裁 26. 9. 30 (1社, 個人1名) 26. 10. 2 (2社, 個人2名) 26. 10. 3 (1社, 個人1名) 26. 10. 6 (1社, 個人1名) 26. 11. 12 (1社, 個人1名) 26. 11. 13 (1社, 個人1名) 26. 11. 14 (1社, 個人1名)	被告会社に1億2000万円から1億6000円の罰金, 被告人に懲役1年2月から1年6月(執行猶予3年)	8社等は, 平成23年10月以降に, 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事について, 受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上, 同合意に従って, 前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし, もって, 8社等が共同して, 前記工事の受注に関し, 相互にその事業活動を拘束し, 遂行することにより, 公共の利益に反して, 前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法第60条	
(株)NIPPONほか20名 (10社, 個人11名)	28. 2. 29	28. 2. 29			10社等は, 平成23年7月以降に, 東日本高速道路(株)東北支社が条件付一般競争入札の方法により発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について, 受注予定者を決定すること及び当該受注予定者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上, 同合意に従って, 前記工事についてそれぞれ受注予定者を決定するなどし, もって, 10社等が共同して, 前記工事の受注に関し, 相互にその事業活動を拘束し, 遂行することにより, 公共の利益に反して, 前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法第60条	

２－５表 緊急停止命令一覧

件名	当委員会 申立年月日	東京高裁 決定年月日	東京高裁 決定内容	事件の内容	関係法条	処 理 結 果		備 考
						東京高裁 決定年月日	決定内容	
(株)朝日新聞社ほか153名に対する件	30.3.16 30.7.27 (停止命令の取消し)	30.4.6	申立一部 容認一部 却下	(株)朝日新聞社、(株)読売新聞社、(株)毎日新聞社による千葉新聞の供給を受けないことを条件とする販売店との取引及び販売店による千葉新聞不買の申合せ	独占禁止法第19条（旧一般指定1, 7）	30.7.29	当事者の和解により違反事実の消滅（停止命令の取消し）	
伊藤勲に対する件	30.7.4 30.12.10 (停止命令の取消し)	30.7.29	申立容認	毎日新聞販売店（伊藤勲）による毎日新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条（旧一般指定6）	30.12.23	営業廃止により違反事実の消滅（停止命令の取消し）	停止命令違反に対する過料（1万円）決定（30.10.12）
(株)大阪読売新聞社に対する件	30.10.5	30.11.5	申立容認	(株)大阪読売新聞社による読売新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条（旧一般指定6）			同意審決（30.12.8）
(株)北国新聞社に対する件	31.12.21	32.3.18	申立容認	(株)北国新聞社の販売する富山新聞の差別対価	独占禁止法第19条（新聞業特殊指定3）	33.7.11	違反事実の自発的排除（停止命令の取消し）	被申立人による停止命令の執行免除の申立て（32.3.29申立棄却）
八幡製鉄(株)ほか1名に対する件	44.5.7 取下げ 44.5.30			八幡製鉄(株)及び富士製鉄(株)の合併	独占禁止法第15条第1項			被申立人が、合併期日を延期したので取下げ
(株)中部読売新聞社に対する件	50.3.25	50.4.30	申立容認	中部読売新聞の不当廉売	独占禁止法第19条（旧一般指定5）			同意審決（52.11.24） 被申立人は、特別抗告したが、最高裁はこれを却下（50.7.17）
(株)有線ブロードネットワークスほか1社に対する件	16.6.30 取下げ 16.9.14			有線音楽放送事業における私的独占又は差別対価若しくは取引条件等の差別取扱い	独占禁止法第3条前段、第19条（一般指定3, 4）			被申立人が、申立に係る行為を取りやめたので取下げ

２－６表 注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類

業種	件数	行為類型
鉱業・採石業・砂利採取業	1	構成事業者の機能又は活動の制限
設備工事業	1	再販売価格の拘束
食料品製造業	3	再販売価格の拘束，拘束条件付取引
繊維工業	2	再販売価格の拘束
家具・装備品製造業	1	再販売価格の拘束
化学工業	1	再販売価格の拘束
プラスチック製品製造業	1	再販売価格の拘束
なめし革・同製品・毛皮製造業	3	再販売価格の拘束，その他の不公正取引
電気機械器具製造業	3	再販売価格の拘束
通信業	1	再販売価格の拘束
放送業	2	優越的地位の濫用
映像・音声・文字情報制作業	1	優越的地位の濫用
道路旅客運送業	2	一定の事業分野における事業者数の制限，構成事業者の機能又は活動の制限
繊維・衣服等卸売業	1	再販売価格の拘束
飲食料品卸売業	5	優越的地位の濫用，不当廉売
機械器具卸売業	3	再販売価格の拘束
建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	1	優越的地位の濫用
その他の卸売業	7	再販売価格の拘束，優越的地位の濫用
各種商品小売業	10	優越的地位の濫用
織物・衣服・身の回り品小売業	3	価格カルテル，優越的地位の濫用
飲食料品小売業	1	優越的地位の濫用
その他の小売業	14	優越的地位の濫用
不動産賃貸業・管理業	1	優越的地位の濫用
技術サービス業（他に分類されないもの）	4	価格カルテル，拘束条件付取引，一定の事業分野における事業者数の制限，構成事業者の機能又は活動の制限
宿泊業	7	優越的地位の濫用
洗濯・理容・美容・浴場業	1	構成事業者の機能又は活動の制限
飲食店	1	優越的地位の濫用
その他の生活関連サービス業	4	優越的地位の濫用
娯楽業	2	優越的地位の濫用
学校教育	5	その他のカルテル，構成事業者の機能又は活動の制限

協同組合（他に分類されないもの）	12	価格カルテル，拘束条件付取引，優越的地位の濫用，その他の不公正取引，一定の事業分野における事業者数の制限，構成事業者の機能又は活動の制限
その他の事業サービス業	2	拘束条件付取引，取引妨害

（注）業種は，「日本標準産業分類」を参考にしている。

3 独占禁止法適用除外関係

3-1表 独占禁止法適用除外根拠法令一覧

(1) 独占禁止法に基づくもの（3制度）

（平成28年3月末現在）

法律名	適用除外制度の内容 （根拠条項）	適用除外制度の 制定年次
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）	知的財産権の行使行為（第21条）	昭和22年
	一定の組合の行為（第22条）	昭和22年
	再販売価格維持契約（第23条）	昭和28年
独占禁止法第22条各号要件に係るみなし規定のあるもの たばこ耕作組合法（昭和33年法律第135号） 信用金庫法（昭和26年法律第238号） 農業協同組合法（昭和22年法律第132号） 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号） 森林組合法（昭和53年法律第36号） 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号） 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号） 労働金庫法（昭和28年法律第227号）		

(2) 個別法に基づく適用除外（16法律・21制度）

（平成28年3月末現在）

所管官庁	法律名 （法律番号）	適用除外の対象	適用除外制度 の制定年次
公正取引委員会	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）	転嫁カルテル	平成25年
		表示カルテル	平成25年
金融庁	保険業法（平成7年法律第105号）	保険カルテル	昭和26年
	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和23年法律第193号）	基準料率の算出（自賠償・地震）	平成10年
法務省	会社更生法（平成14年法律第154号）	更生会社の株式取得	昭和27年
財務省	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）	合理化カルテル	昭和34年
文部科学省	著作権法（昭和45年法律第48号）	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	昭和45年

所管官庁	法律名 (法律番号)	適用除外の対象	適用除外制度 の制定年次
厚生労働省	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32年法律第164号)	過度競争防止カルテル	昭和32年
農林水産省	農業協同組合法 (昭和22年法律第132号)	農業協同組合中央会が行う一定の事業	平成11年
		農事組合法人が行う一定の事業	平成11年
経済産業省	輸出入取引法 (昭和27年法律第299号)	輸出カルテル	昭和27年
	中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号)	共同経済事業	昭和32年
	中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号)	中小企業団体中央会が行う一定の事業	平成11年
国土交通省	海上運送法 (昭和24年法律第187号)	海運カルテル (内航)	昭和24年
		海運カルテル (外航)	昭和24年
	道路運送法 (昭和26年法律第183号)	運輸カルテル	昭和26年
	航空法 (昭和27年法律第231号)	航空カルテル (国内)	昭和27年
		航空カルテル (国際)	昭和27年
	内航海運組合法 (昭和32年法律第162号)	内航海運カルテル	昭和32年
		共同海運事業	昭和32年
	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 (平成21年法律第64号)	供給輸送力削減カルテル	平成25年

3－2表 年次別・適用除外法令別カルテル件数の推移

(各年3月末現在)

	根 拠 法 令	適用業種等	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
1	輸出入取引法 昭和27年9月1日施行	輸出業者の輸出取引	0	0	0	0
2	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 昭和28年3月1日施行	酒類製造業	0	0	0	0
		酒類販売業	0	0	0	0
		(小 計)	0	0	0	0

	根 拠 法 令	適用業種等	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
3	著作権法 昭和45年5月6日施行	商業用レコード の二次使用料等 に関する取決め	8	8	20	10
4	生活衛生関係営業の運 営の適正化及び振興に 関する法律 昭和32年9月2日施行	特定生活衛生関 係サービス業、 販売業	0	0	0	0
5	道路運送法 昭和26年7月1日施行	道路運送業	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)
6	航空法 昭和27年7月15日施行	航空運送事業 (国内)	0	0	0	0
		航空運送事業 (国際)	[18]	[14]	[8]	[2]
7	内航海運組合法 昭和32年10月1日施行	内航海運業	1	1	1	1
8	海上運送法 昭和24年8月25日施行	海運カルテル (内航)	5	5	5	5
		海運カルテル (外航)	[473]	[401]	[212]	[660]
9	損害保険料率算出団体 に関する法律 昭和23年7月29日施行	地震保険に係る 基準料率及び自 動車損害賠償責 任保険に係る基 準料率の算出	2	2	2	2
10	保険業法 平成8年4月1日施行	特定事業に係る 共同行為	4	4	4	4
		その他の事業に 係る共同行為	5	5	5	5
11	特定地域及び準特定地 域における一般乗用旅 客自動車運送事業の適 正化及び活性化に関す る特別措置法 平成26年1月27日施行	一般乗用旅客自 動車運送事業	-	0	0	0
合 計			28 (26)	28 (26)	40 (38)	30 (28)

- (注1) 件数は、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数である。
- (注2) 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決めの数は、当該取決めの届出を受けた文化庁長官による公正取引委員会に対する通知の件数である。
- (注3) 道路運送法に基づくカルテルについては路線ごとにカルテルが実施されているが、実施主体が同じカルテルを1件として算定した場合の数を()で示した。
- (注4) 海上運送法に基づく海運のカルテル(外航)及び航空法に基づく航空運送事業カルテル(国際)に関する〔 〕内の数は、各年の3月末日に終了する年度において締結、変更又は廃止の通知を受けた件数であり、外数である。

3-3表 保険業法に基づくカルテル

(1) 保険業法第101条第1項第1号に基づく共同行為

(平成28年3月末現在)

対象種目	主 体	制 限 事 項	最初の発効日	有効期限
航空保険	日本航空保険プール	再保険における料率及び条件の決定 (注)、再保険の出再割合の決定、再保険手数料料率の決定、配分再保険の配分割合及び再保険手数料料率の決定、再々保険の禁止、海外再々保険の相手方、出再割合、料率その他条件及び再保険手数料料率の決定、損害査定	平成9年6月20日	期限の定めなし
原子力保険	日本原子力保険プール	保険約款の内容の決定、保険料率及びその他の条件の決定、元受保険及び受再保険の引受割合の決定、元受保険の共同処理(募集を含む。)、再保険の共同処理、損害査定の審査及び決定	平成9年6月20日	期限の定めなし
自賠償保険	損害保険会社	契約の引受け及び契約規定の作成方法、募集方法、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定、再保険取引に関する相手方又は数量の決定、損害査定方法の決定	平成9年4月30日	期限の定めなし
地震保険	損害保険会社	契約引受方法の決定、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定、損害査定方法の決定、再保険取引に関する事項の決定、地震保険の普及拡大に関する事項の決定	平成9年6月20日	期限の定めなし

(注) 日本航空保険プールの共同行為では、保険料率の決定は明示的に行われていないが、①出再割合を100%としていること、②再保険について、会員は全て元受会社の契約内容に従って責任を負担することとなっているため、保険料率＝再保険料率となり、各社保険料率が同一となっている。

(2) 保険業法第101条第1項第2号に基づく共同行為

(平成28年3月末現在)

対象種目	主 体	制 限 事 項	最初の発効日	有効期限
船舶保険	日本船舶保険再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
外航貨物保険	外航貨物再保険プール	再保険約款及び再保険料率の決定、再保険の出再割合の決定、再保険手数料の決定、配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定、再々保険の禁止、再保険に係る損害査定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険 (対人賠償保険部分)	自動車対人賠償保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険 (対人賠償、 自損事故及び 無保険者傷害 保険部分)	自動車対人賠償保険超過損害額再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
住宅瑕疵担保責任保険	住宅瑕疵担保責任超過損害額再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率の決定	平成21年4月1日	平成32年3月31日

3-4表 内航海運組合法に基づくカルテル

(平成28年3月末現在)

対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
船 舶	日本内航海運組合総連合会	船腹の過剰に対処するための、保有船舶を解撤等する者に対する交付金の交付及び船舶の新規建造者からの納付金の徴収	平成10年5月15日	期限の定めなし

3－5表 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

(平成28年3月末現在)

対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
自動車損害賠償責任保険	損害保険料率算出団体	自動車損害賠償責任保険に係る基準料率を算出し、会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし
地震保険	損害保険料率算出団体	地震保険に係る基準料率を算出し、会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし

3－6表 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

(平成28年3月末現在)

対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
商業用レコードの二次使用料等	文化庁長官が指定する団体（指定団体）	商業用レコードの二次使用料等の額に関する指定団体と放送事業者等又はその団体間における協議	協議によって定められた期日	協議によって定められた期日

3－7表 海上運送法に基づくカルテル（内航）

(平成28年3月末現在)

主 体	航 路	内 容	最初の発効日	有効期限
一般旅客定期航路事業者	松山／宇品	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年7月19日	平成30年7月5日
一般旅客定期航路事業者	岡山／土庄	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年7月21日	平成29年5月7日
一般旅客定期航路事業者	竹 原 ／ 垂水・白水	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年8月10日	平成30年7月29日
貨物定期航路事業者	大阪・神戸／那覇	適切な運航日程の設定のための共同経営（貨物）	平成12年7月8日	平成30年6月30日
貨物定期航路事業者	鹿児島／那覇	適切な運航日程の設定のための共同経営（貨物）	平成12年7月23日	平成30年7月22日

3－8表 道路運送法に基づくカルテル

(平成28年3月末現在)

主 体	路 線	内 容	最初の発効日	有効期限
一般乗合旅客自動車運送業	北 部 支 線（沖縄）	生活路線維持のための共同経営	平成14年10月8日	平成29年9月30日
一般乗合旅客自動車運送業	読谷線・糸満線（沖縄）	適切な運行時刻設定のための共同経営	平成14年10月8日	平成29年10月7日

主 体	路 線	内 容	最初の発効日	有効期限
一般乗合旅客 自動車運送業	名護西線・ 名護西空港 線（沖縄）	適切な運行時刻設定のための共 同経営	平成14年10月8日	平成29年10月7日

3－9表 業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数

(平成28年3月末現在)

業種等		届出件数	
事業協同組合	農業，林業，漁業	0	
	鉱業，採石業，砂利採取業	0	
	建設業	2	
	製造業	食料品，飲料・たばこ・飼料	3
		繊維	0
		木材・木製品，家具・装備品	0
		パルプ・紙・紙加工品	0
		印刷・同関連業	0
		化学	0
		石油・石炭	0
		プラスチック	0
		ゴム製品，なめし革・同製品・毛皮	0
		窯業・土石	0
		鉄鋼	0
		非鉄金属	0
		金属製品	1
		はん用機械器具，生産用機械器具，業務用機械器具	0
		電子部品・デバイス・電子回路，電気機械器具，情報通信機械器具	0
		輸送用機械器具	0
		その他	0
		小計	6
		電気・ガス・熱供給・水道業	3
	情報通信業	0	
	運輸業，郵便業	2	
	卸売業	1	
	小売業	6	
	金融業，保険業	0	
	不動産業，物品賃貸業	1	
	サービス業	11	
	その他	173	
	小計	203	

業種等	届出件数
信用協同組合	32
合計	235

（注１） 組合員の資格となる業種が複数にまたがる協同組合は、「その他」としている。

（注２） 業種は、「日本標準産業分類」を参考に行っている。

4 株式取得，合併等関係

4－1表 銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧

(1) 独占禁止法第11条第1項ただし書の規定に基づく認可

平成27年度において，認可した案件はなかった。

(2) 独占禁止法第11条第2項の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
27. 10. 6	(株)横浜銀行	(株)小田原エンジニアリング	自己の株式の取得に伴う議決権取得
28. 2. 25	三井住友信託銀行(株)	宮城交通(株)	年金信託財産の運用に係る議決権取得
28. 2. 25	(株)りそな銀行	新日本理化(株)ほか2社	年金信託財産の運用に係る議決権取得

4－2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等に関する統計資料（4－3表から4－31表）について

(1) この統計資料は，平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に，公正取引委員会が受理した会社の株式取得，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）の届出に関する諸指標を取りまとめたものである。

なお，4－9表から4－14表まで及び4－21表から4－25表までに記載した届出は，平成28年3月31日までに「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第7条第5項の規定に基づく完了報告書が提出されたものである。

(2) 会社がどの業種に属するかは，株式取得においては株式取得会社の業種，合併においては合併後の存続会社の業種，共同新設分割においては分割する会社の業種，吸収分割においては事業を承継する会社の業種，共同株式移転においては新設会社の業種，事業譲受け等においては事業等を譲り受ける会社の業種によった。また，事業を行っていない会社についてはその他に分類した。

(3) 各表の分類のうち，「水平」とは，当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合をいう。

「垂直」とは，当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合をいう。「垂直」のうち，「前進」とは，株式取得会社，存続会社，被承継会社又は譲受会社が最終需要者の方向にある会社と企業結合を行う場合をいい，「後進」とは，その反対方向にある会社と企業結合を行う場合をいう。

「混合」とは，「水平」，「垂直」のいずれにも該当しない場合をいう。「混合」のうち，「地域拡大」とは，同種の商品又は役務を異なる市場へ供給している場合をいい，「商品拡大」とは，生産

あるいは販売面での関連性のある異種の商品又は役務を供給している場合をいい、「純粹」とは、前記「地域拡大」及び「商品拡大」のいずれにも該当しない場合をいう。

なお、形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、件数の合計は、届出件数と必ずしも一致しない。

- (4) 資本金及び総資産の額は、原則として100万円未満の金額を切り捨てて集計した。

4－3表 形態別・株式取得会社業種別株式取得件数（平成27年度）

形 態 株式取得会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業	8	2	2	5	2		8
製 造 業	34	19	10	6	6	2	56
食 料 品	5	5		4			6
織 維	2	1					2
木 材 ・ 木 製 品	1	1	1				1
紙 ・ パ ル プ	2	1	1	1			2
出 版 ・ 印 刷							
化学・石油・石炭	5	5				1	11
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石	1		1		2		3
鉄 鋼	1	1	1				4
非 鉄 金 属	2		1				2
金 属 製 品	2	1	2		1		2
機 械	10	3	1	1	2		16
そ の 他 製 造 業	3	1	2		1	1	7
卸 ・ 小 売 業	25	10	9	18	1	3	35
不 動 産 業	6			3	1		7
運輸・通信・倉庫業	16	3	8	1	1		18
サ ー ビ ス 業	9		2	5	1		12
金 融 ・ 保 険 業	7		1	2		4	12
電 気 ・ ガ ス 業	3						3
そ の 他	38	14	7	12	12	17	71
合 計	146	48	39	52	24	26	222

4－4表 形態別・新設会社又は存続会社業種別合併件数（平成27年度）

形 態 新設会社 又は存続会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業							
製 造 業	8	2	2		4		12
食 料 品							
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ							
出 版 ・ 印 刷							
化学・石油・石炭	3	2	2				4
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼							
非 鉄 金 属							
金 属 製 品							
機 械	5				4		8
そ の 他 製 造 業							
卸 ・ 小 売 業	4	2		1	1		5
不 動 産 業							
運輸・通信・倉庫業	1						1
サ ー ビ ス 業					1	1	2
金 融 ・ 保 険 業						1	1
電 気 ・ ガ ス 業							
そ の 他	1					1	2
合 計	14	4	2	1	6	3	23

4－5表 形態別・承継会社業種別共同新設分割件数（平成27年度）

分割する 会社の業種	形 態 水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業							
製 造 業	2						2
食 料 品							
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ	1						1
出 版 ・ 印 刷							
化学・石油・石炭	1						1
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼							
非 鉄 金 属							
金 属 製 品							
機 械							
そ の 他 製 造 業							
卸 ・ 小 売 業							
不 動 産 業							
運輸・通信・倉庫業							
サ ー ビ ス 業							
金 融 ・ 保 険 業							
電 気 ・ ガ ス 業							
そ の 他							
合 計	2	0	0	0	0	0	2

４－６表 形態別・被承継会社業種別吸収分割件数（平成27年度）

承継する 会社の業種	形 態 水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業							
製 造 業	3	1					3
食 料 品							
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ							
出 版 ・ 印 刷							
化学・石油・石炭	1						1
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼							
非 鉄 金 属							
金 属 製 品							
機 械	2	1					2
そ の 他 製 造 業							
卸 ・ 小 売 業	2	1	1	1			4
不 動 産 業							
運輸・通信・倉庫業							
サ ー ビ ス 業	1						1
金 融 ・ 保 険 業							
電 気 ・ ガ ス 業							
そ の 他	4			5		2	7
合 計	10	2	1	6	0	2	15

４－７表 形態別・株式移転会社業種別共同株式移転件数（平成27年度）

形態 新設会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業							
製 造 業							
食 料 品							
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ							
出 版 ・ 印 刷							
化学・石油・石炭							
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼							
非 鉄 金 属							
金 属 製 品							
機 械							
そ の 他 製 造 業							
卸 ・ 小 売 業							
不 動 産 業							
運輸・通信・倉庫業							
サ ー ビ ス 業							
金 融 ・ 保 険 業							
電 気 ・ ガ ス 業							
そ の 他	5	1	1	3			6
合 計	5	1	1	3	0	0	6

４－８表 形態別・譲受会社業種別事業譲受け等件数（平成27年度）

形 態 譲受会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業							
製 造 業	5	1			1		7
食 料 品							
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ							
出 版 ・ 印 刷							
化学・石油・石炭	1						1
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼							
非 鉄 金 属	1						1
金 属 製 品							
機 械	3	1			1		5
そ の 他 製 造 業							
卸 ・ 小 売 業	10			1	1		11
不 動 産 業							
運輸・通信・倉庫業	2	1			1		2
サ ー ビ ス 業	1						1
金 融 ・ 保 険 業							
電 気 ・ ガ ス 業							
そ の 他	6	1	3				6
合 計	24	3	3	1	3	0	27

４－９表 株式取得計画の届出一覧（平成27年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
24. 11. 21	(株)光通信	(株)エフティコミュニケーションズ
25. 3. 13	大阪ガスケミカル(株)	水澤化学工業(株)
25. 5. 30	日本ハム(株)	(株)ウスネ
25. 7. 9	DUBAL Holding LLC	Emirates Global Aluminium PJSC
25. 7. 17	GSO Credit-A Associates LLC	Eastman Kodak Company
25. 7. 17	GSO SPECIAL SITUATIONS OVERSEAS MASTER FUND LTD	Eastman Kodak Company
26. 1. 14	(株)日立システムズ	(株)日立システムズパワーサービス
26. 1. 27	(株)フジ・メディア・ホールディングス	(株)長野放送
26. 2. 27	(株)新昭和	旭建設(株)
26. 7. 31	(株)サンドラッグ	(株)サンドラッグプラス
26. 11. 4	伊藤忠食糧(株)	(株)大阪第一食糧
26. 11. 27	(株)LL ホールディングス	SBI ライフリビング(株)
26. 12. 9	BHP Billiton Plc	BHP Coal Holdings Pty Limited
26. 12. 9	BHP Billiton Aluminium (Holdings) Pty Limited	Groote Eylandt Mining Company Proprietary Limited
26. 12. 10	(株)総合生活サービス	(株)ウォーターダイレクト
27. 1. 9	宮地エンジニアリンググループ(株)	三菱重工鉄構エンジニアリング(株)
27. 1. 9	コカ・コーライーストジャパン(株)	仙台コカ・コーラボトリング(株)
27. 1. 14	(株)エネサンスホールディングス	東北コスモガス(株)
27. 1. 15	(株)みちのく銀行	みちのくリース(株)
27. 1. 20	J S R(株)	(株)医学生物学研究所
27. 1. 21	Hanwha Solar Holdings Co., Ltd.	Hanwha SolarOne Co., Ltd.
27. 1. 23	テンプスタッフ(株)	パナソニックエクセルスタッフ(株)
27. 1. 23	石塚硝子(株)	鳴海製陶(株)
27. 1. 26	I T N(株)	アイ・ティー・エックス(株)
27. 1. 26	三菱マテリアル(株)	日立ツール(株)
27. 1. 27	(株)アインファーマシーズ	(株)メディオ薬局
27. 1. 28	銀泉(株)	総合地所(株)
27. 2. 6	(株)パソナグループ	パナソニックビジネスサービス(株)
27. 2. 9	ハンファケミカル(株)	サムスン総合化学(株)
27. 2. 9	(株)関電エネルギーソリューション	市原パワー(株)
27. 2. 12	伊藤ハム(株)	ANZCO FOODS LIMITED
27. 2. 16	J S R(株)	東部ブタジェン(株)
27. 2. 16	(株)ツルハホールディングス	(株)レデイ薬局
27. 2. 20	アサヒビール(株)	エノテカ(株)

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
27. 2. 23	(株)BCJ- 2 2	(株)雪国まいたけ
27. 2. 23	アルフレッサファーマ(株)	アルフレッサファインケミカル(株)
27. 2. 24	(株)東邦銀行	東邦リース(株)
27. 2. 24	エア・ウォーター(株)	(株)半田
27. 2. 25	サントリービバレッジサービス(株)	西武商事(株)
27. 2. 25	日本出版販売(株)	(株)B S M社
27. 2. 25	健康コーポレーション(株)	夢展望(株)
27. 2. 26	極東貿易(株)	エトー(株)
27. 2. 26	阪和興業(株)	大鋼産業(株)
27. 2. 27	(株)アスパラントグループ SPC 1 号	(株)ヒューマニック
27. 3. 4	文化シヤッター(株)	(有)西山鉄網製作所
27. 3. 6	DCM ホールディングス(株)	(株)サンワドー
27. 3. 13	DMG MORI GmbH	DMG MORI SEIKI AKTIENGESELLSCHAFT
27. 3. 17	日本郵政スタッフ(株)	(株)ツーウェイシステム
27. 3. 19	味の素(株)	味の素ゼネラルフーズ(株)
27. 3. 19	JWD ホールディングス(株)	日本風力開発(株)
27. 3. 23	(株)エクシング	(株)テイチクエンタテインメント
27. 3. 24	グローブシップ(株)	日東カストディアル・サービス(株)
27. 3. 24	合同会社グランビスタホールディングス	(株)グランビスタホテル&リゾート
27. 3. 26	J. フロント リテイリング(株)	(株)千趣会
27. 3. 27	三菱商事(株)	日本レヂボン(株)
27. 3. 30	大和ハウス工業(株)	大和小田急建設(株)
27. 3. 31	MS-INTER HD (株)	MARK STYLER (株)
27. 4. 6	(株)オーシカ	大新合板工業(株)
27. 4. 13	エア・ウォーター(株)	川崎化成工業(株)
27. 4. 13	コカ・コーラウエスト(株)	四国コカ・コーラボトリング(株)
27. 4. 14	日清紡テキスタイル(株)	T S ホールディングス(株)
27. 4. 15	蝶理(株)	ミヤコ化学(株)
27. 4. 17	阪和興業(株)	(株)ダイサン
27. 4. 22	(株)長谷工コーポレーション	総合地所(株)
27. 4. 24	リテールシステムサービス(株)	(株)エス・ブイ・デー
27. 4. 28	Mario Finance Corp.	Sigma-Aldrich Corporation
27. 4. 30	(株)アトムホールディングス	(株)ワールドツール
27. 5. 8	日立建機(株)	(株)KCM
27. 5. 12	(株)丸久	(株)マルミヤストア
27. 5. 20	(株)ダイヘン	中国電機製造(株)
27. 5. 22	京セラ(株)	日本インター(株)

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
27. 5. 26	吉野石膏(株)	旭ファイバーグラス(株)
27. 5. 27	Ocean Pearl Investment Limited	(株)TASAKI
27. 5. 28	フランクフルト・ホールディングス(株)	(株)ファクトリージャパングループ
27. 5. 28	(株)ジュピターテレコム	(株)エニー
27. 5. 28	日本電通(株)	TMIソリューションズ(株)
27. 6. 2	(株)日本政策投資銀行	スカイマーク(株)
27. 6. 9	GE Albany Global Holdings B.V.	ALSTOM B.V.
27. 6. 9	楽天(株)	(株)ネクスト
27. 6. 11	ラオックス(株)	(株)モード・エ・ジャコモ
27. 6. 12	アルピコホールディングス(株)	(株)マツヤ
27. 6. 26	サントリー食品インターナショナル(株)	(株)ジャパンビバレッジホールディングス
27. 6. 26	サントリー食品インターナショナル(株)	ジェイティエースター(株)
27. 6. 29	近鉄グループホールディングス(株)	(株)海遊館
27. 7. 7	Danaher Corporation	Pall Corporation
27. 7. 14	シップヘルスケアホールディングス(株)	(株)西野医科器械
27. 7. 17	Richemont Holdings (UK) Limited	YOOX Net-A-Porter Group S.p.A
27. 7. 17	(株)星野リゾート	(株)ホライズン・ホテルズ
27. 7. 17	(株)千趣会	ワタベウェディング(株)
27. 7. 24	セコム(株)	クマリフト(株)
27. 7. 24	有限会社吉田ホールディングス	モギエナジーシステム(株)
27. 8. 7	Royal Dutch Shell plc	BG Group plc
27. 8. 14	アンダーツリー(株)	(株)アンダーツリー東京
27. 8. 17	Lockheed Martin Corporation	Sikorsky Aircraft Corporation
27. 8. 17	(株)トーハン	(株)アバンティブックセンター
27. 8. 17	(株)大紀アルミニウム工業所	東京アルミセンター(株)
27. 8. 18	中部飼料(株)	みらい飼料(株)
27. 8. 19	ファーマライズホールディングス(株)	徳庵商事(株)
27. 8. 20	大阪製鐵(株)	東京鋼鐵(株)
27. 8. 24	(株)寺岡精工	(株)テラオカ
27. 8. 24	日本酒類販売(株)	大分県酒類卸(株)
27. 8. 25	NXP Semiconductors N.V.	Freescall Semiconductors, Ltd.
27. 8. 25	エア・ウォーター(株)	(株)九州屋
27. 8. 25	(株)コスモウォーター	(株)コスモライフ
27. 8. 27	マックスバリュ北海道(株)	(株)いちまる分割準備会社
27. 8. 28	(株)光通信	(株)アイフラッグ (旧社名 (株)SBR)
27. 8. 31	TMC BUYOUT 7 (株)	(株)大和
27. 8. 31	アイカ工業(株)	アイカテック建材(株)

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
27. 9. 2	(株)イズミ	(株)ユアーズ
27. 9. 3	日清製粉(株)	赤沢食品(株)
27. 9. 7	大和産業(株)	赤沢食品(株)
27. 9. 8	アルコニックス(株)	平和金属(株)
27. 9. 8	三井製糖(株)	赤沢食品(株)
27. 9. 14	(株)イチネンホールディングス	東電リース(株)
27. 9. 14	日清紡メカトロニクス(株)	南部化成(株)
27. 9. 16	(株)ダイナムジャパンホールディングス	夢コーポレーション(株)
27. 9. 16	(株)東北新社	(株)スター・チャンネル
27. 9. 18	(株)大創産業	(株)中部商会
27. 9. 18	三井住友信託銀行(株)	シティカードジャパン(株)
27. 9. 25	イオンディライト(株)	(株)白青舎
27. 9. 28	Avago Technologies Cayman Finance Limited	Broadcom Corporation
27. 9. 28	ハウス食品グループ本社(株)	(株)壺番屋
27. 9. 28	ヒューリック(株)	日本ビューホテル(株)
27. 9. 30	(株)アインファーマシーズ	N Pホールディングス(株)
27. 9. 30	大和PI パートナーズ(株)	(株)F-Power
27. 9. 30	日本生命保険相互会社	三井生命保険(株)
27. 10. 2	第一三共ヘルスケア(株)	(株)アイム
27. 10. 5	ゴールドマン・サックス・クレジット・パートナーズ(株)	(株)ディーアンドエムホールディングス
27. 10. 6	アジア・テーマパーク・インベストメント(株)	(株)ユー・エス・ジェイ
27. 10. 8	損保ジャパン日本興亜ホールディングス(株)	ワタミの介護(株)
27. 10. 9	太陽誘電(株)	エルナー(株)
27. 10. 14	イオンリテール(株)	清水商事(株)
27. 10. 16	(株)イズミ	(株)デイリーマート
27. 10. 19	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス(株)	アルヒリース(株)
27. 10. 22	(株)TSUTAYA	ニューコ・ワン(株)
27. 10. 23	セコム(株)	(株)アサヒセキュリティ
27. 10. 23	(株)長谷工コーポレーション	(株)ジョイント・コーポレーション
27. 10. 26	Veritas NL Intermediate Holdings BV	ベリタステクノロジーズ合同会社
27. 10. 27	Solvay S. A.	Cytec Industries Inc.
27. 10. 28	ヒューリック(株)	(株)シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
27. 10. 28	緑屋電気(株)	(株)ホクシン
27. 10. 30	(株)遊楽	(株)ワイズコーポレーション
27. 10. 30	日本生命保険相互会社	(株)ライフプラザパートナーズ
27. 11. 2	(株)アスパラントグループ S P C 2 号	(株)駐車場総合研究所
27. 11. 2	日本通運(株)	(株)ワンビシアーカイブズ
27. 11. 5	(株)ハピネット	(株)ブロッコリー
27. 11. 6	三井倉庫トランスポート(株)	丸協運輸(株)
27. 11. 6	三井倉庫トランスポート(株)	丸協運輸(株)
27. 11. 13	(株)ジャフコ・エスアイジーNo. 19	(株)かねたや家具店
27. 11. 13	(株)日本政策投資銀行	エスアイアイ・セミコンダクタ(株)
27. 11. 13	大東建託(株)	(株)ソラスト
27. 11. 16	大同メタル工業(株)	エヌデーシー(株)
27. 11. 17	(株)メディパルホールディングス	(株)アステック
27. 11. 17	日立造船(株)	(株)オーナミ
27. 11. 18	(株)日本経済新聞社	テレビ愛知(株)
27. 11. 20	(株)カネカ	セメダイン(株)
27. 11. 20	積水ハウス(株)	鳳ホールディングス(株)
27. 11. 20	積水化学工業(株)	エーディア(株)
27. 11. 24	KDDI(株)	富士山の銘水(株)
27. 11. 27	青山商事(株)	ミニット・アジア・パシフィック(株)
27. 11. 27	東プレ(株)	(株)ワイジーテック
27. 11. 30	三井住友海上火災保険(株)	Amlin plc
27. 12. 3	日清食品ホールディングス(株)	ぼんち(株)
27. 12. 8	損保ジャパン日本興亜ホールディングス(株)	(株)メッセージ
27. 12. 9	ヤフー(株)	(株)一休
27. 12. 14	三井不動産(株)	ジェイティ不動産(株)
27. 12. 14	松田産業(株)	ガルフ食品(株)
27. 12. 15	BRF GmbH	Golden Foods Poultry Limited
27. 12. 15	BRF GmbH	Golden Poultry Siam Limited
27. 12. 22	(株)トーハン	(株)文真堂書店
27. 12. 25	(株)日清製粉グループ本社	(株)ジョイアス・フーズ
27. 12. 25	住友化学(株)	アイアグリ(株)
27. 12. 28	三菱化学フーズ(株)	エーザイフード・ケミカル(株)
28. 1. 6	みのりホールディングス(株)	日本ジェノス(株)
28. 1. 7	損保ジャパン日本興亜ホールディングス(株)	(株)メッセージ

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
28. 1. 7	東京急行電鉄(株)	(株)東急レクリエーション
28. 1. 18	(株)三徳	和歌山レアアース(株)
28. 1. 19	日清製粉(株)	(株)若葉商会
28. 1. 22	(株)カナモト	(株)ニシケン
28. 1. 26	(株)Q&O ホールディングス	中川産業(株)
28. 1. 27	(株)トーホー	関東食品(株)
28. 2. 2	(株)トーエネック	旭シンクロテック(株)
28. 2. 5	健康コーポレーション(株)	(株)タツミプランニング
28. 2. 5	国分グループ本社(株)	(株)ナックスナカムラ
28. 2. 5	日本テレビ放送網(株)	(株)熊本県民テレビ
28. 2. 15	日本無線(株)	長野日本無線(株)
28. 2. 26	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)	ネットイヤーグループ(株)

4－10表 合併計画の届出一覧（平成27年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	存続会社	消滅会社
27. 1. 9	Spansion Inc.	Mustang Acquisition Corporation
27. 2. 26	(株)富山クボタ	(株)福井近畿クボタ
27. 7. 7	Pall Corporation	Pentagon Merger Sub, Inc.
27. 7. 17	YOOX S.p.A	Largenta Italia S.p.A
27. 8. 14	(株)P A L T A C	伊東秀商事(株)
27. 8. 24	UQコミュニケーションズ(株)	KDDIバリューイネイブラー(株)
27. 8. 25	Freescall Semiconductor, Ltd.	Nimble Acquisition Limited
27. 8. 28	片倉チッカリン(株)	コープケミカル(株)
27. 9. 28	Broadcom Corporation	Buffalo CS Merger Sub, Inc.
27.10.27	Cytec Industries Inc.	Tulip Acquisition Inc.
27.11.13	伊藤忠丸紅テクノスチール(株)	住商鉄鋼販売(株)

4－11表 共同新設分割計画の届出一覧（平成27年度に完了報告書が提出されたもの）

該当なし

4-12表 吸収分割計画の届出一覧（平成27年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	承継する会社	分割する会社
27. 1. 14	コスモ石油ガス(株)	昭和シェル石油(株)
27. 1. 14	コスモ石油ガス(株)	東燃ゼネラル石油(株)
27. 1. 14	コスモ石油ガス(株)	(株)エネサンスホールディングス
27. 1. 14	コスモ石油ガス(株)	住友商事(株)
27. 2. 6	(株)SMBC 信託銀行	シティバンク銀行(株)
27. 2. 13	ピー・ピー・ディー・ジャパン(株)	(株)新日本科学
27. 2. 26	三信通商分割準備(株)	三信通商(株)
27. 2. 26	沢井製薬(株)	田辺三菱製薬工場(株)
27. 4. 30	ザ・ホテルエ・グループ那覇(株)	(株)パノラマ・ホテルズ・ワン
27. 4. 30	ザ・ホテルエ・グループ石垣(株)	(株)パノラマ・ホテルズ・ワン
27. 4. 30	ザ・ホテルエ・グループ赤坂(株)	(株)パノラマ・ホテルズ・ワン
27. 4. 30	ザ・ホテルエ・グループ万座(株)	(株)パノラマ・ホテルズ・ワン
27. 7. 15	住友重機械搬送システム(株)	三菱重工マシナリーテクノロジー(株)
27. 7. 28	(株)プロバ島根	(株)中央商事
27. 7. 30	(株)AK ジャパン	(株)アカクラ
27. 7. 30	(株)AK ジャパン	(株)アカクライントーナショナル
27. 9. 10	(株)トミダヤ	(株)フードセンター富田屋
27. 10. 15	伊藤忠メタルズ(株)	住商鉄鋼販売(株)
27. 12. 22	(株)栗田	栗田出版販売(株)

4-13表 共同株式移転計画の届出一覧（平成27年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	株式移転会社
26. 10. 03	(株)マクニカ, 富士エレクトロニクス(株)
27. 3. 19	名糖運輸(株), (株)ヒューテックノオリン
27. 6. 12	大丸藤井(株), 日藤(株)
27. 6. 22	(株)肥後銀行, (株)鹿児島銀行
27. 8. 28	長野県連合青果(株), (株)長印
27. 11. 27	米久(株), 伊藤ハム(株)
28. 1. 28	(株)横浜銀行, (株)東日本銀行

4-14表 事業譲受け等計画の届出一覧（平成27年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	譲受会社	譲渡会社
26. 11. 12	Novartis AG	グラクソ・スミスクライン(株)
27. 1. 30	Ridgeback Acquisition LLC	プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン(株)

受理年月日	譲受会社	譲渡会社
27. 2. 12	DMG 森精機ワシノ(株)	(株)アマダマシンツール
27. 2. 25	(株)A i	(株)三愛スタイル
27. 4. 8	(株)商船三井	第一中央汽船(株)
27. 4. 15	(株)ジェイデバイス	Renesas Semiconductor Singapore Pte. Ltd.
27. 4. 24	(株)扇屋コーポレーション	チタカ・インターナショナル・フーズ(株)
27. 5. 27	(株)ユタカ電機製作所	(株)ユタカ電機製作所
27. 5. 29	日産自動車販売(株)	太洋日産自動車販売(株)
27. 7. 27	(株)サミオ食品	サミオ食品(株)
27. 8. 21	旭細野西蔵(株)	(株)細野西蔵
27. 9. 25	国分フードクリエイト(株)	(株)デイリーフーズ
27. 9. 29	Swift Pork Company	Cargill Meat Solutions Corporation
27.10. 8	HVO Resources Pty Ltd	Coal and Allied Operations Pty Ltd
27.10. 9	HV Coking Coal Pty Limited	Maitland Main Collieries Pty Ltd
27.10. 9	HV Coking Coal Pty Limited	Vale Australia (GC) Pty Ltd
27.11.10	エンパイヤ自動車(株)	(株)ウチダオート
28. 1. 13	(株)ラルズ	(株)丸しめ志賀商店
28. 1. 27	(株)HON	(株)戸田書店

4-15表 総資産額別株式取得件数

(単位：件、()は%)

総資産額 年度	50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
23	23 (10.3)	4 (1.8)	27 (12.1)	24 (10.7)	146 (65.2)	224 (100.0)
24	42 (14.7)	5 (1.8)	43 (15.1)	25 (8.8)	170 (59.6)	285 (100.0)
25	31 (14.2)	5 (2.3)	51 (23.4)	21 (9.6)	110 (50.5)	218 (100.0)
26	56 (24.2)	8 (3.5)	45 (19.5)	19 (8.2)	103 (44.6)	231 (100.0)
27	35 (15.8)	2 (0.9)	41 (18.5)	22 (9.9)	122 (55.0)	222 (100.0)

(注) 総資産額は、株式取得会社の総資産額である。

4-16表 総資産額別合併件数

(単位：件，() は%)

総資産額 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
23	0 (0.0)	4 (26.7)	2 (13.3)	5 (33.3)	0 (0.0)	4 (26.7)	15 (100.0)
24	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (28.6)	3 (21.4)	2 (14.3)	5 (35.7)	14 (100.0)
25	0 (0.0)	1 (12.5)	1 (12.5)	2 (25.0)	1 (12.5)	2 (25.0)	8 (100.0)
26	2 (16.7)	2 (16.7)	1 (8.3)	3 (25.0)	0 (0.0)	4 (33.3)	12 (100.0)
27	0 (0.0)	2 (8.7)	2 (8.7)	4 (17.4)	0 (0.0)	10 (43.5)	23 (100.0)

(注1) 総資産額は、合併後における存続会社単体の総資産額である。

(注2) 平成27年度において、合併後における存続会社単体の総資産額が未定のものが5件ある。

4-17表 総資産額別共同新設分割件数

(単位：件，() は%)

総資産額 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
23	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
24	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
25	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
26	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
27	1 (50.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)

(注) 総資産額は、新設会社単体の総資産額である。

4-18表 総資産額別吸収分割件数

(単位：件，() は%)

総資産額 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
23	2 (20.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	6 (60.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (100.0)
24	0 (0.0)	2 (14.3)	1 (7.1)	4 (28.6)	1 (7.1)	6 (42.9)	14 (100.0)
25	6 (46.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (23.1)	0 (0.0)	4 (30.8)	13 (100.0)
26	3 (15.0)	4 (20.0)	0 (0.0)	3 (15.0)	1 (5.0)	8 (40.0)	20 (100.0)
27	3 (20.0)	7 (46.7)	0 (0.0)	3 (20.0)	1 (6.7)	1 (6.7)	15 (100.0)

(注1) 総資産額は、事業を承継した会社単体の総資産額である。

(注2) 平成26年度において、事業を承継した会社単体の総資産額が未定のものが1件ある。

4-19表 総資産額別共同株式移転件数

(単位：件，()は%)

総資産額 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
23	0 (0.0)	1 (16.7)	2 (33.3)	1 (16.7)	0 (0.0)	2 (33.3)	6 (100.0)
24	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (80.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	5 (100.0)
25	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	0 (0.0)	1 (33.3)	3 (100.0)
26	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (42.9)	2 (28.6)	2 (28.6)	7 (100.0)
27	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (33.3)	0 (0.0)	3 (50.0)	6 (100.0)

(注1) 総資産額は、新設会社単体の総資産額である。

(注2) 平成27年度において、新設会社単体の総資産額が未定のものが1件ある。

4-20表 総資産額別事業譲受け等件数

(単位：件，()は%)

総資産額 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
23	11 (55.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	5 (25.0)	0 (0.0)	3 (15.0)	20 (100.0)
24	5 (16.7)	6 (20.0)	2 (6.7)	7 (23.3)	1 (3.3)	9 (30.0)	30 (100.0)
25	4 (19.0)	4 (19.0)	0 (0.0)	7 (33.3)	2 (9.5)	4 (19.0)	21 (100.0)
26	3 (15.8)	7 (36.8)	1 (5.3)	1 (5.3)	3 (15.8)	4 (21.1)	19 (100.0)
27	0 (0.0)	5 (18.5)	1 (3.7)	10 (37.0)	2 (7.4)	9 (33.3)	27 (100.0)

(注) 総資産額は、事業等を譲り受けた会社単体の総資産額である。

4-21表 合併後の総資産が300億円以上となる合併（平成27年度に完了報告書が提出されたもの）

(単位：億円)

受理年月日	存続会社	総資産	消滅会社	総資産	合併後の名称	総資産
27. 7. 7	Pall Corporation	3900	Pentagon Merger Sub, Inc.	0	Pall Corporation	3900
27. 7. 17	Y00X S.p.A	602	Largenta Italia S.p.A	0	Y00X Net-A-Porter S.p.A	3582
27. 8. 14	(株)PALTAC	3181	伊東秀商事(株)	83	(株)PALTAC	3264
27. 8. 24	UQコミュニケーションズ(株)	1993	KDDIバリューイネイブラー(株)	4	UQコミュニケーションズ(株)	1997
27. 8. 28	片倉チッカリン(株)	210	コープケミカル(株)	267	片倉コープアグリ(株)	477

受理年月日	存続会社	総資産	消滅会社	総資産	合併後の名称	総資産
27. 9. 28	Broadcom Corporation	10228	Buffalo CS Merger Sub, Inc.	0	Broadcom Corporation	10228
27. 10. 27	Cytec Industries Inc.	2554	Tulip Acquisition Inc.	0	Cytec Industries Inc.	2412
27. 11. 13	伊藤忠丸紅テクノスチール(株)	976	住商鉄鋼販売(株)	297	伊藤忠丸紅住商テクノスチール(株)	1417

4-22表 行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同新設分割（平成27年度に完了報告書が提出されたもの）

該当なし

4-23表 行為後の承継した会社の総資産が300億円以上となる吸収分割（平成27年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	承継する会社	総資産	分割する会社	総資産	行為後 総資産	備考 （承継内容等）
27. 7. 15	住友重機械搬送システム(株)	352	三菱重工マシナリーテクノロジ(株)	333	358	クレーンの製造販売事業
27. 10. 15	伊藤忠メタルズ(株)	312	住商鉄鋼販売(株)	297	312	製鋼原料事業（鉄スクラップ卸売）

4-24表 行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同株式移転（平成27年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	株式移転会社	総資産	株式移転会社	総資産	設立する会社の名称	総資産
26. 10. 3	(株)マクニカ	836	富士エレクトロニクス(株)	327	マクニカ・富士エレクトロホールディングス(株)	690
27. 6. 12	大丸藤井(株)	252	日藤(株)	69	大丸藤井日藤ホールディングス(株)	323
27. 6. 22	(株)肥後銀行	47246	(株)鹿児島銀行	40564	(株)九州フィナンシャルグループ	87810

4-25表 行為後の譲受会社の総資産が300億円以上となる事業譲受け等（平成27年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	譲受会社	総資産	譲渡会社	総資産	行為後 総資産	備考 (譲受内容)
27. 4. 8	(株)商船三井	10391	第一中央汽船(株)	797	23664	第一中央汽船(株)と東京電力(株)の間における一般炭の輸送契約
27. 4. 15	(株)ジェイデバイス	717	Renesas Semiconductor Singapore Pte. Ltd.	188	476	シンガポール工場における半導体後工程の受託製造事業に用いる製造装置等
27. 9. 29	Swift Pork Company	1605	Cargill Meat Solutions Corporation	4068	2111	米国における、豚の飼育、と蓄、加工及び販売等に係る資産（食肉加工工場、飼料工場及び養豚場）等

（注） 行為後の総資産が300億円以上の場合でも、当事会社のいずれかの総資産が100億円未満のものは除く。

4-26表 資本金額別株式取得件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
23	5	10	7	7	4	31	15	145	224
24	25	12	10	15	8	45	25	145	285
25	23	5	3	21	5	38	19	104	218
26	45	10	7	22	7	23	20	97	231
27	31	6	6	13	5	36	19	106	222

（注） 資本金は株式取得会社の資本金である。

4-27表 資本金額別合併件数の推移

資本金 年度	50万円 未満	50万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1000万円 未満	1000万円 以上 5000万円 未満	5000万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上	計
22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23
23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	309
24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	571
25	27	34	215	62	68	7	7	0	0	0	0	420
26	12	34	139	58	66	8	12	2	0	0	0	331
27	15	24	162	71	70	17	19	4	3	0	0	385
28	10	9	156	52	64	24	19	5	5	0	0	344
29	6	15	151	33	73	15	23	5	4	0	0	325
30	11	13	141	47	88	11	15	4	7	1	0	338
31	10	18	150	75	89	17	13	2	6	1	0	381
32	2	18	135	84	98	30	18	4	9	0	0	398
33	4	10	152	85	81	16	23	2	7	1	0	381
34	3	9	149	95	94	18	30	7	8	0	0	413
35	2	8	144	100	94	33	41	8	9	0	1	440
36	2	6	147	125	176	63	45	9	13	3	2	591
37	6	9	146	131	221	72	91	10	23	3	3	715
38	0	11	188	187	320	115	116	15	28	5	12	997
39	3	5	182	160	313	67	90	14	17	4	9	864
40	1	6	220	169	318	57	93	16	8	3	3	894
41	1	11	205	142	341	63	67	11	23	2	5	871
42	3	6	218	181	367	77	94	9	29	4	7	995
43	2	5	206	177	383	103	100	16	19	2	7	1,020
44	6	10	187	195	456	111	142	20	29	5	2	1,163
45	1	6	178	161	460	119	142	37	34	3	6	1,147
46	1	7	169	165	489	150	131	27	23	9	7	1,178
47	1	7	150	154	486	141	171	29	37	1	7	1,184
48	0	0	101	135	431	136	163	25	26	3	8	1,028
49		252			406	115	157	30	19	0	16	995
50		241			426	109	128	17	24	6	6	957
51		211			441	111	119	27	27	1	4	941
52		211			446	124	164	29	29	5	3	1,011
53		179			365	113	158	51	26	4	2	898
54		177			265	205	153	33	28	3	7	871
55		192			433	108	158	37	22	6	5	961
56		173			424	162	198	43	36	4	4	1,044
57		177			492	144	140	40	35	4	8	1,040
58		157			432	175	184	24	30	10	8	1,020
59		197			482	177	174	19	34	6	7	1,096
60		203			440	231	162	29	33	7	8	1,113
61		206			472	213	167	37	31	12	9	1,147
62		174			491	203	226	42	51	12	16	1,215
63		182			509	250	286	33	48	18	10	1,336
元		165			551	243	347	53	51	14	26	1,450
2		216			651	270	409	74	88	15	28	1,751
3		250			854	338	422	79	101	21	26	2,091
4		227			910	286	357	79	86	23	34	2,002
5		225			898	283	327	52	87	15	30	1,917
6		187			960	297	375	57	81	14	29	2,000
7		276			1,349	341	374	56	85	14	25	2,520
8		107			1,122	414	405	74	108	16	25	2,271
9		110			1,286	303	301	40	84	24	26	2,174
10		100			860	193	214	29	52	18	48	1,514
11		0			30	22	40	7	24	12	16	151
12		0			30	11	42	10	34	15	28	170
13		0			12	16	42	10	28	4	15	127
14		0			16	17	24	5	26	4	20	112
15		0			17	17	41	4	15	3	6	103
16		0			11	6	18	7	14	5	9	70
17		0			19	8	19	7	17	5	13	88
18		0			13	11	28	0	10	4	8	74
19		0			11	7	25	4	22	0	7	76
20		1			5	11	18	8	19	1	6	69
21		0			8	8	16	2	9	2	3	48
22		0			1	2	1	0	3	1	3	11
23		0			1	2	7	0	1	1	3	15
24		0			1	1	3	0	5	0	4	14
25		0			0	1	3	0	0	0	3	8
26		3			0	3	0	0	2	0	3	12
27		0			1	0	2	1	5	1	8	23

(注1) 昭和22年度から昭和24年度前半(昭和24年6月17日以前)までは認可制の下での件数, 昭和24年度後半(昭和24

年6月18日以降）からは届出制の下での件数を示す。

(注2) 平成10年独占禁止法改正法による改正により平成11年1月1日から届出対象範囲が大幅に縮減された。

(注3) 資本金は合併後における存続会社の資本金である。

(注4) 平成25年度において、合併後における存続会社単体の資本金額が未定のものが1件ある。

(注5) 平成26年度において、合併後における存続会社単体の資本金額が未定のものが1件ある。

(注6) 平成27年度において、合併後における存続会社単体の資本金額が未定のものが5件ある。

4-28表 資本金額別共同新設分割件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
15	0	0	0	0	0	1	3	0	4
16	0	0	0	3	0	2	1	0	6
17	0	0	0	1	0	0	1	0	2
18	0	0	1	0	0	0	0	0	1
19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	0	0	0	1	1	0	0	0	2
21	0	0	0	1	0	0	0	0	1
22	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	0	1	0	0	0	0	0	0	1
25	1	0	0	0	0	0	0	0	1
26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	0	1	0	0	0	1	0	0	2

(注) 資本金は事業を承継した会社の資本金である。

4－29表 資本金額別吸収分割件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
15	0	2	0	3	1	2	4	5	17
16	0	1	2	7	1	3	0	3	17
17	0	3	1	2	2	6	1	0	15
18	0	3	2	4	1	2	2	4	18
19	8	5	6	5	2	3	2	2	33
20	2	4	0	5	1	2	1	4	19
21	0	0	2	4	1	2	0	5	14
22	1	1	0	2	0	5	0	2	11
23	2	0	3	3	0	1	0	1	10
24	0	2	2	2	2	1	1	4	14
25	0	1	2	4	1	2	0	3	13
26	2	0	3	0	2	2	4	7	20
27	4	6	0	2	1	2	0	0	15

(注) 資本金は事業を承継した会社の資本金である。

4－30表 資本金額別共同株式移転件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
21	0	0	0	0	0	0	0	3	3
22	1	0	1	0	0	1	1	1	5
23	0	0	2	1	0	0	1	2	6
24	0	0	0	1	1	2	1	0	5
25	0	0	0	0	0	0	1	2	3
26	0	0	0	2	0	1	0	4	7
27	0	0	0	3	0	0	0	3	6

(注) 資本金は新設会社の資本金である。

4－31表 資本金額別事業譲受け等件数の推移

資本金 年度	50万円 未満	50万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1000万円 未満	1000万円 以上 5000万円 未満	5000万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上	計
22	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	22
23	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	192
24	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	196
25	13	15	78	30	34	12	15	8	2	0	0	207
26	9	23	64	26	39	3	9	1	5	3	0	182
27	1	5	44	22	30	4	12	6	0	0	0	124
28	4	3	34	15	31	16	15	3	5	0	0	126
29	4	6	44	27	35	15	21	3	11	1	0	167
30	1	4	31	16	40	12	17	7	13	2	0	143
31	6	2	55	32	52	17	26	8	11	0	0	209
32	0	2	18	26	35	17	26	5	11	0	0	140
33	0	4	20	20	34	15	15	5	5	0	0	118
34	2	2	31	22	21	11	24	11	15	0	0	139
35	0	2	29	19	35	15	21	7	16	0	0	144
36	1	2	36	36	34	13	29	2	8	1	0	162
37	0	3	48	30	49	16	29	5	11	1	1	193
38	0	3	59	27	58	22	32	5	14	1	2	223
39	1	1	31	30	63	21	25	9	14	0	0	195
40	1	2	39	31	53	22	30	8	10	2	4	202
41	0	4	46	35	83	35	31	9	11	4	6	264
42	1	3	53	37	91	29	51	14	12	4	4	299
43	1	2	50	64	135	46	36	8	8	0	4	354
44	1	4	42	52	160	37	62	12	18	2	1	391
45	1	7	69	59	153	28	49	16	20	3	8	413
46	1	3	69	58	171	50	54	10	22	7	4	449
47	0	1	44	52	178	60	65	13	29	5	5	452
48	0	1	18	39	118	68	95	26	38	16	24	443
49			102		178	49	46	11	18	4	12	420
50			117		158	49	53	9	30	0	13	429
51			116		209	73	61	13	24	4	11	511
52			123		243	89	104	17	50	6	14	646
53			140		222	80	91	16	24	5	17	595
54			118		262	74	83	26	30	5	13	611
55			144		292	86	93	12	25	13	15	680
56			137		350	112	96	23	36	7	10	771
57			158		322	109	132	24	38	5	27	815
58			133		266	115	115	16	31	10	16	702
59			129		304	134	158	6	22	10	27	790
60			125		290	129	155	24	51	7	26	807
61			168		360	124	158	24	48	10	44	936
62			168		422	162	205	17	45	11	54	1,084
63			173		391	145	197	11	52	9	50	1,028
元			138		370	143	191	36	51	19	40	988
2			136		394	162	196	40	46	21	55	1,050
3			154		489	192	224	29	74	18	86	1,266
4			112		440	157	201	42	51	16	60	1,079
5			119		424	164	235	36	75	25	75	1,153
6			152		459	190	242	33	75	14	90	1,255
7			140		576	200	298	39	101	25	88	1,467
8			121		628	200	267	42	114	26	78	1,476
9			129		657	229	272	36	101	38	84	1,546
10			148		450	135	217	42	90	24	70	1,176
11			1		32	20	36	6	33	9	42	179
12			1		33	31	29	14	32	15	58	213
13			0		16	25	40	11	31	13	59	195
14			1		36	17	44	15	27	17	40	197
15			2		42	23	43	3	22	12	28	175
16			0		31	23	36	5	23	14	34	166
17			5		25	21	33	6	17	9	25	141
18			6		36	18	22	8	12	10	24	136
19			3		18	22	33	7	17	7	16	123
20			4		14	9	18	10	14	1	19	89
21			4		6	8	26	3	8	6	18	79
22			6		6	10	11	1	4	1	15	54
23			3		5	5	3	0	1	0	3	20
24			2		6	6	4	1	2	2	7	30
25			1		3	3	4	0	7	1	2	21
26			2		1	6	2	0	1	3	2	19
27			4		3	3	4	1	2	5	5	27

(注1) 昭和22年度から昭和24年度前半(昭和24年6月17日以前)までは認可制の下での件数、昭和24年度後半(昭和24年6月18日以降)からは届出制の下での件数を示す。

(注2) 平成10年独占禁止法改正法による改正により平成11年1月1日から届出対象範囲が大幅に縮減された。

(注3) 資本金は事業等を譲り受けた会社の資本金である。

5 下請法関係

5－1表 書面調査発送件数の推移

年度	区分	定期調査発送件数		特別調査発送件数	
		対象親事業者数 (事業所・名)	対象下請事業者数 (名)	対象親事業者数 (事業所・名)	対象下請事業者数 (名)
31		304			
32		723			
33		769			
34		986			
35		1,214			
36		1,514			
37		1,803			
38		1,800			
39		2,004			
40		2,554			
41		2,631			
42		5,512			
43		6,030			
44		6,684			
45		7,214			
46		8,451			
47		8,751			
48		10,039	2,915		
49		10,045	3,808		
50		12,007	4,861		
51		12,171	6,325		
52		12,315	7,247		
53		10,973	10,663		
54		12,007	11,546		
55		13,490	21,785		
56		13,668	18,091		
57		16,026	20,532		
58		16,346	23,138		
59		15,959	66,579	16,095	
60		9,574	48,031		
61		9,559	52,105		
62		10,121	59,535		
63		13,854	70,968		
元		13,537	73,320		
2		12,889	72,030		
3		12,680	71,603		
4		14,234	74,334		10,027
5		13,781	75,864		10,786
6		13,235	72,784		10,559
7		13,261	75,202		
8		13,857	70,453		
9		13,648	71,860	1,000	5,000
10		13,869	70,182	1,736	
11		14,453	70,554		
12		15,964	75,859		
13		16,417	93,483	1,673	1,003
14		17,385	99,481		
15		18,295	108,395		
16		30,932	170,517		
17		30,991	170,878		
18		29,502	162,521		
19		30,268	168,108		
20		34,181	160,230		
21		36,342	201,005		
22		38,046	210,166		
23		38,503	212,659		
24		38,781	214,042		
25		38,974	214,044		
26		38,982	213,690		
27		39,101	214,000		

(注) 親事業者調査は昭和59年度までは事業所ベース、昭和60年度以降は企業ベースの数字である。また、下請事業者調査は企業ベースの数字である。

5－2表 下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移

区分 年度	新規着手件数				処理件数			
	書面調査	申告	中小企業庁長官 からの措置請求	計	措置		不問	計
					勧告	指導		
	(事業所・名)	(名)	(名)	(事業所・名)	(名)	(事業所・名)	(事業所・名)	(事業所・名)
31	61	20	0	81	0	19	46	65
32	130	21	0	151	13	73	37	123
33	161	21	0	182	5	110	39	154
34	97	3	0	100	7	82	37	126
35	105	5	0	110	0	38	20	58
36	156	10	0	166	0	62	33	95
37	261	33	0	294	12	149	35	196
38	219	17	0	236	22	182	55	259
39	218	17	14	249	14	180	104	298
40	417	23	31	471	15	193	93	301
41	541	15	19	575	14	299	111	424
42	669	12	10	691	5	459	97	561
43	414	7	0	421	9	416	171	596
44	525	6	0	531	26	447	231	704
45	430	5	2	437	52	354	80	486
46	609	9	5	623	56	432	56	544
47	690	2	0	692	41	485	99	625
48	707	2	0	709	17	569	130	716
49	739	5	5	749	4	542	296	842
50	1,029	10	18	1,057	6	686	269	961
51	1,220	15	18	1,253	12	906	255	1,173
52	1,391	38	59	1,488	15	1,097	191	1,303
53	1,050	35	80	1,165	7	916	406	1,329
54	1,242	16	9	1,267	2	746	146	894
55	1,126	20	35	1,181	0	921	436	1,357
56	1,158	9	8	1,175	1	932	252	1,185
57	1,331	19	4	1,354	4	1,014	271	1,289
58	1,413	15	13	1,441	0	1,119	317	1,436
59	1,458	24	0	1,482	0	1,224	693	1,917
60	(3,008)	-	-	(3,039)	-	(2,243)	-	-
61	1,570	31	0	1,601	0	1,512	159	1,671
62	1,426	51	0	1,477	0	1,242	155	1,397
63	1,498	52	0	1,550	0	1,273	197	1,470
64	2,112	61	0	2,173	0	1,474	85	1,559
65	1,928	29	0	1,957	0	2,419	160	2,579
66	2,001	23	1	2,025	1	2,186	127	2,314
67	1,534	15	0	1,549	0	1,492	101	1,593
68	2,191	18	0	2,209	0	1,933	132	2,065
69	2,844	38	0	2,882	0	2,428	279	2,707
70	1,590	21	0	1,611	1	1,632	186	1,819
71	1,548	23	0	1,571	0	1,544	148	1,692
72	1,516	10	0	1,526	2	1,439	106	1,547
73	1,330	13	1	1,344	3	1,348	60	1,411
74	1,329	22	0	1,351	1	1,271	69	1,341
75	1,135	26	0	1,161	3	1,101	66	1,170
76	1,153	52	1	1,206	6	1,134	50	1,190
77	1,308	59	0	1,367	3	1,311	44	1,358
78	1,357	70	0	1,427	4	1,362	60	1,426
79	1,341	67	1	1,409	8	1,357	71	1,436
80	2,638	72	0	2,710	4	2,584	75	2,663
81	4,009	65	0	4,074	10	4,015	41	4,066
82	2,983	100	1	3,084	11	2,927	121	3,059
83	2,964	145	1	3,110	13	2,740	307	3,060
84	3,168	152	4	3,324	15	2,949	273	3,237
85	3,728	105	2	3,835	15	3,590	254	3,859
86	4,509	145	4	4,658	15	4,226	369	4,610
87	4,494	56	4	4,554	18	4,326	292	4,636
88	4,819	50	1	4,870	16	4,550	316	4,882
89	5,418	59	1	5,478	10	4,949	466	5,425
90	5,723	83	1	5,807	7	5,461	376	5,844
91	6,210	95	0	6,305	4	5,980	287	6,271

(注) 数字は昭和59年度までは事業所ベースの件数、昭和60年度以降は企業ベースの件数である。
 なお、昭和60年度の()内の数字は事業所ベースの数字である。

表3-1 下請法違反行為類型別件数の推移

[illegible]

(注1) 数字は昭和59年度までは事業所ベースの件数，昭和60年度以降は企業ベースの件数である。

なお、昭和60年度は、事業所ベースの件数と企業ベースの件数を併記した。

(注2) 1件の勧告又は指導において複数の行為を問題としている場合があるので、違反行為類型別件数の合計欄の数字と5-2表の「措置」件数とは一致しない。

(注3) () 内の数値は、実体規定違反全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも100.0とならない。

6 景品表示法に基づく協定又は規約及び運用機関の一覧（平成28年3月末現在）

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
1	全国飲用牛乳公正取引協議会	—	飲用乳の表示に関する公正競争規約
2	はっ酵乳，乳酸菌飲料公正取引協議会	—	はっ酵乳，乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約
3	殺菌乳酸菌飲料公正取引協議会	—	殺菌乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約
4	チーズ公正取引協議会	—	ナチュラルチーズ，プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約
5	アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会	アイスクリーム類及び氷菓業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約
6	（一社）全国はちみつ公正取引協議会	—	はちみつ類の表示に関する公正競争規約
7	（一社）全国ローヤルゼリー公正取引協議会	—	ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約
8	全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会	—	辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約
9	全国削節公正取引協議会	—	削りぶしの表示に関する公正競争規約
10	食品のり公正取引協議会	—	食品のりの表示に関する公正競争規約
11	全国食品缶詰公正取引協議会	—	食品缶詰の表示に関する公正競争規約
12	全国トマト加工品業公正取引協議会	トマト加工品業における景品の提供の制限に関する公正競争規約	トマト加工品の表示に関する公正競争規約
13	全国粉わさび公正取引協議会	—	粉わさびの表示に関する公正競争規約
14	全国生めん類公正取引協議会	—	生めん類の表示に関する公正競争規約
15	日本即席食品工業公正取引協議会	即席めん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	即席めんの表示に関する公正競争規約
16	全国ビスケット公正取引協議会	ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビスケット類の表示に関する公正競争規約
17	全国チョコレート業公正取引協議会	チョコレート業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	チョコレート類の表示に関する公正競争規約
18	チョコレート利用食品公正取引協議会	—	チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約
19	全国チューインガム業公正取引協議会	チューインガム業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	チューインガムの表示に関する公正競争規約
20	凍豆腐製造業公正取引協議会	凍り豆腐製造業における景品類の提供の制限及び凍り豆腐の表示に関する公正競争規約	
21	全国味噌業公正取引協議会	みそ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	みその表示に関する公正競争規約
22	醤油業中央公正取引協議会	しょうゆ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	しょうゆの表示に関する公正競争規約
23	日本ソース業公正取引協議会	ソース業における景品の提供の制限に関する公正競争規約	—
24	全国食酢公正取引協議会	—	食酢の表示に関する公正競争規約
25	カレー業全国公正取引協議会	カレー業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
26	果実飲料公正取引協議会	—	・果実飲料等の表示に関する公正競争規約 ・合成レモンの表示に関する公正競争規約
27	全国コーヒー飲料公正取引協議会	—	コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
28	全日本コーヒー公正取引協議会	—	レギュラーコーヒー及びビインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約
29	日本豆乳公正取引協議会	—	豆乳類の表示に関する公正競争規約
30	マーガリン公正取引協議会	—	マーガリン類の表示に関する公正競争規約
31	全国観光土産品公正取引協議会	—	観光土産品の表示に関する公正競争規約
32	ハム・ソーセージ類公正取引協議会	—	ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約
33	日本パン公正取引協議会	—	包装食パンの表示に関する公正競争規約
34	全国食肉公正取引協議会	—	食肉の表示に関する公正競争規約
35	全国ドレッシング類公正取引協議会	—	ドレッシング類の表示に関する公正競争規約
36	もろみ酢公正取引協議会	—	もろみ酢の表示に関する公正競争規約
37	食用塩公正取引協議会	—	食用塩の表示に関する公正競争規約
38	鶏卵公正取引協議会	—	鶏卵の表示に関する公正競争規約
39	日本ワイナリー協会	果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
40	ビール酒造組合	ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビールの表示に関する公正競争規約
41	日本洋酒輸入協会	酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約 ・輸入ビールの表示に関する公正競争規約
42	日本洋酒酒造組合	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ウイスキーの表示に関する公正競争規約
43	日本酒造組合中央会	・清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約 ・単式蒸留しようちゅう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・単式蒸留しようちゅうの表示に関する公正競争規約 ・泡盛の表示に関する公正競争規約
44	日本蒸留酒酒造組合	合成清酒及び連続式蒸留しようちゅうの製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
45	全国小売酒販組合中央会	—	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約
46	全国帯締め羽織ひも公正取引協議会	—	帯締め及び羽織ひもの表示に関する公正競争規約
47	眼鏡公正取引協議会	—	眼鏡類の表示に関する公正競争規約
48	（公社）全国家庭電気製品公正取引協議会	家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約	・家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約 ・家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約
49	医療用医薬品製造販売業公正取引協議会	医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
50	医療用医薬品卸売業公正取引協議会	医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
51	化粧品公正取引協議会	—	化粧品の表示に関する公正競争規約
52	化粧石けん公正取引協議会	化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	化粧石けんの表示に関する公正競争規約
53	洗剤・石けん公正取引協議会	家庭用合成洗剤及び家庭用石けん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
54	歯磨公正取引協議会	歯みがき業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	歯みがき類の表示に関する公正競争規約
55	防虫剤公正取引協議会	—	防虫剤の表示に関する公正競争規約
56	新聞公正取引協議会	新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
57	出版物小売業公正取引協議会	出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
58	雑誌公正取引協議会	雑誌業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
59	（一社）自動車公正取引協議会	自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・自動車業における表示に関する公正競争規約 ・二輪自動車業における表示に関する公正競争規約
60	タイヤ公正取引協議会	タイヤ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	タイヤの表示に関する公正競争規約
61	農業機械公正取引協議会	農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	農業機械の表示に関する公正競争規約
62	不動産公正取引協議会連合会	不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	不動産の表示に関する公正競争規約
63	（一社）北海道不動産公正取引協議会		
64	東北地区不動産公正取引協議会		
65	（公社）首都圏不動産公正取引協議会		
66	北陸不動産公正取引協議会		
67	東海不動産公正取引協議会		
68	（公社）近畿地区不動産公正取引協議会		
69	中国地区不動産公正取引協議会		
70	四国地区不動産公正取引協議会		
71	（一社）九州不動産公正取引協議会		
72	旅行業公正取引協議会	旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約
73	全国銀行公正取引協議会	銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	銀行業における表示に関する公正競争規約
74	指定自動車教習所公正取引協議会	指定自動車教習所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	指定自動車教習所業における表示に関する公正競争規約
75	ペットフード公正取引協議会	ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ペットフードの表示に関する公正競争規約
76	全国釣竿公正取引協議会	—	釣竿の表示に関する公正競争規約
77	鍵盤楽器公正取引協議会	—	・ピアノの表示に関する公正競争規約 ・電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約
78	衛生検査所業公正取引協議会	衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
79	スポーツ用品公正取引協議会	—	スポーツ用品の表示に関する公正競争規約
80	医療機器業公正取引協議会	医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
81	仏壇公正取引協議会	—	仏壇の表示に関する公正競争規約

7 懇話会及び研究会

7-1 独占禁止懇話会

(1) 開催趣旨

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、昭和43年11月以来開催しているもので、平成28年6月現在、次の学界、言論界、消費者団体、産業界、中小企業団体等の有識者25名をもって開催されている。

会 長	伊 藤 元 重	学習院大学国際社会科学部教授
会 員	青 木 玲 子	九州大学 副学長・理事・教授
	天 野 真 志	(株)読売新聞東京本社編集局経済部長
	有 田 芳 子	主婦連合会会長
	井 手 秀 樹	慶應義塾大学名誉教授
	稲 垣 泰 弘	(株)小松製作所常務執行役員 経営管理部長
	内 田 晴 康	弁護士
	及 川 勝	全国中小企業団体中央会事務局次長兼政策推進部長
	翁 百 合	(株)日本総合研究所副理事長
	蔭 山 秀 一	(株)三井住友銀行取締役副会長
	川 田 順 一	J Xホールディングス(株)取締役副社長執行役員
	川 濱 昇	京都大学大学院法学研究科教授
	神 田 敏 子	元全国消費者団体連絡会事務局長
	岸 井 大太郎	法政大学法学部教授
	児 玉 平 生	(株)毎日新聞社毎日フォーラム編集部委員
	櫻 田 厚	(株)モスフードサービス代表取締役 取締役会長兼取締役社長
	泉 水 文 雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
	野 原 佐和子	(株)イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	比 嘉 政 浩	全国農業協同組合中央会専務理事
	舟 田 正 之	立教大学名誉教授
	三 村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	村 上 政 博	成蹊大学大学院法務研究科教授
	和 田 寿 昭	日本生活協同組合連合会専務理事
	チャールズ D.レイクⅡ	アフラック 日本における代表者・会長

(役職は平成28年6月24日時点)

(2) 開催状況

回	開催年月日	議 題
200	27. 4. 8	○ 公的再生支援研究会の中間取りまとめ ○ 消費税転嫁対策の取組 ○ 流通・取引慣行ガイドライン ○ 独占禁止法改正法の施行に係る取組
201	27. 6. 12	○ 平成26年度における独占禁止法違反事件の処理状況 ○ 平成26年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組 ○ 平成26年度における主要な企業結合事例 ○ 我が国企業における外国競争法コンプライアンスに関する取組状況
202	27. 12. 1	○ 東アジアにおける競争政策の進展と公正取引委員会の役割について ○ 「テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書」について ○ 競争政策研究センター（C P R C）の活動状況について
203	28. 4. 7	○ 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の一部改正について ○ 「適正な電力取引についての指針」の改定について ○ 「独占禁止法審査手続に関する指針」の策定について ○ 学生向け広報活動（独占禁止法教室）について
204	28. 6. 24	○ 平成27年度における独占禁止法違反事件の処理状況 ○ 平成27年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組 ○ 平成27年度における主要な企業結合事例 ○ 「公的再生支援に関する競争政策上の考え方」について

(注) 平成27年4月から平成28年6月までの開催状況

7-2 独占禁止法研究会

(1) 開催趣旨

課徴金制度が昭和52年に導入されて約40年が経過し、その間、数次の改正が行われているものの、事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化は一層進展しており、現行課徴金制度では事業活動の実態を反映せず適正に対応できていない場面も生じているため、経済・社会環境の不断の変化にも対応し得る課徴金制度の在り方について検討する必要がある。

また、諸外国において広く導入されているような、独占禁止法違反行為に対して、事業者の調査への協力・非協力の程度等を勘案して、当局の裁量により課徴金額を決定する仕組みを導入することは、事業者と公正取引委員会が協力して事件処理を行う領域を拡大するものであり、事業者による自主的なコンプライアンスの推進にも資するものと考えられる。

加えて、経済活動のグローバル化が進展する中、我が国の課徴金制度と諸外国の制度との国際的整合性を向上させる必要があると考えられる。

公正取引委員会は、このような認識の下、課徴金制度の在り方について専門的知見から検討を行うことを目的として、各界の有識者からなる「独占禁止法研究会」を開催している。

座 長	岸 井 大太郎	法政大学法学部教授
座長代理	宇 賀 克 也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会 員	阿 部 泰 久	(一社) 日本経済団体連合会参与
	井 手 秀 樹	慶應義塾大学名誉教授
	及 川 勝	全国中小企業団体中央会事務局次長・政策推進部長
	大 沢 陽一郎	(株) 読売新聞東京本社論説委員
	大 竹 たかし	シティユーワ法律事務所 弁護士 (オブ・カウンセル)
		元東京高等裁判所部総括判事
	川 出 敏 裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒 木 麻 実	(公社) 全国消費生活相談員協会関西支部副支部長
	佐 伯 仁 志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	泉 水 文 雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	中 原 茂 樹	東北大学大学院法学研究科教授
	向 宣 明	桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士 (パートナー)
		日本弁護士連合会独占禁止法改正問題ワーキンググループ事務局 長
	村 上 政 博	成蹊大学大学院法務研究科客員教授
	柳 川 範 之	東京大学大学院経済学研究科教授
	若 林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授

(役職は平成28年6月28日時点)

(2) 開催状況

回	開催年月日	議 題
1	28. 2. 23	○ 研究会の運営について ○ 課徴金制度の概要と見直しの視点について ○ 研究会の進め方について
2	28. 3. 18	○ 大阪大学大学院 法学研究科 佐久間修教授からのヒアリング ○ 関西学院大学 司法研究科 曾和俊文教授からのヒアリング
3	28. 4. 22	○ 宮川裕光弁護士からのヒアリング ○ 欧州ビジネス協会からのヒアリング ○ 亀岡悦子弁護士からのヒアリング
4	28. 5. 20	○ 多田敏明弁護士からのヒアリング ○ (一社) 日本経済団体連合会からのヒアリング ○ 全国中小企業団体中央会からのヒアリング
5	28. 5. 27	○ (一社) 全国消費者団体連絡会からのヒアリング ○ 日本労働組合総連合会からのヒアリング ○ 東京大学大学院 法学政治学研究科 宋戸常寿教授からのヒアリング
6	28. 6. 28	○ 論点整理

(ヒアリング対象者の役職は各会合開催日現在、開催状況は平成28年6月まで)

7-3 流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会

(1) 開催趣旨

平成3年に「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（以下「流通・取引慣行ガイドライン」という。）が策定されてから20数年が経過したところ，その後の我が国における流通実態の変化を踏まえ，流通実態に即した流通・取引慣行ガイドラインの見直しに関して必要な検討を行うことを目的として，公正取引委員会は，各界の有識者から成る「流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会」を開催している。

座 長	土 井 教 之	関西学院大学名誉教授 イノベーション研究センター客員研究員 技術革新と寡占競争政策研究センター客員研究員
	川 濱 昇	京都大学大学院法学研究科教授
	滝 澤 紗矢子	東北大学大学院法学研究科准教授
	武 田 邦 宣	大阪大学大学院法学研究科教授
	中 尾 雄 一	パナソニック(株)アプライアンス社日本地域コンシューマーマーケティング部門コンシューマーマーケティングジャパン本部法務部 法務課課長
	中 村 美 華	(株)セブン&アイ・ホールディングス法務部法務シニアオフィサー
	丸 山 正 博	明治学院大学経済学部教授
	丸 山 雅 祥	神戸大学大学院経営学研究科教授
	三 村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	渡 邊 新 矢	外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所 弁護士

（役職は平成28年6月17日時点）

(2) 開催状況

回	開催年月日	議 題
1	28. 2. 24	○ 研究会の運営について ○ いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準等について
2	28. 3. 11	○ いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準等について
3	28. 6. 17	○ 流通経済研究所からのヒアリング

（開催状況は平成28年6月まで）

8 公正取引委員会機構図

